

阿南市総合計画 2025 ▶ 2028
実施計画

(令和8年度～令和10年度)

令和8年4月

阿南市

目次

基本政策1 「災害に強く安全・安心な阿南」の創生(安全安心・都市基盤・都市環境).....	1
基本政策2 「地域産業が伸びゆく阿南」の創生(産業).....	27
基本政策3 「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」の創生(子育て・教育).....	38
基本政策4 「健康でひとに優しい阿南」の創生(健康・福祉).....	51
基本政策5 「歴史・文化とスポーツでにぎわう阿南」の創生(スポーツ・文化・観光・交流).....	73
基本政策6 「地域の個性ときずなが輝く阿南」の創生(都市運営).....	85

実施計画の見方

基本構想・基本計画 掲載事項

基本政策 基本構想において本市が目指す都市像の実現に向けて掲げる、まちづくりの行動指針を示しています。

基本政策1 「災害に強く安全・安心な阿南」の創生(安全安心・都市基盤・都市環境)

1 防災・消防

まちづくり分野 基本政策に基づくまちづくり分野を示しています。

重点テーマ 基本的な方向性にもとづき重点的に取り組むテーマを示しています。

重点テーマ 1	南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対する防災対策の推進	重点テーマ 2	事前の復旧・復興に向けた取組の推進
<p>主要な施策 目標を達成するための主要な施策を示しています。</p> <p><主要な施策> (1)緊急避難場所・避難所整備 (2)総合防災訓練及び避難所開設・運営訓練等の実施 (3)災害時応援・受援体制の構築 (4)防災施設の整備・確保と物資・資機材の充実 (5)県が管理する福井川等の河川整備・改修への支援 (6)那賀川・桑野川の無堤地区解消、既存堤防強化及び津波対策、上流域における長安ロダム堆砂対策や小見野々ダム再生事業等の推進 (7)那賀川・桑野川等における「流域治水」の推進(那賀川水系流域治水プロジェクト) (8)港湾施設整備・海岸保全整備への支援 (9)居住誘導区域における防災対策の推進 (10)治山対策の推進 (11)住宅の耐震化の推進 (12)管理不全空家の発生予防</p>		<p><主要な施策> (1)事前の復旧・復興に向けた取組の推進</p>	

実施計画 掲載事業

事業名	主管課	事業内容		
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】		
① 防災対策事業	② 危機管理課	④		
1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(4) 2-(1) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(6) 3-(7) 4-(3) 4-(4) 4-(6)		○地域防災計画に基づき、地震・津波・風水害対策の事業を実施し、多種多様な災害に対応する 南海トラフ巨大地震等対策事業 災害時備蓄品購入事業 阿南市総合防災訓練、避難所開設・運営訓練 防災減災・危機管理アドバイザー制度の運用 洪水(二級河川)ハザードマップ作成、内水浸水ハザードマップ作成 南海トラフ巨大地震被害想定の見直し及びハザードマップの更新		
【令和8年度】 地域防災計画に基づき、地震・津波・風水害対策の事業を推進する		【令和9年度】 地域防災計画に基づき、地震・津波・風水害対策の事業を推進する。	【令和10年度】 地域防災計画に基づき、地震・津波・風水害対策の事業を推進する。	
【具体的内容】 ○避難場所・避難路の整備、防災倉庫・避難誘導灯の設置、ブロック塀の撤去等 ○食料・資機材等を避難所や防災倉庫に備蓄 ○総合防災訓練を実施(年1回) ○避難所開設・運営訓練を実施 ○洪水(二級河川)ハザードマップ ○内水浸水ハザードマップ作成 ○津波ハザードマップの更新		【具体的内容】 ○避難場所・避難路の整備、防災倉庫・避難誘導灯の設置、ブロック塀の撤去等 ○食料・資機材等を避難所や防災倉庫に備蓄 ○総合防災訓練を実施(年1回)	【具体的内容】 ○避難場所・避難路の整備、防災倉庫・避難誘導灯の設置、ブロック塀の撤去等 ○食料・資機材等を避難所や防災倉庫に備蓄 ○総合防災訓練を実施(年1回)	

- ① **事業名** 基本計画で掲げた目標を達成するための手段として、具体的な事業を示しています。
※2以上の分野に該当する事業については、主たる掲載分野以外に掲載する際に「再掲」「再々掲」と表記しています。
- ② **主管課** 事業を主に所管する担当課を記載しています。
- ③ **関連主要施策番号** 事業に関連する基本計画における「主要な施策」の番号を記載しています。
(例) 1-(1) ⇒ 重点テーマ: 「1」 主要な施策: 「(1)」 **緊急避難場所・避難所整備**
- ④ **事業内容** 事業の目的や必要性、概要等について記載しています。
- ⑤ **年度別事業概要** 計画期間の3か年の事業概要及び具体的内容を記載しています。

実施計画(令和8~10年度) 掲載事業一覧

総合計画(基本計画) 掲載事項			実施計画 掲載事業				
まちづくり分野	重点テーマ	主要な施策	まちづくり分野(再掲)	事業No.	事業名	課名等	関連する主要な施策
1 防災・消防	1 南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対する防災対策の推進	(1) 緊急避難場所・避難所整備	1 防災・消防	1100100	防災対策事業	危機管理課	1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(4) 2-(1) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(6) 3-(7) 4-(3) 4-(4) 4-(6)
		(2) 総合防災訓練及び避難所開設・運営訓練等の実施		1100200	災害時避難所環境改善事業	危機管理課	1-(1) 1-(2) 1-(4) 3-(1) 3-(7)
		(3) 災害時応援・受援体制の構築		1100300	急傾斜地崩壊対策事業	土木課	1-(10)
		(4) 防災施設の整備・確保と物資・資機材の充実		1100400	防災重点農業用ため池防災対策事業	農地整備課	4-(4)
		(5) 県が管理する福井川等の河川整備・改修への支援		1100500	河川整備促進事業	広域連携事業課	1-(6)
		(6) 那賀川・桑野川の無堤地区解消、既存堤防強化及び津波対策、上流域における長安口ダム堆砂対策や小見野々ダム再生事業等の推進		1100600	港湾施設整備・海岸保全整備事業	土木課	1-(8)
		(7) 那賀川・桑野川等における「流域治水」の推進(那賀川水系流域治水プロジェクト)		1100700	民間建築物耐震化支援事業	住宅課	1-(11)
		(8) 港湾施設整備・海岸保全整備への支援		1100800	木造住宅耐震化促進事業	住宅課	1-(11) 1-(12)
		(9) 居住誘導区域における防災対策の推進		1100900	木造住宅耐震改修加速事業	住宅課	1-(11) 1-(12)
		(10) 治山対策の推進		1101000	老朽化建築物除却等支援事業	住宅課	1-(12)
		(11) 住宅の耐震化の推進		1101101	都市計画総務事業(再掲)	都市政策課	1-(9)
		(12) 管理不全空家の発生予防		1101200	事前復興計画策定事業	危機管理課	2-(1)
	2 復旧・復興対応の事前準備	(1) 事前の復旧・復興に向けた取組の推進	1101300	地籍調査事業	農地整備課	2-(1)	
	3 防災意識の向上及び確実な避難対策の整備	(1) 自主防災組織の育成・活動支援	1101400	自主防災組織支援事業	危機管理課	3-(1) 3-(7)	
		(2) 最新のデジタル技術等を活用した情報伝達手段の研究	1101500	都市排水路整備事業	下水道課	4-(1) 4-(2) 4-(4) 4-(7)	
		(3) 民間ホテル等との協定の拡充及び避難所の環境整備	1101600	都市下水道整備事業	下水道課	4-(2) 4-(4) 4-(7)	
		(4) 災害時避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画策定の推進	1101700	河川総務事業	土木課	1-(5) 1-(6)	
		(5) 福祉避難所との連携	1101800	河川整備事業	土木課	4-(5)	
		(6) 「防災減災・危機管理アドバイザー(仮称)」制度の創設	1101900	緊急消防援助隊設備整備費補助事業	消防総務課	5-(1) 5-(4)	
		(7) 住民主体による避難所運営	1102000	非常備消防管理運営事業	警防課	5-(1) 5-(2)	
4 内水氾濫・外水氾濫対策	(1) 三谷川流域における「流域治水」の推進(打樋川水系流域治水プロジェクト)	1102100	阿南市火災予防査察規程に基づく査察業務	予防課	5-(5) 5-(7)		
	(2) 市内各所の浸水対策	1102200	救急要請時における「口頭指導」の充実	情報管制課	5-(8)		
	(3) 高潮ハザードマップの整備	1102300	応急手当普及啓発事業	消防課	5-(3) 5-(6) 5-(9)		
	(4) 内水・外水浸水状況の検証と対策						
	(5) 準用河川の適正な維持管理						
	(6) 想定最大規模の洪水ハザードマップの整備						
	(7) 排水設備の整備						
5 消防救急体制の整備強化と地域防災力の強化	(1) 消防用施設及び車両等の充実						
	(2) 消防団組織力の総合的強化						
	(3) 市民に対する応急手当普及活動						
	(4) 県下消防広域化の検討						
	(5) 阿南市火災予防査察規程に基づく査察の強化						
	(6) 救急隊員の技術・知識の高度化						
	(7) 防災教育及び住宅用火災警報器の普及啓発						
	(8) 救急要請時における「口頭指導」の充実						
	(9) 消防活動の迅速かつ持続継続可能な出動態勢の推進						
2 交通安全・防犯	1 交通安全意識の高揚及び交通安全施設の整備	(1) 交通安全活動の推進 (2) 交通安全施設の整備及び維持補修の推進	2 交通安全・防犯	1200100	交通安全対策事業	市民生活課	1-(1)
	2 防犯意識の高揚及び防犯環境の整備	(1) 暴力排除・防犯活動の推進 (2) 防犯環境の整備		1200200	交通安全施設整備事業	土木課	1-(2)
	3 青少年を見守る安全・安心な環境づくりの推進	(1) 計画的・継続的かつ柔軟な健全育成パトロールの実施		1200300	防犯対策事業	市民生活課	2-(1) 2-(2)
	4 消費生活相談体制の充実	(1) 消費者教育・啓発の推進 (2) 消費生活相談体制の充実		1200400	青少年健全育成パトロール活動	青少年健全育成センター	3-(1)
3 土地利用	1 集住型のコミュニティづくりの推進	(1) 多極ネットワーク型コンパクトシティの推進	3 土地利用	1200500	消費者行政推進事業	市民生活課	4-(1) 4-(2)
	1 環境施策の総合的推進	(1) 環境総合調査等の実施 (2) 環境教育・協働取組の促進 (3) 海岸漂着物等対策の推進		1300100	都市計画総務事業	都市政策課	1-(1)
4 自然環境・生物多様性	2 脱炭素社会の実現	(1) 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入拡大	4 自然環境・生物多様性	1300201	阿南駅周辺整備事業(再掲)	都市政策課	1-(1)
		(2) 市民・事業者の環境に配慮した活動の促進		1400100	環境政策推進事業	環境保全課	1-(1) 1-(2)
		(3) 森林・海洋植物再生の促進		1400200	海岸漂着物等対策推進事業	農林水産課	1-(3)
	3 自然再興	(4) 森林整備におけるJクレジットの創出		1400300	電気自動車購入事業	総務課	2-(1) 2-(5)
		(5) 市民や事業者へのカーボンニュートラルにつながる行動の普及・啓発		1400400	住宅用太陽光発電システム等導入支援事業	環境保全課	2-(1) 2-(2) 2-(5)
		(1) 生物多様性保全と持続可能な利用の推進		1400601	共生林整備事業(再掲)	農林水産課	2-(3) 2-(4) 2-(5)
				1400701	放置竹林解消事業(再掲)	農林水産課	2-(5)
	1400800	生物多様性SDGs推進事業	環境保全課	3-(1)			

総合計画(基本計画) 掲載事項		
まちづくり分野	重点テーマ	主要な施策
5 市街地整備・都市景観	1	パブリックスペースを活用したまちづくりの推進 (1) 官民連携による阿南駅前周辺まちづくり (2) 阿南中央図書館(仮称)の整備 (3) 空き店舗・空き家の利用促進
	1	新規路線等の整備による交通ネットワークの充実 (1) 徳島南部自動車道、阿南芸芸自動車道の整備促進 (2) 緊急輸送路となる市道の整備 (3) 交付金事業を活用した基幹道路の整備 (4) 一般国道55号阿南道路、(仮称)東西幹線道路の整備促進 (5) 地域活性化及び防災時の拠点となる新たな防災「道の駅」の研究
	2	市道の安全性・快適性の向上 (1) 市道の整備・修繕 (2) 市道の適正な管理・保全
6 道路・交通	3	地域公共交通の核となるバス路線及び離島航路の確保・維持 (1) 乗合タクシーや公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)の実証・導入 (2) 地域公共交通の利用促進策の実施
	1	ごみの減量化及び分別排出に対する市民意識の啓発 (1) 資源ごみ回収団体やごみ問題に取り組む市民団体の育成 (2) 資源ごみ回収団体やごみ問題に取り組む市民団体の育成 (3) ごみ処理施設の適切な運営
	2	快適な生活環境の保全 (1) 騒音・振動・悪臭の防止対策の推進 (2) 美化活動の推進 (3) 空き地の適正管理の促進
7 循環型社会	1	ごみの発生抑制とリサイクル率の向上 (1) 資源ごみ回収団体やごみ問題に取り組む市民団体の育成 (2) 資源ごみ回収団体やごみ問題に取り組む市民団体の育成 (3) ごみ処理施設の適切な運営
	2	快適な暮らしの支援 (1) 新規住宅建設支援 (2) 住宅施策の総合的推進
8 住環境	1	災害に対して強靭な水道施設の整備 (1) 収支予測を考慮した長期的視点による施設の維持更新計画の策定 (2) 水道施設の耐震化の推進による水道事業の基盤強化
	2	水の安定供給と健全経営の維持 (1) 水道事業の健全な経営確保に向けた水道料金など供給規定の見直し
	3	安全・安心な水道水の確保 (1) 徹底した水質管理による安全・安心な水の供給 (2) 非常時における業務継続体制の構築と住民連携の推進 (3) 水道資産の適正な管理体制の構築
9-1 上下水道(上水道)	1	生活排水の水質向上 (1) 小型合併浄化槽設置による水質向上
	2	下水道施設・し尿処理施設の計画的な維持管理 (1) 下水道施設の維持管理(改築・更新) (2) 羽ノ浦農業集落排水処理施設の維持管理 (3) コミュニティ・プラントの維持管理 (4) し尿処理施設の維持管理

実施計画 掲載事業				
まちづくり分野(再掲)	事業No.	事業名	課名等	関連する主要な施策
5 市街地整備・都市景観	1500100	阿南駅前周辺整備事業	都市政策課	1-(1) 1-(3)
	1500200	図書館整備事業	図書館	1-(2)
6 道路・交通	1600100	高速自動車道整備促進事業	広域連携事業課	1-(1) 1-(3)
	1600200	道路橋りょう整備事業(緊急輸送道路の舗装)	土木課	2-(1) 2-(2)
	1600300	道路橋りょう整備事業(道路整備)	土木課	2-(1) 2-(2)
	1600400	国道55号整備促進事業	広域連携事業課	1-(4) 1-(5)
	1600500	土木総務事業	土木課	2-(1)
	1600600	道路橋りょう新設改良事業	土木課	2-(1) 2-(2)
	1600700	道路橋りょう整備事業(修繕)	土木課	2-(1) 2-(2)
	1600800	地域公共交通対策事業	都市政策課	3-(1) 3-(2)
7 循環型社会	1700100	ごみ収集管理事業	生活環境課	1-(1)
	1700200	清掃総務事業	環境管理課	1-(1) 1-(2)
	1700300	エコパーク阿南管理事業	環境管理課	1-(3)
8 住環境	1800101	環境政策推進事業(再掲)	環境保全課	1-(1) 1-(2) 1-(3)
	1800200	住宅管理事業	住宅課	2-(1) 2-(2)
	1800300	公営住宅長寿命化事業	住宅課	2-(2)
	1800400	あなんぐらし支援事業	住宅課	2-(2)
	1800601	木造住宅耐震改修加速事業(再掲)	住宅課	2-(2)
9-1 上下水道(上水道)	1910100	上水道施設適正維持更新事業	水道課	1-(1)
	1910200	上水道施設耐震化対策事業	水道課	1-(2)
	1910300	上水道経営健全化事業	水道課	2-(1)
	1910400	上水道水質管理事業	水道課	3-(1)
	1910500	危機管理体制等整備事業	水道課	3-(2)
	1910600	上水道施設適正資産管理事業	水道課	3-(3)
9-2 上下水道(下水道)	1920100	合併処理浄化槽設置推進事業	環境保全課	1-(1)
	1920200	下水道施設維持管理事業	下水道課	2-(1)
	1920300	下水道施設整備事業	下水道課	2-(1)
	1920400	クリーンビュー管理事業	環境管理課	2-(4)
	1920500	農業集落排水事業	農地整備課	2-(2)
	1920600	伊島地区生活排水処理事業	環境保全課	2-(3)
	1920700	伊島地区コミュニティ・プラント改修事業	環境保全課	2-(3)
	1920800	豊香野地区生活排水処理事業	環境保全課	2-(3)
	1920900	西春日野生活排水処理事業	環境保全課	2-(3)

総合計画(基本計画) 掲載事項			実施計画 掲載事業						
まちづくり分野	重点テーマ	主要な施策	まちづくり分野 (再掲)	事業No.	事業名	課名等	関連する主要な施策		
2 産業	1 農業・ 林業・ 漁業	1 生産力の向上と環境負 荷に配慮した農業の推進 (1) 認定農業者制度の活用による農業の担い手・ 後継者対策の推進 (2) 環境負荷低減事業活動の推進 (3) 地域計画の実行による農業後継者の確保と集 積・集約化の促進 (4) 効率的な生産技術の導入やスマート化・機械化 による省力化の推進 (5) 国・県と連携した燃油高騰対策の推進	1 農業・ 林業・ 漁業	2100100	多面的機能支払交付金事業	農地整備課	1-(1) 1-(4)		
				2100200	就農“できるよ”モデル事業	農林水産課	1-(1) 1-(4)		
				2100300	環境保全型農業直接支払交付金事業	農林水産課	1-(1) 1-(2)		
				2100400	人・農地問題解決支援事業	農林水産課	1-(1) 1-(4)		
				2100500	中山間地域等直接支払交付金事業	農林水産課	1-(1) 1-(4)		
	2100600	とくしま農山漁村未来投資事業		農林水産課	1-(1) 1-(4)				
	2100700	経営所得安定対策事業		農林水産課	1-(4) 1-(5)				
	2100800	農業用施設維持管理事業		農地整備課	2-(1)				
	2100900	農業用施設整備事業		農地整備課	2-(1) 2-(2)				
	2101000	農道新設改良等補助事業		農地整備課	2-(2)				
	2101200	有害鳥獣対策事業		農林水産課	2-(3) 5-(1)				
	2101300	林業振興事業		農林水産課	3-(1) 3-(2)				
	2101400	共生林整備事業		農林水産課	3-(2)				
	2101500	松くい虫被害対策事業		農林水産課	3-(2)				
	2101600	放置竹林解消事業		農林水産課	3-(1)				
	2101701	海岸漂着物等対策推進事業(再掲)		農林水産課	4-(1)				
	2101800	水産振興事業		農林水産課	4-(2)				
	2101900	離島漁業支援事業		農林水産課	4-(2)				
	2 工業	1 既存企業の振興 2 新たな企業誘致の促進		(1) 企業の安定した操業継続・拡大の促進 (2) 工業用水の安定的な確保と高速道路ネット ワークの早期整備の推進 (1) 企業誘致活動の推進 (2) 工業団地(用地)の確保 (3) 企業誘致に向けた市民の機運醸成 (4) 理工系人材の育成	2 工業	2200100	企業振興事業	商工戦略課	1-(1) 1-(2)
						2200200	企業誘致等推進事業	商工戦略課	2-(1) 2-(2) 2-(3) 2-(4)
3 商業	1 エコノミックガーデニン グの推進による地元中小 企業の育成と活性化 2 新産業の創出を担う起業 家の育成	(1) 中小企業の経営に関する支援 (2) 雇用の安定に向けた支援 (3) 事業の継続・拡大に関する支援 (1) 新産業の創出及び起業家の支援 (2) インキュベーションセンターの利用促進 (3) 阿南市へのサテライトオフィス進出に対する支 援	3 商業	2300100	商工業振興事業	商工戦略課	1-(1) 1-(2) 1-(3)		
				2300200	新産業創出等推進事業	商工戦略課	2-(1) 2-(2) 2-(3)		
4 雇用環 境	1 職場環境の整備や向上 2 安定的な雇用に向けた支 援 3 関係機関や企業との連 携	(1) 職場環境の整備促進 (2) 就職差別撤廃の促進 (3) 勤労者福祉の充実 (1) 若者の就労及び定着に向けた支援 (2) 高齢者、障がい者及び女性の雇用の場の確保 (3) 高齢者の就業支援 (1) 就労関係機関との連携強化 (2) 介護人材の確保に向けて介護事業所及び関係 機関と連携した雇用の促進	4 雇用環 境	2400100	労働対策事業	商工戦略課	1-(1) 1-(2) 1-(3) 2-(1) 2-(2)		
				2400200	シルバー人材センター運営費補助事業	地域共生推進課	2-(3)		
				2400301	商工業振興事業(再掲)	商工戦略課	3-(1) 3-(2)		

総合計画(基本計画) 掲載事項			実施計画 掲載事業					
まちづくり分野		重点テーマ	主要な施策	まちづくり分野 (再掲)	事業No.	事業名	課名等	関連する主要な施策
3 子育て・教育	1 出会い・出産支援	1 出会い・結婚へのサポート体制の構築	(1) 出会い・結婚の支援 (2) 経済的な負担軽減策の実施	1 出会い・出産支援	3100100	婚活応援事業	観光交流課	1-(1)
		2 充実した出産環境の構築	(1) 不妊治療費の助成 (2) 妊婦歯科健診の推進		3100200	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	こども支援課	1-(2)
	2 こども・子育て支援	1 すべてのこどもと子育て家庭への支援	(1) 子育て家庭への経済的支援 (2) 地域における子育て支援の充実 (3) 放課後児童クラブの環境整備 (4) 「こども食堂」の活動推進 (5) 認定こども園の整備	2 こども・子育て支援	3100300	不妊治療助成事業	こども支援課	2-(1)
					3100401	母子保健事業(再掲)	こども支援課	2-(2)
					3200102	母子保健事業(再々掲)	こども支援課	1-(1)
					3200200	こどもの医療費助成事業	保険年金課	1-(1)
					3200300	こどもの未来応援デジタルギフト事業	こども支援課	1-(1)
	3 学校教育	1 自ら学ぶ力を育てる教育の推進	(1) 確かな学びを育む教育の推進 (2) ICTを活用した教員の指導力の向上 (3) 防災・安全教育の推進 (4) 外国語教育の推進 (5) 個々のニーズに合った特別支援教育の推進 (6) 教育支援教室の充実	3 学校教育	3200400	保育料完全無償化事業	こども保育課	1-(1)
					3200500	地域子育て交流センター事業	こども保育課	1-(2)
					3200600	ファミリー・サポート・センター事業	こども支援課	1-(2)
					3200700	多様な集団活動事業の利用支援事業	こども支援課	1-(2)
					3200800	出産子育て応援事業	生涯学習課	1-(3)
					3200901	こども食堂支援事業(再掲)	地域共生推進課	1-(4)
		3201000	認定こども園整備推進事業		こども保育課	1-(5)		
		3201101	心身障害児等在宅介護支援事業(再掲)		地域共生推進課	1-(1)		
3201201		障害児通所支援事業(再掲)	地域共生推進課		1-(1)			
2 持続可能な地域社会の実現に向けた教育の推進		(1) ひとり親家庭への支援 (2) 相談・支援体制の強化とこどもの権利擁護 (3) こどもの居場所の整備推進	3 学校教育		3201300	ひとり親家庭等自立支援給付金事業	こども支援課	2-(1)
	3201400			子ども家庭総合支援拠点事業	こども支援課	2-(2)		
	3201500			子ども第三の居場所事業	地域共生推進課	2-(3)		
	3300100			学校等教育振興事業	学校教育課	1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(5) 1-(6) 2-(1) 2-(2) 4-(7)		
3 社会の変化に対応する青少年健全育成の推進	(1) 郷土愛を育む教育の推進 (2) キャリア教育の推進 (3) 地元企業との連携による早期職業観の醸成	3 学校教育	3300200	学校等教育活動事業	学校教育課	1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(5) 1-(6) 2-(1) 2-(2) 3-(4)		
			3300300	外国青年招致事業	教育研究所	1-(4)		
4 安全で安心して学べる教育環境の整備	(1) 学校グラウンド照明設備の更新(LED化) (2) 学校照明設備のLED化 (3) 小・中学校屋内運動場の空調整備 (4) 老朽化した学校施設の改修・改築 (5) 魅力ある新しい学校づくりに向けた小・中学校再編の推進 (6) 小規模特認校制度の導入 (7) 学校教育の情報化の推進 (8) 学校給食費の支援	3 学校教育	3300400	教育研究指導事業	教育研究所	1-(1)		
			3300500	教育支援教室運営事業	教育研究所	1-(6)		
			3300600	青少年健全育成事業	青少年健全育成センター	3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 4-(7) 4-(8)		
			3300701	青少年健全育成パトロール活動(再掲)	青少年健全育成センター	3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 4-(7) 4-(8)		
			3300800	小学校改修事業	教育総務課	4-(2) 4-(3) 4-(4)		
			3300900	中学校改修事業	教育総務課	4-(2) 4-(3) 4-(4)		
			3301000	奨学資金貸付事業	教育総務課	1-(1)		
			3301100	学校等保健事業	学校教育課	1-(1)		
5 地場産物を活用した学校給食の推進	(1) 県内産地場産物の活用	3301200	阿南市立小・中学校再編事業	教育総務課	4-(5) 4-(6)			
		3301300	学校給食地産地消推進事業	学校給食課	5-(1)			
		3301301	体育施設整備事業(再掲)	スポーツ振興課	4-(1)			

総合計画(基本計画) 掲載事項		
まちづくり分野	重点テーマ	主要な施策
4 健康・福祉	1 健康づくり・地域医療	1 体と心の健康づくりの推進 (1) 健康づくりの周知・啓発 (2) 母子保健の充実 (3) 歯科保健の推進 (4) 精神保健の推進
		2 健康の保持・増進と健康寿命の延伸 (1) 健康の保持・増進と疾病の重症化予防 (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (3) 医師確保対策事業及び救急医療体制の維持・充実 (4) がん患者に対する生活支援
	2 地域福祉	1 誰一人取り残さない包括的支援体制の整備 (1) 相談支援ネットワークの構築による相談支援体制の強化 (2) 制度の狭間の課題に対する相談支援体制の充実 (3) 権利擁護支援の推進
		2 つながり支え合える地域づくりの推進 (1) 生きがいを持って社会参加できる支援体制の推進 (2) 多様な主体による地域貢献活動の推進 (3) 多様な居場所の整備 (4) 安心な暮らしのための地域の担い手育成 (5) 「こども食堂」の活動推進(再掲)
	3 障がい者福祉	1 障がい者が自分らしく暮らせる支援体制の構築 (1) 相談支援体制の充実 (2) 地域生活拠点等の推進 (3) 自立支援協議会の充実 (4) 多様な居場所の整備(再掲)
		2 障がい者が安心して暮らせる環境の整備 (1) ユニバーサルデザイン等の普及 (2) 手話言語の普及・障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進 (3) 障がいのある人への災害対策支援 (4) 障がい者(児)の移動手段の確保
	4 高齢者福祉	1 高齢者の社会参加の促進による地域づくり (1) 介護予防施策の強化 (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(再掲) (3) 高齢者の外出支援 (4) 高齢者の社会参加の促進 (5) 多様な居場所の整備(再掲)
		2 地域包括ケアシステムの深化・推進 (1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 買い物支援等生活支援サービスの充実 (3) 身寄りのない高齢者への支援 (4) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築 (5) 認知症の人や家族の居場所の充実 (6) 認知症に理解のある共生社会の実現 (7) 認知症への備えと社会参加 (8) 適切な介護保険サービスの充実と強化
	5 社会保障	1 社会保険制度の適正な運用、国民年金制度の啓発 (1) 国民健康保険被保険者の資格適用の適正化 (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における医療費の適正化 (3) 保健事業の充実 (4) 重症化予防の取組 (5) 年金受給権の確保
		2 生活保護受給世帯の自立支援 (1) 被保護者就労支援
	6-1 人権・男女共同参画(人権)	1 人権尊重のまちづくりの総合的推進 (1) 市民一人一人の人権意識の高揚 (2) 家庭・学校・地域の連携と人権教育の推進 (3) 性の多様性への理解促進とダイバーシティ社会の実現
		2 人権問題を解決するための地域活動の充実 (1) 人権学習・啓発活動の充実 (2) 人権問題の解決に向けての支援の充実
6-2 人権・男女共同参画(男女共同参画)	1 男女共同参画社会・ジェンダー平等の実現 (1) 男女共同参画・ジェンダー平等の意識づくりの推進	
	2 女性の政策・方針決定過程への参画 (1) 女性活躍推進に向けた人材の育成	
	3 困難な問題を抱える女性への支援 (1) DVをはじめとする性暴力、性差別の防止に関する意識啓発及び相談支援等の周知関係機関との連携強化による相談・支援体制の構築 (2)	

実施計画 掲載事業				
まちづくり分野(再掲)	事業No.	事業名	課名等	関連する主要な施策
1 健康づくり・地域医療	4100100	健康づくり対策事業	保健センター	1-(1)
	4100201	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業(再掲)	こども支援課	1-(2)
	4100300	母子保健事業	こども支援課	1-(2) 1-(3)
	4100500	自殺対策強化事業	保健センター	1-(4)
	4100600	健康増進事業	保健センター	2-(1)
	4100700	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	保健センター	2-(2)
	4100800	予防衛生事業	保健センター	2-(1)
	4100900	地域医療対策事業	保健センター	2-(3)
	4101000	がん患者医療用補正具助成事業	保健センター	2-(4)
	2 地域福祉	4200101	地域包括支援センター運営事業(再掲)	地域共生推進課
4200150		ひきこもりサポート事業	地域共生推進課	1-(1)
4200200		多機関協働等事業	地域共生推進課	1-(2)
4200300		成年後見制度利用支援事業	地域共生推進課	1-(3)
4200401		地域生活支援事業(再掲)	地域共生推進課	2-(1) 2-(2)
4200501		介護予防・生活支援サービス事業(再掲)	地域共生推進課	2-(3)
4200600		ボランティア活動推進事業	地域共生推進課	2-(2) 2-(4)
4200700		こども食堂支援事業	地域共生推進課	2-(5)
3 障がい者福祉	4300100	障害者総合支援給付事業	地域共生推進課	1-(1)
	4300200	地域生活支援事業	地域共生推進課	1-(2) 2-(1) 2-(2) 2-(3)
	4300300	心身障害児等在宅介護支援事業	地域共生推進課	1-(3)
	4300400	障害児通所支援事業	地域共生推進課	1-(4)
	4300500	障がい者バス利用助成事業	地域共生推進課	2-(4)
	4 高齢者福祉	4400100	介護給付事業	介護保険課
4400200		一般介護予防事業	地域共生推進課	1-(2) 1-(4)
4400300		介護予防・生活支援サービス事業	地域共生推進課	1-(2)
4400401		高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業(再掲)	保健センター	1-(2) 1-(5)
4400500		こ近所ドライブパートナー事業	地域共生推進課	1-(3)
4400600		地域包括支援センター運営事業	地域共生推進課	2-(1)
4400700		地域ケア会議推進事業	地域共生推進課	2-(2)
4400800		高齢者等在宅福祉事業	地域共生推進課	2-(3)
4400900		在宅医療・介護連携推進事業	地域共生推進課	2-(4)
4401000		認知症総合支援事業	地域共生推進課	2-(5)
4401101		成年後見制度利用支援事業(再掲)	地域共生推進課	2-(6)
4401200		認知症サポーター等養成事業	地域共生推進課	2-(7)
4401300		介護認定審査会運営事務	介護保険課	2-(8)
4401400		介護給付等費用適正化事業	介護保険課	2-(8)
4401500	福寿荘組合負担金	地域共生推進課	1-(5)	
5 社会保障	4500100	国民健康保険事業	保険年金課	1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(4)
	4500200	後期高齢者医療事務	保険年金課	1-(2)
	4500300	国民年金事務	保険年金課	1-(5)
	4500400	生活困窮者自立支援事業	地域共生推進課	1-(4)
	4500500	生活保護適正化推進事業	生活福祉課	2-(1)
	4500600	被保護者就労支援事業	生活福祉課	2-(1)
6-1 人権・男女共同参画(人権)	4610100	人権教育推進事業	人権教育課	1-(1) 1-(2)
	4610200	人権研修・啓発事業	人権・男女共同参画課	1-(1) 1-(2) 1-(3)
	4610301	男女共同参画基本計画推進事業(再掲)	人権・男女共同参画課	1-(1) 1-(2)
	4610400	隣保館運営・施設整備事業	人権・男女共同参画課	2-(1)
	4610500	教育集会所運営管理事業	人権教育課	2-(2)
6-2 人権・男女共同参画(男女共同参画)	4620100	男女共同参画基本計画推進事業	人権・男女共同参画課	1-(1)
	4620200	女性活躍推進事業	人権・男女共同参画課	2-(1)
	4620300	困難な問題を抱える女性への支援事業	人権・男女共同参画課	3-(1)
	4620400	女性のための生き方なんでも相談事業	人権・男女共同参画課	3-(2)

総合計画(基本計画) 掲載事項			実施計画 掲載事業					
まちづくり分野	重点テーマ	主要な施策	まちづくり分野(再掲)	事業No.	事業名	課名等	関連する主要な施策	
5 スポーツ・文化・観光・交流	1 スポーツ	1 生涯スポーツ振興と地域スポーツ振興の推進	(1) スポーツに関する幅広い情報提供の推進	1 スポーツ	5100100	社会体育振興事業	スポーツ振興課	1-(1) 1-(2) 1-(4) 1-(5)
			(2) スポーツ指導者の育成と確保		5100200	体育施設整備事業	スポーツ振興課	1-(3)
			(3) スポーツ環境・施設の整備促進		5100300	ベースボール型スポーツ推進事業	野球のまち推進課	1-(4)
			(4) こどものスポーツ体験活動の推進					
			(5) スポーツをする機会の提供					
	2 生涯学習	1 多様なニーズに応じた生涯学習活動の推進	(1) 公民館活動の推進	2 生涯学習	5200100	公民館活動事業	生涯学習課	1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(4)
			(2) 生涯学習情報の提供の拡充		5200200	社会教育学級事業	生涯学習課	1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(4)
			(3) 市民参加による生涯学習機会の推進		5200300	社会教育振興事業	生涯学習課	1-(2) 1-(3) 1-(4)
			(4) リカレント教育の推進		5200400	公民館管理事業	生涯学習課	2-(1) 2-(2)
			(5) 幅広い利用者層に対応した図書館サービスの展開		5200500	科学センター事業	科学センター	1-(6) 2-(4) 3-(1) 3-(2) 3-(3)
			(6) 多様な科学センター事業の推進		5200600	図書館事業	図書館	1-(5) 2-(3) 4-(2) 4-(3) 4-(4)
		2 学びを支える環境整備	(1) 公民館の適正な管理の推進	2 生涯学習	5200701	図書館整備事業(再掲)	図書館	4-(1)
			(2) 社会教育施設の照明設備LED化の推進					
	3 歴史・文化	1 文化施設における文化芸術活動の推進	(1) 公民館の適正な管理の推進	3 歴史・文化	5300100	文化会館・情報文化センター管理運営事業	文化振興課	1-(1) 1-(2) 1-(3)
			(2) 社会教育施設の照明設備LED化の推進		5300200	文化振興事業	文化振興課	1-(2) 1-(3)
		(3) 図書館サービスネットワークを通じた市民の読書・学習環境の向上	5300300		文化財天然記念物保護事業	文化振興課	2-(1) 2-(2)	
		(4) 市民への科学情報の提供						
	3 科学センターの有効活用と科学教育の推進	(1) 科学センター理科学習の充実	3 歴史・文化					
		(2) 地元企業及び団体とのネットワークの確立						
	4 中央図書館を拠点とした図書館活動の推進	(3) 科学分野における学校支援の充実	3 歴史・文化					
		(1) 阿南中央図書館(仮称)の整備(再掲)						
	4 公園・緑化	1 公園施設の整備	(2) 官民連携の手法による図書館サービスの提供	4 公園・緑化	5400102	阿南駅周辺整備事業(再々掲)	都市政策課	1-(1) 1-(2)
			(3) 図書館資料の充実		5400200	都市公園整備事業	都市政策課	2-(1)
	4 公園・緑化	2 公園施設の維持管理	(4) 図書館サービスの充実	4 公園・緑化	5400300	公園緑地維持管理事業	都市政策課	2-(2)
(1) 公民館の適正な管理の推進								
5 観光	1 地域資源を生かしたスポーツツーリズムの推進	(2) 市市民との協働による公園の適正な管理	5 観光	5500101	ベースボール型スポーツ推進事業(再掲)	野球のまち推進課	1-(1)	
		(1) スポーツツーリズムによる産業振興・地域の活性化、交流、関係人口の創出・拡大		5500201	阿南SUPタウンプロジェクト事業(再掲)	観光交流課	1-(2)	
	(2) 本市ならではの海洋体験ツアー等体験型観光プログラム充実の支援	5500300		観光振興事業	観光交流課	2-(1) 2-(2) 2-(3) 2-(4) 2-(5) 2-(6)		
	2 観光交流による活力あふれるまちづくりの推進	(1) みなみ阿波観光局、南阿波定住自立圏との連携強化		5500401	シティプロモーション事業(再掲)	観光交流課	2-(4) 2-(6)	
		(2) インバウンド誘致環境整備の促進		5500500	かもだ岬温泉保養施設管理運営事業	観光交流課	2-(4)	
		(3) 観光関連団体との連携・協力によるイベント等の開催						
(4) 自然や歴史、文化を生かした観光コースの造成・紹介								
6 交流	1 関係人口の拡大・UIJターン促進による地域経済好循環の実現	(5) 特産品の磨上げや販路拡大	6 交流	5600100	阿南SUPタウンプロジェクト事業	観光交流課	1-(1)	
		(6) YouTube やSNS 等の積極的活用による本市の魅力発信の強化		5600200	公民連携移住支援事業	観光交流課	1-(2)	
		(1) 地域資源を生かした関係人口の創出・拡大による持続可能なまちづくりの推進		5600400	関係人口創出・拡大事業	観光交流課	1-(3)	
		(2) 移住交流支援センターを中心としたUIJターンの促進		5600500	交流推進事業	秘書広報課	1-(5) 1-(6) 1-(7)	
		(3) ふるさと会と連携した本市ゆかりの方の郷土愛の醸成		5600602	商工業振興事業(再々掲)	商工戦略課	1-(4)	
		(4) 地域経済の好循環につながる創業支援						
		(5) 多様な国内交流による魅力あるまちづくりの推進						
(6) 災害時相互応援に関する交流自治体との連携強化による地域防災力の向上								
(7) 民際交流の推進による共生社会の実現と地域経済の活性化								

総合計画(基本計画) 掲載事項			実施計画 掲載事業				
まちづくり分野	重点テーマ	主要な施策	まちづくり分野(再掲)	事業No.	事業名	課名等	関連する主要な施策
6 都市運営	1 コミュニティ	1 地域づくりを自ら考え自ら行う機運の醸成	1	6100100	わがまち予算事業	企画政策課	1-(1)
				6100200	那賀川複合施設整備事業	商工戦略課	1-(2)
	6100300			地域支援事業	市民生活課	1-(3) 1-(4)	
	6100501			離島漁業支援事業(再掲)	農林水産課	1-(5)	
	6100601			伊島地区生活排水処理事業(再掲)	環境保全課	1-(6)	
	6100701			伊島地区コミュニティ・プラント改修事業(再掲)	環境保全課	1-(6)	
	6100800	地域おこし協力隊事業	観光交流課	2-(1)			
	2 市民参画	1 地域共生社会の実現に向けた市民協働のまちづくり	1	6200100	「市民の声」広聴事業	秘書広報課	1-(1) 1-(2) 1-(3)
				6200200	生活支援体制整備事業	地域共生推進課	1-(4)
				6200300	こどもの意見表明等支援事業	企画政策課	1-(3)
				6300100	定住自立圏構想推進事業	企画政策課	1-(1)
	4 行財政運営	1 組織・人員体制の最適化	1	6400100	行財政改革推進事業	企画政策課	1-(1) 5-(1) 5-(2)
				6400200	職員研修事業	人事課	1-(2) 1-(3)
				6400300	市税徴収対策事業	税務課	2-(1) 2-(2)
				6400400	公共施設等総合管理計画推進事業	公共建築課	3-(1) 3-(2) 3-(3)
				6400500	自治体DX推進事業	DX推進課	4-(1)
		2 財政の健全化	2	6400600	AI技術の活用推進事業	DX推進課	4-(2) 4-(5)
				6400700	デジタルデバイス対策強化事業	DX推進課	4-(3)
		3 公共施設マネジメント	3	6400800	情報システムの標準化・共通化事業	DX推進課	4-(4)
				6400900	郵便局マイナナンバーカード事務委託	市民生活課	5-(1)
4 スマート自治体の展開		4	6401001	わがまち予算事業(再掲)	企画政策課	5-(2)	
			6500100	広報報道事業	秘書広報課	1-(1) 1-(2)	
			6500201	公民連携移住支援事業(再掲)	観光交流課	2-(1)	
			6500400	シティプロモーション事業	観光交流課	3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4)	
5 シティプロモーション	1 シビックプライドにつなげる情報発信の推進	1	6500502	ベースボール型スポーツ推進事業(再々掲)	野球のまち推進課	4-(1)	
			6500502	ベースボール型スポーツ推進事業(再々掲)	野球のまち推進課	4-(1)	
	2 関係人口の創出・移住につなげる情報発信推進	2					
3 市外での本市の知名度アップと誘客の推進	3						
4 「野球のまち阿南」としてのまちづくりの推進	4						

基本政策1 「災害に強く安全・安心な阿南」の創生(安全安心・都市基盤・都市環境)

1 防災・消防

<p>重点テーマ 1</p>	<p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対する防災対策の推進</p>	<p>重点テーマ 2</p>	<p>復旧・復興対応の事前準備</p>
<p><主要な施策> (1)緊急避難場所・避難所整備 (2)総合防災訓練及び避難所開設・運営訓練等の実施 (3)災害時応援・受援体制の構築 (4)防災施設の整備・確保と物資・資機材の充実 (5)県が管理する福井川等の河川整備・改修への支援 (6)那賀川・桑野川の無堤地区解消、既存堤防強化及び津波対策、上流域における長安口ダム堆砂対策や小見野々ダム再生事業等の推進 (7)那賀川・桑野川等における「流域治水」の推進(那賀川水系流域治水プロジェクト) (8)港湾施設整備・海岸保全整備への支援 (9)居住誘導区域における防災対策の推進 (10)治山対策の推進 (11)住宅の耐震化の推進 (12)管理不全空家の発生予防</p>		<p><主要な施策> (1)事前の復旧・復興に向けた取組の推進</p>	
<p>重点テーマ 3</p>	<p>防災意識の向上及び確実な避難対策の整備</p>	<p>重点テーマ 4</p>	<p>内水氾濫・外水氾濫対策</p>
<p><主要な施策> (1)自主防災組織の育成・活動支援 (2)最新のデジタル技術等を活用した情報伝達手段の研究 (3)民間ホテル等との協定の拡充及び避難所の環境整備 (4)災害時避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画策定の推進 (5)福祉避難所との連携 (6)「防災減災・危機管理アドバイザー(仮称)」制度の創設 (7)住民主体による避難所運営</p>		<p><主要な施策> (1)三谷川流域における「流域治水」の推進(打樋川水系流域治水プロジェクト) (2)市内各所の浸水対策 (3)高潮ハザードマップの整備 (4)内水・外水浸水状況の検証と対策 (5)準用河川の適正な維持管理 (6)想定最大規模の洪水ハザードマップの整備 (7)排水設備の整備</p>	
<p>重点テーマ 5</p>	<p>消防救急体制の整備強化と地域防災力の強化</p>		
<p><主要な施策> (1)消防用施設及び車両等の充実 (2)消防団組織力の総合的強化 (3)市民に対する応急手当普及活動 (4)県下消防広域化の検討 (5)阿南市火災予防査察規程に基づく査察の強化 (6)救急隊員の技術・知識の高度化 (7)防災教育及び住宅用火災警報器の普及啓発 (8)救急要請時における「口頭指導」の充実 (9)消防活動の迅速かつ持続継続可能な出動態勢の推進</p>			

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
防災対策事業	危機管理課	<p>○地域防災計画に基づき、地震・津波・風水害対策の事業を実施し、多種多様な災害に対応する</p> <p>南海トラフ巨大地震等対策事業 災害時備蓄品購入事業 阿南市総合防災訓練、避難所開設・運営訓練 防災減災・危機管理アドバイザー制度の運用 洪水(二級河川)ハザードマップ作成、内水浸水ハザードマップ作成 南海トラフ巨大地震被害想定の見直し及びハザードマップの更新</p>	
【令和8年度】 地域防災計画に基づき、地震・津波・風水害対策の事業を推進する		【令和9年度】 地域防災計画に基づき、地震・津波・風水害対策の事業を推進する	【令和10年度】 地域防災計画に基づき、地震・津波・風水害対策の事業を推進する
【具体的内容】 ○避難場所・避難路の整備、防災倉庫・避難誘導灯の設置、ブロック塀の撤去等 ○食料・資機材等を避難所や防災倉庫に備蓄 ○総合防災訓練を実施(年1回) ○避難所開設・運営訓練を実施(年1回) ○洪水(二級河川)ハザードマップ作成 ○内水浸水ハザードマップ作成 ○津波ハザードマップの更新		【具体的内容】 ○避難場所・避難路の整備、防災倉庫・避難誘導灯の設置、ブロック塀の撤去等 ○食料・資機材等を避難所や防災倉庫に備蓄 ○総合防災訓練を実施(年1回) ○避難所開設・運営訓練を実施(年1回)	【具体的内容】 ○避難場所・避難路の整備、防災倉庫・避難誘導灯の設置、ブロック塀の撤去等 ○食料・資機材等を避難所や防災倉庫に備蓄 ○総合防災訓練を実施(年1回) ○避難所開設・運営訓練を実施(年1回)
災害時避難所環境改善事業	危機管理課	<p>「阿南市地域防災計画」において、本市では「阿南市地域防災計画」に基づき、生活の質を重視した避難所運営ができるよう対策に取り組むこととしており、国において創設された、避難所の生活環境の改善する取組みを緊急的に支援する「新しい地方経済・生活環境創生交付金」制度を最大限活用し、避難者のプライバシー保護、快適なトイレ環境の整備、温かい食事の提供、停電時の冷房機材や相互通信手段の確保、避難スペースと共存できる医療救護やボランティア活動拠点スペースの確保を解決するため、必要な資機材を購入を行った。</p> <p>令和8年度も、同様の国の交付金があることから、これを活用し、引き続き避難所生活の質の向上に繋がる各種資機材の購入・整備を行い、購入後は総合防災訓練や各種イベントにおいて運用することで発生時におけるスムーズな活用が期待でき、併せて防災意識の啓発など様々な副次的効果が期待できる。</p>	
1-(1) 1-(2) 1-(4) 3-(1) 3-(7)		【令和8年度】 ・資機材の購入 ・大規模災害発災時における活用 ・各種防災訓練、屋外イベント等での使用による、緊急時への対応訓練及び防災意識の啓発	【令和9年度】 ・大規模災害発災時における活用 ・各種防災訓練、屋外イベント等での使用による、緊急時への対応訓練及び防災意識の啓発
【具体的内容】 避難所等が抱える課題である、要配慮者にとって快適なトイレ環境・移動手段・睡眠環境の整備、停電時の電源確保、冷房機材や相互通信手段の確保、最新の災害情報の提供を解決するため、必要な資機材を購入する。 (購入予定) ○可搬型冷房機 7台 ○車椅子リフター付き公用車 1台 ○車椅子対応型組立式トイレ 18基 ○デジタルサイネージ 18台 ○電動自動車用充電システム 4基 ○デュアル燃料型インバーター発電機 13台 ○ポータブル蓄電池 29台 ○簡易ベッド 816台 ○Starlink連携用携帯電話 8台 ・令和7・8年度に購入した資機材を活用した、大規模災害時における避難所の運営 ・各種防災訓練、屋外イベント等での使用による、緊急時への対応訓練及び防災意識の啓発		【具体的内容】 ・令和7・8年度に購入した資機材を活用した、大規模災害時における避難所の運営 ・各種防災訓練、屋外イベント等での使用による、緊急時への対応訓練及び防災意識の啓発	【具体的内容】 ・令和7・8年度に購入した資機材を活用した、大規模災害時における避難所の運営 ・各種防災訓練、屋外イベント等での使用による、緊急時への対応訓練及び防災意識の啓発

急傾斜地崩壊対策事業	土木課	急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命、財産を保護し生活基盤の安定を図るため、急傾斜地の崩壊対策事業を推進する。
1-(10)		
【令和8年度】 急傾斜地崩壊対策事業を要望し待機されている住家裏崖の崩壊対策工事を継続して行う。	【令和9年度】 急傾斜地崩壊対策事業を要望し待機されている住家裏崖の崩壊対策工事を継続して行う。	【令和10年度】 急傾斜地崩壊対策事業を要望し待機されている住家裏崖の崩壊対策工事を継続して行う。
【具体的内容】 ○県単独急傾斜崩壊対策事業の実施 ・急傾斜崩壊防止施設の設置 ・コンクリート張工 ・落石防護柵 等 ・負担割合 (県1/2、市1/4、地元1/4) ○県単独砂防事業への負担金支出 ・市負担割合 事業費の1/4	【具体的内容】 ○県単独急傾斜崩壊対策事業の実施 ・急傾斜崩壊防止施設の設置 ・コンクリート張工 ・落石防護柵 等 ・負担割合 (県1/2、市1/4、地元1/4) ○県単独砂防事業への負担金支出 ・市負担割合 事業費の1/4	【具体的内容】 ○県単独急傾斜崩壊対策事業の実施 ・急傾斜崩壊防止施設の設置 ・コンクリート張工 ・落石防護柵 等 ・負担割合 (県1/2、市1/4、地元1/4) ○県単独砂防事業への負担金支出 ・市負担割合 事業費の1/4
防災重点農業用ため池防災対策事業	農地整備課	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が、令和12年度末(令和13年3月31日)までを期限として令和2年10月1日に施行され、同法第5条に基づき徳島県が定めた「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に従い、徳島県と共に防災重点農業用ため池に対する防災工事を実施する。 また、「防災重点農業用ため池」を含む「農業用ため池」に関する情報共有、方針協議の場として、令和3年7月2日に徳島県、関係市町村及び徳島県土地改良事業団体連合会で組織する「徳島県農業用ため池協議会」が設立された。 (阿南市)R8.3月末時点 農業用ため池 77箇所 防災重点農業用ため池 53箇所
4-(4)		
【令和8年度】 「防災重点農業用ため池」のうち、管理者等から廃止の方針が示された箇所について、地元調整を行い廃止に向けた取組を行う。	【令和9年度】 「防災重点農業用ため池」のうち、管理者等から廃止の方針が示された箇所について、周辺環境調査、廃止実施設計など廃止に向けた取組を行う。	【令和10年度】 実施設計の完了したため池について、廃止工事を実施し地域防災上のリスクを除去する。
【具体的内容】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業(阿南ため池地区)】 ○事業内容 ・地元調整 どんどの溜(橘町)	【具体的内容】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業(阿南ため池地区)】 ○事業内容 ・環境調査、実施設計 どんどの溜(橘町)	【具体的内容】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業(阿南ため池地区)】 ○事業内容 ・廃止工事 どんどの溜(橘町)
河川整備促進事業	広域連携事業課	近年、南海トラフ巨大地震や線状降水帯による浸水被害など、大規模自然災害の脅威にさらされているなか、全ての市民が安全で安心な暮らしを実感できるまちづくりに向け、対策を進める必要がある。 このため、国、県が行う「那賀川・桑野川の河川整備事業、及びダム再生事業等」の早期進捗を図るため、那賀町及び各種関係団体と連携し、予算獲得を目的とした「中央省庁等への要望活動」を継続する。 また、流域治水の推進に向け、「那賀川水系流域治水プロジェクト」「打樋川水系流域治水プロジェクト」等への取組を進める。
1-(6)		
【令和8年度】 中央省庁等への要望活動 ・那賀川改修、長安ロダム・小見野々ダム再生事業促進期成同盟会 ・那賀川洪水対策協議会 「流域治水」の推進	【令和9年度】 中央省庁等への要望活動 ・那賀川改修、長安ロダム・小見野々ダム再生事業促進期成同盟会 ・那賀川洪水対策協議会 「流域治水」の推進	【令和10年度】 中央省庁等への要望活動 ・那賀川改修、長安ロダム・小見野々ダム再生事業促進期成同盟会 ・那賀川洪水対策協議会 「流域治水」の推進
【具体的内容】 国の予算編成時期に合わせた中央省庁等への要望活動(年3回) 流域治水への取り組み ・那賀川流域治水協議会 那賀川水系 流域治水プロジェクト ・徳島県南部流域治水協議会 打樋川水系 流域治水プロジェクト 苅屋川水系・幾島川水系・落合川水系 流域治水プロジェクト 福井川水系・鶴川水系・椿川水系 流域治水プロジェクト	【具体的内容】 国の予算編成時期に合わせた中央省庁等への要望活動(年3回) 流域治水への取り組み ・那賀川流域治水協議会 那賀川水系 流域治水プロジェクト ・徳島県南部流域治水協議会 打樋川水系 流域治水プロジェクト 苅屋川水系・幾島川水系・落合川水系 流域治水プロジェクト 福井川水系・鶴川水系・椿川水系 流域治水プロジェクト	【具体的内容】 国の予算編成時期に合わせた中央省庁等への要望活動(年3回) 流域治水への取り組み ・那賀川流域治水協議会 那賀川水系 流域治水プロジェクト ・徳島県南部流域治水協議会 打樋川水系 流域治水プロジェクト 苅屋川水系・幾島川水系・落合川水系 流域治水プロジェクト 福井川水系・鶴川水系・椿川水系 流域治水プロジェクト

港湾施設整備・海岸保全整備事業	土木課	港湾関係事業の総会・大会への参加や要望活動を行い、県が行う港湾海岸事業促進のための支援を行う。		
1-(8)				
【令和8年度】 整備促進に必要な要望活動や会合への参加を行う。		【令和9年度】 整備促進に必要な要望活動や会合への参加を行う。		【令和10年度】 整備促進に必要な要望活動や会合への参加を行う。
【具体的内容】 ○瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会 ○港湾海岸防災協議会 ○日本港湾協会 ○四国港湾協議会		【具体的内容】 ○瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会 ○港湾海岸防災協議会 ○日本港湾協会 ○四国港湾協議会		【具体的内容】 ○瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会 ○港湾海岸防災協議会 ○日本港湾協会 ○四国港湾協議会
民間建築物耐震化支援事業	住宅課	災害時緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断等の費用を補助することにより、地震による建築物の被害を未然に防止し、市街地の防災性を高める。		
1-(11)				
【令和8年度】 災害時の緊急輸送道路に指定されている国道55号沿いの対象建築物の耐震診断の費用を補助する。		【令和9年度】 災害時の緊急輸送道路に指定されている国道55号沿いの対象建築物の耐震診断の費用を補助する。		【令和10年度】 災害時の緊急輸送道路に指定されている国道55号沿いの対象建築物の耐震診断の費用を補助する。
【具体的内容】 対象建築物所有者に耐震診断を行ってもらうように説明し、耐震診断の費用を補助する。		【具体的内容】 対象建築物所有者に耐震診断を行ってもらうように説明し、耐震診断の費用を補助する。		【具体的内容】 対象建築物所有者に耐震診断を行ってもらうように説明し、耐震診断の費用を補助する。
木造住宅耐震化促進事業	住宅課	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅について、耐震診断等を希望する者に、耐震診断等費用の一部を補助し、木造住宅の耐震性を向上させることにより、地震による住宅の倒壊等の被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを進める。		
1-(11) 1-(12)				
【令和8年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震診断の受診を促進し、耐震化に関する市民の意識向上を図る。		【令和9年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震診断の受診を促進し、耐震化に関する市民の意識向上を図る。		【令和10年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震診断の受診を促進し、耐震化に関する市民の意識向上を図る。
【具体的内容】 木造住宅の耐震診断等に係る経費の一部を補助する。 ・耐震診断支援事業 ○啓発活動 ・耐震無料相談会(年1回) ・パンフレットの配布(年1回)等		【具体的内容】 木造住宅の耐震診断等に係る経費の一部を補助する。 ・耐震診断支援事業 ○啓発活動 ・耐震無料相談会(年1回) ・パンフレットの配布(年1回)等		【具体的内容】 木造住宅の耐震診断等に係る経費の一部を補助する。 ・耐震診断支援事業 ○啓発活動 ・耐震無料相談会(年1回) ・パンフレットの配布(年1回)等
木造住宅耐震改修加速事業	住宅課	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅について、住宅の所有者が耐震改修工事を実施する際に、その費用の一部を補助し、木造住宅の耐震性を向上させることにより、地震による住宅の倒壊等の被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを進める。 また、耐震化と併せて実施する住まいのスマート化工事やリフォーム工事に係る費用の一部を補助することで、人と自然にやさしい住環境の整備を促進し、快適で暮らしやすいまちづくりを進める。		
1-(11) 1-(12)				
【令和8年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震化に関する市民の意識向上を図り、耐震改修等の実施を促進する。		【令和9年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震化に関する市民の意識向上を図り、耐震改修等の実施を促進する。		【令和10年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震化に関する市民の意識向上を図り、耐震改修等の実施を促進する。
【具体的内容】 木造住宅の耐震化に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・耐震改修支援事業 ・耐震シェルター設置支援事業 木造住宅の耐震化にあわせて行う「人と自然環境に配慮したリフォーム」に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・住まいのスマート化支援事業 ○啓発活動 ・耐震無料相談会(年1回) ・パンフレットの配布(年1回)等		【具体的内容】 木造住宅の耐震化に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・耐震改修支援事業 ・耐震シェルター設置支援事業 木造住宅の耐震化にあわせて行う「人と自然環境に配慮したリフォーム」に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・住まいのスマート化支援事業 ○啓発活動 ・耐震無料相談会(年1回) ・パンフレットの配布(年1回)等		【具体的内容】 木造住宅の耐震化に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・耐震改修支援事業 ・耐震シェルター設置支援事業 木造住宅の耐震化にあわせて行う「人と自然環境に配慮したリフォーム」に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・住まいのスマート化支援事業 ○啓発活動 ・耐震無料相談会(年1回) ・パンフレットの配布(年1回)等

<p>老化建築物除却等支援事業</p>	<p>住宅課</p>	<p>老化した空き家や耐震性のない古い住宅の除却等に係る費用の一部を補助することにより、災害時に想定される家屋の倒壊による近隣及び道路への危険防止を図り、安全・安心な市民生活を確保する。</p>
<p>1-(12)</p>		
<p>【令和8年度】 多様な広報媒体を活用し、建物の老朽化がもたらす問題・地域社会への影響等に係る情報提供や啓発活動を行い、建物の管理等に関する市民の意識向上を図る。</p>	<p>【令和9年度】 多様な広報媒体を活用し、建物の老朽化がもたらす問題・地域社会への影響等に係る情報提供や啓発活動を行い、建物の管理等に関する市民の意識向上を図る。</p>	<p>【令和10年度】 多様な広報媒体を活用し、建物の老朽化がもたらす問題・地域社会への影響等に係る情報提供や啓発活動を行い、建物の管理等に関する市民の意識向上を図る。</p>
<p>【具体的内容】 空き家の除却等に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・危険廃屋等除却支援事業 住替えや建替えに伴い、耐震性のない住宅の除却等に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・住替え支援事業 ○啓発活動 ○空き家等無料相談会(年12回) ・耐震無料相談会(年1回) ・パンフレットの配布(年1回)等</p>	<p>【具体的内容】 空き家の除却等に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・危険廃屋等除却支援事業 住替えや建替えに伴い、耐震性のない住宅の除却等に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・住替え支援事業 ○啓発活動 ○空き家等無料相談会(年12回) ・耐震無料相談会(年1回) ・パンフレットの配布(年1回)等</p>	<p>【具体的内容】 空き家の除却等に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・危険廃屋等除却支援事業 住替えや建替えに伴い、耐震性のない住宅の除却等に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・住替え支援事業 ○啓発活動 ○空き家等無料相談会(年12回) ・耐震無料相談会(年1回) ・パンフレットの配布(年1回)等</p>
<p>都市計画総務事業(再掲)</p>	<p>都市政策課</p>	<p>人口減少、少子高齢化の進行等、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、「阿南市都市計画マスタープラン」及び「阿南市立地適正化計画」等について、新たなまちづくりの課題を踏まえた計画の見直しの検討を行い、安全で魅力あるまちづくりを推進する。 また、集約型の都市圏を目指して土地利用の規制や誘導を図り、人口が減少しても将来にわたって誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進める。</p>
<p>1-(9)</p>		
<p>【令和8年度】 ・都市計画マスタープランの見直しの検討 ・立地適正化計画の進捗状況の把握 ・適正な土地利用の規制及び誘導</p>	<p>【令和9年度】 ・都市計画マスタープランの見直しの検討 ・立地適正化計画の進捗状況の把握 ・適正な土地利用の規制及び誘導</p>	<p>【令和10年度】 ・都市計画マスタープランの見直しの検討 ・立地適正化計画の進捗状況の把握 ・適正な土地利用の規制及び誘導</p>
<p>【具体的内容】 ・社会経済情勢の変化や上位計画等の改定、マスタープランで位置付けた施設の実施状況や達成状況を踏まえて、現行の都市計画マスタープランの見直しを検討する。 ・区域区分の在り方について検討し、県との協議を行う。 ・都市計画法その他関係法令に基づき、適正な許可、届出等の事務処理を行う。</p>	<p>【具体的内容】 ・社会経済情勢の変化や上位計画等の改定、マスタープランで位置付けた施設の実施状況や達成状況を踏まえて、現行の都市計画マスタープランの見直しを検討する。 ・区域区分の在り方について検討し、県との協議を行う。 ・都市計画法その他関係法令に基づき、適正な許可、届出等の事務処理を行う。</p>	<p>【具体的内容】 ・社会経済情勢の変化や上位計画等の改定、マスタープランで位置付けた施設の実施状況や達成状況を踏まえて、現行の都市計画マスタープランの見直しを検討する。 ・区域区分の在り方について検討し、県との協議を行う。 ・都市計画法その他関係法令に基づき、適正な許可、届出等の事務処理を行う。</p>
<p>事前復興計画策定事業</p>	<p>危機管理課</p>	<p>○事前復興計画の策定 南海トラフ巨大地震等による被災時には避難所運営や復旧作業に多大な時間と人手を要することから、復興が長期化し、人口流出による地域の衰退等に繋がらないよう、あらかじめ復興に向けたプロセス等について、国による南海トラフ巨大地震の新たな被害想定公表などの状況を踏まえつつ、徳島県が策定した「徳島県事前復興計画策定ガイドライン」を参考にしながら計画の策定を目指す。 これにより、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づいた、本市ならではの事前復興計画を作成することができ、災害からの復旧・復興が加速することに寄与する。</p>
<p>2-(1)</p>		
<p>【令和8年度】 ○復興方針の検討</p>	<p>【令和9年度】 ○事前復興計画の検討 ○復興プロセスの検討 ○事前復興計画の策定</p>	<p>【令和10年度】</p>
<p>【具体的内容】 ○市全域または基大な被害が想定される地域全体等を対象に、大規模災害発生後の復興の目標や土地利用に関する基本方針、分野別の目標など、復興に向けた方針を整理する。</p>	<p>【具体的内容】 ○事前復興計画は、大規模な被害が想定される地域や集落レベルを対象に、大規模災害発生後の復興の目標や復興イメージなどを定める計画として作成する。 ○復興プロセスは、主に、行政として取り組むべき手続き等を時系列に沿って明確にするものであり、それぞれの担当部署で検討を行う。 ○外部委員等、多くの方の参画を得ながら、ワークショップを開催し、計画に反映させる。 ○上記の取組内容を基に、本市ならではの事前復興計画を作成し、災害からの復旧・復興が加速することに寄与する。</p>	

地籍調査事業	農地整備課	地籍調査は、国土調査法に基づき土地の地籍の明確化を目的として実施するもので、一筆ごとに土地の所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の確認・測量・面積の測定を行い、正確な地図(地籍図)及び台帳(地籍簿)を作成する。		
2-(1)				
【令和8年度】 橘町4地区(橘町江ノ浦・中浦・西浦山) 認証 橘町5地区(橘町西浜・西浦・久保)のFⅡ-2～H工程 橘町6地区・7地区(橘町東中浜・豊浜・荒神ノ上(予定))のC～FⅡ-1工程		【令和9年度】 橘町5地区(橘町西浜・西浦・久保) 認証 橘町6地区・7地区(橘町東中浜・豊浜・荒神ノ上(予定))のFⅡ-2～H工程 橘町8地区(未定)のC～FⅡ-1工程		【令和10年度】 ●橘町6地区・7地区(橘町東中浜・豊浜・荒神ノ上(予定))認証 橘町8地区(未定)のFⅡ-2～H工程 橘町9地区(未定)のC～FⅡ-1工程
【具体的内容】 ●橘町4地区(橘町江ノ浦・中浦・西浦山) ・認証 ●橘町5地区(橘町西浜・西浦・久保) ・地籍図原図作成 ・地籍測定 ・地籍図、地籍簿閲覧 ●橘町6地区・7地区(橘町東中浜・豊浜・荒神ノ上(予定)) ・地元説明会 ・地籍図根三角測量 ・一筆地調査(現地立会) ・細部図根測量 ・一筆地測量		【具体的内容】 ●橘町5地区(橘町西浜・西浦・久保) ・認証 ●橘町6地区・7地区(橘町東中浜・豊浜・荒神ノ上(予定)) ・地籍図原図作成 ・地籍測定 ・地籍図、地籍簿閲覧 ●橘町8地区(未定) ・地元説明会 ・地籍図根三角測量 ・一筆地調査(現地立会) ・細部図根測量 ・一筆地測量		【具体的内容】 ●橘町6地区・7地区(橘町東中浜・豊浜・荒神ノ上(予定)) ・認証 ●橘町8地区(未定) ・地籍図原図作成 ・地籍測定 ・地籍図、地籍簿閲覧 ●橘町9地区(未定) ・地元説明会 ・地籍図根三角測量 ・一筆地調査(現地立会) ・細部図根測量 ・一筆地測量
自主防災組織支援事業	危機管理課	○自主防災組織設立に関する事務 大地震その他の災害発生時等には、すぐに消防や警察などの救援が得られない可能性があるため、住民自身が自発的に作る地域のための防災組織の設立を促進する。 ○自主防災組織育成事業 補助金を交付することにより、住民参加による自主防災活動を推進し、地域の自発的な自主防災組織の活動を円滑に行う。		
3-(1) 3-(7)				
【令和8年度】 住民自身が自発的に作る自主防災組織の設立を促進することで、住民参加による自主防災活動を推進し、また自主防災組織が実施する防災活動、防災訓練、防災研修に対して補助金を交付する。		【令和9年度】 住民自身が自発的に作る自主防災組織の設立を促進することで、住民参加による自主防災活動を推進し、また自主防災組織が実施する防災活動、防災訓練、防災研修に対して補助金を交付する。		【令和10年度】 住民自身が自発的に作る自主防災組織の設立を促進することで、住民参加による自主防災活動を推進し、また自主防災組織が実施する防災活動、防災訓練、防災研修に対して補助金を交付する。
【具体的内容】 ○自主防災組織への備品(ヘルメット、信号等、電気メガホン)等支給 ○自主防災組織育成事業補助金交付		【具体的内容】 ○自主防災組織への備品(ヘルメット、信号等、電気メガホン)等支給 ○自主防災組織育成事業補助金交付		【具体的内容】 ○自主防災組織への備品(ヘルメット、信号等、電気メガホン)等支給 ○自主防災組織育成事業補助金交付
都市排水路整備事業	下水道課	主に都市計画区域内において都市排水路整備を行い、浸水被害の解消や生活環境の改善を図る。 所管する雨水ポンプ場および樋門の運転管理、維持管理及び老朽化対策を行い、適正な施設運用を図る。 ・雨水ポンプ場 11施設 ・ポンプ施設 6施設 ・樋門 13施設		
4-(1) 4-(2) 4-(4) 4-(7)				
【令和8年度】 雨水ポンプ場及び排水施設の適正な維持管理を行う。		【令和9年度】 雨水ポンプ場及び排水施設の適正な維持管理を行う。		【令和10年度】 雨水ポンプ場及び排水施設の適正な維持管理を行う。
【具体的内容】 ○雨水ポンプ場及び排水施設の維持管理 ・ポンプ施設、樋門の保守点検、運転管理委託、修繕、設備補修工事 ・排水路の補修等 ・打樋川排水機場管理費補助金		【具体的内容】 ○雨水ポンプ場及び排水施設の維持管理 ・ポンプ施設、樋門の保守点検、運転管理委託、修繕、設備補修工事 ・排水路の補修等 ・打樋川排水機場管理費補助金 ○排水路新設改良事業 ・排水路改修工事等		【具体的内容】 ○雨水ポンプ場及び排水施設の維持管理 ・ポンプ施設、樋門の保守点検、運転管理委託、修繕、設備補修工事 ・排水路の補修等 ・打樋川排水機場管理費補助金 ○排水路新設改良事業 ・排水路改修工事等

都市下水道整備事業	下水道課	大雨時の道路冠水及び家屋浸水対策として、都市下水道整備事業を実施することにより、浸水被害の早期解消を目指すとともに生活環境の改善を図る。	
4-(2) 4-(4) 4-(7)		【令和8年度】 都市下水道の函渠整備及び戎山排水機場の持続可能な機能確保を行う。	【令和9年度】 都市下水道の函渠整備及び戎山排水機場の持続可能な機能確保を行う。
【具体的内容】 ○都市下水道の函渠整備 ・管渠新設(戎山排水区) ・管渠新設(長浜排水区) ○戎山排水機場 ・ストックマネジメント計画策定		【具体的内容】 ○都市下水道の函渠整備 ・管渠新設(戎山排水区) ・管渠新設(長浜排水区) ○戎山排水機場 ・ストックマネジメント計画策定	【具体的内容】 ○都市下水道の函渠整備 ・管渠新設(戎山排水区) ・管渠新設(長浜排水区) ○戎山排水機場 ・ストックマネジメント(機械電気設備等改築更新)
河川総務事業	土木課	河川整備を行うことにより、治水能力の向上を図り、安全で安心な暮らしの確保に努める。	
1-(5) 1-(6)		【令和8年度】 準用河川や排水機場等の適切な維持管理を行う。	【令和9年度】 準用河川や排水機場等の適切な維持管理を行う。
【具体的内容】 ○準用河川の維持管理 ・修繕 ○排水機場等の維持管理 ・排水機場 直営4箇所 受託4箇所 ・樋門 5箇所		【具体的内容】 ○準用河川の維持管理 ・修繕 ○排水機場等の維持管理 ・排水機場 直営4箇所 受託4箇所 ・樋門 5箇所	【具体的内容】 ○準用河川の維持管理 ・修繕 ○排水機場等の維持管理 ・排水機場 直営4箇所 受託4箇所 ・樋門 5箇所
河川整備事業	土木課	辰巳那賀川樋門は、現状では耐震性が満足できていないことから、耐震性能を有する樋門を新たに設置することにより、すでに工事完成している辰巳工業団地の地震津波対策との連続性が確保され、近い将来発生すると想定される南海トラフ巨大地震と発生頻度の高い津波(L1津波)等に対して地域の安全性を確保することを目的とする。	
4-(5)		【令和8年度】 辰巳那賀川樋門の地震・津波対策(耐震化・自動化)工事を行う。	【令和9年度】 辰巳那賀川樋門の地震・津波対策(耐震化・自動化)工事を行う。
【具体的内容】 ○辰巳那賀川樋門 ・令和8年度 辰巳那賀川樋門改築工事(国交省委託)		【具体的内容】 ○辰巳那賀川樋門 ・令和9年度 辰巳那賀川樋門改築工事(国交省委託)	【令和10年度】
緊急消防援助隊設備整備費補助事業	消防総務課	令和8年4月現在で、消防本部が所有する主な緊急自動車の総数は26台となっており、一部の車両は当市消防本部が策定した「阿南市消防計画」で定める消防車両等の更新年数を超過して使用している。高度で安定した市民サービスを提供するため、消防計画の見直しを含めた総合的な視点から消防用車両の適正配置及び中長期の購入計画並びに維持管理費を精査し、最新鋭の消防用車両の適正な配備を図る。安全、安心な車両を多く運用することで、クリーンエンジンの採用による環境性能や燃費性能の向上に加えて修繕、維持管理等の経費削減効果が期待できるほか、最新鋭の装備に更新することによる職員の作業の効率化や疲労の軽減、予期せぬ公務災害事故の軽減・回避等の効果も期待できる。	
5-(1) 5-(4)		【令和8年度】 国の補助事業を積極的に活用する事を原則として、予算担当課と中長期の購入整備計画について協議・調整を継続するほか、市場調査を積極的に行うことにより、最新鋭の消防用車両の適正な配備を推進する。	【令和9年度】 国の補助事業を積極的に活用する事を原則として、予算担当課と中長期の購入整備計画について協議・調整を継続するほか、市場調査を積極的に行うことにより、最新鋭の消防用車両の適正な配備を推進する。
【具体的内容】 ○市場調査の実施 ・他自治体消防からの情報収集(年1回) ○購入整備計画の精査・検討 ・消防計画の見直し(年1回) ・消防車両の適正配置について関係課と協議(年1回) ○予算担当課との協議・調整 ・中長期計画の作成(年1回)		【具体的内容】 ○市場調査の実施 ・他自治体消防からの情報収集(年1回) ○購入整備計画の精査・検討 ・消防計画の見直し(年1回) ・消防車両の適正配置について関係課と協議(年1回) ○予算担当課との協議・調整 ・中長期計画の作成(年1回)	【令和10年度】 国の補助事業を積極的に活用する事を原則として、予算担当課と中長期の購入整備計画について協議・調整を継続するほか、市場調査を積極的に行うことにより、最新鋭の消防用車両の適正な配備を推進する。
【具体的内容】 ○市場調査の実施 ・他自治体消防からの情報収集(年1回) ○購入整備計画の精査・検討 ・消防計画の見直し(年1回) ・消防車両の適正配置について関係課と協議(年1回) ○予算担当課との協議・調整 ・中長期計画の作成(年1回)		【具体的内容】 ○市場調査の実施 ・他自治体消防からの情報収集(年1回) ○購入整備計画の精査・検討 ・消防計画の見直し(年1回) ・消防車両の適正配置について関係課と協議(年1回) ○予算担当課との協議・調整 ・中長期計画の作成(年1回)	【具体的内容】 ○市場調査の実施 ・他自治体消防からの情報収集(年1回) ○購入整備計画の精査・検討 ・消防計画の見直し(年1回) ・消防車両の適正配置について関係課と協議(年1回) ○予算担当課との協議・調整 ・中長期計画の作成(年1回)

非常備消防管理運営事業	警防課	地域防災の中核を担う消防団が、大規模かつ複雑化する災害及び少子高齢化の進展等による人口減少などの取り巻く環境の変化に耐えることができるように、組織力の総合的な強化を図る。
5-(1) 5-(2)		
【令和8年度】 消防団組織力の強化を図るため、現状や将来にわたる課題など、長期的な視点に立った計画の推進や装備の充実を図る。	【令和9年度】 消防団組織力の強化を図るため、現状や将来にわたる課題など、長期的な視点に立った計画の推進や装備の充実を図る。	【令和10年度】 消防団組織力の強化を図るため、現状や将来にわたる課題など、長期的な視点に立った計画の推進や装備の充実を図る。
【具体的内容】 ○正副団長会議の開催(随時) ○消防団幹部会議の開催(年3回) ・施設等整備計画の精査、検討(詰所、装備等について協議) ・地域の実状に応じた班統合を進める具体的な目標値の協議・必要班数の再設定	【具体的内容】 ○正副団長会議の開催(随時) ○消防団幹部会議の開催(年3回) ・施設等整備計画の精査、検討(詰所、装備等について協議) ・地域の実状に応じた班統合を進める具体的な目標値の協議・必要班数の再設定	【具体的内容】 ○正副団長会議の開催(随時) ○消防団幹部会議の開催(年3回) ・施設等整備計画の精査、検討(詰所、装備等について協議) ・地域の実状に応じた班統合を進める具体的な目標値の協議・必要班数の再設定
阿南市火災予防査察業務	予防課	火災予防査察を実施し消防対象物、危険物施設の実態を把握することにより、関係者に対して火災予防上適切な指導や、消防法令違反の是正を行い、施設の利用者や従業員が安全・安心して利用できる社会づくりを図る。
5-(5) 5-(7)		
【令和8年度】 防火対象物及び危険物施設の立入検査を実施し、違反事項については是正させ、消防法に定める技術基準に適合させる。	【令和9年度】 防火対象物及び危険物施設の立入検査を実施し、違反事項については是正させ、消防法に定める技術基準に適合させる。	【令和10年度】 防火対象物及び危険物施設の立入検査を実施し、違反事項については是正させ、消防法に定める技術基準に適合させる。
【具体的内容】 ・年間査察計画の立案 ・防火管理者・危険物保安監督者等立ち会いのもと立入検査を実施 ・立入検査結果通知書の送付 ・不備欠陥事項改修(計画)報告書により是正を確認 ・違反が是正されない場合は違反処理へ移行	【具体的内容】 ・年間査察計画の立案 ・防火管理者・危険物保安監督者等立ち会いのもと立入検査を実施 ・立入検査結果通知書の送付 ・不備欠陥事項改修(計画)報告書により是正を確認 ・違反が是正されない場合は違反処理へ移行	【具体的内容】 ・年間査察計画の立案 ・防火管理者・危険物保安監督者等立ち会いのもと立入検査を実施 ・立入検査結果通知書の送付 ・不備欠陥事項改修(計画)報告書により是正を確認 ・違反が是正されない場合は違反処理へ移行
救急要請時における「口頭指導」の充実	情報管制課	消防機関が行う救急業務は、事故や疾病による傷病者を適切な医療機関に迅速に搬送すること、医療機関で医師の管理下に置かれるまでの間に傷病者の悪化を防ぐための処置を行うことが求められている。通信指令員は救急業務そのものを行うものではないが、救急隊の到着より早い段階で、傷病者を救命し社会復帰に導くための応急処置を指導する職務を担っており、救急業務において重要な役割を果たしている。そのため通信指令員は、119番緊急通報等の内容から緊急度及び重症度の高い病態を把握し、応急手当の協力を要請し口頭指導を行っている。特に口頭指導の中でも緊急性が高い心肺停止症例では、通信指令員が心肺停止状態を早期に認識し、応急手当実施者に対して適切な口頭指導を行う必要がある。
5-(8)		
【令和8年度】 口頭指導の中でも緊急度が高い心肺停止状態を通報内容から早期に認識し、応急手当実施者に対して適切な口頭指導を行い、救命率向上を図る。	【令和9年度】 口頭指導の中でも緊急度が高い心肺停止状態を通報内容から早期に認識し、応急手当実施者に対して適切な口頭指導を行い、救命率向上を図る。	【令和10年度】 口頭指導の中でも緊急度が高い心肺停止状態を通報内容から早期に認識し、応急手当実施者に対して適切な口頭指導を行い、救命率向上を図る。
【具体的内容】 通信指令員が119番通報等の内容から、いち早く心肺停止状態を認識するために聴取方法の工夫や他の通信指令員との連携の強化を図り適切な口頭指導を行う。 ○口頭指導実施要領 ・口頭指導実施要領・プロトコルの確認を行う。(随時) ・必要に応じて口頭指導実施要領・プロトコルの見直しを行う。	【具体的内容】 通信指令員が119番通報等の内容から、いち早く心肺停止状態を認識するために聴取方法の工夫や他の通信指令員との連携の強化を図り適切な口頭指導を行う。 ○口頭指導実施要領 ・口頭指導実施要領・プロトコルの確認を行う。(随時) ・必要に応じて口頭指導実施要領・プロトコルの見直しを行う。	【具体的内容】 通信指令員が119番通報等の内容から、いち早く心肺停止状態を認識するために聴取方法の工夫や他の通信指令員との連携の強化を図り適切な口頭指導を行う。 ○口頭指導実施要領 ・口頭指導実施要領・プロトコルの確認を行う。(随時) ・必要に応じて口頭指導実施要領・プロトコルの見直しを行う。
応急手当普及啓発事業	消防課	消防・救急隊員の知識や技術の向上を図るとともに、一人でも多くの市民が講習を受講し、救急車が到着するまでにバイスタンダー(その場に居合わせた人)による応急手当が迅速・確実に実施できるよう知識や技術を広く普及させ、救命率の向上に繋げる。
5-(3) 5-(6) 5-(9)		
【令和8年度】 救急隊員の知識・技術の向上を図ると共に、より救命率の向上に繋げるため、市民に対する応急手当普及啓発の充実を図る	【令和9年度】 救急隊員の知識・技術の向上を図ると共に、より救命率の向上に繋げるため、市民に対する応急手当普及啓発の充実を図る	【令和10年度】 救急隊員の知識・技術の向上を図ると共に、より救命率の向上に繋げるため、市民に対する応急手当普及啓発の充実を図る
【具体的内容】 ○職員に対する指導救命士による訓練及び講習の実施 ○市民を対象とした、救急法や普通救命講習、上級救命講習等の実施	【具体的内容】 ○職員に対する指導救命士による訓練及び講習の実施 ○市民を対象とした、救急法や普通救命講習、上級救命講習等の実施	【具体的内容】 ○職員に対する指導救命士による訓練及び講習の実施 ○市民を対象とした、救急法や普通救命講習、上級救命講習等の実施

2 交通安全・防犯

重点テーマ 1	交通安全意識の高揚及び交通安全施設の整備	重点テーマ 2	防犯意識の高揚及び防犯環境の整備
<p><主要な施策> (1)交通安全活動の推進 (2)交通安全施設の整備及び維持補修の推進</p>		<p><主要な施策> (1)暴力排除・防犯活動の推進 (2)防犯環境の整備</p>	
重点テーマ 3	青少年を見守る安全・安心な環境づくりの推進	重点テーマ 4	消費生活相談体制の充実
<p><主要な施策> (1)計画的・継続的かつ柔軟な健全育成パトロールの実施</p>		<p><主要な施策> (1)消費者教育・啓発の推進 (2)消費生活相談体制の充実</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
交通安全対策事業	市民生活課	<p>車社会の発展に伴い、本市の道路交通を取り巻く環境は、高齢者人口が増加する中で、依然として厳しい現状が続くものと予想される。このような中、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関・団体等と連携して施策を講じてきた結果、交通安全意識が市民に浸透してきたことなどにより、近年は交通事故の発生件数は減少傾向が続いている。人権尊重の理念に基づき、阿南警察署や阿南市交通安全教育推進協議会等と連携し、幼児から高齢者まで、年齢に応じた交通安全教育を実施して市民の交通安全に対する意識の高揚を図っている。</p>	
1-(1)			
【令和8年度】 市全体の交通安全対策を計画的に進めるため、交通安全計画を作成する。 交通安全を広く市民に普及、啓発するとともに交通安全運動の行事等を実施し、交通安全教育を推進する。	【令和9年度】 市全体の交通安全対策を計画的に進めるため、交通安全計画を作成する。 交通安全を広く市民に普及、啓発するとともに交通安全運動の行事等を実施し、交通安全教育を推進する。	【令和10年度】 市全体の交通安全対策を計画的に進めるため、交通安全計画を作成する。 交通安全を広く市民に普及、啓発するとともに交通安全運動の行事等を実施し、交通安全教育を推進する。	
【具体的内容】 ○阿南市交通安全対策会議(年1回) ○交通安全計画作成(年1回) ○阿南市交通安全教育推進協議会総会(年1回) ○阿南警察署や阿南市交通安全教育推進協議会等と連携し、市民を対象とした交通安全教室を実施。	【具体的内容】 ○阿南市交通安全対策会議(年1回) ○交通安全計画作成(年1回) ○阿南市交通安全教育推進協議会総会(年1回) ○阿南警察署や阿南市交通安全教育推進協議会等と連携し、市民を対象とした交通安全教室を実施。	【具体的内容】 ○阿南市交通安全対策会議(年1回) ○交通安全計画作成(年1回) ○阿南市交通安全教育推進協議会総会(年1回) ○阿南警察署や阿南市交通安全教育推進協議会等と連携し、市民を対象とした交通安全教室を実施。	

交通安全施設整備事業	土木課	認定市道において交通安全施設を整備することにより、交通事故を未然に防ぎ、安全で安心な暮らしの確保に努める。
1-(2)		
【令和8年度】 認定市道において交通安全施設の新設、修繕を行う。	【令和9年度】 認定市道において交通安全施設の新設、修繕を行う。	【令和10年度】 認定市道において交通安全施設の新設、修繕を行う。
【具体的内容】 ○交通安全施設の新設、修繕 ・道路反射鏡(カーブミラー) ・ガードレール等の防護柵 ・その他の交通安全施設	【具体的内容】 ○交通安全施設の新設、修繕 ・道路反射鏡(カーブミラー) ・ガードレール等の防護柵 ・その他の交通安全施設	【具体的内容】 ○交通安全施設の新設、修繕 ・道路反射鏡(カーブミラー) ・ガードレール等の防護柵 ・その他の交通安全施設
防犯対策事業	市民生活課	近年、刑法犯認知件数は、全国的に減少傾向にあるものの、特殊詐欺事件、子供や女性に対する声かけ、つきまとい事案の他、インターネット等を悪用した新しい手口の犯罪が増加しており、市民が日常生活の中で犯罪に巻き込まれる危険性が高まっている。このような中、市民が犯罪による被害に遭うことなく、安全で安心な暮らしができる社会を実現するため、関係機関・団体等と連携して、市民の自主防犯意識の高揚や子供の安全確保など安全で安心な環境づくりの推進を図る。
2-(1) 2-(2)		
【令和8年度】 阿南警察署や阿南防犯連合会、暴力排除阿南市民協議会、地域の安全を守る会等と連携し、犯罪のない明るい社会を目指して、広報・啓発活動を推進する。	【令和9年度】 阿南警察署や阿南防犯連合会、暴力排除阿南市民協議会、地域の安全を守る会等と連携し、犯罪のない明るい社会を目指して、広報・啓発活動を推進する。	【令和10年度】 阿南警察署や阿南防犯連合会、暴力排除阿南市民協議会、地域の安全を守る会等と連携し、犯罪のない明るい社会を目指して、広報・啓発活動を推進する。
【具体的内容】 ○阿南防犯連合会総会開催(年1回) ○暴力排除阿南市民協議会総会開催(年1回) 各関係機関と連携し、広報・啓発活動の推進やキャンペーン・各種行事を実施。	【具体的内容】 ○阿南防犯連合会総会開催(年1回) ○暴力排除阿南市民協議会総会開催(年1回) 各関係機関と連携し、広報・啓発活動の推進やキャンペーン・各種行事を実施。	【具体的内容】 ○阿南防犯連合会総会開催(年1回) ○暴力排除阿南市民協議会総会開催(年1回) 各関係機関と連携し、広報・啓発活動の推進やキャンペーン・各種行事を実施。
青少年健全育成パトロール活動	青少年健全育成センター	青少年の健全育成のため、学校・地域・関係機関等と連携し、学校や地域のニーズに応え、早朝・夜間・駅・列車内等の特別パトロールの強化を図るとともに、計画的・継続的かつ柔軟な健全育成パトロール活動を実施し、青少年を見守る安全・安心な環境づくりを推進する。
3-(1)		
【令和8年度】 学校・地域・関係機関等との連携を一層強化し、学校や地域のニーズに応え、柔軟な健全育成パトロール活動を推進する。	【令和9年度】 学校・地域・関係機関等との連携を一層強化し、学校や地域のニーズに応え、柔軟な健全育成パトロール活動を推進する。	【令和10年度】 学校・地域・関係機関等との連携を一層強化し、学校や地域のニーズに応え、柔軟な健全育成パトロール活動を推進する。
【具体的内容】 ○早朝・夜間・駅・列車パトロール等特別パトロール ・早朝年3回 夜間年6回 ・駅・列車内等年3回 ○不審者情報の対応 ・不審者情報のあった場所周辺のパトロール強化 ○常時パトロール(午前・午後) ・毎日、午前・午後で北部・南部に分けてパトロール ○関係機関との連携 ・市青少年健全育成協議会理事会及び運営審議会各年1回 ・所内会議年12回	【具体的内容】 ○早朝・夜間・駅・列車パトロール等特別パトロール ・早朝年3回 夜間年6回 ・駅・列車内等年3回 ○不審者情報の対応 ・不審者情報のあった場所周辺のパトロール強化 ○常時パトロール(午前・午後) ・毎日、午前・午後で北部・南部に分けてパトロール ○関係機関との連携 ・市青少年健全育成協議会理事会及び運営審議会各年1回 ・所内会議年12回	【具体的内容】 ○早朝・夜間・駅・列車パトロール等特別パトロール ・早朝年3回 夜間年6回 ・駅・列車内等年3回 ○不審者情報の対応 ・不審者情報のあった場所周辺のパトロール強化 ○常時パトロール(午前・午後) ・毎日、午前・午後で北部・南部に分けてパトロール ○関係機関との連携 ・市青少年健全育成協議会理事会及び運営審議会各年1回 ・所内会議年12回
消費者行政推進事業	市民生活課	消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、相談窓口である阿南市消費生活センターの機能を強化し、消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者事故等に関する情報の収集、消費者啓発を行い、住民に対する情報提供に努めるとともに、消費者団体の育成・支援に努め、自立する消費者の育成を進める。
4-(1) 4-(2)		
【令和8年度】 消費者の被害防止とその安全を確保するため、より多くの消費者に情報を提供し、学んでもらうことを目標とし、消費者教育・啓発を推進する。	【令和9年度】 消費者の被害防止とその安全を確保するため、より多くの消費者に情報を提供し、学んでもらうことを目標とし、消費者教育・啓発を推進する。	【令和10年度】 消費者の被害防止とその安全を確保するため、より多くの消費者に情報を提供し、学んでもらうことを目標とし、消費者教育・啓発を推進する。
【具体的内容】 ○消費者啓発講演会(年1回) ○出前講座の開催 ○市広報紙活用による情報提供	【具体的内容】 ○消費者啓発講演会(年1回) ○出前講座の開催 ○市広報紙活用による情報提供	【具体的内容】 ○消費者啓発講演会(年1回) ○出前講座の開催 ○市広報紙活用による情報提供

3 土地利用

重点テーマ 1	集住型のコミュニティづくりの推進
<主要な施策> (1)多極ネットワーク型コンパクトシティの推進	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
都市計画総務事業	都市政策課	1- (1)	
		人口減少、少子高齢化の進行等、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、「阿南市都市計画マスタープラン」及び「阿南市立地適正化計画」等について、新たなまちづくりの課題を踏まえた計画の見直しの検討を行い、安全で魅力あるまちづくりを推進する。 また、集約型の都市圏を目指して土地利用の規制や誘導を図り、人口が減少しても将来にわたって誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進める。	
【令和8年度】		【令和9年度】	【令和10年度】
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの見直しの検討 ・立地適正化計画の進捗状況の把握 ・適正な土地利用の規制及び誘導 		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの見直しの検討 ・立地適正化計画の進捗状況の把握 ・適正な土地利用の規制及び誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの見直しの検討 ・立地適正化計画の進捗状況の把握 ・適正な土地利用の規制及び誘導
【具体的内容】		【具体的内容】	【具体的内容】
<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢の変化や上位計画等の改定、マスタープランで位置付けた施設の実施状況や達成状況を踏まえて、現行の都市計画マスタープランの見直しを検討する。 ・区域区分の在り方について検討し、県との協議を行う。 ・都市計画法その他関係法令に基づき、適正な許可、届出等の事務処理を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢の変化や上位計画等の改定、マスタープランで位置付けた施設の実施状況や達成状況を踏まえて、現行の都市計画マスタープランの見直しを検討する。 ・区域区分の在り方について検討し、県との協議を行う。 ・都市計画法その他関係法令に基づき、適正な許可、届出等の事務処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢の変化や上位計画等の改定、マスタープランで位置付けた施設の実施状況や達成状況を踏まえて、現行の都市計画マスタープランの見直しを検討する。 ・区域区分の在り方について検討し、県との協議を行う。 ・都市計画法その他関係法令に基づき、適正な許可、届出等の事務処理を行う。
阿南駅周辺整備事業 (再掲)	都市政策課	1- (1)	
		JR阿南駅周辺地域における賑わい創出を図り、都市拠点として相応しい魅力あるまちづくりを行うため、駅周辺のパブリックスペースを活用した取組を推進するとともに、令和7年度から令和11年度にかけて、国の都市構造再編集集中支援事業を活用して、JR阿南駅周辺地区における新たな拠点づくりを実施していく。	
【令和8年度】		【令和9年度】	【令和10年度】
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・国の都市構造再編集集中支援事業を活用し、駅周辺地区において、求心力強化に向けた各種施策を推進する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・国の都市構造再編集集中支援事業を活用し、駅周辺地区において、求心力強化に向けた各種施策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・国の都市構造再編集集中支援事業を活用し、駅周辺地区において、求心力強化に向けた各種施策を推進する。
【具体的内容】		【具体的内容】	【具体的内容】
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり組織等が行う駅周辺のパブリックスペースを活用したイベント等の事業を支援し、官民連携まちづくりを推進する。 ・現在、各団体が駐車場として活用している、阿南商工会議所前広場を一体的に整備活用するまちづくりの社会実験について検討する。 ・阿南駅周辺の賑わいを創出するために、空き店舗活用の支援を行う。 ・観光交流センターの機能充実のため、光のまちステーションプラザ等の設計・改修を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり組織等が行う駅周辺のパブリックスペースを活用したイベント等の事業を支援し、官民連携まちづくりを推進する。 ・現在、各団体が駐車場として活用している、阿南商工会議所前広場を一体的に整備活用するまちづくりの社会実験について検討する。 ・阿南駅周辺の賑わいを創出するために、空き店舗活用の支援を行う。 ・観光交流センターの機能充実のため、光のまちステーションプラザ等の改修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり組織等が行う駅周辺のパブリックスペースを活用したイベント等の事業を支援し、官民連携まちづくりを推進する。 ・現在、各団体が駐車場として活用している、阿南商工会議所前広場を一体的に整備活用するまちづくりの社会実験について検討する。 ・阿南駅周辺の賑わいを創出するために、空き店舗活用の支援を行う。

4 自然環境・生物多様性

重点テーマ 1	環境施策の総合的推進	重点テーマ 2	脱炭素社会の実現
<主要な施策> (1)環境総合調査等の実施 (2)環境教育・協働取組の促進 (3)海岸漂着物等対策の推進		<主要な施策> (1)省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入拡大 (2)市民・事業者の環境に配慮した活動の促進 (3)森林・海洋植物再生の促進 (4)森林整備におけるJクレジットの創出 (5)市民や事業者へのカーボンニュートラルにつながる行動の普及・啓発	
重点テーマ 3	自然再興		
<主要な施策> (1)生物多様性保全と持続可能な利用の推進			

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
環境政策推進事業	環境保全課	年度別事業概要【下段】	
1-(1) 1-(2)		日常生活及び事業活動における生活環境及び自然環境への負荷の低減を図るための措置について、必要な事項を定めることにより、生活環境保全対策の総合的な施策を推進し、もって現在及び将来の住民の健康の保護と生活環境の保全、及び豊かな自然に恵まれたふるさとの環境を次世代に引き継ぐことを目的とする。 阿南市では、住民の健康保護及び生活・自然環境を保全するため、阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の実態の把握を行っている。	
【令和8年度】 阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行うと共に生活環境保全対策を総合的に推進する。	【令和9年度】 阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行うと共に生活環境保全対策を総合的に推進する。	【令和10年度】 阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行うと共に生活環境保全対策を総合的に推進する。	
【具体的内容】 ○大気汚染測定装置による大気の常時監視(宝田、大野、福井、橘) ○大気監視テレメータシステム用子局装置システム更新業務(R8のみ) ○風向風速計備品購入(橘局、福井局)(R8のみ) ○公共用水域水質分析(年6回) ○降下ばいじん分析(年12回) ○阿南市内の水質・底質・土壌の調査(年1回) ○臭気分析(年3回) ○打樋川ダイオキシン類分析(年1回) ○市内の主要幹線道路沿道の自動車騒音の測定(年1回) ○子どもエコクラブの実施(年1回) ○環境に関する講演会(年3回) ○環境パトロールの実施(月3回程度) ○生活排水路清掃作業時ダンプ等使用料の交付 ○海岸漂着物等回収・処理事業に対する支援金の交付	【具体的内容】 ○大気汚染測定装置による大気の常時監視(宝田、大野、福井、橘) ○公共用水域水質分析(年6回) ○降下ばいじん分析(年12回) ○阿南市内の水質・底質・土壌の調査(年1回) ○臭気分析(年3回) ○打樋川ダイオキシン類分析(年1回) ○市内の主要幹線道路沿道の自動車騒音の測定(年1回) ○子どもエコクラブの実施(年1回) ○環境に関する講演会(年3回) ○環境パトロールの実施(月3回程度) ○生活排水路清掃作業時ダンプ等使用料の交付 ○海岸漂着物等回収・処理事業に対する支援金の交付	【具体的内容】 ○大気汚染測定装置による大気の常時監視(宝田、大野、福井、橘) ○公共用水域水質分析(年6回) ○降下ばいじん分析(年12回) ○阿南市内の水質・底質・土壌の調査(年1回) ○臭気分析(年3回) ○打樋川ダイオキシン類分析(年1回) ○市内の主要幹線道路沿道の自動車騒音の測定(年1回) ○子どもエコクラブの実施(年1回) ○環境に関する講演会(年3回) ○環境パトロールの実施(月3回程度) ○生活排水路清掃作業時ダンプ等使用料の交付 ○海岸漂着物等回収・処理事業に対する支援金の交付	
海岸漂着物等対策推進事業	農林水産課	年度別事業概要【下段】	
1-(3)		海洋ゴミによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。こうしたことから、国の補助金を活用し、多量の海洋ゴミ対策への支援を通じて海洋ゴミの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。	
【令和8年度】 とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、海洋ゴミの削減を図る。	【令和9年度】 とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、海洋ゴミの削減を図る。	【令和10年度】 とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、海洋ゴミの削減を図る。	
【具体的内容】 とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、漁業者が海から無償で持ち帰った海洋ゴミの処理を行う。	【具体的内容】 とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、漁業者が海から無償で持ち帰った海洋ゴミの処理を行う。	【具体的内容】 とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、漁業者が海から無償で持ち帰った海洋ゴミの処理を行う。	

電気自動車購入事業	総務課	脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガス排出削減の取組の1つとして、本庁における各課管理公用車について一部を電気自動車又はハイブリッド車に切替えを行い、環境負荷低減を図る。		
2-(1) 2-(5)		【令和8年度】 本庁における各課管理公用車について、老朽化等による買替時に必要に応じて、全課でシェアできる車両として総務課で電気自動車又はハイブリッド車を購入し、公用車台数の削減を図る。	【令和9年度】 本庁における各課管理公用車について、老朽化等による買替時に必要に応じて、全課でシェアできる車両として総務課で電気自動車又はハイブリッド車を購入し、公用車台数の削減を図る。	【令和10年度】 本庁における各課管理公用車について、老朽化等による買替時に必要に応じて、全課でシェアできる車両として総務課で電気自動車又はハイブリッド車を購入し、公用車台数の削減を図る。
【具体的内容】 ●電気自動車を1台導入 ●各課所有の公用車の稼働率を調査し、買替の際に財政課と連携を図り、公用車台数の適正化及び電気自動車又はハイブリッド車の導入を検討 ●次年度以降の電気自動車又はハイブリッド車(PHEV)の導入状況により充電スタンドの整備計画を検討		【具体的内容】 ●各課所有の公用車の稼働率を調査し、買替の際に財政課と連携を図り、公用車台数の適正化及び電気自動車又はハイブリッド車の導入を検討 ●次年度以降の電気自動車又はハイブリッド車(PHEV)の導入状況により充電スタンドの整備計画を検討	【具体的内容】 ●各課所有の公用車の稼働率を調査し、買替の際に財政課と連携を図り、公用車台数の適正化及び電気自動車又はハイブリッド車の導入を検討 ●次年度以降の電気自動車又はハイブリッド車(PHEV)の導入状況により充電スタンドの整備計画を検討	【具体的内容】 ●各課所有の公用車の稼働率を調査し、買替の際に財政課と連携を図り、公用車台数の適正化及び電気自動車又はハイブリッド車の導入を検討 ●次年度以降の電気自動車又はハイブリッド車(PHEV)の導入状況により充電スタンドの整備計画を検討
住宅用太陽光発電システム等導入支援事業	環境保全課	家庭におけるエネルギー費用の負担軽減と温室効果ガス排出削減のため、住宅用太陽光発電システム等を設置する者に対し補助を行い、地球温暖化対策の推進、脱炭素型社会の形成を図る。		
2-(1) 2-(2) 2-(5)		【令和8年度】 住宅用太陽光発電システム等を設置する者に対し補助を行い、地球温暖化対策の推進、脱炭素型社会の形成を図る。	【令和9年度】 住宅用太陽光発電システム等を設置する者に対し補助を行い、地球温暖化対策の推進、脱炭素型社会の形成を図る。	【令和10年度】 住宅用太陽光発電システム等を設置する者に対し補助を行い、地球温暖化対策の推進、脱炭素型社会の形成を図る。
【具体的内容】 ○市内において、住宅用太陽光発電システム(定格出力合計値2kw以上10kw未満)を設置する市民に対し、1件7万円の補助金を交付する。 また、太陽光発電システムに常時接続する家庭用蓄電池及び電気自動車等充電設備(V2H)に対しても、1件10万円の補助金を交付する。 住宅用太陽光発電システム又は家庭用蓄電池を設置する者については、市が事業者と連携して実施するJ-クレジット制度を利用した脱炭素社会の実現に寄与する事業に協力することを要件とする。		【具体的内容】 ○市内において、住宅用太陽光発電システム(定格出力合計値2kw以上10kw未満)を設置する市民に対し、1件7万円の補助金を交付する。 また、太陽光発電システムに常時接続する家庭用蓄電池及び電気自動車等充電設備(V2H)に対しても、1件10万円の補助金を交付する。 住宅用太陽光発電システム又は家庭用蓄電池を設置する者については、市が事業者と連携して実施するJ-クレジット制度を利用した脱炭素社会の実現に寄与する事業に協力することを要件とする。	【具体的内容】 ○市内において、住宅用太陽光発電システム(定格出力合計値2kw以上10kw未満)を設置する市民に対し、1件7万円の補助金を交付する。 また、太陽光発電システムに常時接続する家庭用蓄電池及び電気自動車等充電設備(V2H)に対しても、1件10万円の補助金を交付する。 住宅用太陽光発電システム又は家庭用蓄電池を設置する者については、市が事業者と連携して実施するJ-クレジット制度を利用した脱炭素社会の実現に寄与する事業に協力することを要件とする。	【具体的内容】 ○市内において、住宅用太陽光発電システム(定格出力合計値2kw以上10kw未満)を設置する市民に対し、1件7万円の補助金を交付する。 また、太陽光発電システムに常時接続する家庭用蓄電池及び電気自動車等充電設備(V2H)に対しても、1件10万円の補助金を交付する。 住宅用太陽光発電システム又は家庭用蓄電池を設置する者については、市が事業者と連携して実施するJ-クレジット制度を利用した脱炭素社会の実現に寄与する事業に協力することを要件とする。
共生林整備事業(再掲)	農林水産課	森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるような多様な森林づくりを促進するため、人と自然の共生林において森林整備の促進を行う。		
2-(3) 2-(4) 2-(5)		【令和8年度】 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるような多様な森林づくりを促進するため、人と自然の共生林において森林整備の促進を行う。	【令和9年度】 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるような多様な森林づくりを促進するため、人と自然の共生林において森林整備の促進を行う。	【令和10年度】 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるような多様な森林づくりを促進するため、人と自然の共生林において森林整備の促進を行う。
【具体的内容】 高度公益機能森林区域内の下草刈りを地元協議会に委託する。 (予定面積:12.69ha)		【具体的内容】 高度公益機能森林区域内の下草刈りを地元協議会に委託する。 (予定面積:12.69ha)	【具体的内容】 高度公益機能森林区域内の下草刈りを地元協議会に委託する。 (予定面積:12.69ha)	【具体的内容】 高度公益機能森林区域内の下草刈りを地元協議会に委託する。 (予定面積:12.69ha)

<p>放置竹林解消事業 (再掲)</p>	<p>農林水産課</p>	<p>侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、里山林活性化による多面的機能発揮対策事業として補助金を交付し、さらなる取組の推進を図る。 今後は、放置竹林の解消と、竹資源の活用のため、阿南高専及び各民間組織と連携した、竹資源等の活用による有機栽培農業の推進、竹炭などの関連商品の開発を行う。</p>	
<p>2-(5)</p>		<p>【令和8年度】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、里山林活性化による多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。</p>	<p>【令和9年度】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、里山林活性化による多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。</p>
<p>【令和8年度】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、里山林活性化による多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。</p>		<p>【令和9年度】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、里山林活性化による多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。</p>	<p>【令和10年度】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、里山林活性化による多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。</p>
<p>【具体的内容】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対して、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金を交付する。</p>		<p>【具体的内容】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対して、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金を交付する。</p>	<p>【具体的内容】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対して、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金を交付する。</p>
<p>生物多様性SDGs推進事業</p>	<p>環境保全課</p>	<p>市内にある自然は、私たちが創れるものではなく、長い年月をかけてそこにいきる生物たちが創りあげた世界。 市内にある豊かな環境を守り、次世代に引き継ぐために『阿南市の豊かな自然と生物多様性を計画的かつ適切に保全し、その持続的な利用によって本市の活性化を図ることを目的とする。』</p>	
<p>3-(1)</p>		<p>【令和8年度】 阿南市の豊かな自然と生物多様性を計画的かつ適切に保全し、その持続的な利用によって本市の活性化を推進する。</p>	<p>【令和9年度】 阿南市の豊かな自然と生物多様性を計画的かつ適切に保全し、その持続的な利用によって本市の活性化を推進する。</p>
<p>【令和8年度】 阿南市の豊かな自然と生物多様性を計画的かつ適切に保全し、その持続的な利用によって本市の活性化を推進する。</p>		<p>【令和9年度】 阿南市の豊かな自然と生物多様性を計画的かつ適切に保全し、その持続的な利用によって本市の活性化を推進する。</p>	<p>【令和10年度】 阿南市の豊かな自然と生物多様性を計画的かつ適切に保全し、その持続的な利用によって本市の活性化を推進する。</p>
<p>【具体的内容】 ○生物多様性ホットスポットの拡充と新たな価値の創造 ○生物多様性増進活動への申請の検討及び支援 ○中林海岸松林における官民一体の保全活用推進 ○ササユリの活用検討 ○ホットスポットを活用した観光コンテンツ創生支援 ○希少動植物アドプト制度の創設と推進 ○科学センターにおける生物多様性学習の充実 ○生物多様性啓発ポスターコンテストの充実 ○生物多様性フォーラムの実施 ○ホットスポット啓発冊子『ごっついあなん』の発行 ○子どもを対象とする教育プログラムの検討 ○グリーンインフラを生かしたまちづくりの検討 ○グリーンインフラとしての阿南市東部の松林整備の検討 ○官民連携による推進体制の構築 ○民間資金の調達への検討、推進 ○多様なステークホルダーとの協働の促進</p>		<p>【具体的内容】 ○生物多様性ホットスポットの拡充と新たな価値の創造 ○生物多様性増進活動への申請の検討及び支援 ○中林海岸松林における官民一体の保全活用推進 ○ササユリの活用検討 ○ホットスポットを活用した観光コンテンツ創生支援 ○希少動植物アドプト制度の創設と推進 ○科学センターにおける生物多様性学習の充実 ○生物多様性啓発ポスターコンテストの充実 ○生物多様性フォーラムの実施 ○ホットスポット啓発冊子『ごっついあなん』の発行 ○子どもを対象とする教育プログラムの検討 ○グリーンインフラを生かしたまちづくりの検討 ○グリーンインフラとしての阿南市東部の松林整備の検討 ○官民連携による推進体制の構築 ○民間資金の調達への検討、推進 ○多様なステークホルダーとの協働の促進</p>	<p>【具体的内容】 ○生物多様性ホットスポットの拡充と新たな価値の創造 ○生物多様性増進活動への申請の検討及び支援 ○中林海岸松林における官民一体の保全活用推進 ○ササユリの活用検討 ○ホットスポットを活用した観光コンテンツ創生支援 ○希少動植物アドプト制度の創設と推進 ○科学センターにおける生物多様性学習の充実 ○生物多様性啓発ポスターコンテストの充実 ○生物多様性フォーラムの実施 ○ホットスポット啓発冊子『ごっついあなん』の発行 ○子どもを対象とする教育プログラムの検討 ○グリーンインフラを生かしたまちづくりの検討 ○グリーンインフラとしての阿南市東部の松林整備の検討 ○官民連携による推進体制の構築 ○民間資金の調達への検討、推進 ○多様なステークホルダーとの協働の促進</p>

5 市街地整備・都市景観

重点テーマ 1	パブリックスペースを活用したまちづくりの推進
<p><主要な施策></p> <p>(1)官民連携による阿南駅前周辺まちづくり (2)阿南中央図書館(仮称)の整備 (3)空き店舗・空き家の利用促進</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
阿南駅前周辺整備事業	都市政策課	JR阿南駅前周辺地域における賑わい創出を図り、都市拠点として相応しい魅力あるまちづくりを行うため、駅周辺のパブリックスペースを活用した取組を推進するとともに、令和7年度から令和11年度にかけて、国の都市構造再編集集中支援事業を活用して、JR阿南駅前周辺地区における新たな拠点づくりを実施していく。	
1-(1) 1-(3)			
【令和8年度】 ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・国の都市構造再編集集中支援事業を活用し、駅周辺地区において、求心力強化に向けた各種施策を推進する。	【令和9年度】 ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・国の都市構造再編集集中支援事業を活用し、駅周辺地区において、求心力強化に向けた各種施策を推進する。	【令和10年度】 ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・国の都市構造再編集集中支援事業を活用し、駅周辺地区において、求心力強化に向けた各種施策を推進する。	
【具体的内容】 ・まちづくり組織等が行う駅周辺のパブリックスペースを活用したイベント等の事業を支援し、官民連携まちづくりを推進する。 ・現在、各団体が駐車場として活用している、阿南商工会議所前広場を一体的に整備活用するまちづくりの社会実験について検討する。 ・阿南駅前周辺の賑わいを創出するために、空き店舗活用の支援を行う。 ・観光交流センターの機能充実のため、光のまちステーションプラザ等の設計・改修を行う。	【具体的内容】 ・まちづくり組織等が行う駅周辺のパブリックスペースを活用したイベント等の事業を支援し、官民連携まちづくりを推進する。 ・現在、各団体が駐車場として活用している、阿南商工会議所前広場を一体的に整備活用するまちづくりの社会実験について検討する。 ・阿南駅前周辺の賑わいを創出するために、空き店舗活用の支援を行う。 ・観光交流センターの機能充実のため、光のまちステーションプラザ等の改修を行う。	【具体的内容】 ・まちづくり組織等が行う駅周辺のパブリックスペースを活用したイベント等の事業を支援し、官民連携まちづくりを推進する。 ・現在、各団体が駐車場として活用している、阿南商工会議所前広場を一体的に整備活用するまちづくりの社会実験について検討する。 ・阿南駅前周辺の賑わいを創出するために、空き店舗活用の支援を行う。	
図書館整備事業	図書館	阿南図書館の除却工事を完了する。 市民会館跡地に阿南中央図書館(仮称)を建設し、豊富な資料を収集・保存し提供する図書館機能と、多様な利用者ニーズに応える複合施設を一体的に整備する。	
1-(2)			
【令和8年度】 ・阿南中央図書館(仮称)を整備する。	【令和9年度】 ・阿南中央図書館(仮称)を整備する。	【令和10年度】 ・阿南中央図書館(仮称)を整備する。	
【具体的内容】 ・阿南中央図書館(仮称)の実施設計及び市民会館除却設計を行う。	【具体的内容】 ・工事施工業者の選定を行う。 ・市民会館の除却工事に着手する。	【具体的内容】 ・市民会館の除却工事を終了させ、阿南中央図書館(仮称)本体工事に着手する。	

6 道路・交通

重点テーマ 1	新規路線等の整備による交通ネットワークの充実	重点テーマ 2	市道の安全性・快適性の向上
<p><主要な施策></p> <p>(1)徳島南部自動車道、阿南安芸自動車道の整備促進</p> <p>(2)緊急輸送路となる市道の整備</p> <p>(3)交付金事業を活用した基幹道路の整備</p> <p>(4)一般国道55号阿南道路、(仮称)東西幹線道路の整備促進</p> <p>(5)地域活性化及び防災時の拠点となる新たな防災「道の駅」の研究</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)市道の整備・修繕</p> <p>(2)市道の適正な管理・保全</p>	
重点テーマ 3	地域公共交通の核となるバス路線及び離島航路の確保・維持		
<p><主要な施策></p> <p>(1)乗合タクシーや公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)の実証・導入</p> <p>(2)地域公共交通の利用促進策の実施</p>			

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
高速自動車道整備促進事業	広域連携事業課	大規模自然災害時における避難や復旧支援機能、また平時における地域経済発展の基盤となる機能を併せ持つ「高規格道路」の整備が急務であり、「徳島南部自動車道」及び「阿南安芸自動車道」の早期整備を促進する必要がある。このため、各種関係団体と連携し、予算獲得を目的とした「中央省庁等への要望活動」を行う。	
1-(1) 1-(3)		【令和9年度】 中央省庁等への要望活動 ・阿南市高規格道路等建設促進期成同盟会 ・四国東南部連盟(8の字ネットワーク) ・徳島県南部地区四国横断自動車道建設促進期成同盟会	【令和10年度】 中央省庁等への要望活動 ・阿南市高規格道路等建設促進期成同盟会 ・四国東南部連盟(8の字ネットワーク) ・徳島県南部地区四国横断自動車道建設促進期成同盟会
		【具体的内容】 国の予算編成時期に合わせた中央省庁等への要望活動(年3回)	【具体的内容】 国の予算編成時期に合わせた中央省庁等への要望活動(年3回)
道路橋りょう整備事業(緊急輸送道路の舗装)	土木課	緊急輸送道路となる市道9路線について路面状態の調査を行い、道路面が老朽化により損傷している箇所について、舗装の打ち換え工事を順次実施し、有事の際には人命の救助や生活物資・資機材等の緊急輸送に活用できるよう備える。	
2-(1) 2-(2)		【令和9年度】 路面状態の調査を行い、道路面が老朽化により損傷している箇所について、順次舗装の打ち換え工事を実施する。	【令和10年度】 路面状態の調査を行い、道路面が老朽化により損傷している箇所について、順次舗装の打ち換え工事を実施する。
		【具体的内容】 ○道路橋梁新設改良事業 道路舗装事業 ○防災・安全交付金(PK2) ・防災・減災対策により交通環境の形成	【具体的内容】 ○道路橋梁新設改良事業 道路舗装事業 ○防災・安全交付金(PK2) ・防災・減災対策により交通環境の形成
道路橋りょう整備事業(道路整備)	土木課	国の「社会資本整備総合交付金事業」を活用し、道路整備等を行うことにより、市民生活に重要となる基幹道路の整備促進を図り、快適で暮らしやすいまちづくりに寄与するとともに、安全で安心な交通環境の形成、大規模災害時における交通網の確保を行う。	
2-(1) 2-(2)		【令和9年度】 国の交付金事業を活用し、道路整備を行う。	【令和10年度】 国の交付金事業を活用し、道路整備を行う。
		【具体的内容】 ○社会資本整備総合交付金(PK1) ・道路ネットワークの構築 ○防災・安全交付金(PK2) ・防災・減災対策により交通環境の形成	【具体的内容】 ○社会資本整備総合交付金(PK1) ・道路ネットワークの構築 ○防災・安全交付金(PK2) ・防災・減災対策により交通環境の形成

国道55号整備促進事業	広域連携事業課	本市中心部における交通混雑の緩和と交通安全の確保を図るとともに、周辺道路網と一体となり、本市以南から徳島市方面への交通を円滑に導くことを目的としており、早期整備を促進する必要がある。 このため、各種関係団体と連携し、予算獲得を目的とした「中央省庁等への要望活動」を行う。		
1-(4) 1-(5)				
【令和8年度】 中央省庁等への要望活動 ・阿南市高規格道路等建設促進期成同盟会		【令和9年度】 中央省庁等への要望活動 ・阿南市高規格道路等建設促進期成同盟会		【令和10年度】 中央省庁等への要望活動 ・阿南市高規格道路等建設促進期成同盟会
【具体的内容】 国の予算編成時期に合わせた中央省庁等への要望活動(年3回)		【具体的内容】 国の予算編成時期に合わせた中央省庁等への要望活動(年3回)		【具体的内容】 国の予算編成時期に合わせた中央省庁等への要望活動(年3回)
土木総務事業	土木課	認定市道の道路台帳を最新の情報に更新することにより、市道の管理、状況把握に万全を期す。		
2-(1)				
【令和8年度】 道路台帳の更新を行う。		【令和9年度】 道路台帳の更新を行う。		【令和10年度】 道路台帳の更新を行う。
【具体的内容】 ○道路台帳作成業務 ・市道改良工事、新規認定路線等の台帳反映		【具体的内容】 ○道路台帳作成業務 ・市道改良工事、新規認定路線等の台帳反映		【具体的内容】 ○道路台帳作成業務 ・市道改良工事、新規認定路線等の台帳反映
道路橋りょう新設改良事業	土木課	認定市道の改良事業(拡幅、舗装、側溝整備)を行うことにより、道路の機能性、安全性、快適性の向上を図り、快適で暮らしやすいまちづくりに寄与するとともに、計画的、効率的なストックマネジメントによる将来コスト縮減に努める。		
2-(1) 2-(2)				
【令和8年度】 認定市道の改良事業を行う。		【令和9年度】 認定市道の改良事業を行う。		【令和10年度】 認定市道の改良事業を行う。
【具体的内容】 ○道路橋りょう新設改良事業(拡幅) ・地元調整 ・測量設計 ・用地取得、分筆登記 ・支障物件等の移転補償 ・工事 ○道路舗装事業(新設、更新) ○側溝整備事業(新設、更新)		【具体的内容】 ○道路橋りょう新設改良事業(拡幅) ・地元調整 ・測量設計 ・用地取得、分筆登記 ・支障物件等の移転補償 ・工事 ○道路舗装事業(新設、更新) ○側溝整備事業(新設、更新)		【具体的内容】 ○道路橋りょう新設改良事業(拡幅) ・地元調整 ・測量設計 ・用地取得、分筆登記 ・支障物件等の移転補償 ・工事 ○道路舗装事業(新設、更新) ○側溝整備事業(新設、更新)
道路橋りょう整備事業(修繕)	土木課	橋梁やトンネルの点検結果を踏まえて策定した長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕を行うことにより、将来にわたる維持管理・更新コストの縮減を図る。		
2-(1) 2-(2)				
【令和8年度】 長寿命化修繕計画に基づき、橋梁やトンネル等の長寿命化を図る。		【令和9年度】 長寿命化修繕計画に基づき、橋梁やトンネル等の長寿命化を図る。		【令和10年度】 長寿命化修繕計画に基づき、橋梁やトンネル等の長寿命化を図る。
【具体的内容】 ○道路メンテナンス事業 ・社会資本の老朽化対策 ・橋梁修繕 ・橋梁点検		【具体的内容】 ○道路メンテナンス事業 ・社会資本の老朽化対策 ・橋梁修繕 ・橋梁点検		【具体的内容】 ○道路メンテナンス事業 ・社会資本の老朽化対策 ・橋梁修繕 ・橋梁点検

地域公共交通対策事業	都市政策課	自家用車を利用できない市民の移動手段を確保するため、既存の地域公共交通の維持・確保を図るとともに、市周辺部において、居住地と交通結節点までを結ぶ新たな交通モードの導入に向けた取組を進める。	
3-(1) 3-(2)			
【令和8年度】 阿南市地域公共交通計画に基づき、地域公共交通ネットワークの維持に向けた事業を実施するとともに、離島航路の維持確保を図る。		【令和9年度】 阿南市地域公共交通計画に基づき、地域公共交通ネットワークの維持に向けた事業を実施するとともに、離島航路の維持確保を図る。	【令和10年度】 阿南市地域公共交通計画に基づき、地域公共交通ネットワークの維持に向けた事業を実施するとともに、離島航路の維持確保を図る。
【具体的内容】 ○阿南市地域公共交通計画や乗降調査の結果に基づく路線の見直し検討 ○乗合タクシー、公共ライドシェアの導入検討・住民主体による地域内交通の担い手の育成 ・新野地区公共ライドシェアの実施 ・大瀧、岩脇地区における予約型乗合タクシー実証運行 ○「ご近所ドライブパートナー事業」 ○地域公共交通の利用促進 ・小学生を対象としたバスの乗り方教室 ・小学生公共交通体験乗車事業活動費交付事業 ・地域公共交通マップの作成 ○タクシー運転手確保支援事業 ○離島航路の維持確保 ○JR中島駅駐輪場整備		【具体的内容】 ○阿南市地域公共交通計画や乗降調査の結果に基づく路線の見直し検討 ○乗合タクシー、公共ライドシェアの導入検討・住民主体による地域内交通の担い手の育成 ○「ご近所ドライブパートナー事業」 ○地域公共交通の利用促進 ・小学生を対象としたバスの乗り方教室 ・小学生公共交通体験乗車事業活動費交付事業 ・地域公共交通マップの作成 ○タクシー運転手確保支援事業 ○離島航路の維持確保	【具体的内容】 ○阿南市地域公共交通計画や乗降調査の結果に基づく路線の見直し検討 ○乗合タクシー、公共ライドシェアの導入検討・住民主体による地域内交通の担い手の育成 ○「ご近所ドライブパートナー事業」 ○地域公共交通の利用促進 ・小学生を対象としたバスの乗り方教室 ・小学生公共交通体験乗車事業活動費交付事業 ・地域公共交通マップの作成 ○タクシー運転手確保支援事業 ○離島航路の維持確保

7 循環型社会

重点テーマ 1	ごみの発生抑制とリサイクル率の向上
<p><主要な施策></p> <p>(1)ごみの減量化及び分別排出に対する市民意識の啓発 (2)資源ごみ回収団体やごみ問題に取り組む市民団体の育成 (3)ごみ処理施設の適切な運営</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
ごみ収集管理事業	生活環境課	一般家庭から発生するごみ及び資源物の収集運搬を行い、市民生活の衛生を向上する。	
1-(1)		【令和8年度】 一般家庭から出されたごみ及び資源物を計画的に収集運搬を行い、ごみの分別またはリサイクルの推進を図り、ごみの削減を啓発する。	【令和9年度】 一般家庭から出されたごみ及び資源物を計画的に収集運搬を行い、ごみの分別またはリサイクルの推進を図り、ごみの削減を啓発する。
		【令和10年度】 一般家庭から出されたごみ及び資源物を計画的に収集運搬を行い、ごみの分別またはリサイクルの推進を図り、ごみの削減を啓発する。	
		【具体的内容】 ○収集体制の充実及び見直し ・部内及び課内会議の開催(月1回) ○適正な収集運搬体制の確保 ・部内及び課内会議(月1回) ○粗大ゴミ申込みシステム開発 ・粗大ゴミ受付システム仕様書作成	【具体的内容】 ○収集体制の充実及び見直し ・部内及び課内会議の開催(月1回) ○適正な収集運搬体制の確保 ・部内及び課内会議(月1回) ○粗大ゴミ申込みシステム開発 ・粗大ゴミ受付システム構築、試運転
清掃総務事業	環境管理課	一般廃棄物のうち、再生利用が可能な資源ごみを回収し、資源ごみ回収業者で適正に処理した登録団体に対して奨励金を交付することにより、資源ごみ回収運動を推進し、ごみの減量化、資源化を図る。	
1-(1) 1-(2)		【令和8年度】 ・資源ごみ回収団体への奨励金の交付及び広報活動等により団体の育成を行うことにより3R運動を推進する。	【令和9年度】 ・資源ごみ回収団体への奨励金の交付及び広報活動等により団体の育成を行うことにより3R運動を推進する。
		【令和10年度】 ・資源ごみ回収団体への奨励金の交付及び広報活動等により団体の育成を行うことにより3R運動を推進する。	
		【具体的内容】 ○広報活動 ・「美しいあなん」への掲載(年2回) ・窓口での広報(随時)	【具体的内容】 ○広報活動 ・「美しいあなん」への掲載(年2回) ・窓口での広報(随時)
エコパーク阿南管理事業	環境管理課	ごみ処理施設「エコパークあなん」の適切な運営を行い、ごみの適正処理と再利用化を促進する。また、環境啓発センターにおいてECOイベントを開催することにより、環境学習と3Rの推進を図る。	
1-(3)		【令和8年度】 ・施設の適正な維持管理によるごみ処理を行う。 ・エコイベントを開催し3R運動を推進する。 ・ごみの資源化に努めリサイクルを推進する。	【令和9年度】 ・施設の適正な維持管理によるごみ処理を行う。 ・エコイベントを開催し3R運動を推進する。 ・ごみの資源化に努めリサイクルを推進する。
		【令和10年度】 ・施設の適正な維持管理によるごみ処理を行う。 ・エコイベントを開催し3R運動を推進する。 ・ごみの資源化に努めリサイクルを推進する。	
		【具体的内容】 ○ごみ処理施設整備・運営・維持管理業務 ○びん類処理業務 ○容器包装リサイクル法に係る再商品化業務 ○橘湾海域水質調査分析業務 ○広報活動 ・「美しいあなん」への掲載(年2回) ・窓口での広報(随時) ○エコイベントの開催(年2回) ○資源物のリサイクル	【具体的内容】 ○ごみ処理施設整備・運営・維持管理業務 ○びん類処理業務 ○容器包装リサイクル法に係る再商品化業務 ○橘湾海域水質調査分析業務 ○広報活動 ・「美しいあなん」への掲載(年2回) ・窓口での広報(随時) ○エコイベントの開催(年2回) ○資源物のリサイクル
		【具体的内容】 ○ごみ処理施設整備・運営・維持管理業務 ○びん類処理業務 ○容器包装リサイクル法に係る再商品化業務 ○橘湾海域水質調査分析業務 ○広報活動 ・「美しいあなん」への掲載(年2回) ・窓口での広報(随時) ○エコイベントの開催(年2回) ○資源物のリサイクル	【具体的内容】 ○ごみ処理施設整備・運営・維持管理業務 ○びん類処理業務 ○容器包装リサイクル法に係る再商品化業務 ○橘湾海域水質調査分析業務 ○広報活動 ・「美しいあなん」への掲載(年2回) ・窓口での広報(随時) ○エコイベントの開催(年2回) ○資源物のリサイクル

8 住環境

重点テーマ 1	快適な生活環境の保全	重点テーマ 2	快適な暮らしの支援
<p><主要な施策> (1)騒音・振動・悪臭の防止対策の推進 (2)美化活動の推進 (3)空き地の適正管理の促進</p>		<p><主要な施策> (1)新規住宅建設支援 (2)住宅施策の総合的推進</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
環境政策推進事業 (再掲)	環境保全課	日常生活及び事業活動における生活環境及び自然環境への負荷の低減を図るための措置について、必要な事項を定めることにより、生活環境保全対策の総合的な施策を推進し、もって現在及び将来の住民の健康の保護と生活環境の保全、及び豊かな自然に恵まれたふるさとの環境を次世代に引き継ぐことを目的とする。 阿南市では、住民の健康保護及び生活・自然環境を保全するため、阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の実態の把握を行っている。	
1-(1) 1-(2) 1-(3)			
【令和8年度】 阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行うと共に生活環境保全対策を総合的に推進する。	【令和9年度】 阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行うと共に生活環境保全対策を総合的に推進する。	【令和10年度】 阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行うと共に生活環境保全対策を総合的に推進する。	
【具体的内容】 ○大気汚染測定装置による大気の常時監視(宝田、大野、福井、橘) ○大気監視テレメータシステム用子局装置システム更新業務(R8のみ) ○風向風速計備品購入(橘局、福井局)(R8のみ) ○公共用水域水質分析(年6回) ○降下ばいじん分析(年12回) ○阿南市内の水質・底質・土壌の調査(年1回) ○臭気分析(年3回) ○打樋川ダイオキシン類分析(年1回) ○市内の主要幹線道路沿道の自動車騒音の測定(年1回) ○こどもエコクラブの実施(年1回) ○環境に関する講演会(年3回) ○環境パトロールの実施(月3回程度) ○生活排水路清掃作業時ダンプ等使用料の交付 ○海岸漂着物等回収・処理事業に対する支援金の交付	【具体的内容】 ○大気汚染測定装置による大気の常時監視(宝田、大野、福井、橘) ○公共用水域水質分析(年6回) ○降下ばいじん分析(年12回) ○阿南市内の水質・底質・土壌の調査(年1回) ○臭気分析(年3回) ○打樋川ダイオキシン類分析(年1回) ○市内の主要幹線道路沿道の自動車騒音の測定(年1回) ○こどもエコクラブの実施(年1回) ○環境に関する講演会(年3回) ○環境パトロールの実施(月3回程度) ○生活排水路清掃作業時ダンプ等使用料の交付 ○海岸漂着物等回収・処理事業に対する支援金の交付	【具体的内容】 ○大気汚染測定装置による大気の常時監視(宝田、大野、福井、橘) ○公共用水域水質分析(年6回) ○降下ばいじん分析(年12回) ○阿南市内の水質・底質・土壌の調査(年1回) ○臭気分析(年3回) ○打樋川ダイオキシン類分析(年1回) ○市内の主要幹線道路沿道の自動車騒音の測定(年1回) ○こどもエコクラブの実施(年1回) ○環境に関する講演会(年3回) ○環境パトロールの実施(月3回程度) ○生活排水路清掃作業時ダンプ等使用料の交付 ○海岸漂着物等回収・処理事業に対する支援金の交付	
住宅管理事業	住宅課	市営住宅の維持管理、入退去の決定、市営住宅使用料の徴収、市営住宅の補修、修繕を行う。	
2-(1) 2-(2)			
【令和8年度】 市営住宅の管理業務をする。	【令和9年度】 市営住宅の管理業務をする。	【令和10年度】 市営住宅の管理業務をする。	
【具体的内容】 ・市営住宅の入退去者の決定 ・市営住宅使用料の徴収 ・市営住宅の修繕	【具体的内容】 ・市営住宅の入退去者の決定 ・市営住宅使用料の徴収 ・市営住宅の修繕	【具体的内容】 ・市営住宅の入退去者の決定 ・市営住宅使用料の徴収 ・市営住宅の修繕	

公営住宅長寿命化事業	住宅課	昭和40年から50年代に大量に供給された公営住宅が更新時期を迎えるため、計画的な修繕・改善により長寿命化を図る。		
2-(2)				
【令和8年度】 現在の市営住宅の仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実践による修繕周期の延長などを図る。	【令和9年度】 現在の市営住宅の仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実践による修繕周期の延長などを図る。	【令和10年度】 現在の市営住宅の仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実践による修繕周期の延長などを図る。		
【具体的内容】 ・公営住宅の外壁・防水機能向上改修 ・共用部分改善を行い、居住性能及び住環境の向上を図る。	【具体的内容】 ・公営住宅の外壁・防水機能向上改修 ・共用部分改善を行い、居住性能及び住環境の向上を図る。	【具体的内容】 ・公営住宅の外壁・防水機能向上改修 ・共用部分改善を行い、居住性能及び住環境の向上を図る。		
あなんぐらし支援事業	住宅課	住宅のリフォーム等に係る費用の一部を補助することで、住宅の長寿命化及び居住環境の向上を図り、もって定住・移住の推進、空き家の発生予防並びに地域活性化を図る。		
1-(4) 1-(5)				
【令和8年度】 多様な広報媒体を活用し、住宅の品質確保、長寿命化、中古住宅の購入促進、転入による地域活性化を図る。	【令和9年度】 多様な広報媒体を活用し、住宅の品質確保、長寿命化、中古住宅の購入促進、転入による地域活性化を図る。	【令和10年度】 多様な広報媒体を活用し、住宅の品質確保、長寿命化、中古住宅の購入促進、転入による地域活性化を図る。		
【具体的内容】 住宅のリフォーム等に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・あなんぐらし支援事業 ○啓発活動 ・相談会 耐震無料相談会(年1回) 空き家等無料相談会(年12回) ・利用者アンケート(年1回) ・パンフレットの配布(随時)	【具体的内容】 住宅のリフォーム等に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・あなんぐらし支援事業 ○啓発活動 ・相談会 耐震無料相談会(年1回) 空き家等無料相談会(年12回) ・利用者アンケート(年1回) ・パンフレットの配布(随時)	【具体的内容】 住宅のリフォーム等に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・あなんぐらし支援事業 ○啓発活動 ・相談会 耐震無料相談会(年1回) 空き家等無料相談会(年12回) ・利用者アンケート(年1回) ・パンフレットの配布(随時)		
木造住宅耐震改修加速事業(再掲)	住宅課	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅について、住宅の所有者が耐震改修工事を実施する際に、その費用の一部を補助し、木造住宅の耐震性を向上させることにより、地震による住宅の倒壊等の被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを進める。 また、耐震化と併せて実施する住まいのスマート化工事やリフォーム工事に係る費用の一部を補助することで、人と自然にやさしい住環境の整備を促進し、快適で暮らしやすいまちづくりを進める。		
2-(2)				
【令和8年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震化に関する市民の意識向上を図り、耐震改修等の実施を促進する。	【令和9年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震化に関する市民の意識向上を図り、耐震改修等の実施を促進する。	【令和10年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震化に関する市民の意識向上を図り、耐震改修等の実施を促進する。		
【具体的内容】 木造住宅の耐震化に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・耐震改修支援事業 ・耐震シェルター設置支援事業 木造住宅の耐震化にあわせて行う「人と自然環境に配慮したリフォーム」に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・住まいのスマート化支援事業 ○啓発活動 耐震無料相談会(年1回) ・パンフレットの配布(年1回)等	【具体的内容】 木造住宅の耐震化に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・耐震改修支援事業 ・耐震シェルター設置支援事業 木造住宅の耐震化にあわせて行う「人と自然環境に配慮したリフォーム」に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・住まいのスマート化支援事業 ○啓発活動 耐震無料相談会(年1回) ・パンフレットの配布(年1回)等	【具体的内容】 木造住宅の耐震化に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・耐震改修支援事業 ・耐震シェルター設置支援事業 木造住宅の耐震化にあわせて行う「人と自然環境に配慮したリフォーム」に係る経費の一部について補助金を交付する。 ・住まいのスマート化支援事業 ○啓発活動 耐震無料相談会(年1回) ・パンフレットの配布(年1回)等		

9-1 上下水道(上水道)

重点テーマ 1	災害に対して強靱な水道施設の整備	重点テーマ 2	水の安定供給と健全経営の維持
<主要な施策> (1)収支予測を考慮した長期的視点による施設の維持更新計画の策定 (2)水道施設の耐震化の推進による水道事業の基盤強化		<主要な施策> (1)水道事業の健全な経営確保に向けた水道料金など供給規定の見直し	

重点テーマ 3	安全・安心な水道水の確保
<主要な施策> (1)徹底した水質管理による安全・安心な水の供給 (2)非常時における業務継続体制の構築と住民連携の推進 (3)水道資産の適正な管理体制の構築	

事業名	主管課	事業内容			
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】			
上水道施設適正維持更新事業	水道課	水道施設台帳の電子化によるデータベースの構築により、情報管理の効率化や危機管理体制の強化を推進し、適正な水道施設の維持管理体制を構築する。また、人口減少による水需要の減少等の収支予測を考慮した長期的視点に立ち、施設のダウンサイジングや長寿命化等の検討を踏まえた維持・更新計画を策定する。			
1-(1)					
【令和8年度】	水道施設台帳の電子化による効率的かつ適正な維持管理体制の構築を図る。また、長期的視点を踏まえた維持・更新計画を策定する。	【令和9年度】	水道施設台帳の電子化による効率的かつ適正な維持管理体制の構築を図る。また、長期的視点を踏まえた維持・更新計画を策定する。	【令和10年度】	水道施設台帳の電子化による効率的かつ適正な維持管理体制の構築を図る。また、長期的視点を踏まえた維持・更新計画を策定する。
【具体的内容】	○水道施設台帳システムの情報更新 ○水道施設の維持・更新計画の見直し	【具体的内容】	○水道施設台帳システムの情報更新 ○水道施設の維持・更新計画の見直し	【具体的内容】	○水道施設台帳システムの情報更新 ○水道施設の維持・更新計画の見直し
上水道施設耐震化対策事業	水道課	施設の老朽化による更新需要に加え、近い将来の発生が予想される大規模地震に備えた施設の耐震化が求められている。その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う急所施設や避難所等の重要施設に接続する配水管等の耐震化は喫緊の課題となっており、これらの主要施設の耐震化を推進することにより、災害に強く持続可能な上水道システムの構築を図る。			
1-(2)					
【令和8年度】	急所施設や重要施設に接続する配水管等の耐震化を推進し、災害に強い上水道システムの構築を図る。	【令和9年度】	急所施設や重要施設に接続する配水管等の耐震化を推進し、災害に強い上水道システムの構築を図る。	【令和10年度】	急所施設や重要施設に接続する配水管等の耐震化を推進し、災害に強い上水道システムの構築を図る。
【具体的内容】	○富岡新橋水管橋更新工事の完了 ○富岡系送水管更新事業着手 ○重要施設に接続する配水管耐震化工事	【具体的内容】	○富岡系送水管更新基本計画策定 ○重要施設に接続する配水管耐震化工事 ○富岡新橋水管橋撤去工事着手	【具体的内容】	○富岡系送水管更新工事着手 ○重要施設に接続する配水管耐震化工事 ○富岡新橋水管橋撤去工事
上水道経営健全化事業	水道課	将来にわたって安定的に水道事業を経営するため、長期的な視野に立った計画的なアセットマネジメントを行い、更新の需要を的確に把握したうえで、水道料金体系の適正化を図りながら必要な財源を確保し、水道施設の計画的な更新を推進することで、健全かつ安定した水道事業経営の維持を図る。			
2-(1)					
【令和8年度】	健全かつ安定した水道事業経営の維持を図る。	【令和9年度】	健全かつ安定した水道事業経営の維持を図る。	【令和10年度】	健全かつ安定した水道事業経営の維持を図る。
【具体的内容】	○適正な料金収入による健全経営の維持	【具体的内容】	○適正な料金収入による健全経営の維持	【具体的内容】	○適正な料金収入による健全経営の維持

上水道水質管理事業	水道課	水道法に基づく定期的な水質検査の実施により、水道水質基準に適合した安全で安心できるおいしい水の供給の継続を図る。		
3-(1)				
【令和8年度】 安全で安心できるおいしい水の供給の継続を図る。		【令和9年度】 安全で安心できるおいしい水の供給の継続を図る。	【令和10年度】 安全で安心できるおいしい水の供給の継続を図る。	
【具体的内容】 ○定期的な水質検査の実施		【具体的内容】 ○定期的な水質検査の実施	【具体的内容】 ○定期的な水質検査の実施	
危機管理体制等整備事業	水道課	阿南市業務継続計画に基づいた危機管理対策マニュアルの見直しを随時行い、南海トラフ巨大地震などの様々な危機事象に対する業務継続体制を強化し、水の安定供給を図る。また、他水道事業者との相互連携及び地域防災訓練等での応急給水活動の実践を通して、地域住民との連携を強化し、非常時における円滑な応急給水に繋げる。		
3-(2)				
【令和8年度】 危機管理対策マニュアルに基づき体制強化を図るとともに、各防災訓練等への参加により相互連携の強化を図る。		【令和9年度】 危機管理対策マニュアルに基づき体制強化を図るとともに、各防災訓練等への参加により相互連携の強化を図る。	【令和10年度】 危機管理対策マニュアルに基づき体制強化を図るとともに、各防災訓練等への参加により相互連携の強化を図る。	
【具体的内容】 ○阿南市総合防災訓練等への参加により、応急給水訓練を実践し、地域住民との連携を強化		【具体的内容】 ○阿南市総合防災訓練等への参加により、応急給水訓練を実践し、地域住民との連携を強化	【具体的内容】 ○阿南市総合防災訓練等への参加により、応急給水訓練を実践し、地域住民との連携を強化	
上水道施設適正資産管理事業	水道課	定期的な保守点検を実施し、水道施設の異常や機能低下等の状態を把握することで、効率的な資産管理を行い、支出の抑制を図る。また、専門知識を有する技術職員の不足等の課題を解決する方法の1つとして、本市の実情に応じた官民連携の活用を検討する。		
3-(3)				
【令和8年度】 定期的な保守点検に基づく水道施設の効率的な資産管理の実施。		【令和9年度】 定期的な保守点検に基づく水道施設の効率的な資産管理の実施。	【令和10年度】 定期的な保守点検に基づく水道施設の効率的な資産管理の実施。	
【具体的内容】 ○定期的な施設の保守点検 ○官民連携導入準備		【具体的内容】 ○定期的な施設の保守点検 ○官民連携導入	【具体的内容】 ○定期的な施設の保守点検 ○官民連携導入	

9-2 上下水道(下水道)

重点テーマ 1	生活排水の水質向上	重点テーマ 2	下水道施設・し尿処理施設の計画的な維持管理
<p><主要な施策> (1)小型合併浄化槽設置による水質向上</p>		<p><主要な施策> (1)下水道施設の維持管理(改築・更新) (2)羽ノ浦農業集落排水処理施設の維持管理 (3)コミュニティ・プラントの維持管理 (4)し尿処理施設の維持管理</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
合併処理浄化槽設置推進事業	環境保全課	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、小型合併処理浄化槽設置補助金を交付し、設置を奨励する。(ただし、下水道区域、コミュニティプラント事業区域、農業集落排水区域は基本的に補助対象外)	
1-(1)			
【令和8年度】 10人槽以下の小型合併処理浄化槽で国庫補助指針に適合するものに対して補助金を交付する。		【令和9年度】 10人槽以下の小型合併処理浄化槽で国庫補助指針に適合するものに対して補助金を交付する。	【令和10年度】 10人槽以下の小型合併処理浄化槽で国庫補助指針に適合するものに対して補助金を交付する。
【具体的内容】 5~10人槽 66,000~548,000円		【具体的内容】 5~10人槽 66,000~548,000円	【具体的内容】 5~10人槽 66,000~548,000円
下水道施設維持管理事業	下水道課	公共下水道施設の適正な維持管理を行うことで、富岡雨水ポンプ場によって浸水被害の防除を行うとともに、富岡浄化センターおよび春日野浄化センターによる公共用水域の水質保全と市民の衛生的で快適な生活環境の維持に努める。	
2-(1)			
【令和8年度】 富岡町の浸水対策については、ポンプ場の適切な運転管理を行うことにより、大雨時の浸水被害の軽減を図る。また、汚水対策については下水道の普及促進により、生活環境の改善、農業用水の水質保全、河川の汚染防止等を推進する。		【令和9年度】 富岡町の浸水対策については、ポンプ場の適切な運転管理を行うことにより、大雨時の浸水被害の軽減を図る。また、汚水対策については下水道の普及促進により、生活環境の改善、農業用水の水質保全、河川の汚染防止等を推進する。	【令和10年度】 富岡町の浸水対策については、ポンプ場の適切な運転管理を行うことにより、大雨時の浸水被害の軽減を図る。また、汚水対策については下水道の普及促進により、生活環境の改善、農業用水の水質保全、河川の汚染防止等を推進する。
【具体的内容】 ○富岡雨水ポンプ場における運転管理 ・大雨時のポンプ場の運転作業 ・し渣および沈砂の搬出(年1~2回) ○富岡浄化センターにおける維持管理 ・富岡西地区の汚水処理(通年) ・水質検査(月2回) ・県への水質検査結果報告(月1回) ・活性汚泥の搬出(月1~2回) ・下水処理施設整備保守点検(定期) ○福村東ポンプ場における運転管理 ○春日野浄化センターにおける維持管理 ・春日野処理区の汚水処理(通年) ・水質検査 ・県への水質検査結果報告 ・活性汚泥の搬出 ・下水処理施設整備保守点検(定期) ・施設の老朽化対策		【具体的内容】 ○富岡雨水ポンプ場における運転管理 ・大雨時のポンプ場の運転作業 ・し渣および沈砂の搬出(年1~2回) ○富岡浄化センターにおける維持管理 ・富岡西地区の汚水処理(通年) ・水質検査(月2回) ・県への水質検査結果報告(月1回) ・活性汚泥の搬出(月1~2回) ・下水処理施設整備保守点検(定期) ○福村東ポンプ場における運転管理 ○春日野浄化センターにおける維持管理 ・春日野処理区の汚水処理(通年) ・水質検査 ・県への水質検査結果報告 ・活性汚泥の搬出 ・下水処理施設整備保守点検(定期) ・施設の老朽化対策	【具体的内容】 ○富岡雨水ポンプ場における運転管理 ・大雨時のポンプ場の運転作業 ・し渣および沈砂の搬出(年1~2回) ○富岡浄化センターにおける維持管理 ・富岡西地区の汚水処理(通年) ・水質検査(月2回) ・県への水質検査結果報告(月1回) ・活性汚泥の搬出(月1~2回) ・下水処理施設整備保守点検(定期) ○福村東ポンプ場における運転管理 ○春日野浄化センターにおける維持管理 ・春日野処理区の汚水処理(通年) ・水質検査 ・県への水質検査結果報告 ・活性汚泥の搬出 ・下水処理施設整備保守点検(定期) ・施設の老朽化対策

下水道施設整備事業	下水道課	下水道施設の老朽化が見込まれるため、ストックマネジメント支援制度を活用し、施設の計画的な改築・更新を行うことで、安全で良質な下水サービスの維持に努める。		
2-(1)		【令和8年度】 施設全体の老朽化の状態を把握しながら、下水道施設の長寿命化を図り、適正な施設管理を行い良好な下水道サービスを推進する。	【令和9年度】 施設全体の老朽化の状態を把握しながら、下水道施設の長寿命化を図り、適正な施設管理を行い良好な下水道サービスを推進する。	【令和10年度】 施設全体の老朽化の状態を把握しながら、下水道施設の長寿命化を図り、適正な施設管理を行い良好な下水道サービスを推進する。
【具体的内容】 ○下水道ストックマネジメント支援制度 ・公共下水道ストックマネジメント計画 ・富岡雨水ポンプ場ストックマネジメント計画 ・富岡浄化センターストックマネジメント計画 ○下水道ストックマネジメント支援制度 ・下水道施設耐水化計画		【具体的内容】 ○下水道ストックマネジメント支援制度 ・公共下水道ストックマネジメント計画 ○下水道ストックマネジメント支援制度 ・下水道施設耐水化計画		【具体的内容】 ○下水道ストックマネジメント支援制度 ・公共下水道ストックマネジメント計画 ○下水道ストックマネジメント支援制度 ・下水道施設耐水化計画
クリーンピュア管理事業	環境管理課	し尿処理施設「阿南市クリーンピュア」において、し尿の適正な処理、施設から排出される処理水等においても安心安全な施設運営を行う。		
2-(4)		【令和8年度】 ○し尿処理業務を適正に行う。 ○施設設備の改良・更新・修繕、施設延命化工事を行う。	【令和9年度】 ○し尿処理業務を適正に行う。 ○施設設備の改良・更新・修繕、施設延命化工事を行う。	【令和10年度】 ○し尿処理業務を適正に行う。 ○施設設備の改良・更新・修繕、施設延命化工事を行う。
【具体的内容】 ○し尿処理施設運転等管理業務 ○廃棄物(汚泥)清掃搬出処分業務 ○施設水質等検査業務 ○施設設備改良、更新、修繕工事		【具体的内容】 ○し尿処理施設運転等管理業務 ○廃棄物(汚泥)清掃搬出処分業務 ○施設水質等検査業務 ○施設設備改良、更新、修繕工事		【具体的内容】 ○し尿処理施設運転等管理業務 ○廃棄物(汚泥)清掃搬出処分業務 ○施設水質等検査業務 ○施設設備改良、更新、修繕工事
農業集落排水事業	農地整備課	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能を維持し、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与できるよう適正に施設の維持管理に努める。		
2-(2)		【令和8年度】 農業集落排水施設の適正な維持管理及び経年劣化による老朽化対策を推進する。	【令和9年度】 農業集落排水施設の適正な維持管理及び経年劣化による老朽化対策を推進する。	【令和10年度】 農業集落排水施設の適正な維持管理及び経年劣化による老朽化対策を推進する。
【具体的内容】 ○農業集落排水処理施設の維持管理 ・施設保全のための修繕 ・施設の適正な管理 ○農業集落排水機能強化事業 ・処理施設内機器更新 ・管路施設更新		【具体的内容】 ○農業集落排水処理施設の維持管理 ・施設保全のための修繕 ・施設の適正な管理 ○農業集落排水機能強化事業 ・処理施設内機器更新 ・管路施設更新		【具体的内容】 ○農業集落排水処理施設の維持管理 ・施設保全のための修繕 ・施設の適正な管理 ○農業集落排水機能強化事業 ・処理施設内機器更新 ・管路施設更新
伊島地区生活排水処理事業	環境保全課	伊島地区は離島であり、コミュニティ・プラント施設にて生活雑排水を集散的に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図り、快適で美しく住みよい住環境を創造する。		
2-(3)		【令和8年度】 伊島地区は離島であり、コミュニティ・プラント施設にて生活雑排水を集散的に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図り、快適で美しく住みよい住環境を創造する。	【令和9年度】 伊島地区は離島であり、コミュニティ・プラント施設にて生活雑排水を集散的に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図り、快適で美しく住みよい住環境を創造する。	【令和10年度】 伊島地区は離島であり、コミュニティ・プラント施設にて生活雑排水を集散的に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図り、快適で美しく住みよい住環境を創造する。
【具体的内容】 施設の維持管理を地元(伊島町会)に委託することにより、離島振興に寄与		【具体的内容】 施設の維持管理を地元(伊島町会)に委託することにより、離島振興に寄与		【具体的内容】 施設の維持管理を地元(伊島町会)に委託することにより、離島振興に寄与

伊島地区コミュニティ・プラント改修事業	環境保全課	辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づく5年間(令和6年度から令和10年度)の施設改修事業。 施設の長寿命化を図り、将来にわたり、安全で安定的な生活排水処理が維持できるよう、計画的に改修・更新を進める。		
2-(3)		【令和8年度】 辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づきコミュニティ・プラントの設備機器等を改修する。財源は辺地対策事業債を活用する。	【令和9年度】 辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づきコミュニティ・プラントの設備機器等を改修する。財源は辺地対策事業債を活用する。	【令和10年度】 辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づきコミュニティ・プラントの設備機器等を改修する。財源は辺地対策事業債を活用する。
【具体的内容】 ・破碎機整備 ・汚泥サービスタンク更新 ・給泥ポンプ整備		【具体的内容】 ・曝気沈砂槽内点検及び整備 ・排砂槽内点検及び整備 ・汚泥混合槽更新	【具体的内容】 ・スクリーンピット改修 ・自動粗目スクリーン更新	
豊香野地区生活排水処理事業	環境保全課	豊香野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。		
2-(3)		【令和8年度】 豊香野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。	【令和9年度】 豊香野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。	【令和10年度】 豊香野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。
【具体的内容】 ・施設の適正な維持管理を行う。 ・放流水質を規制値内に維持		【具体的内容】 ・施設の適正な維持管理 ・放流水質を規制値内に維持	【具体的内容】 ・施設の適正な維持管理を行う ・放流水質を規制値内に維持	
西春日野生活排水処理事業	環境保全課	西春日野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。		
2-(3)		【令和8年度】 西春日野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。	【令和9年度】 西春日野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。	【令和10年度】 西春日野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。
【具体的内容】 ・施設の適正な維持管理を行う ・放流水質を規制値内に維持		【具体的内容】 ・施設の適正な維持管理を行う ・放流水質を規制値内に維持	【具体的内容】 ・施設の適正な維持管理を行う ・放流水質を規制値内に維持	

基本政策2 「地域産業が伸びゆく阿南」の創生(産業)

1 農業・林業・漁業

重点テーマ 1	生産力の向上と環境負荷に配慮した農業の推進	重点テーマ 2	農業生産基盤の整備
<p><主要な施策></p> <p>(1)認定農業者制度の活用による農業の担い手・後継者対策の推進</p> <p>(2)環境負荷低減事業活動の推進</p> <p>(3)地域計画の実行による農業後継者の確保と集積・集約化の促進</p> <p>(4)効率的な生産技術の導入やスマート化・機械化による省力化の推進</p> <p>(5)国・県と連携した燃油高騰対策の推進</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)農業用施設の適正な機能管理</p> <p>(2)農業用施設の計画的な機能保全</p> <p>(3)有害鳥獣対策事業</p>	
重点テーマ 3	森林の多面的かつ持続的な機能の発揮	重点テーマ 4	持続可能な漁業経営と海洋資源の保全
<p><主要な施策></p> <p>(1)森林整備の根幹となる所有者間の境界の調査と明確化</p> <p>(2)森林整備の推進と森林の公的機能の保全</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)海岸漂着物等対策の推進(再掲)</p> <p>(2)水産資源の確保</p>	
重点テーマ 5	地域資源の利用促進		
<p><主要な施策></p> <p>(1)有害鳥獣の食肉(ジビエ)の地域資源としての有効活用</p>			

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
多面的機能支払交付金事業	農地整備課	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるよう支援を行う。	
1-(1) 1-(4)			
【令和8年度】 農業者を中心とした地域の活動組織に対して交付金を交付し、農業用施設の維持管理及び補修・更新等を実施してもらうことで、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮できるよう支援を行う。		【令和9年度】 農業者を中心とした地域の活動組織に対して交付金を交付し、農業用施設の維持管理及び補修・更新等を実施してもらうことで、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮できるよう支援を行う。	【令和10年度】 農業者を中心とした地域の活動組織に対して交付金を交付し、農業用施設の維持管理及び補修・更新等を実施してもらうことで、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮できるよう支援を行う。
【具体的内容】 ○事業計画の確認 ・活動組織より提出された事業計画書の精査及び認定。 ・認定農用地確認野帳に記載された農用地の現地確認。 ○多面的機能支払交付金申請書の受付及び交付金の交付(年2回) ○実施状況報告書等の確認 ・提出された実施状況報告書等が事業計画書に基づいているかの確認。		【具体的内容】 ○事業計画の確認 ・活動組織より提出された事業計画書の精査及び認定。 ・認定農用地確認野帳に記載された農用地の現地確認。 ○多面的機能支払交付金申請書の受付及び交付金の交付(年2回) ○実施状況報告書等の確認 ・提出された実施状況報告書等が事業計画書に基づいているかの確認。	【具体的内容】 ○事業計画の確認 ・活動組織より提出された事業計画書の精査及び認定。 ・認定農用地確認野帳に記載された農用地の現地確認。 ○多面的機能支払交付金申請書の受付及び交付金の交付(年2回) ○実施状況報告書等の確認 ・提出された実施状況報告書等が事業計画書に基づいているかの確認。

就農“できるよ”モデル事業	農林水産課	農業従事者の高齢化や農産物の価格低迷に伴い販売額の減少や、農地、生産施設等の遊休化も懸念される。また、就農を志す若者には、農地やハウス建設等が整わず、担い手確保が十分でない。 このような状況を踏まえ、関係団体が設立した協議会を通じて、産地や地域住民が主体となり、「担い手確保」と「もうかる農業」を実践する「農の里」づくりを一体的に進め、管内農業の再生や新たな産地育成等を実現するための取組を行う。
1-(1) 1-(4)		
【令和8年度】 「担い手確保」と「もうかる農業」を実践する「農の里」づくりを一体的に進め、管内農業の再生や新たな産地育成等を実現するための取組を行う。	【令和9年度】 「担い手確保」と「もうかる農業」を実践する「農の里」づくりを一体的に進め、管内農業の再生や新たな産地育成等を実現するための取組を行う。	【令和10年度】 「担い手確保」と「もうかる農業」を実践する「農の里」づくりを一体的に進め、管内農業の再生や新たな産地育成等を実現するための取組を行う。
【具体的内容】 ・「農の里」の取組を推進する体制強化 ・「農の里」を担う人材の育成 ・「農の里」の新規就農者定着の支援 阿南・那賀未来の農業づくり協議会補助金 450千円	【具体的内容】 ・「農の里」の取組を推進する体制強化 ・「農の里」を担う人材の育成 ・「農の里」の新規就農者定着の支援 阿南・那賀未来の農業づくり協議会補助金 450千円	【具体的内容】 ・「農の里」の取組を推進する体制強化 ・「農の里」を担う人材の育成 ・「農の里」の新規就農者定着の支援 阿南・那賀未来の農業づくり協議会補助金 450千円
環境保全型農業直接支払交付金事業	農林水産課	有機農業や減農薬の取組など環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して交付金を交付することで、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する。
1-(1) 1-(2)		
【令和8年度】 有機農業や減農薬の取組など、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に交付金を交付することで、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する。	【令和9年度】 有機農業や減農薬の取組など、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に交付金を交付することで、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する。	【令和10年度】 有機農業や減農薬の取組など、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に交付金を交付することで、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する。
【具体的内容】 環境保全型農業直接支払交付金に該当する各種環境保全効果の高い営農活動を行う農業者団体等に交付金を交付する。	【具体的内容】 環境保全型農業直接支払交付金に該当する各種環境保全効果の高い営農活動を行う農業者団体等に交付金を交付する。	【具体的内容】 環境保全型農業直接支払交付金に該当する各種環境保全効果の高い営農活動を行う農業者団体等に交付金を交付する。
人・農地問題解決支援事業	農林水産課	地域農業の持続的発展のため、農業経営の基盤である「人」と「農地」の問題を解決しながら、地域農業の将来的ビジョンを具体化し、中間管理機構を介した農地集積を進める。 また、認定農業者、新規就農者への支援により、担い手育成を図る。
1-(1) 1-(4)		
【令和8年度】 農業者の高齢化と担い手・後継者不足の問題を解決するため、人・農地問題解決支援事業として様々な施策を実施する。	【令和9年度】 農業者の高齢化と担い手・後継者不足の問題を解決するため、人・農地問題解決支援事業として様々な施策を実施する。	【令和10年度】 農業者の高齢化と担い手・後継者不足の問題を解決するため、人・農地問題解決支援事業として様々な施策を実施する。
【具体的内容】 ・将来の農業の在り方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を地域の実情に応じて更新する。 ・策定した「地域計画」を実現すべく、農地の集積のための支援を実施し、本市の農業の競争力、体質強化や持続可能な力強い農業の実現を図る。 ・新規就農や経営継承等による担い手の確保や経営安定のための支援を行う。	【具体的内容】 ・将来の農業の在り方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を地域の実情に応じて更新する。 ・策定した「地域計画」を実現すべく、農地の集積のための支援を実施し、本市の農業の競争力、体質強化や持続可能な力強い農業の実現を図る。 ・新規就農や経営継承等による担い手の確保や経営安定のための支援を行う。	【具体的内容】 ・将来の農業の在り方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を地域の実情に応じて更新する。 ・策定した「地域計画」を実現すべく、農地の集積のための支援を実施し、本市の農業の競争力、体質強化や持続可能な力強い農業の実現を図る。 ・新規就農や経営継承等による担い手の確保や経営安定のための支援を行う。

中山間地域等直接支払交付金事業	農林水産課	耕作条件の悪さ、高齢化の進行に加え、担い手の不足、耕作放棄地の増加等により、農地の持つ多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、多面的機能の維持・増進を一層図るため交付金を交付し、自律的かつ持続的な農業生産活動の体制整備に向けた前向きな各種取組を支援する。
1-(1) 1-(4)		
【令和8年度】 中山間地域では、自然的・経済的・社会的条件の不利性から、耕作放棄が増加し、多面的機能が低下している。このため、農家に交付金を支払うことで農業生産活動の維持を図りながら、多面的機能を確保するため実施する。	【令和9年度】 中山間地域では、自然的・経済的・社会的条件の不利性から、耕作放棄が増加し、多面的機能が低下している。このため、農家に交付金を支払うことで農業生産活動の維持を図りながら、多面的機能を確保するため実施する。	【令和10年度】 中山間地域では、自然的・経済的・社会的条件の不利性から、耕作放棄が増加し、多面的機能が低下している。このため、農家に交付金を支払うことで農業生産活動の維持を図りながら、多面的機能を確保するため実施する。
【具体的内容】 集落ごとに、農地、農道、用水路の管理方法を定めた協定に基づき、耕作放棄の発生防止、景観の維持のため、多面的機能農業生産活動及び農地管理等を行う集落等に対して交付金を交付する。	【具体的内容】 集落ごとに、農地、農道、用水路の管理方法を定めた協定に基づき、耕作放棄の発生防止、景観の維持のため、多面的機能農業生産活動及び農地管理等を行う集落等に対して交付金を交付する。	【具体的内容】 集落ごとに、農地、農道、用水路の管理方法を定めた協定に基づき、耕作放棄の発生防止、景観の維持のため、多面的機能農業生産活動及び農地管理等を行う集落等に対して交付金を交付する。
とくしま農山漁村未来投資事業	農林水産課	農林水産業の「自給力」強化を図るため、地域の未来を担う大規模法人から個人までの幅広い経営体を対象に、経営規模の拡大や経営転換に向けた投資を促進する取組を支援する。
1-(1) 1-(4)		
【令和8年度】 農林水産業の「自給力」強化を図るため、幅広い経営体を対象に、経営規模の拡大や経営転換に向けた施設・機械等の導入に対する補助をする。	【令和9年度】 農林水産業の「自給力」強化を図るため、幅広い経営体を対象に、経営規模の拡大や経営転換に向けた施設・機械等の導入に対する補助をする。	【令和10年度】 農林水産業の「自給力」強化を図るため、幅広い経営体を対象に、経営規模の拡大や経営転換に向けた施設・機械等の導入に対する補助をする。
【具体的内容】 生産者等の以下の取組を支援する。 1. 企画チャレンジ型 地域の課題解決に資する、先駆的な生産者等の取組を支援 2. 政策実践型 「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の実現や「とくしま農業振興プロジェクト」の推進に資する取組を支援 3. 緊急対応支援型 災害や家畜防疫対策など緊急的に対応が必要な取組を支援	【具体的内容】 生産者等の以下の取組を支援する。 1. 企画チャレンジ型 地域の課題解決に資する、先駆的な生産者等の取組を支援 2. 政策実践型 「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の実現や「とくしま農業振興プロジェクト」の推進に資する取組を支援 3. 緊急対応支援型 災害や家畜防疫対策など緊急的に対応が必要な取組を支援	【具体的内容】 生産者等の以下の取組を支援する。 1. 企画チャレンジ型 地域の課題解決に資する、先駆的な生産者等の取組を支援 2. 政策実践型 「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の実現や「とくしま農業振興プロジェクト」の推進に資する取組を支援 3. 緊急対応支援型 災害や家畜防疫対策など緊急的に対応が必要な取組を支援
経営所得安定対策事業	農林水産課	主食用米の過剰な作付け状態から、他の作物、飼料用米などへの転換を促進することにより米価の安定を図る。 経営面積の大規模化による農業経営の安定した生産力の確保を図る。
1-(4) 1-(5)		
【令和8年度】 米の新たな需要を開拓し、自給率の低い戦略作物の生産推進、農地の問題解決を目的とする本制度に必要な助成を受け、制度運営の円滑な実施を図る。	【令和9年度】 米の新たな需要を開拓し、自給率の低い戦略作物の生産推進、農地の問題解決を目的とする本制度に必要な助成を受け、制度運営の円滑な実施を図る。	【令和10年度】 米の新たな需要を開拓し、自給率の低い戦略作物の生産推進、農地の問題解決を目的とする本制度に必要な助成を受け、制度運営の円滑な実施を図る。
【具体的内容】 経営所得安定対策の実施に必要な対策への加入に向けた周知活動や説明会の開催・対象作物の作付け状況の確認や事業実施へ向けた必要となる業務を行う協議会への補助を行う。	【具体的内容】 経営所得安定対策の実施に必要な対策への加入に向けた周知活動や説明会の開催・対象作物の作付け状況の確認や事業実施へ向けた必要となる業務を行う協議会への補助を行う。	【具体的内容】 経営所得安定対策の実施に必要な対策への加入に向けた周知活動や説明会の開催・対象作物の作付け状況の確認や事業実施へ向けた必要となる業務を行う協議会への補助を行う。

農業用施設維持管理事業	農地整備課	農業用施設の適正な保守のため、管理農道・樋門・排水機場等の維持管理を行う。		
2-(1)		【令和8年度】 管理農道・樋門・排水機場等の維持管理を行う。	【令和9年度】 管理農道・樋門・排水機場等の維持管理を行う。	【令和10年度】 管理農道・樋門・排水機場等の維持管理を行う。
【具体的内容】 ○管理施設の維持管理(施設設備修繕、補修工事、管理・運転業務委託、点検業務委託、燃料給油、電気代、消耗品購入 他) ・排水機場(西分・楠根・出島・工地・色ヶ島・上荒井(国管理・阿南市操作委託)の6箇所) ・樋門(15箇所) ・管理農道(98路線) ・管理施設(農村環境改善センター、農業研修センターの2箇所) ・喜来トンネル(附帯施設の維持管理費用は那賀町との折半で負担。)		【具体的内容】 ○管理施設の維持管理(施設設備修繕、補修工事、管理・運転業務委託、点検業務委託、燃料給油、電気代、消耗品購入 他) ・排水機場(西分・楠根・出島・工地・色ヶ島・上荒井(国管理・阿南市操作委託)の6箇所) ・樋門(15箇所) ・管理農道(98路線) ・管理施設(農村環境改善センター、農業研修センターの2箇所) ・喜来トンネル(附帯施設の維持管理費用は那賀町との折半で負担。)	【具体的内容】 ○管理施設の維持管理(施設設備修繕、補修工事、管理・運転業務委託、点検業務委託、燃料給油、電気代、消耗品購入 他) ・排水機場(西分・楠根・出島・工地・色ヶ島・上荒井(国管理・阿南市操作委託)の6箇所) ・樋門(15箇所) ・管理農道(98路線) ・管理施設(農村環境改善センター、農業研修センターの2箇所) ・喜来トンネル(附帯施設の維持管理費用は那賀町との折半で負担。)	【具体的内容】 ○管理施設の維持管理(施設設備修繕、補修工事、管理・運転業務委託、点検業務委託、燃料給油、電気代、消耗品購入 他) ・排水機場(西分・楠根・出島・工地・色ヶ島・上荒井(国管理・阿南市操作委託)の6箇所) ・樋門(15箇所) ・管理農道(98路線) ・管理施設(農村環境改善センター、農業研修センターの2箇所) ・喜来トンネル(附帯施設の維持管理費用は那賀町との折半で負担。)
農業用施設整備事業	農地整備課	農業用施設の保全・機能向上を図るため、農道・かんがい用排水路等の整備を行う。		
2-(1) 2-(2)		【令和8年度】 機能保全計画に基づき、施設の長寿命化対策を実施すると共に、樋門の塗膜に含まれる有害物質(PCB)を除去し塗替塗装を行い、健全化及び機能停止等のリスク軽減を図る。 また、吉井町において浸水被害発生時による避難道の整備を行う。	【令和9年度】 機能保全計画に基づき、施設の長寿命化対策を実施し、機能停止等のリスク軽減を図る。	【令和10年度】 機能保全計画に基づき、施設の長寿命化対策を実施し、機能停止等のリスク軽減を図る。
【具体的内容】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業(阿南樋門3地区)】 ○事業内容 ・樋門の長寿命化対策工事 樋門改修 ○事業内容 ・樋門等の塗替塗装工事 農道改良(熊谷地区) ○事業内容 ・農道改良工事		【具体的内容】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業(阿南樋門3地区)】 ○事業内容 ・樋門の長寿命化対策工事 樋門改修 ○事業内容 ・樋門改修工事(原ヶ崎) 【農村整備事業】 ○事業内容 ・農道橋の定期点検	【具体的内容】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業(阿南樋門3地区)】 ○事業内容 ・樋門の長寿命化対策工事 【農村整備事業】 ○事業内容 ・農道トンネルの定期点検	【具体的内容】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業(阿南樋門3地区)】 ○事業内容 ・樋門の長寿命化対策工事 【農村整備事業】 ○事業内容 ・農道トンネルの定期点検
農道新設改良等補助事業	農地整備課	農地の利用、保全上必要な農業用施設に対して補助支援を行い、地域農業の活性を図る。		
2-(2)		【令和8年度】 農道新設改良等への補助金交付を行い、農業用施設の機能向上を図る。	【令和9年度】 農道新設改良等への補助金交付を行い、農業用施設の機能向上を図る。	【令和10年度】 農道新設改良等への補助金交付を行い、農業用施設の機能向上を図る。
【具体的内容】 ○市単独土地改良事業補助金 ●農道新設改良・水路新設改良・農道舗装 ・広報活動(広報あなん)年1回 ・申請受付 ・審査 ・工事前後での現場確認 ・補助金交付 ●維持補修 ・申請受付 ・審査 ・工事前後での現場確認 ・補助金交付 ○土地改良事業補助金 ・徳島県及び徳島県土地改良事業団体連合会に実績調査 ・次年度に事業実施元に補助金交付		【具体的内容】 ○市単独土地改良事業補助金 ●農道新設改良・水路新設改良・農道舗装 ・広報活動(広報あなん)年1回 ・申請受付 ・審査 ・工事前後での現場確認 ・補助金交付 ●維持補修 ・申請受付 ・審査 ・工事前後での現場確認 ・補助金交付 ○土地改良事業補助金 ・徳島県及び徳島県土地改良事業団体連合会に実績調査 ・次年度に事業実施元に補助金交付	【具体的内容】 ○市単独土地改良事業補助金 ●農道新設改良・水路新設改良・農道舗装 ・広報活動(広報あなん)年1回 ・申請受付 ・審査 ・工事前後での現場確認 ・補助金交付 ●維持補修 ・申請受付 ・審査 ・工事前後での現場確認 ・補助金交付 ○土地改良事業補助金 ・徳島県及び徳島県土地改良事業団体連合会に実績調査 ・次年度に事業実施元に補助金交付	【具体的内容】 ○市単独土地改良事業補助金 ●農道新設改良・水路新設改良・農道舗装 ・広報活動(広報あなん)年1回 ・申請受付 ・審査 ・工事前後での現場確認 ・補助金交付 ●維持補修 ・申請受付 ・審査 ・工事前後での現場確認 ・補助金交付 ○土地改良事業補助金 ・徳島県及び徳島県土地改良事業団体連合会に実績調査 ・次年度に事業実施元に補助金交付

有害鳥獣対策事業	農林水産課	農作物等に被害を与える有害鳥獣の駆除に対する様々な取組を行う。	
2-(3) 5-(1)		【令和8年度】 農作物等に被害を与える有害鳥獣の駆除に対する報償金を支払う。 農作物鳥獣被害防止協議会が行う鳥獣害防止対策事業への補助を通じて、鳥獣の侵入防止、環境保全に取り組み、農作物等への被害軽減を図る。	【令和9年度】 農作物等に被害を与える有害鳥獣の駆除に対する報償金を支払う。 農作物鳥獣被害防止協議会が行う鳥獣害防止対策事業への補助を通じて、鳥獣の侵入防止、環境保全に取り組み、農作物等への被害軽減を図る。
【具体的内容】 ・阿南市有害鳥獣による農作物等への被害軽減のため、有害鳥獣捕獲者に対し、報償金を支払う。 ・鳥獣害防止対策として、電気柵の設置に対して補助を行う。 ・ジビエ利活用を推進する。		【具体的内容】 ・阿南市有害鳥獣による農作物等への被害軽減のため、有害鳥獣捕獲者に対し、報償金を支払う。 ・鳥獣害防止対策として、電気柵の設置に対して補助を行う。 ・ジビエ利活用を推進する。	【具体的内容】 ・阿南市有害鳥獣による農作物等への被害軽減のため、有害鳥獣捕獲者に対し、報償金を支払う。 ・鳥獣害防止対策として、電気柵の設置に対して補助を行う。 ・ジビエ利活用を推進する。
林業振興事業	農林水産課	森林環境譲与税を活用し、森林環境の明確化を行い、森林整備の根幹となる所有者間の境界の調査を進める。 また、適正な森林管理、水源確保、山地災害等の予防に努める。	
3-(1) 3-(2)		【令和8年度】 森林環境譲与税を活用し、森林環境の明確化を行い、森林整備の根幹となる所有者間の境界の調査を進める。 また、適正な森林管理、水源確保、山地災害等の予防に努める。	【令和9年度】 森林環境譲与税を活用し、森林環境の明確化を行い、森林整備の根幹となる所有者間の境界の調査を進める。 また、適正な森林管理、水源確保、山地災害等の予防に努める。
【具体的内容】 森林環境譲与税を活用し、とくしま南部地域森林管理システム推進協議会の負担金を負担し、森林環境を整備するための各種事業を行う。 ・森林境界明確化事業 ・森林整備事業(間伐) ・里山林整備事業 住宅等への倒木被害から人命、財産を保護するため市民生活に影響を及ぼす恐れのある危険木の伐採費用に対し補助を行う。		【具体的内容】 森林環境譲与税を活用し、とくしま南部地域森林管理システム推進協議会の負担金を負担し、森林環境を整備するための各種事業を行う。 ・森林境界明確化事業 ・森林整備事業(間伐) ・里山林整備事業 住宅等への倒木被害から人命、財産を保護するため市民生活に影響を及ぼす恐れのある危険木の伐採費用に対し補助を行う。	【具体的内容】 森林環境譲与税を活用し、とくしま南部地域森林管理システム推進協議会の負担金を負担し、森林環境を整備するための各種事業を行う。 ・森林境界明確化事業 ・森林整備事業(間伐) ・里山林整備事業 住宅等への倒木被害から人命、財産を保護するため市民生活に影響を及ぼす恐れのある危険木の伐採費用に対し補助を行う。
共生林整備事業	農林水産課	森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるような多様な森林づくりを促進するため、人と自然の共生林において森林整備の促進を行う。	
3-(2)		【令和8年度】 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるような多様な森林づくりを促進するため、人と自然の共生林において森林整備の促進を行う。	【令和9年度】 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるような多様な森林づくりを促進するため、人と自然の共生林において森林整備の促進を行う。
【具体的内容】 高度公益機能森林区域内の下草刈りを地元協議会に委託する。 (予定面積:12.69ha)		【具体的内容】 高度公益機能森林区域内の下草刈りを地元協議会に委託する。 (予定面積:12.69ha)	【具体的内容】 高度公益機能森林区域内の下草刈りを地元協議会に委託する。 (予定面積:12.69ha)
松くい虫被害対策事業	農林水産課	阿南市東部海岸の森林病虫害等の駆除およびそのまん延を防止し、松林の有する公益的機能の維持培養を図ることにより災害の防止及び景観の保持を図る。	
3-(2)		【令和8年度】 阿南市東部海岸の森林病虫害等の駆除およびそのまん延を防止し、松林の有する公益的機能の維持培養を図ることにより災害の防止及び景観の保持を図る。	【令和9年度】 阿南市東部海岸の森林病虫害等の駆除およびそのまん延を防止し、松林の有する公益的機能の維持培養を図ることにより災害の防止及び景観の保持を図る。
【具体的内容】 森林病虫害防除事業(松くい虫防除) 予定面積:16ha 特別伐倒駆除:20㎡ 樹幹注入:250本		【具体的内容】 森林病虫害防除事業(松くい虫防除) 予定面積:16ha 特別伐倒駆除:20㎡ 樹幹注入:250本	【具体的内容】 森林病虫害防除事業(松くい虫防除) 予定面積:16ha 特別伐倒駆除:20㎡ 樹幹注入:250本

放置竹林解消事業	農林水産課	侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、里山林活性化による多面的機能発揮対策事業として補助金を交付し、さらなる取組の推進を図る。 今後は、放置竹林の解消と、竹資源の活用のため、阿南高専及び各民間組織と連携した、竹資源等の活用による有機栽培農業の推進、竹炭などの関連商品の開発を行う。	
3-(1)			
【令和8年度】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、里山林活性化による多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。	【令和9年度】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、里山林活性化による多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。	【令和10年度】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、里山林活性化による多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。	
【具体的内容】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対して、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金を交付する。	【具体的内容】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対して、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金を交付する。	【具体的内容】 侵入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対して、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金を交付する。	
海岸漂着物等対策推進事業(再掲)	農林水産課	海洋ゴミによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。こうしたことから、国の補助金を活用し、多量の海洋ゴミ対策への支援を通じて海洋ゴミの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。	
4-(1)			
【令和8年度】 とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、海洋ゴミの削減を図る。	【令和9年度】 とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、海洋ゴミの削減を図る。	【令和10年度】 とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、海洋ゴミの削減を図る。	
【具体的内容】 とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、漁業者が海から無償で持ち帰った海洋ゴミの処理を行う。	【具体的内容】 とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、漁業者が海から無償で持ち帰った海洋ゴミの処理を行う。	【具体的内容】 とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用し、漁業者が海から無償で持ち帰った海洋ゴミの処理を行う。	
水産振興事業	農林水産課	阿南市の漁業振興事業の推進を図り、漁業経営体制の強化と安全・安心な漁業環境の整備に努める。	
4-(2)			
【令和8年度】 漁業協同組合との協働によるつくり育てる漁業の振興と漁業の長期的な安定と経済的向上を図るため、漁業経営体制の強化と安全・安心な漁業環境の整備に努める。	【令和9年度】 漁業協同組合との協働によるつくり育てる漁業の振興と漁業の長期的な安定と経済的向上を図るため、漁業経営体制の強化と安全・安心な漁業環境の整備に努める。	【令和10年度】 漁業協同組合との協働によるつくり育てる漁業の振興と漁業の長期的な安定と経済的向上を図るため、漁業経営体制の強化と安全・安心な漁業環境の整備に努める。	
【具体的内容】 ・つくり育てる漁業の振興と経営の充実・安定化の支援のため、種苗の放流や市内漁業協同組合に対し補助を行う。	【具体的内容】 ・つくり育てる漁業の振興と経営の充実・安定化の支援のため、種苗の放流や市内漁業協同組合に対し補助を行う。	【具体的内容】 ・つくり育てる漁業の振興と経営の充実・安定化の支援のため、種苗の放流や市内漁業協同組合に対し補助を行う。	
離島漁業支援事業	農林水産課	輸送や販売・生産の面で不利な条件である離島漁業を活性化することを目標に、アワビの放流等の整備を図る。 また、コスト面で不利な条件である輸送費の支援を図る。	
4-(2)			
【令和8年度】 離島漁業再生支援交付金及び離島活性化交付金を活用し、伊島の漁業振興を図る。	【令和9年度】 離島漁業再生支援交付金及び離島活性化交付金を活用し、伊島の漁業振興を図る。	【令和10年度】 離島漁業再生支援交付金及び離島活性化交付金を活用し、伊島の漁業振興を図る。	
【具体的内容】 離島活性化交付金を活用し、離島から本土への水産物の移出に係る輸送を支援することで、地域における新たな雇用の創出または労働需要の増加による伊島地区の水産業の活性化及び離島振興を図る。 また、阿南市離島漁業集落活動促進計画に基づき、集落協定に規定する漁業再生活動等を行う伊島集落に対し、離島漁業再生支援交付金を交付する。	【具体的内容】 離島活性化交付金を活用し、離島から本土への水産物の移出に係る輸送を支援することで、地域における新たな雇用の創出または労働需要の増加による伊島地区の水産業の活性化及び離島振興を図る。 また、阿南市離島漁業集落活動促進計画に基づき、集落協定に規定する漁業再生活動等を行う伊島集落に対し、離島漁業再生支援交付金を交付する。	【具体的内容】 離島活性化交付金を活用し、離島から本土への水産物の移出に係る輸送を支援することで、地域における新たな雇用の創出または労働需要の増加による伊島地区の水産業の活性化及び離島振興を図る。 また、阿南市離島漁業集落活動促進計画に基づき、集落協定に規定する漁業再生活動等を行う伊島集落に対し、離島漁業再生支援交付金を交付する。	

2 工業

重点テーマ 1	既存企業の振興	重点テーマ 2	新たな企業誘致の促進
<p><主要な施策> (1)企業の安定した操業継続・拡大の促進 (2)工業用水の安定的な確保と高速道路ネットワークの早期整備の推進</p>		<p><主要な施策> (1)企業誘致活動の推進 (2)工業団地(用地)の確保 (3)企業誘致に向けた市民の機運醸成 (4)理工系人材の育成</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
企業振興事業	商工戦略課	企業の安定した操業継続・拡大の促進を図るため、事業所を新設及び増設する企業に対し、固定資産税の減免等を行い、操業継続・拡大による新たな雇用を創出する。工業用水の安定的な確保と高速道路ネットワークの早期整備の推進を図るため、関係団体等と連携し、国への積極的な要望活動を行う。	
1-(1) 1-(2)			
【令和8年度】 企業振興に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。	【令和9年度】 企業振興に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。	【令和10年度】 企業振興に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。	
【具体的内容】 ○企業の投資促進 ・事業所新設、増設の奨励 ・阿南市新産業創生奨励委員会の開催(年1回) ○渇水対策事業の推進 ・国、県に対する要望活動(徳島県及び四国地方整備局年2回、中央省庁年3回)	【具体的内容】 ○企業の投資促進 ・事業所新設、増設の奨励 ・阿南市新産業創生奨励委員会の開催(年1回) ○渇水対策事業の推進 ・国、県に対する要望活動(徳島県及び四国地方整備局年2回、中央省庁年3回)	【具体的内容】 ○企業の投資促進 ・事業所新設、増設の奨励 ・阿南市新産業創生奨励委員会の開催(年1回) ○渇水対策事業の推進 ・国、県に対する要望活動(徳島県及び四国地方整備局年2回、中央省庁年3回)	
企業誘致等推進事業	商工戦略課	県南の産業・経済の中心都市としての役割を担うため、市内立地企業の安定した創業継続・拡大を促進し、雇用の確保に努めるとともに、徳島県や地元関連企業等と連携し、「徳島バッテリーバレイ構想」推進のため、「企業用地の確保」や「誘致活動」及び「理工系人材の育成」等に取り組んでいく。	
2-(1) 2-(2) 2-(3) 2-(4)			
【令和8年度】 県の徳島バッテリーバレイ構想を推進し、雇用創出や地域経済の活性化を図っていく。	【令和9年度】 県の徳島バッテリーバレイ構想を推進し、雇用創出や地域経済の活性化を図っていく。	【令和10年度】 県の徳島バッテリーバレイ構想を推進し、雇用創出や地域経済の活性化を図っていく。	
【具体的内容】 ○企業誘致活動の推進 積極的な企業誘致活動を行う。 関係機関との連携による企業誘致フェア等への参加。 ○企業用地の確保 徳島県南部自動車道阿南ICの開設を機にその周辺地域の開発の機運が高まっているため、内陸型物流工業団地の整備を検討。 徳島県や市内金融機関等と連携し、工業団地(用地)の確保に努める。 ○理工系人材の育成 小中学生を対象に蓄電池関連の授業等を実施する。	【具体的内容】 ○企業誘致活動の推進 積極的な企業誘致活動を行う。 関係機関との連携による企業誘致フェア等への参加。 ○企業用地の確保 徳島県南部自動車道阿南ICの開設を機にその周辺地域の開発の機運が高まっているため、内陸型物流工業団地の整備を検討。 徳島県や市内金融機関等と連携し、工業団地(用地)の確保に努める。 ○理工系人材の育成 小中学生を対象に蓄電池関連の授業等を実施する。	【具体的内容】 ○企業誘致活動の推進 積極的な企業誘致活動を行う。 関係機関との連携による企業誘致フェア等への参加。 ○企業用地の確保 徳島県南部自動車道阿南ICの開設を機にその周辺地域の開発の機運が高まっているため、内陸型物流工業団地の整備を検討。 徳島県や市内金融機関等と連携し、工業団地(用地)の確保に努める。 ○理工系人材の育成 小中学生を対象に蓄電池関連の授業等を実施する。	

3 商業

重点テーマ 1	エコノミックガーデニングの推進による地元中小企業の育成と活性化	重点テーマ 2	新産業の創出を担う起業家の育成
<p><主要な施策> (1)中小企業の経営に関する支援 (2)雇用の安定に向けた支援 (3)事業の継続・拡大に関する支援</p>		<p><主要な施策> (1)新産業の創出及び起業家の支援 (2)インキュベーションセンターの利用促進 (3)阿南市へのサテライトオフィス進出に対する支援</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
商工業振興事業	商工戦略課	市内商工団体等と連携し、地元中小企業が成長するビジネス環境をつくるため、地域経済を「庭」、地元中小企業を「植物」に見立て、地域という土壌を生かして中小企業を大切に育てることにより地域経済の活性化を図る「エコノミックガーデニング」の考え方を導入し、中小企業の更なる成長を促すとともに、新産業の創出を担う起業家の育成にも積極的に取り組む。	
1-(1) 1-(2) 1-(3)			
		【令和8年度】 中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、エコノミックガーデニングを推進していく。	【令和9年度】 中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、エコノミックガーデニングを推進していく。
		【令和10年度】 中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、エコノミックガーデニングを推進していく。	
		【具体的内容】 ○中小企業の経営に関する支援 中小企業診断士等による経営相談及び創業支援を実施する。 ○雇用の安定に向けた支援 阿南市UIJ 促進事業や阿南市雇用対策協定に基づく支援を実施する。 ○事業の継続・拡大に関する支援 阿南市新産業創生奨励条例や先端設備等導入計画による事業拡大に関する支援を実施する。 ○中小企業の多様な取組に対する支援 10種類の補助メニューからなる阿南市中小企業等振興支援補助金により、事業者の成長フェーズに応じた多様な挑戦を後押しする。	【具体的内容】 ○中小企業の経営に関する支援 中小企業診断士等による経営相談及び創業支援を実施する。 ○雇用の安定に向けた支援 阿南市UIJ 促進事業や阿南市雇用対策協定に基づく支援を実施する。 ○事業の継続・拡大に関する支援 阿南市新産業創生奨励条例や先端設備等導入計画による事業拡大に関する支援を実施する。 ○中小企業の多様な取組に対する支援 10種類の補助メニューからなる阿南市中小企業等振興支援補助金により、事業者の成長フェーズに応じた多様な挑戦を後押しする。
新産業創出等推進事業	商工戦略課	新産業の創出を促進し、若者の定住・雇用の確保を図るとともに、起業家を支援します。	
2-(1) 2-(2) 2-(3)			
		【令和8年度】 新産業の創出に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。	【令和9年度】 新産業の創出に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。
		【令和10年度】 新産業の創出に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。	
		【具体的内容】 ○阿南市インキュベーションセンターを活用し、ベンチャー企業の支援、起業家の育成を行い、新技術の開発や新産業の創出を促進する。 ○あなんスマートワークオフィスをお試し利用することにより、サテライトオフィスの誘致を促進する。 ○新規創業を志す者に対して、阿南市創業支援セミナーを開催し、新産業の創出を促進する。	【具体的内容】 ○阿南市インキュベーションセンターを活用し、ベンチャー企業の支援、起業家の育成を行い、新技術の開発や新産業の創出を促進する。 ○あなんスマートワークオフィスをお試し利用することにより、サテライトオフィスの誘致を促進する。 ○新規創業を志す者に対して、阿南市創業支援セミナーを開催し、新産業の創出を促進する。

創業支援事業	商工戦略課	新規創業を志す者に対して、市内商工団体及び市内金融機関との連携により「阿南市創業支援セミナー」を開催し、阿南市内における更なる創業創出や国が提唱する地方創生に寄与することを目的とする。 受講者が国の創業支援補助金等を受給できるようにするため、講座内容については、【経営】【経理・財務】【人材育成】【販路開拓】に関する必要な知識が取得できるように構成する。	
2-(1)			
【令和8年度】 阿南商工会議所等との連携により創業支援セミナーを開催し、新産業の開発・起業支援の取組を推進する。		【令和9年度】 阿南商工会議所等との連携により創業支援セミナーを開催し、新産業の開発・起業支援の取組を推進する。	【令和10年度】 阿南商工会議所等との連携により創業支援セミナーを開催し、新産業の開発・起業支援の取組を推進する。
【具体的内容】 ○阿南商工会議所等との連絡調整 ・委託契約の締結 ・講座内容等について協議 ○創業支援セミナーの開催 ・開催回数(年12回) ・受講者数(目標20人) ○四国経済産業局との連絡調整 ・実績報告(年1回) ・その他情報交換(年1～2回)		【具体的内容】 ○阿南商工会議所等との連絡調整 ・委託契約の締結 ・講座内容等について協議 ○創業支援セミナーの開催 ・開催回数(年12回) ・受講者数(目標20人) ○四国経済産業局との連絡調整 ・実績報告(年1回) ・その他情報交換(年1～2回)	【具体的内容】 ○阿南商工会議所等との連絡調整 ・委託契約の締結 ・講座内容等について協議 ○創業支援セミナーの開催 ・開催回数(年12回) ・受講者数(目標20人) ○四国経済産業局との連絡調整 ・実績報告(年1回) ・その他情報交換(年1～2回)

4 雇用環境

重点テーマ 1	職場環境の整備や向上	重点テーマ 2	安定的な雇用に向けた支援
<p><主要な施策> (1)職場環境の整備促進 (2)就職差別撤廃の促進 (3)勤労者福祉の充実</p>		<p><主要な施策> (1)若者の就労及び定着に向けた支援 (2)高齢者、障がい者及び女性の雇用の場の確保 (3)高齢者の就業支援</p>	

重点テーマ 3	関係機関や企業との連携
<p><主要な施策> (1)就労関係機関との連携強化 (2)介護人材の確保に向けて介護事業所及び関係機関と連携した雇用の促進</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
労働対策事業	商工戦略課	市民が安心して働くことができる環境づくりのため、関係機関や企業と連携して、雇用の創出と拡大を図るとともに、高齢者や障がい者、女性、外国人等の人権が尊重される職場環境に向けた啓発や勤労者福祉の充実に向けた取り組みに努める。	
1-(1) 1-(2) 1-(3) 2-(1) 2-(2)			
【令和8年度】 雇用創出及び拡充を図るとともに、関係機関や企業と連携し、人権尊重の職場環境の整備や向上を進める。	【令和9年度】 雇用創出及び拡充を図るとともに、関係機関や企業と連携し、人権尊重の職場環境の整備や向上を進める。	【令和10年度】 雇用創出及び拡充を図るとともに、関係機関や企業と連携し、人権尊重の職場環境の整備や向上を進める。	
<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労関係機関との連携強化(労働セミナーや個別相談会、企業訪問実施) ・就職差別撤廃の促進(阿南市就職促進協議会の活動促進) ・勤労者福祉の充実(徳島勤労者福祉サービスセンター制度の周知など) ・阿南市雇用対策協定運営協議会の開催 ・若者の就労及び定着に向けた支援(学生と企業のマッチングなど) ・高齢者、障がい者及び女性の雇用の場の確保(就労支援セミナーなど) ・中学2年生に対して地元企業を紹介し、仕事の内容を知ってもらう機会の創出 	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労関係機関との連携強化(労働セミナーや個別相談会、企業訪問実施) ・就職差別撤廃の促進(阿南市就職促進協議会の活動促進) ・勤労者福祉の充実(徳島勤労者福祉サービスセンター制度の周知など) ・阿南市雇用対策協定運営協議会の開催 ・若者の就労及び定着に向けた支援(学生と企業のマッチングなど) ・高齢者、障がい者及び女性の雇用の場の確保(就労支援セミナーなど) ・中学2年生に対して地元企業を紹介し、仕事の内容を知ってもらう機会の創出 	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労関係機関との連携強化(労働セミナーや個別相談会、企業訪問実施) ・就職差別撤廃の促進(阿南市就職促進協議会の活動促進) ・勤労者福祉の充実(徳島勤労者福祉サービスセンター制度の周知など) ・阿南市雇用対策協定運営協議会の開催 ・若者の就労及び定着に向けた支援(学生と企業のマッチングなど) ・高齢者、障がい者及び女性の雇用の場の確保(就労支援セミナーなど) ・中学2年生に対して地元企業を紹介し、仕事の内容を知ってもらう機会の創出 	

シルバー人材センター運営費補助事業	地域共生推進課	高齢者の生きがいの増進及び社会の活力維持のため、高齢者の意欲や能力に応じた就業機会の確保の手段としてシルバー人材センターの支援を行う。		
2-(3)		【令和8年度】 阿南市シルバー人材センターに対し補助金を交付し、その活動を支援する。	【令和9年度】 阿南市シルバー人材センターに対し補助金を交付し、その活動を支援する。	【令和10年度】 阿南市シルバー人材センターに対し補助金を交付し、その活動を支援する。
【具体的内容】 運営費補助(本体事業) ・高齢者の生きがいの増進及び社会の活力維持のため、高齢者の意欲や能力に応じた就業機会の確保手段として阿南市シルバー人材センターを支援する。 ○高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助 ・少子高齢化に伴い、労働力の大幅な減少が見込まれる中、女性の進出の後押し、現役世代の雇用環境向上のため、シルバー人材センターにおける育児分野、人手不足等の就業の開拓、労働市場から順次退出する団塊世代に対し、就業機会のマッチングを図り、女性を含む現役世代の活躍を下支えし、高齢者の活躍の場の創出を推進する。 ○阿南市シルバー人材センター会員獲得支援事業補助 ・近年の定年延長や再雇用制度の定着により退職後に会員として活動する人材が減少しており、会員獲得に向けた取組を強化し、会員数の減少に歯止めをかけることで安定的な組織運営につなげる。		【具体的内容】 運営費補助(本体事業) ・高齢者の生きがいの増進及び社会の活力維持のため、高齢者の意欲や能力に応じた就業機会の確保手段として阿南市シルバー人材センターを支援する。 ○高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助 ・少子高齢化に伴い、労働力の大幅な減少が見込まれる中、女性の進出の後押し、現役世代の雇用環境向上のため、シルバー人材センターにおける育児分野、人手不足等の就業の開拓、労働市場から順次退出する団塊世代に対し、就業機会のマッチングを図り、女性を含む現役世代の活躍を下支えし、高齢者の活躍の場の創出を推進する。		
商工業振興事業(再掲)	商工戦略課	市内商工団体等と連携し、地元中小企業が成長するビジネス環境をつくるため、地域経済を「庭」、地元中小企業を「植物」に見立て、地域という土壌を生かして中小企業を大切に育てることにより地域経済の活性化を図る「エコミックガーデニング」の考え方を導入し、中小企業の更なる成長を促すとともに、新産業の創出を担う起業家の育成にも積極的に取り組む。		
3-(1) 3-(2)		【令和8年度】 中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、エコミックガーデニングを推進していく。	【令和9年度】 中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、エコミックガーデニングを推進していく。	【令和10年度】 中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、エコミックガーデニングを推進していく。
【具体的内容】 ○中小企業の経営に関する支援 中小企業診断士等による経営相談及び創業支援を実施する。 ○雇用の安定に向けた支援 阿南市UIJ 促進事業や阿南市雇用対策協定に基づく支援を実施する。 ○事業の継続・拡大に関する支援 阿南市新産業創生奨励条例や先端設備等導入計画による事業拡大に関する支援を実施する。 ○中小企業の多様な取組に対する支援 10種類の補助メニューからなる阿南市中小企業等振興支援補助金により、事業者の成長フェーズに応じた多様な挑戦を後押しする。		【具体的内容】 ○中小企業の経営に関する支援 中小企業診断士等による経営相談及び創業支援を実施する。 ○雇用の安定に向けた支援 阿南市UIJ 促進事業や阿南市雇用対策協定に基づく支援を実施する。 ○事業の継続・拡大に関する支援 阿南市新産業創生奨励条例や先端設備等導入計画による事業拡大に関する支援を実施する。 ○中小企業の多様な取組に対する支援 10種類の補助メニューからなる阿南市中小企業等振興支援補助金により、事業者の成長フェーズに応じた多様な挑戦を後押しする。		

基本政策3 「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」の創生(子育て・教育)

1 出会い・出産支援

重点テーマ 1	出会い・結婚へのサポート体制の構築	重点テーマ 2	充実した出産環境の構築
<主要な施策> (1)出会い・結婚の支援 (2)経済的な負担軽減策の実施		<主要な施策> (1)不妊治療費の助成 (2)妊婦歯科健診の推進	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
婚活応援事業	観光交流課	本市の年少人口及び生産年齢人口は今後減少し、高齢化が一層進むことが予想されている。このままでは税収入の減少、労働力や消費活動の減少、産業の後継者不足、地域コミュニティの希薄化等につながる懸念されており、少子化対策へのさらなる取組が求められている。 このため、国が進める少子化対策の一環として用意された地域少子化対策重点推進交付金を活用し、徳島県及びマリッサとくしまと協働で地域の特色を活かした出逢い応援イベントを実施する。また、経済的理由により結婚に踏み出せない若い世代の家庭を持つことへの希望を叶えるために、こちらも同交付金を活用し、住居費や引越費用を支援する結婚新生活支援事業を実施することにより、結婚に躊躇している若い世代の背中を後押しして婚姻数の増加を図り、ひいては少子化対策の強化につなげる。	
1-(1)		【令和8年度】 結婚を希望する独身男女へ出会いの場を提供し、結婚活動を支援する。 また、若い世代の結婚に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、住居費や引越費用を支援する。	【令和9年度】 結婚を希望する独身男女へ出会いの場を提供し、結婚活動を支援する。 また、若い世代の結婚に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、住居費や引越費用を支援する。
		【令和10年度】 結婚を希望する独身男女へ出会いの場を提供し、結婚活動を支援する。 また、若い世代の結婚に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、住居費や引越費用を支援する。	
		【具体的内容】 ○独身男女を対象に、婚活イベント(事前セミナー、イベント、事後の個別相談会)を開催 ○結婚新生活支援事業補助金の交付(住宅の取得費用、住宅のリフォーム、住宅の賃借費用、引越費用) ※夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得が500万円未満の世帯が対象 ※交付上限額 ・夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯60万円 ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯(上記を除く)30万円	【具体的内容】 ○独身男女を対象に、婚活イベント(事前セミナー、イベント、事後の個別相談会)を開催 ○結婚新生活支援事業補助金の交付(住宅の取得費用、住宅のリフォーム、住宅の賃借費用、引越費用) ※夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得が500万円未満の世帯が対象 ※交付上限額 ・夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯60万円 ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯(上記を除く)30万円
		【具体的内容】 ○独身男女を対象に、婚活イベント(事前セミナー、イベント、事後の個別相談会)を開催 ○結婚新生活支援事業補助金の交付(住宅の取得費用、住宅のリフォーム、住宅の賃借費用、引越費用) ※夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得が500万円未満の世帯が対象 ※交付上限額 ・夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯60万円 ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯(上記を除く)30万円	【具体的内容】 ○独身男女を対象に、婚活イベント(事前セミナー、イベント、事後の個別相談会)を開催 ○結婚新生活支援事業補助金の交付(住宅の取得費用、住宅のリフォーム、住宅の賃借費用、引越費用) ※夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得が500万円未満の世帯が対象 ※交付上限額 ・夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯60万円 ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯(上記を除く)30万円
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	こども支援課	核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。こうした中で、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施することにより、すべての妊婦・子育て家庭が、より安心して出産・子育てができる環境を構築することを目的とする。	
1-(2)		【令和8年度】 妊婦等包括相談支援と経済的支援(妊婦のための支援給付)を組み合わせた形で実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、また各種サービスの利用者負担が軽減されることで必要なサービスにつながりやすくなる。その結果として、必要な支援がすべての妊婦・子育て家庭に届き、総合的な支援を図ることとする。	【令和9年度】 妊婦等包括相談支援と経済的支援(妊婦のための支援給付)を組み合わせた形で実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、また各種サービスの利用者負担が軽減されることで必要なサービスにつながりやすくなる。その結果として、必要な支援がすべての妊婦・子育て家庭に届き、総合的な支援を図ることとする。
		【令和10年度】 妊婦等包括相談支援と経済的支援(妊婦のための支援給付)を組み合わせた形で実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、また各種サービスの利用者負担が軽減されることで必要なサービスにつながりやすくなる。その結果として、必要な支援がすべての妊婦・子育て家庭に届き、総合的な支援を図ることとする。	
		【具体的内容】 【妊婦等包括相談支援】 ●面談のタイミング ①妊娠届出時 ②妊娠8か月頃 ③乳児家庭全戸訪問時 ●面談の実施者 助産師・保健師・看護師 ●面談の内容 アンケートの回答や子育てガイドを通して出産・育児の見通しを立て相談支援 【妊婦のための支援給付】 ●妊婦の認定後:5万円の支給 ●妊娠していることでもの人数×5万円の支給(流産・死産等も含む)	【具体的内容】 【妊婦等包括相談支援】 ●面談のタイミング ①妊娠届出時 ②妊娠8か月頃 ③乳児家庭全戸訪問時 ●面談の実施者 助産師・保健師・看護師 ●面談の内容 アンケートの回答や子育てガイドを通して出産・育児の見通しを立て相談支援 【妊婦のための支援給付】 ●妊婦の認定後:5万円の支給 ●妊娠していることでもの人数×5万円の支給(流産・死産等も含む)
		【具体的内容】 【妊婦等包括相談支援】 ●面談のタイミング ①妊娠届出時 ②妊娠8か月頃 ③乳児家庭全戸訪問時 ●面談の実施者 助産師・保健師・看護師 ●面談の内容 アンケートの回答や子育てガイドを通して出産・育児の見通しを立て相談支援 【妊婦のための支援給付】 ●妊婦の認定後:5万円の支給 ●妊娠していることでもの人数×5万円の支給(流産・死産等も含む)	【具体的内容】 【妊婦等包括相談支援】 ●面談のタイミング ①妊娠届出時 ②妊娠8か月頃 ③乳児家庭全戸訪問時 ●面談の実施者 助産師・保健師・看護師 ●面談の内容 アンケートの回答や子育てガイドを通して出産・育児の見通しを立て相談支援 【妊婦のための支援給付】 ●妊婦の認定後:5万円の支給 ●妊娠していることでもの人数×5万円の支給(流産・死産等も含む)

不妊治療助成事業	こども支援課	阿南市においては平成19年より、徳島県の不妊治療費助成事業に上乘せ助成として阿南市特定不妊治療費助成事業を実施。高額になる治療費の経済的負担を軽減し、不妊治療に取り組む家庭を支援してきた。令和4年4月から「一般不妊治療」および「生殖補助医療」が保険適用となったことを受け、徳島県の助成事業が令和4年度末に終了し、それに伴い阿南市の助成事業も終了していた。しかし、保険適用に移行したのちも、自己負担額は高額におよぶこともあり経済的負担は大きい。不妊治療に取り組む夫婦の経済的負担の軽減を図り支援することで、少子化対策に取り組むものである。令和8年度より、不育症の検査及び治療を受けた夫婦に対して、治療等に要する経費の一部を助成する。		
2-(1)				
【令和8年度】 妊娠を希望する夫婦を支援するため、不妊治療費助成事業を実施し、経済的負担の軽減を図る。 不育症と診断された方の検査及び治療に関しては、不育症治療費等助成事業にて、経済的負担の軽減を図る。	【令和9年度】 妊娠を希望する夫婦を支援するため、不妊治療費助成事業を実施し、経済的負担の軽減を図る。 不育症と診断された方の検査及び治療に関しては、不育症治療費等助成事業にて、経済的負担の軽減を図る。	【令和10年度】 妊娠を希望する夫婦を支援するため、不妊治療費助成事業を実施し、経済的負担の軽減を図る。 不育症と診断された方の検査及び治療に関しては、不育症治療費等助成事業にて、経済的負担の軽減を図る。		
【具体的内容】 【助成の対象となる治療等】 ①一般不妊治療 【助成額】一般不妊治療は、治療開始日から1年以内に受けた治療に要した費用の本人負担額について5万円を上限として助成 ②生殖補助医療 【助成額】生殖補助医療は、1回の治療に要した費用の本人負担額について10万円を上限として助成 ③不育症治療費等 【助成額】不育症治療等は、1回の治療等に要した費用の本人負担額について5万円を上限として助成	【具体的内容】 【助成の対象となる治療等】 ①一般不妊治療 【助成額】一般不妊治療は、治療開始日から1年以内に受けた治療に要した費用の本人負担額について5万円を上限として助成 ②生殖補助医療 【助成額】生殖補助医療は、1回の治療に要した費用の本人負担額について10万円を上限として助成 ③不育症治療費等 【助成額】不育症治療等は、1回の治療等に要した費用の本人負担額について5万円を上限として助成	【具体的内容】 【助成の対象となる治療等】 ①一般不妊治療 【助成額】一般不妊治療は、治療開始日から1年以内に受けた治療に要した費用の本人負担額について5万円を上限として助成 ②生殖補助医療 【助成額】生殖補助医療は、1回の治療に要した費用の本人負担額について10万円を上限として助成 ③不育症治療費等 【助成額】不育症治療等は、1回の治療等に要した費用の本人負担額について5万円を上限として助成		
母子保健事業(再掲)	こども支援課	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査その他の措置を講じ、保健の向上に寄与することを目的とする。		
2-(2)				
【令和8年度】 妊娠期の母子手帳交付から始まり、妊娠・出産・子どもの成長の経過に応じて、訪問や健康診査等の基本的な事業を実施する。さらに保健医療的な支援が必要な場合には、保健指導や栄養指導、経過観察や精密健診等の専門的なフォロー事業を実施する。個々の結果だけでなく、子どもの成長の中で母子の状態の変化や、それに応じたサービスと全体像に視点を置きながら事業を実施する。	【令和9年度】 妊娠期の母子手帳交付から始まり、妊娠・出産・子どもの成長の経過に応じて、訪問や健康診査等の基本的な事業を実施する。さらに保健医療的な支援が必要な場合には、保健指導や栄養指導、経過観察や精密健診等の専門的なフォロー事業を実施する。個々の結果だけでなく、子どもの成長の中で母子の状態の変化や、それに応じたサービスと全体像に視点を置きながら事業を実施する。	【令和10年度】 妊娠期の母子手帳交付から始まり、妊娠・出産・子どもの成長の経過に応じて、訪問や健康診査等の基本的な事業を実施する。さらに保健医療的な支援が必要な場合には、保健指導や栄養指導、経過観察や精密健診等の専門的なフォロー事業を実施する。個々の結果だけでなく、子どもの成長の中で母子の状態の変化や、それに応じたサービスと全体像に視点を置きながら事業を実施する。		
【具体的内容】 ○母子・父子健康手帳の交付 ○妊産婦・乳児一般健康診査の実施 妊婦歯科健康診査 ○乳幼児健康診査 5歳児健康診査 ○家庭訪問 ○育児・発達相談 ○各種フォロー事業 健康教室・専門職種による相談等 ○産後ケア事業 居宅訪問型 医療機関における産後ケア事業	【具体的内容】 ○母子・父子健康手帳の交付 ○妊産婦・乳児一般健康診査の実施 妊婦歯科健康診査 ○乳幼児健康診査 5歳児健康診査 ○家庭訪問 ○育児・発達相談 ○各種フォロー事業 健康教室・専門職種による相談等 ○産後ケア事業 居宅訪問型 医療機関における産後ケア事業	【具体的内容】 ○母子・父子健康手帳の交付 ○妊産婦・乳児一般健康診査の実施 妊婦歯科健康診査 ○乳幼児健康診査 5歳児健康診査 ○家庭訪問 ○育児・発達相談 ○各種フォロー事業 健康教室・専門職種による相談等 ○産後ケア事業 居宅訪問型 医療機関における産後ケア事業		

2 こども・子育て支援

重点テーマ 1	全てのこどもと子育て家庭への支援	重点テーマ 2	多様な環境にあるこどもとその家族への支援
<p><主要な施策></p> <p>(1)子育て家庭への経済的支援 (2)地域における子育て支援の充実 (3)放課後児童クラブの環境整備 (4)「こども食堂」の活動推進 (5)認定こども園の整備</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)ひとり親家庭への支援 (2)相談・支援体制の強化とこどもの権利擁護 (3)こどもの居場所の整備推進</p>	

事業名	主管課	事業内容		
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】		
母子保健事業(再々掲)	こども支援課	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査その他の措置を講じ、保健の向上に寄与することを目的とする。		
1-(1)		【令和8年度】 妊娠期の母子手帳交付から始まり、妊娠・出産・子どもの成長の経過に応じて、訪問や健康診査等の基本的な事業を実施する。さらに保健医療的な支援が必要な場合には、保健指導や栄養指導、経過観察や精密健診等の専門的なフォロー事業を実施する。個々の結果だけでなく、子どもの成長の中で母子の状態の変化や、それに応じたサービスと全体像に視点を置きながら事業を実施する。	【令和9年度】 妊娠期の母子手帳交付から始まり、妊娠・出産・子どもの成長の経過に応じて、訪問や健康診査等の基本的な事業を実施する。さらに保健医療的な支援が必要な場合には、保健指導や栄養指導、経過観察や精密健診等の専門的なフォロー事業を実施する。個々の結果だけでなく、子どもの成長の中で母子の状態の変化や、それに応じたサービスと全体像に視点を置きながら事業を実施する。	【令和10年度】 妊娠期の母子手帳交付から始まり、妊娠・出産・子どもの成長の経過に応じて、訪問や健康診査等の基本的な事業を実施する。さらに保健医療的な支援が必要な場合には、保健指導や栄養指導、経過観察や精密健診等の専門的なフォロー事業を実施する。個々の結果だけでなく、子どもの成長の中で母子の状態の変化や、それに応じたサービスと全体像に視点を置きながら事業を実施する。
		【具体的内容】 ○母子・父子健康手帳の交付 ○妊産婦・乳児一般健康診査の実施 妊婦歯科健康診査 ○乳幼児健康診査 5歳児健康診査 ○家庭訪問 ○育児・発達相談 ○各種フォロー事業 健康教室・専門職種による相談等 ○産後ケア事業 居宅訪問型 医療機関における産後ケア事業	【具体的内容】 ○母子・父子健康手帳の交付 ○妊産婦・乳児一般健康診査の実施 妊婦歯科健康診査 ○乳幼児健康診査 5歳児健康診査 ○家庭訪問 ○育児・発達相談 ○各種フォロー事業 健康教室・専門職種による相談等 ○産後ケア事業 居宅訪問型 医療機関における産後ケア事業	【具体的内容】 ○母子・父子健康手帳の交付 ○妊産婦・乳児一般健康診査の実施 妊婦歯科健康診査 ○乳幼児健康診査 5歳児健康診査 ○家庭訪問 ○育児・発達相談 ○各種フォロー事業 健康教室・専門職種による相談等 ○産後ケア事業 居宅訪問型 医療機関における産後ケア事業
こどもの医療費助成事業	保険年金課	こどもの医療費を助成し、疾病の早期発見、早期治療により、こどもの保健向上と、保護者の経済的負担の軽減を図る。		
1-(1)		【令和8年度】 こどもの医療費を助成し、疾病の早期発見、早期治療により、こどもの保健向上と、保護者の経済的負担の軽減を図る。	【令和9年度】 こどもの医療費を助成し、疾病の早期発見、早期治療により、こどもの保健向上と、保護者の経済的負担の軽減を図る。	【令和10年度】 こどもの医療費を助成し、疾病の早期発見、早期治療により、こどもの保健向上と、保護者の経済的負担の軽減を図る。
		【具体的内容】 阿南市に住所を有する0歳から18歳に達した日以後の最初の3月31日までにあるこどもの保険診療にかかる自己負担分や入院時食事療養費の自己負担金を助成する。 受給者証を交付し、医療機関の窓口で提示することにより、自己負担分は無料となる。	【具体的内容】 阿南市に住所を有する0歳から18歳に達した日以後の最初の3月31日までにあるこどもの保険診療にかかる自己負担分や入院時食事療養費の自己負担金を助成する。 受給者証を交付し、医療機関の窓口で提示することにより、自己負担分は無料となる。	【具体的内容】 阿南市に住所を有する0歳から18歳に達した日以後の最初の3月31日までにあるこどもの保険診療にかかる自己負担分や入院時食事療養費の自己負担金を助成する。 受給者証を交付し、医療機関の窓口で提示することにより、自己負担分は無料となる。

こどもの未来応援デジタルギフト事業	こども支援課	新たに市民となった新生児の出産を祝福することを目的とする「出産祝金」と保育所等に預けることなく在宅で育児を行う保護者の経済的負担の軽減を目的とした「阿南市在宅育児応援デジタルギフト」を電子申請により「デジタルギフト」として保護者に給付する。		
1-(1)				
【令和8年度】 「出産祝金」と保育所等に預けることなく在宅で育児を行う保護者の経済的負担の軽減を目的とした「阿南市在宅育児応援デジタルギフト」を電子申請により「デジタルギフト」として保護者に給付する。		【令和9年度】 「出産祝金」と保育所等に預けることなく在宅で育児を行う保護者の経済的負担の軽減を目的とした「阿南市在宅育児応援デジタルギフト」を電子申請により「デジタルギフト」として保護者に給付する。		【令和10年度】 「出産祝金」と保育所等に預けることなく在宅で育児を行う保護者の経済的負担の軽減を目的とした「阿南市在宅育児応援デジタルギフト」を電子申請により「デジタルギフト」として保護者に給付する。
【具体的内容】 【デジタルギフトとは】育児に必要な用品等の購入に使用できるクオカードPay 【出産祝金】新生児1人につき10,000円のデジタルギフトを給付 【在宅応援デジタルギフト】1歳～6歳の誕生日時点で、市に住所があり、保育所等に入所していない子どもの保護者を対象に子ども1人につき15,000円のデジタルギフトを給付		【具体的内容】 【デジタルギフトとは】育児に必要な用品等の購入に使用できるクオカードPay 【出産祝金】新生児1人につき10,000円のデジタルギフトを給付 【在宅応援デジタルギフト】1歳～6歳の誕生日時点で、市に住所があり、保育所等に入所していない子どもの保護者を対象に子ども1人につき15,000円のデジタルギフトを給付		【具体的内容】 【デジタルギフトとは】育児に必要な用品等の購入に使用できるクオカードPay 【出産祝金】新生児1人につき10,000円のデジタルギフトを給付 【在宅応援デジタルギフト】1歳～6歳の誕生日時点で、市に住所があり、保育所等に入所していない子どもの保護者を対象に子ども1人につき15,000円のデジタルギフトを給付
保育料完全無償化事業	こども保育課	令和元年10月から国の施策として実施されている幼児教育・保育の無償化と合わせ、市独自で給食費副食費の一部又は全部の補助を行う。さらなる支援策として、将来の阿南市を担う子どもたちに対し、未来への投資として子育てを行う家庭を支援するため、0歳児から2歳児の保育料の無償化等を実現し、より一層の経済的負担の軽減を図る。		
1-(1)				
【令和8年度】 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給等による私立教育・保育施設の円滑な運営補助及び阿南市独自事業として保育料、給食費、副食費及び預かり保育料の補助金を交付し、保護者の経済的負担軽減を図る。		【令和9年度】 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給等による私立教育・保育施設の円滑な運営補助及び阿南市独自事業として保育料、給食費、副食費及び預かり保育料の補助金を交付し、保護者の経済的負担軽減を図る。		【令和10年度】 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給等による私立教育・保育施設の円滑な運営補助及び阿南市独自事業として保育料、給食費、副食費及び預かり保育料の補助金を交付し、保護者の経済的負担軽減を図る。
【具体的内容】 ○一時預かり委託事業(私立幼稚園等) ○私立保育所、幼稚園等施設型給付費支給事業 ○未移行私立幼稚園への入園料・保育料補助金交付事業(神崎幼稚園等) ○預かり保育料補助金交付事業(私立幼稚園等) ○給食費補助金交付事業(私立幼稚園等) ○副食費無償化補助金事業(私立保育所等) ○0歳児から2歳児の保育料無償化を継続		【具体的内容】 ○一時預かり委託事業(私立幼稚園等) ○私立保育所、幼稚園等施設型給付費支給事業 ○未移行私立幼稚園への入園料・保育料補助金交付事業(神崎幼稚園等) ○預かり保育料補助金交付事業(私立幼稚園等) ○給食費補助金交付事業(私立幼稚園等) ○副食費無償化補助金事業(私立保育所等) ○0歳児から2歳児の保育料無償化を継続		【具体的内容】 ○一時預かり委託事業(私立幼稚園等) ○私立保育所、幼稚園等施設型給付費支給事業 ○未移行私立幼稚園への入園料・保育料補助金交付事業(神崎幼稚園等) ○預かり保育料補助金交付事業(私立幼稚園等) ○給食費補助金交付事業(私立幼稚園等) ○副食費無償化補助金事業(私立保育所等) ○0歳児から2歳児の保育料無償化を継続
地域子育て交流センター事業	こども保育課	地域子育て支援センター事業を実施し、未就園児親子のふれあいの場の提供と保護者の孤独感や子育てに対する不安感の解消を図る。		
1-(2)				
【令和8年度】 乳幼児の在宅親子を対象に、施設や園庭を開放し、保育サービスを通じて子ども同士や保護者間のふれあいを図るとともに、育児講座等の講習、電話相談、育児相談、子育て関連の情報提供を行う。		【令和9年度】 乳幼児の在宅親子を対象に、施設や園庭を開放し、保育サービスを通じて子ども同士や保護者間のふれあいを図るとともに、育児講座等の講習、電話相談、育児相談、子育て関連の情報提供を行う。		【令和10年度】 乳幼児の在宅親子を対象に、施設や園庭を開放し、保育サービスを通じて子ども同士や保護者間のふれあいを図るとともに、育児講座等の講習、電話相談、育児相談、子育て関連の情報提供を行う。
【具体的内容】 実施箇所/11か所 公立 ○宝田こどもセンター ○橘こどもセンター ○新野こどもセンター ○今津こどもセンター ○平島こどもセンター ○岩脇こどもセンター ○阿南市子育て家庭支援センター 私立 ○阿南保育園 ○はのうら幼稚園 ○エクセレント羽ノ浦こども園 ○子育て支援スペースNuuN		【具体的内容】 実施箇所/11か所 公立 ○宝田こどもセンター ○橘こどもセンター ○新野こどもセンター ○今津こどもセンター ○平島こどもセンター ○岩脇こどもセンター ○阿南市子育て家庭支援センター 私立 ○阿南保育園 ○はのうら幼稚園 ○エクセレント羽ノ浦こども園 ○子育て支援スペースNuuN		【具体的内容】 実施箇所/11か所 公立 ○宝田こどもセンター ○橘こどもセンター ○新野こどもセンター ○今津こどもセンター ○平島こどもセンター ○岩脇こどもセンター ○阿南市子育て家庭支援センター 私立 ○阿南保育園 ○はのうら幼稚園 ○エクセレント羽ノ浦こども園 ○子育て支援スペースNuuN

ファミリー・サポート・センター事業	こども支援課	地域において、育児の援助を受けたい人(依頼)と行いたい人(提供)が会員となり、育児について助け合うファミリー・サポート・センター事業を行う。また、子ども一人目の預かり利用料に補助を行い、提供会員の活動意欲の向上や依頼会員の経済的負担の軽減を図る。
1-(2)		
【令和8年度】 子育て支援を必要とする依頼会員と支援を提供する提供会員が地域で相互援助を行う事業を実施し、その利用料の一部を補助することで、地域全体で働く保護者の仕事と子育ての両立を支援する。	【令和9年度】 子育て支援を必要とする依頼会員と支援を提供する提供会員が地域で相互援助を行う事業を実施し、その利用料の一部を補助することで、地域全体で働く保護者の仕事と子育ての両立を支援する。	【令和10年度】 子育て支援を必要とする依頼会員と支援を提供する提供会員が地域で相互援助を行う事業を実施し、その利用料の一部を補助することで、地域全体で働く保護者の仕事と子育ての両立を支援する。
【具体的内容】 地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合いを行う会員組織であるファミリー・サポート・センター事業を実施する。 市民へ幅広い周知を行い、利用者の増加とともにサービスの充実を図る。 (利用料の補助)子ども一人目の預かりについて、依頼会員へ利用料の補助、提供会員へ報酬の上乗せを行う。	【具体的内容】 地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合いを行う会員組織であるファミリー・サポート・センター事業を実施する。 市民へ幅広い周知を行い、利用者の増加とともにサービスの充実を図る。 (利用料の補助)子ども一人目の預かりについて、依頼会員へ利用料の補助、提供会員へ報酬の上乗せを行う。	【具体的内容】 地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合いを行う会員組織であるファミリー・サポート・センター事業を実施する。 市民へ幅広い周知を行い、利用者の増加とともにサービスの充実を図る。 (利用料の補助)子ども一人目の預かりについて、依頼会員へ利用料の補助、提供会員へ報酬の上乗せを行う。
多様な集団活動事業の利用支援事業	こども支援課	幼児教育・保育無償化制度の対象外とされる幼児教育・保育施設のうち、自然体験活動など多様な幼児教育・保育を実施していると認められる施設を利用する市内在住の満3歳以上の小学校就学前の幼児の保護者に対して、利用料の一部の給付を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。
1-(2)		
【令和8年度】 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、市の認定を受けた施設の利用料に係る給付金を支給する。	【令和9年度】 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、市の認定を受けた施設の利用料に係る給付金を支給する。	【令和10年度】 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、市の認定を受けた施設の利用料に係る給付金を支給する。
【具体的内容】 【対象施設】1施設 【対象幼児】本市の住民で対象施設を1日4時間以上8時間未満、週5日以上年間39週以上利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児(子どものための教育・保育給付を受けている者等除く。) 【給付額】対象幼児1人1月当たり上限25,700円	【具体的内容】 【対象施設】1施設 【対象幼児】本市の住民で対象施設を1日4時間以上8時間未満、週5日以上年間39週以上利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児(子どものための教育・保育給付を受けている者等除く。) 【給付額】対象幼児1人1月当たり上限25,700円	【具体的内容】 【対象施設】1施設 【対象幼児】本市の住民で対象施設を1日4時間以上8時間未満、週5日以上年間39週以上利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児(子どものための教育・保育給付を受けている者等除く。) 【給付額】対象幼児1人1月当たり上限25,700円
出産子育て応援事業	生涯学習課	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保し、児童の健全な育成を図る。
1-(3)		
【令和8年度】 放課後や週末等に児童の安心安全な居場所を確保し、児童の健全な育成を図る。	【令和9年度】 放課後や週末等に児童の安心安全な居場所を確保し、児童の健全な育成を図る。	【令和10年度】 放課後や週末等に児童の安心安全な居場所を確保し、児童の健全な育成を図る。
【具体的内容】 《放課後児童クラブ運営事業》 ○運営委員会等への業務委託による事業の実施 ○民間事業者への委託の推進 《児童館事業》 ○児童館の適切な運営 ○保護者による地域ぐるみの子育てへの支援(母親クラブへの支援)	【具体的内容】 《放課後児童クラブ運営事業》 ○運営委員会等への業務委託による事業の実施 ○民間事業者への委託の推進 《児童館事業》 ○児童館の適切な運営 ○保護者による地域ぐるみの子育てへの支援(母親クラブへの支援)	【具体的内容】 《放課後児童クラブ運営事業》 ○運営委員会等への業務委託による事業の実施 ○民間事業者への委託の推進 《児童館事業》 ○児童館の適切な運営 ○保護者による地域ぐるみの子育てへの支援(母親クラブへの支援)
こども食堂支援事業(再掲)	地域共生推進課	民間団体等が行う地域のこどもたちへの食事及び交流の場を提供する取組を推進することにより、身近な地域におけるこどもの居場所を確保するとともに、地域住民の交流の拠点づくりに資することを目的とする。
1-(4)		
【令和8年度】 地域住民が主体となって展開する「こども食堂」の活動を支援し、地域コミュニティの強化を推進する。	【令和9年度】 地域住民が主体となって展開する「こども食堂」の活動を支援し、地域コミュニティの強化を推進する。	【令和10年度】 地域住民が主体となって展開する「こども食堂」の活動を支援し、地域コミュニティの強化を推進する。
【具体的内容】 ○こどもをはじめ、地域住民に無料又は安価で栄養バランスの良い食事や温かな団らんを提供する。 ○阿南市こども食堂として登録されている民間団体等に対し、補助金を交付する。	【具体的内容】 ○こどもをはじめ、地域住民に無料又は安価で栄養バランスの良い食事や温かな団らんを提供する。 ○阿南市こども食堂として登録されている民間団体等に対し、補助金を交付する。	【具体的内容】 ○こどもをはじめ、地域住民に無料又は安価で栄養バランスの良い食事や温かな団らんを提供する。 ○阿南市こども食堂として登録されている民間団体等に対し、補助金を交付する。

認定こども園整備推進事業	こども保育課	急速な少子化が進む中、子どもを取り巻く環境や家庭の求めるニーズが多様化する現状を踏まえ、令和5年3月に策定した「阿南市教育・保育施設整備基本方針」に基づき、令和7年3月に「阿南市教育・保育施設整備実施計画」を策定し、より良い就学前教育・保育環境の下で、本市の未来を担う子どもたちへの充実した教育・保育の実現に資することができるよう、その中核を担う認定こども園の整備に向けた具体的な取組をまとめ、推進していくことを目的とする。 計画期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とし、現行の財政状況や職員体制を考慮した上で、さらに10年延長した今後15年間を目的に整備を進めていきます。5年毎を前期・中期・後期とし、各期において、今後定期的に公表される阿南市人口ビジョンを基に、様々な社会環境の変化に影響を受けた実際の人口動向と保育ニーズに大きな乖離が生じないよう計画の見直しを行う方針である。		
1-(5)				
【令和8年度】 施設整備の優先順位は、施設の老朽度合いのほか、将来の教育・保育ニーズの将来推計、整備用地確保の可能性を含めた立地条件、保護者をはじめ関係者のコンセンサスを考慮し、総合的に判断して定める。	【令和9年度】 施設整備の優先順位は、施設の老朽度合いのほか、将来の教育・保育ニーズの将来推計、整備用地確保の可能性を含めた立地条件、保護者をはじめ関係者のコンセンサスを考慮し、総合的に判断して定める。	【令和10年度】 施設整備の優先順位は、施設の老朽度合いのほか、将来の教育・保育ニーズの将来推計、整備用地確保の可能性を含めた立地条件、保護者をはじめ関係者のコンセンサスを考慮し、総合的に判断して定める。		
【具体的内容】 ○前期(R7～R11)で整備対象となる施設 ・富岡保育所・富岡幼稚園・寿保育所を集約し、定員150人規模の認定こども園を設置 ・宝田こどもセンター・本庄保育所・長生保育所を集約し、定員100人規模の認定こども園を設置 ○少人数による休園統合の検討施設 ・加茂谷幼稚園及び福井保育所	【具体的内容】 ○前期(R7～R11)で整備対象となる施設 ・富岡保育所・富岡幼稚園・寿保育所を集約し、定員150人規模の認定こども園を設置 ・宝田こどもセンター・本庄保育所・長生保育所を集約し、定員100人規模の認定こども園を設置 ○少人数による休園統合の検討施設 ・加茂谷幼稚園及び福井保育所	【具体的内容】 ○前期(R7～R11)で整備対象となる施設 ・富岡保育所・富岡幼稚園・寿保育所を集約し、定員150人規模の認定こども園を設置 ・宝田こどもセンター・本庄保育所・長生保育所を集約し、定員100人規模の認定こども園を設置 ○少人数による休園統合の検討施設 ・加茂谷幼稚園及び福井保育所		
心身障害児等在宅介護支援事業(再掲)	地域共生推進課	障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、レスパイトケア事業を阿南市手をつなぐ育成会等の事業実施団体へ委託する。(レスパイトケア…養育や介護をする家族が、一時的に養育や介護から離れて休息し、心身の疲れを取るための支援)		
1-(1)				
【令和8年度】 障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、レスパイトケア事業を阿南市手をつなぐ育成会等の事業実施団体へ委託する。	【令和9年度】 障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、レスパイトケア事業を阿南市手をつなぐ育成会等の事業実施団体へ委託する。	【令和10年度】 障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、レスパイトケア事業を阿南市手をつなぐ育成会等の事業実施団体へ委託する。		
【具体的内容】 心身障がい児(者)が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に登録介護者に介護委託することにより、その心身障がい児(者)及び家族の地域生活を支援する。	【具体的内容】 心身障がい児(者)が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に登録介護者に介護委託することにより、その心身障がい児(者)及び家族の地域生活を支援する。	【具体的内容】 心身障がい児(者)が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に登録介護者に介護委託することにより、その心身障がい児(者)及び家族の地域生活を支援する。		
障害児通所支援事業(再掲)	地域共生推進課	障がいのある子どもの個々の状態に応じて各種の障がい児福祉サービスを選択できるよう、県と連携し、障がい児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供する。		
1-(1)				
【令和8年度】 障がい児の障がい特性に応じた支援を、各ライフステージに応じて総合的、計画的に受け取ることができるよう、体制づくりに取り組む。	【令和9年度】 障がい児の障がい特性に応じた支援を、各ライフステージに応じて総合的、計画的に受け取ることができるよう、体制づくりに取り組む。	【令和10年度】 障がい児の障がい特性に応じた支援を、各ライフステージに応じて総合的、計画的に受け取ることができるよう、体制づくりに取り組む。		
【具体的内容】 ・児童発達支援・放課後等デイサービス等 ・障がい児通所支援事業所等に対する阿南市給食費補助事業 ・児童発達支援事業所等利用者負担無償化補助事業	【具体的内容】 ・児童発達支援・放課後等デイサービス等 ・障がい児通所支援事業所等に対する阿南市給食費補助事業 ・児童発達支援事業所等利用者負担無償化補助事業	【具体的内容】 ・児童発達支援・放課後等デイサービス等 ・障がい児通所支援事業所等に対する阿南市給食費補助事業 ・児童発達支援事業所等利用者負担無償化補助事業		

ひとり親家庭等自立支援給付金事業	こども支援課	ひとり親家庭の生活向上を図るため、各種相談や指導、自立のための支援を行う。	
2-(1)			
【令和8年度】 ひとり親家庭の生活向上を図るため、各種相談や指導、自立のための支援を行う。	【令和9年度】 ひとり親家庭の生活向上を図るため、各種相談や指導、自立のための支援を行う。	【令和10年度】 ひとり親家庭の生活向上を図るため、各種相談や指導、自立のための支援を行う。	
【具体的内容】 【母子・父子自立支援相談指導】 ひとり親家庭の親子の抱える生活上の問題等について、母子・父子自立支援員が相談に応じ、必要があれば関係機関につなげ、ひとり親家庭の自立支援、精神的負担の軽減等を図る。 【高等職業訓練促進給付金事業】 【自立支援教育訓練給付金事業】 ひとり親家庭の親が就労に有利な資格を取得すること及び資格取得のための修業期間の生活を支援することにより、精神的、経済的な負担や不安を軽減し、ひとり親家庭の生活向上を図る。	【具体的内容】 【母子・父子自立支援相談指導】 ひとり親家庭の親子の抱える生活上の問題等について、母子・父子自立支援員が相談に応じ、必要があれば関係機関につなげ、ひとり親家庭の自立支援、精神的負担の軽減等を図る。 【高等職業訓練促進給付金事業】 【自立支援教育訓練給付金事業】 ひとり親家庭の親が就労に有利な資格を取得すること及び資格取得のための修業期間の生活を支援することにより、精神的、経済的な負担や不安を軽減し、ひとり親家庭の生活向上を図る。	【具体的内容】 【母子・父子自立支援相談指導】 ひとり親家庭の親子の抱える生活上の問題等について、母子・父子自立支援員が相談に応じ、必要があれば関係機関につなげ、ひとり親家庭の自立支援、精神的負担の軽減等を図る。 【高等職業訓練促進給付金事業】 【自立支援教育訓練給付金事業】 ひとり親家庭の親が就労に有利な資格を取得すること及び資格取得のための修業期間の生活を支援することにより、精神的、経済的な負担や不安を軽減し、ひとり親家庭の生活向上を図る。	
子ども家庭総合支援拠点事業	こども支援課	地域のなかの18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。	
2-(2)			
【令和8年度】 18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、地域に根差した身近な相談窓口として、子育てに関する様々な相談に応じ、継続的な支援・指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止を図る。	【令和9年度】 18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、地域に根差した身近な相談窓口として、子育てに関する様々な相談に応じ、継続的な支援・指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止を図る。	【令和10年度】 18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、地域に根差した身近な相談窓口として、子育てに関する様々な相談に応じ、継続的な支援・指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止を図る。	
【具体的内容】 ●子ども家庭総合支援拠点事業 すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、地域に根差した身近な相談窓口として、実情の把握、相談対応、必要な調査、訪問等による支援とともに、継続的なソーシャルワーク業務を行う。 ●要保護児童対策地域協議会 ●子育て短期支援事業 ●子育て世帯訪問支援事業 ●親子関係形成支援事業	【具体的内容】 ●子ども家庭総合支援拠点事業 すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、地域に根差した身近な相談窓口として、実情の把握、相談対応、必要な調査、訪問等による支援とともに、継続的なソーシャルワーク業務を行う。 ●要保護児童対策地域協議会 ●子育て短期支援事業 ●子育て世帯訪問支援事業 ●親子関係形成支援事業	【具体的内容】 ●子ども家庭総合支援拠点事業 すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、地域に根差した身近な相談窓口として、実情の把握、相談対応、必要な調査、訪問等による支援とともに、継続的なソーシャルワーク業務を行う。 ●要保護児童対策地域協議会 ●子育て短期支援事業 ●子育て世帯訪問支援事業 ●親子関係形成支援事業	
子ども第三の居場所事業	地域共生推進課	様々な状況にある小学生から高校生年齢相当までの子どもと、その保護者を支援することを目的に、学校でもない、家庭でもない、子供達が安心・安全に過ごすことができる居場所である「子ども第三の居場所」を運営する。	
2-(3)			
【令和8年度】 居場所を必要とする子どもに、安心・安全な居場所を提供し、学習支援、日常生活支援や食事の提供など、必要な支援を行う。	【令和9年度】 居場所を必要とする子どもに、安心・安全な居場所を提供し、学習支援、日常生活支援や食事の提供など、必要な支援を行う。	【令和10年度】 居場所を必要とする子どもに、安心・安全な居場所を提供し、学習支援、日常生活支援や食事の提供など、必要な支援を行う。	
【具体的内容】 ○学校・教育関係者、福祉関係者等への説明会の開催等、周知、啓発活動を行う。 ○支援体制の充実を図る。 ○運営・経営体制の充実を図る。	【具体的内容】 ○学校・教育関係者、福祉関係者等への説明会の開催等、周知、啓発活動を行う。 ○支援体制の充実を図る。 ○運営・経営体制の充実を図る。	【具体的内容】 ○学校・教育関係者、福祉関係者等への説明会の開催等、周知、啓発活動を行う。 ○支援体制の充実を図る。 ○運営・経営体制の充実を図る。	

3 学校教育

重点テーマ 1	自ら学ぶ力を育てる教育の推進	重点テーマ 2	持続可能な地域社会の実現に向けた教育の推進
<p><主要な施策></p> <p>(1)確かな学びを育む教育の推進 (2)ICTを活用した教員の指導力の向上 (3)防災・安全教育の推進 (4)外国語教育の推進 (5)個々のニーズに合った特別支援教育の推進 (6)教育支援教室の充実</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)郷土愛を育む教育の推進 (2)キャリア教育の推進 (3)地元企業との連携による早期職業観の醸成</p>	

重点テーマ 3	社会の変化に対応する青少年健全育成の推進	重点テーマ 4	安全で安心して学べる教育環境の整備
<p><主要な施策></p> <p>(1)青少年の健全育成に関する多角的な情報収集と発信 (2)相談活動の充実 (3)環境浄化活動の推進 (4)学校・地域関係機関等との連携強化</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)学校グラウンド照明設備の更新(LED化) (2)学校照明設備のLED化 (3)小・中学校屋内運動場の空調整備 (4)老朽化した学校施設の改修・改築 (5)魅力ある新しい学校づくりに向けた小・中学校再編の推進 (6)小規模特認校制度の導入 (7)学校教育の情報化の推進 (8)学校給食費の支援</p>	

重点テーマ 5	地場産物を活用した学校給食の推進
<p><主要な施策></p> <p>(1)県内産地場産物の活用</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
学校等教育振興事業	学校教育課	<p>小学校及び中学校において、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む教育を推進するために、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進するとともに、デジタル教科書の整備・活用の推進及びICT環境の整備を行い、ICTを活用した教員の指導力向上を図る。</p> <p>学校図書館サポーターとの連携を強化し、図書を活用した学習や活動を推進することにより、子どもの「主体的に読書活動に取り組む力」を育てる。</p> <p>家庭・地域と連携を図り、郷土阿南の教育的資源を活用した学習内容を取り入れ、子どもの郷土愛を育む教育の推進を図る。</p>	
	1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(5) 1-(6) 2-(1) 2-(2) 4-(7)	<p>【令和8年度】</p> <p>主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を図るために、教育研究事業等を実施するとともに、円滑な学校運営の実施に向け、環境整備を行う。また、郷土愛を育む教育の推進を図るため、地域の教育資源を活用した体験活動へ支援する。</p>	<p>【令和9年度】</p> <p>主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を図るために、教育研究事業等を実施するとともに、円滑な学校運営の実施に向け、環境整備を行う。また、郷土愛を育む教育の推進を図るため、地域の教育資源を活用した体験活動へ支援する。</p>
	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○デジタル教科書の活用促進 ○ICT支援員の配置 ○GIGAスクール構想推進事業 ○学校図書館サポーターの配置 ○小学校理科備品等購入 ○就学援助事業 ○コミュニティスクール推進事業 ○中学校部活動指導員配置 ○キャリア教育の推進 	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○デジタル教科書の活用促進 ○ICT支援員の配置 ○GIGAスクール構想推進事業 ○学校図書館サポーターの配置 ○中学校理科備品等購入 ○就学援助事業 ○コミュニティスクール推進事業 ○中学校部活動指導員配置 ○キャリア教育の推進 	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○デジタル教科書の活用促進 ○ICT支援員の配置 ○GIGAスクール構想推進事業 ○学校図書館サポーターの配置 ○小学校理科備品等購入 ○就学援助事業 ○コミュニティスクール推進事業 ○中学校部活動指導員配置 ○キャリア教育の推進

学校等教育活動事業	学校教育課	各小・中学校の学校運営が主体的かつ円滑に実施できるよう各学校に予算配分を行う。各学校は校長のリーダーシップのもと学校の実態に応じた事業実施計画を作成し、事業の優先順位を踏まえ、適正に予算を執行する。 子どもの読書習慣の形成を促進するため、学校における読書環境を向上させる必要があることから、学校図書充実を図る。		
1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(5) 1-(6) 2-(1) 2-(2) 3-(4)		【令和8年度】 各小・中学校へ予算配分を行う。 各学校は適正な予算執行に努める。	【令和9年度】 各小・中学校へ予算配分を行う。 各学校は適正な予算執行に努める。	【令和10年度】 各小・中学校へ予算配分を行う。 各学校は適正な予算執行に努める。
【具体的内容】 ○適正な予算執行(消耗品費・備品購入費等)		【具体的内容】 ○適正な予算執行(消耗品費・備品購入費等)	【具体的内容】 ○適正な予算執行(消耗品費・備品購入費等)	【具体的内容】 ○適正な予算執行(消耗品費・備品購入費等)
外国青年招致事業	教育研究所	小学校の外国語教育、中学校の英語教育、就学前教育における国際理解の推進を図るため、外国語指導助手の派遣等により、市内保、幼、こどもセンター、小、中の巡回訪問指導を行う。児童生徒の「聴く・話す」といった英語力向上と国際理解を支援する。		
1-(4)		【令和8年度】 小学校の外国語教育、中学校の英語教育、就学前教育において外国語指導助手の巡回訪問指導等を行い、児童生徒の「聴く・話す」といった英語力向上と国際理解を支援する。	【令和9年度】 小学校の外国語教育、中学校の英語教育、就学前教育において外国語指導助手の巡回訪問指導等を行い、児童生徒の「聴く・話す」といった英語力向上と国際理解を支援する。	【令和10年度】 小学校の外国語教育、中学校の英語教育、就学前教育において外国語指導助手の巡回訪問指導等を行い、児童生徒の「聴く・話す」といった英語力向上と国際理解を支援する。
【具体的内容】 ○外国語指導助手及び補助員の派遣 ○幼稚園・保育所・こどもセンター・小学校の外国語教育補助 ○中学校の英語教育補助 ○中学校英語弁論大会の指導 ○子ども英語教室の開催		【具体的内容】 ○外国語指導助手及び補助員の派遣 ○幼稚園・保育所・こどもセンター・小学校の外国語教育補助 ○中学校の英語教育補助 ○中学校英語弁論大会の指導 ○子ども英語教室の開催	【具体的内容】 ○外国語指導助手及び補助員の派遣 ○幼稚園・保育所・こどもセンター・小学校の外国語教育補助 ○中学校の英語教育補助 ○中学校英語弁論大会の指導 ○子ども英語教室の開催	【具体的内容】 ○外国語指導助手及び補助員の派遣 ○幼稚園・保育所・こどもセンター・小学校の外国語教育補助 ○中学校の英語教育補助 ○中学校英語弁論大会の指導 ○子ども英語教室の開催
教育研究指導事業	教育研究所	小・中学校への教育研究委託による論文と、幼・小・中学校の教職員から募集した教育実践論文を研究紀要に掲載することで、研究の成果を共有し、教職員の資質向上を図る。県内外の研究機関にも配布する。 個々のニーズに合った特別支援教育の充実を図るため、教育支援委員会、教育支援委員会調査員の研修、教育相談、教育支援等を行う。		
1-(1)		【令和8年度】 教職員の資質向上、特別支援教育の充実を図り、教育の推進に取り組む。	【令和9年度】 教職員の資質向上、特別支援教育の充実を図り、教育の推進に取り組む。	【令和10年度】 教職員の資質向上、特別支援教育の充実を図り、教育の推進に取り組む。
【具体的内容】 ○研究紀要86集発刊 ○教研情報(173号～175号)発刊 ○委託研究 ○教育支援委員会(年3回) ○教育支援委員会調査員研修会 ○特別支援連携協議会研修会 ○親子植物標本作製会 ○自由研究に挑戦しよう ○親子書写教室		【具体的内容】 ○研究紀要87集発刊 ○教研情報(176号～178号)発刊 ○委託研究 ○教育支援委員会(年3回) ○教育支援委員会調査員研修会 ○特別支援連携協議会研修会 ○親子植物標本作製会 ○自由研究に挑戦しよう ○親子書写教室	【具体的内容】 ○研究紀要88集発刊 ○教研情報(179号～181号)発刊 ○委託研究 ○教育支援委員会(年3回) ○教育支援委員会調査員研修会 ○特別支援連携協議会研修会 ○親子植物標本作製会 ○自由研究に挑戦しよう ○親子書写教室	【具体的内容】 ○研究紀要88集発刊 ○教研情報(179号～181号)発刊 ○委託研究 ○教育支援委員会(年3回) ○教育支援委員会調査員研修会 ○特別支援連携協議会研修会 ○親子植物標本作製会 ○自由研究に挑戦しよう ○親子書写教室

教育支援教室運営事業	教育研究所	教育支援教室では、不登校支援センターの役割を果たすべく、様々な関係機関と連携しながら、児童生徒の社会的自立を目指して教育支援を推進するとともに、保護者に対する相談・支援を継続的に実施している。教育支援教室からの情報発信や、不登校支援コーディネーターによる不登校児童生徒やその保護者への働きかけを実施するとともに、各小中学校や関係機関との連携により、学校復帰や通級への手助け等を行うことで、最適な居場所の確保等を進め、不登校からの引きこもりを予防する。	
1-(6)		【令和8年度】 不登校支援コーディネーターを中心として、家庭をはじめ、市内各小・中学校や様々な関係機関との綿密な連携のもと、不登校児童生徒の社会的自立を目指すための取り組みを推進する。	【令和9年度】 不登校支援コーディネーターを中心として、家庭をはじめ、市内各小・中学校や様々な関係機関との綿密な連携のもと、不登校児童生徒の社会的自立を目指すための取り組みを推進する。
【具体的内容】 ○市内各小・中学校との連携 ・不登校状況実態調査(年3回) ・不登校対策連絡協議会(年3回) ・不登校支援コーディネーター学校訪問(全29校) ・学校訪問活動(夏季休業日中) ・ふれあい通信発行(年4回) ○保護者との連携 ・はぐくみ座談会(年間10回) ・ふれあい便り発行(毎月) ・個人面談(年1回及び適時) ・SCによる保護者の教育相談 ・不登校支援コーディネーターによる家庭訪問・電話連絡(適時) ○情報発信 ・HPによる情報発信 ・手引き・リーフレットの見直し・配布		【具体的内容】 ○市内各小・中学校との連携 ・不登校状況実態調査(年3回) ・不登校対策連絡協議会(年3回) ・不登校支援コーディネーター学校訪問(全29校) ・学校訪問活動(夏季休業日中) ・ふれあい通信発行(年4回) ○保護者との連携 ・はぐくみ座談会(年間10回) ・ふれあい便り発行(毎月) ・個人面談(年1回及び適時) ・SCによる保護者の教育相談 ・不登校支援コーディネーターによる家庭訪問・電話連絡(適時) ○情報発信 ・HPによる情報発信 ・手引き・リーフレットの見直し・配布	【具体的内容】 ○市内各小・中学校との連携 ・不登校状況実態調査(年3回) ・不登校対策連絡協議会(年3回) ・不登校支援コーディネーター学校訪問(全29校) ・学校訪問活動(夏季休業日中) ・ふれあい通信発行(年4回) ○保護者との連携 ・はぐくみ座談会(年間10回) ・ふれあい便り発行(毎月) ・個人面談(年1回及び適時) ・SCによる保護者の教育相談 ・不登校支援コーディネーターによる家庭訪問・電話連絡(適時) ○情報発信 ・HPによる情報発信 ・手引き・リーフレットの見直し・配布
青少年健全育成事業	青少年健全育成センター	急速に変わりつつある青少年健全育成に関わる課題に対応するために、学校・地域・関係機関等との連携を強化するとともに、多角的な情報収集と調査研究を進め、市民に対して情報発信や啓発活動を推進し、青少年の健全育成を図る。	
3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 4-(7) 4-(8)		【令和8年度】 青少年の健全育成につながる取組及び情報発信と啓発活動を推進する。	【令和9年度】 青少年の健全育成につながる取組及び情報発信と啓発活動を推進する。
【具体的内容】 ○情報発信と啓発活動 ・センターだより発行年5回 ・健全育成のチラシ等の作成と配付 ・街頭啓発活動等の実施年間4回 ○環境浄化活動 ・白ポストによる有害図書類等の回収(市内4か所、毎月1回、年12回) ○相談活動 ・いじめ相談、なやみ相談専用電話の設置と対応 ・メールや来所による相談への相談への対応		【具体的内容】 ○情報発信と啓発活動 ・センターだより発行年5回 ・健全育成のチラシ等の作成と配付 ・街頭啓発活動等の実施年間4回 ○環境浄化活動 ・白ポストによる有害図書類等の回収(市内4か所、毎月1回、年12回) ○相談活動 ・いじめ相談、なやみ相談専用電話の設置と対応 ・メールや来所による相談への相談への対応	【具体的内容】 ○情報発信と啓発活動 ・センターだより発行年5回 ・健全育成のチラシ等の作成と配付 ・街頭啓発活動等の実施年間4回 ○環境浄化活動 ・白ポストによる有害図書類等の回収(市内4か所、毎月1回、年12回) ○相談活動 ・いじめ相談、なやみ相談専用電話の設置と対応 ・メールや来所による相談への相談への対応

青少年健全育成パトロール活動(再掲)	青少年健全育成センター	青少年の健全育成のため、学校・地域・関係機関等と連携し、学校や地域のニーズに応え、早朝・夜間・駅・列車内等の特別パトロールの強化を図るとともに、計画的・継続的かつ柔軟な健全育成パトロール活動を実施し、青少年を見守る安全・安心な環境づくりを推進する。	
3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 4-(7) 4-(8)		【令和8年度】 学校・地域・関係機関等との連携を一層強化し、学校や地域のニーズに応え、柔軟な健全育成パトロール活動を推進する。	【令和9年度】 学校・地域・関係機関等との連携を一層強化し、学校や地域のニーズに応え、柔軟な健全育成パトロール活動を推進する。
【具体的内容】 ○早朝・夜間・駅・列車パトロール等特別パトロール ・早朝年3回 夜間年6回 ・駅・列車内等年3回 ○不審者情報の対応 ・不審者情報のあった場所周辺のパトロール強化 ○常時パトロール(午前・午後) ・毎日、午前・午後で北部・南部に分けてパトロール ○関係機関との連携 ・市青少年健全育成協議会理事会及び運営審議会各年1回 ・所内会議年12回		【具体的内容】 ○早朝・夜間・駅・列車パトロール等特別パトロール ・早朝年3回 夜間年6回 ・駅・列車内等年3回 ○不審者情報の対応 ・不審者情報のあった場所周辺のパトロール強化 ○常時パトロール(午前・午後) ・毎日、午前・午後で北部・南部に分けてパトロール ○関係機関との連携 ・市青少年健全育成協議会理事会及び運営審議会各年1回 ・所内会議年12回	【具体的内容】 ○早朝・夜間・駅・列車パトロール等特別パトロール ・早朝年3回 夜間年6回 ・駅・列車内等年3回 ○不審者情報の対応 ・不審者情報のあった場所周辺のパトロール強化 ○常時パトロール(午前・午後) ・毎日、午前・午後で北部・南部に分けてパトロール ○関係機関との連携 ・市青少年健全育成協議会理事会及び運営審議会各年1回 ・所内会議年12回
小学校改修事業	教育総務課	学校施設は、昭和50年代の児童数の増加に伴い集中整備されており、その多くが大規模改修の目安となる築30年以上経過し、施設の損傷も見受けられるなど老朽化が著しい。 本市では、これまで計画的に大規模改修を行ってきたが、今後、これらにますます多くの費用が必要になることが想定され、行財政改革の観点からも、学校施設の適正な維持管理が課題となっている。 こうした背景を踏まえ、中長期的なトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的とする。 また老朽化対策に加え、照明設備のLED化や屋内運動場への空調設備の設置など学校施設の機能・性能の向上を図る。	
4-(2) 4-(3) 4-(4)		【令和8年度】 児童生徒数の推移や校区の再編、統廃合を見据え、学校施設保有資産量の適正化を図りつつ、現有施設の長寿命化改修を行う。また学校施設の機能・性能の向上を図る。	【令和9年度】 児童生徒数の推移や校区の再編、統廃合を見据え、学校施設保有資産量の適正化を図りつつ、現有施設の長寿命化改修を行う。また学校施設の機能・性能の向上を図る。
【具体的内容】 ○施設改修工事 (非構造部材の耐震化) 宝田小学校バスケゴール改修 (屋根・防水改修) 中野島小学校屋内運動場屋根改修工事 宝田小学校屋内運動場屋根改修工事 大野小学校屋内運動場屋根改修工事 長生小学校屋内運動場屋根改修工事 吉井小学校ほか1校屋上防水改修工事 (空調整備) 中野島小学校屋内運動場空調改修工事 宝田小学校屋内運動場空調改修工事 大野小学校屋内運動場空調改修工事 長生小学校屋内運動場空調改修工事 中野島小学校空調改修工事 (LED化) 小学校21校LED化(ESCO事業)※繰越 (その他) 平島小学校防球ネット改修工事 岩脇小学校防球ネット改修工事 今津小学校高圧引込ケーブル改修工事		【具体的内容】 ○施設改修工事	【具体的内容】 ○施設改修工事

中学校改修事業	教育総務課	<p>学校施設は、昭和50年代の児童数の増加に伴い集中整備されており、その多くが大規模改修の目安となる築30年以上経過し、施設の損傷も見受けられるなど老朽化が著しい。</p> <p>本市では、これまでも計画的に大規模改修を行ってきたが、今後、これらにますます多くの費用が必要になることが想定され、行財政改革の観点からも、学校施設の適正な維持管理が課題となっている。</p> <p>こうした背景を踏まえ、中長期的なトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的とする。</p> <p>また老朽化対策に加え、照明設備のLED化や屋内運動場への空調設備の設置など学校施設の機能・性能の向上を図る。</p>		
4-(2) 4-(3) 4-(4)				
【令和8年度】 児童生徒数の推移や校区の再編、統廃合を見据え、学校施設保有資産量の適正化を図りつつ、現有施設の長寿命化改修を行う。また学校施設の機能・性能の向上を図る。	【令和9年度】 児童生徒数の推移や校区の再編、統廃合を見据え、学校施設保有資産量の適正化を図りつつ、現有施設の長寿命化改修を行う。また学校施設の機能・性能の向上を図る。	【令和10年度】 児童生徒数の推移や校区の再編、統廃合を見据え、学校施設保有資産量の適正化を図りつつ、現有施設の長寿命化改修を行う。また学校施設の機能・性能の向上を図る。		
【具体的内容】 ○施設改修工事 (耐震化事業) 阿南第一中学校屋内運動場耐震改修工事 (屋根・防水改修) 阿南第二中学校管理棟屋上防水改修工事 (バリアフリー化) 阿南第一中学校エレベーター設置工事 (LED化) 中学校9校LED化(ESCO事業)	【具体的内容】 ○施設改修工事 (LED化) 中学校9校LED化(ESCO事業)	【具体的内容】 ○施設改修工事		
奨学資金貸付事業	教育総務課	<p>修学意欲があり、かつ、経済的理由のために就学が困難な者に対し、教育の機会均等を図ることを目的とし、奨学資金の貸付を行う。</p>		
1-(1)				
【令和8年度】 経済的理由により就学困難とされる学生に就学を促すことを目的に、奨学資金の貸付を行い、教育の機会均等を図る。経済的な負担の軽減と安心して勉強に取り組める環境をつくる。	【令和9年度】 経済的理由により就学困難とされる学生に就学を促すことを目的に、奨学資金の貸付を行い、教育の機会均等を図る。経済的な負担の軽減と安心して勉強に取り組める環境をつくる。	【令和10年度】 経済的理由により就学困難とされる学生に就学を促すことを目的に、奨学資金の貸付を行い、教育の機会均等を図る。経済的な負担の軽減と安心して勉強に取り組める環境をつくる。		
【具体的内容】 ○阿南市奨学生の募集を行う。(4月中) ○阿南市奨学生選考委員会の開催・奨学生の決定(5月中) ○3か月分の奨学金について、6月、9月、12月及び3月の年4回にわたり貸付を行う。	【具体的内容】 ○阿南市奨学生の募集を行う。(4月中) ○阿南市奨学生選考委員会の開催・奨学生の決定(5月中) ○3か月分の奨学金について、6月、9月、12月及び3月の年4回にわたり貸付を行う。	【具体的内容】 ○阿南市奨学生の募集を行う。(4月中) ○阿南市奨学生選考委員会の開催・奨学生の決定(5月中) ○3か月分の奨学金について、6月、9月、12月及び3月の年4回にわたり貸付を行う。		
学校等保健事業	学校教育課	<p>阿南市立小学校及び中学校における児童・生徒・教職員の健康保持増進を図り、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全の配慮を行うことを目的に、健康診断の実施や必要な消耗品・備品等の購入を行う。</p>		
1-(1)				
【令和8年度】 教職員・児童・生徒の健康診断等及び衛生検査を実施し、学校における健康管理に努める。また、学校管理下の事故に対し共済給付を行い、学校生活のけが、疾病の治療費用の補償を行う。	【令和9年度】 教職員・児童・生徒の健康診断等及び衛生検査を実施し、学校における健康管理に努める。また、学校管理下の事故に対し共済給付を行い、学校生活のけが、疾病の治療費用の補償を行う。	【令和10年度】 教職員・児童・生徒の健康診断等及び衛生検査を実施し、学校における健康管理に努める。また、学校管理下の事故に対し共済給付を行い、学校生活のけが、疾病の治療費用の補償を行う。		
【具体的内容】 ○定期健康診断・就学前健診の実施 (教職員・児童・生徒) ○学校保健衛生に係る医薬材料・健診備品の購入 ○教職員のストレス診断の委託 ○日本スポーツ振興センター共済事務	【具体的内容】 ○定期健康診断・就学前健診の実施 (教職員・児童・生徒) ○学校保健衛生に係る医薬材料・健診備品の購入 ○教職員のストレス診断の委託 ○日本スポーツ振興センター共済事務	【具体的内容】 ○定期健康診断・就学前健診の実施 (教職員・児童・生徒) ○学校保健衛生に係る医薬材料・健診備品の購入 ○教職員のストレス診断の委託 ○日本スポーツ振興センター共済事務		

阿南市立小・中学校再編事業	教育総務課	少子化と人口減少が加速していく中で、本市の小・中学校においては、児童生徒数の減少や施設の老朽化等・様々な課題に直面しており、児童生徒の教育環境の維持・向上のために小・中学校の再編を行い、教育環境の整備を図る。 小規模特認校の魅力ある学校づくりを推進する。
4-(5) 4-(6)		
【令和8年度】 第一期計画期間における再編対象校に、再編についての合意形成を図る学校再編検討会を立ち上げ、学校再編を推進する。 小規模特認校の魅力ある学校づくりを推進する。	【令和9年度】 第一期計画期間における再編対象校に、再編についての合意形成を図る学校再編検討会を立ち上げ、学校再編を推進する。 小規模特認校の魅力ある学校づくりを推進する。	【令和10年度】 第一期計画期間における再編対象校に、再編についての合意形成を図る学校再編検討会を立ち上げ、学校再編を推進する。 小規模特認校の魅力ある学校づくりを推進する。
【具体的内容】 再編統合 ○再編対象校の保護者説明会の開催 ○学校再編検討会の設置・開催 ○地域住民説明会の開催 ○学校間交流の推進 小規模特認校 ○未就学児の保護者に対する説明会の開催 ○学校見学会開催協力 ○予算確保 ○授業研究会開催協力	【具体的内容】 再編統合 ○再編対象校の保護者説明会の開催 ○学校再編検討会の設置・開催 ○地域住民説明会の開催 ○学校間交流の推進 小規模特認校 ○未就学児の保護者に対する説明会の開催 ○学校見学会開催協力 ○予算確保 ○授業研究会開催協力	【具体的内容】 再編統合 ○再編対象校の保護者説明会の開催 ○学校再編検討会の設置・開催 ○地域住民説明会の開催 ○学校間交流の推進 小規模特認校 ○未就学児の保護者に対する説明会の開催 ○学校見学会開催協力 ○予算確保 ○授業研究会開催協力
学校給食地産地消推進事業	学校給食課	地域の伝統的な食文化や、食に関わる人々への感謝、食料の生産・流通・消費などを学ぶことができる「生きた教材」として、学校給食を提供する。 地産地消を推進することにより、自然の恩恵への理解を深め、生命や自然を尊重する精神や環境の保全に寄与する態度を養い、児童、生徒及び園児の食への関心を高めるように努める。
5-(1)		
【令和8年度】 学校給食において、子どもたちの食への関心を高めるために地元食材を活用し、その内容を給食だより等を通して情報発信し、児童生徒等の食育を推進する。	【令和9年度】 学校給食において、子どもたちの食への関心を高めるために地元食材を活用し、その内容を給食だより等を通して情報発信し、児童生徒等の食育を推進する。	【令和10年度】 学校給食において、子どもたちの食への関心を高めるために地元食材を活用し、その内容を給食だより等を通して情報発信し、児童生徒等の食育を推進する。
【具体的内容】 ○地元食材の関心を高める献立作成 ・献立会の開催(月3回) ・地元食材の情報収集 ○地元食材の情報発信 ・給食だよりの発行(月1回) ・栄養教諭による食に関する授業 ・食育だよりや動画の作成 ・各学校での給食試食会開催	【具体的内容】 ○地元食材の関心を高める献立作成 ・献立会の開催(月3回) ・地元食材の情報収集 ○地元食材の情報発信 ・給食だよりの発行(月1回) ・栄養教諭による食に関する授業 ・食育だよりや動画の作成 ・各学校での給食試食会開催	【具体的内容】 ○地元食材の関心を高める献立作成 ・献立会の開催(月3回) ・地元食材の情報収集 ○地元食材の情報発信 ・給食だよりの発行(月1回) ・栄養教諭による食に関する授業 ・食育だよりや動画の作成 ・各学校での給食試食会開催
体育施設整備事業(再掲)	スポーツ振興課	スポーツ施設を適切に整備・維持管理することで利便性と安全性を高め、施設の利用を促進し、施設が憩いや交流の場として市民の余暇活動に広く活用され、心身の充足や青少年の健全育成に寄与することを目的とする。
4-(1)		
【令和8年度】 スポーツ施設の長寿命化、機能強化、安全点検、故障・破損・不具合箇所の修繕、清掃・除草作業等により、施設の適切な整備及び管理を行い、施設の安全性と利便性の維持向上を図る。	【令和9年度】 スポーツ施設の長寿命化、機能強化、安全点検、故障・破損・不具合箇所の修繕、清掃・除草作業等により、施設の適切な整備及び管理を行い、施設の安全性と利便性の維持向上を図る。	【令和10年度】 スポーツ施設の長寿命化、機能強化、安全点検、故障・破損・不具合箇所の修繕、清掃・除草作業等により、施設の適切な整備及び管理を行い、施設の安全性と利便性の維持向上を図る。
【具体的内容】 ○施設・設備の保守、修繕等 ○スポーツ施設への指定管理者制度導入 ○スポーツ施設へのネーミングライツ制度の導入 ○スポーツ施設へのESCO制度の導入 ○スポーツ施設への公共施設予約システムの導入 ○学校グラウンド照明のLED化 ○しんきんサンアリーナ大規模改修計画	【具体的内容】 ○施設・設備の保守、修繕等 ○スポーツ施設への指定管理者制度導入 ○スポーツ施設へのネーミングライツ制度の導入 ○スポーツ施設へのESCO制度の導入 ○スポーツ施設への公共施設予約システムの導入 ○学校グラウンド照明のLED化 ○しんきんサンアリーナ大規模改修計画	【具体的内容】 ○施設・設備の保守、修繕等 ○スポーツ施設への指定管理者制度更新 ○スポーツ施設へのネーミングライツ制度の活用 ○スポーツ施設へのESCO制度の活用 ○スポーツ施設への公共施設予約システムの活用 ○学校グラウンド照明のLED化 ○しんきんサンアリーナ大規模改修計画

基本政策4 「健康でひとに優しい阿南」の創生(健康・福祉)

1 健康づくり・地域医療

重点テーマ 1	体と心の健康づくりの推進	重点テーマ 2	健康の保持・増進と健康寿命の延伸
<主要な施策> (1)健康づくりの周知・啓発 (2)母子保健の充実 (3)歯科保健の推進 (4)精神保健の推進		<主要な施策> (1)健康の保持・増進と疾病の重症化予防 (2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (3)医師確保対策事業及び救急医療体制の維持・充実 (4)がん患者に対する生活支援	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
健康づくり対策事業	保健センター	市民一人ひとりが健康の保持増進を図り、健康的な生活を続けるために栄養・運動・休養のすべての面において健康的な生活習慣を確立することが大切である。そのためには地域ぐるみの主体的な健康づくりを推奨すると同時に市民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりを身近に楽しく体験できるように各種事業を実施する。	
1-(1)			
【令和8年度】 市民が心身ともに健康で生き生きと充実した生活を過ごすことができるように健康に関する支援や情報提供を各種保健事業サービスにおいて実施し、健康づくりに関する知識の普及啓発を行う。		【令和9年度】 市民が心身ともに健康で生き生きと充実した生活を過ごすことができるように健康に関する支援や情報提供を各種保健事業サービスにおいて実施し、健康づくりに関する知識の普及啓発を行う。	【令和10年度】 市民が心身ともに健康で生き生きと充実した生活を過ごすことができるように健康に関する支援や情報提供を各種保健事業サービスにおいて実施し、健康づくりに関する知識の普及啓発を行う。
【具体的内容】 ○阿南市健康づくり推進協議会 ○あなん健康まつり開催 ○健康増進計画「健康あなん21(第2次)」の周知啓発 ○食育推進事業(講演会、食育に関する周知啓発など) ○ウォーキング推進事業(健康歩マップ、積立貯筋通帳の配布・イベント開催など) ○美容室血圧計設置事業		【具体的内容】 ○阿南市健康づくり推進協議会 ○あなん健康まつり開催 ○健康増進計画「健康あなん21(第2次)」の周知啓発 ○食育推進事業(講演会、食育に関する周知啓発など) ○ウォーキング推進事業(健康歩マップ、積立貯筋通帳の配布・イベント開催など) ○美容室血圧計設置事業 ○健康増進計画「健康あなん21」(第2次)の評価・次期計画策定	【具体的内容】 ○阿南市健康づくり推進協議会 ○あなん健康まつり開催 ○健康増進計画「健康あなん21」の周知啓発 ○食育推進事業(講演会、食育に関する周知啓発など) ○ウォーキング推進事業(健康歩マップ、積立貯筋通帳の配布・イベント開催など) ○美容室血圧計設置事業
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業(再掲)	子ども支援課	核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。こうした中で、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施することにより、すべての妊婦・子育て家庭が、より安心して出産・子育てができる環境を構築することを目的とする。	
1-(2)			
【令和8年度】 妊婦等包括相談支援と経済的支援(妊婦のための支援給付)を組み合わせた形で実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、また各種サービスの利用者負担が軽減されることで必要なサービスにつながりやすくなる。その結果として、必要な支援がすべての妊婦・子育て家庭に届き、総合的な支援を図ることとする。		【令和9年度】 妊婦等包括相談支援と経済的支援(妊婦のための支援給付)を組み合わせた形で実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、また各種サービスの利用者負担が軽減されることで必要なサービスにつながりやすくなる。その結果として、必要な支援がすべての妊婦・子育て家庭に届き、総合的な支援を図ることとする。	【令和10年度】 妊婦等包括相談支援と経済的支援(妊婦のための支援給付)を組み合わせた形で実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、また各種サービスの利用者負担が軽減されることで必要なサービスにつながりやすくなる。その結果として、必要な支援がすべての妊婦・子育て家庭に届き、総合的な支援を図ることとする。
【具体的内容】 【妊婦等包括相談支援】 ●面談のタイミング ①妊娠届出時 ②妊娠8か月頃 ③乳児家庭全戸訪問時 ●面談の実施者 助産師・保健師・看護師 ●面談の内容 アンケートの回答や子育てガイドを通して出産・育児の見通しを立て相談支援 【妊婦のための支援給付】 ●妊婦の認定後:5万円の支給 ●妊娠している子どもの人数×5万円の支給(流産・死産等も含む)		【具体的内容】 【妊婦等包括相談支援】 ●面談のタイミング ①妊娠届出時 ②妊娠8か月頃 ③乳児家庭全戸訪問時 ●面談の実施者 助産師・保健師・看護師 ●面談の内容 アンケートの回答や子育てガイドを通して出産・育児の見通しを立て相談支援 【妊婦のための支援給付】 ●妊婦の認定後:5万円の支給 ●妊娠している子どもの人数×5万円の支給(流産・死産等も含む)	【具体的内容】 【妊婦等包括相談支援】 ●面談のタイミング ①妊娠届出時 ②妊娠8か月頃 ③乳児家庭全戸訪問時 ●面談の実施者 助産師・保健師・看護師 ●面談の内容 アンケートの回答や子育てガイドを通して出産・育児の見通しを立て相談支援 【妊婦のための支援給付】 ●妊婦の認定後:5万円の支給 ●妊娠している子どもの人数×5万円の支給(流産・死産等も含む)

母子保健事業	こども支援課	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査その他の措置を講じ、保健の向上に寄与することを目的とする。	
1-(2) 1-(3)		【令和8年度】 妊娠期の母子手帳交付から始まり、妊娠・出産・子どもの成長の経過に応じて、訪問や健康診査等の基本的な事業を実施する。さらに保健医療的な支援が必要な場合には、保健指導や栄養指導、経過観察や精密健診等の専門的なフォロー事業を実施する。個々の結果だけでなく、子どもの成長の中で母子の状態の変化や、それに応じたサービスと全体像に視点を置きながら事業を実施する。	【令和9年度】 妊娠期の母子手帳交付から始まり、妊娠・出産・子どもの成長の経過に応じて、訪問や健康診査等の基本的な事業を実施する。さらに保健医療的な支援が必要な場合には、保健指導や栄養指導、経過観察や精密健診等の専門的なフォロー事業を実施する。個々の結果だけでなく、子どもの成長の中で母子の状態の変化や、それに応じたサービスと全体像に視点を置きながら事業を実施する。
		【令和10年度】 妊娠期の母子手帳交付から始まり、妊娠・出産・子どもの成長の経過に応じて、訪問や健康診査等の基本的な事業を実施する。さらに保健医療的な支援が必要な場合には、保健指導や栄養指導、経過観察や精密健診等の専門的なフォロー事業を実施する。個々の結果だけでなく、子どもの成長の中で母子の状態の変化や、それに応じたサービスと全体像に視点を置きながら事業を実施する。	
		【具体的内容】 ○母子・父子健康手帳の交付 ○妊産婦・乳児一般健康診査の実施 妊婦歯科健康診査 ○乳幼児健康診査 5歳児健康診査 ○家庭訪問 ○育児・発達相談 ○各種フォロー事業 健康教室・専門職種による相談等 ○産後ケア事業 居宅訪問型 医療機関における産後ケア事業	【具体的内容】 ○母子・父子健康手帳の交付 ○妊産婦・乳児一般健康診査の実施 妊婦歯科健康診査 ○乳幼児健康診査 5歳児健康診査 ○家庭訪問 ○育児・発達相談 ○各種フォロー事業 健康教室・専門職種による相談等 ○産後ケア事業 居宅訪問型 医療機関における産後ケア事業
自殺対策強化事業	保健センター	心の健康・保持増進を目的とし、自殺予防、メンタルヘルス等に関する周知啓発活動を行うことにより、自殺問題に対する市民の関心を高め、自殺リスクの高い人への周囲の見守り機能を高める。	
1-(4)		【令和8年度】 自殺問題やメンタルヘルスに対する市民の関心を高めるために講演会の開催、広報、ホームページ、SNS、パンフレットの配布などによる情報提供を行い、周知啓発を図る。また、精神保健相談に対応し、必要に応じて関係機関につなげる。	【令和9年度】 自殺問題やメンタルヘルスに対する市民の関心を高めるために講演会の開催、広報、ホームページ、SNS、パンフレットの配布などによる情報提供を行い、周知啓発を図る。また、精神保健相談に対応し、必要に応じて関係機関につなげる。
		【令和10年度】 自殺問題やメンタルヘルスに対する市民の関心を高めるために講演会の開催、広報、ホームページ、SNS、パンフレットの配布などによる情報提供を行い、周知啓発を図る。また、精神保健相談に対応し、必要に応じて関係機関につなげる。	
		【具体的内容】 ○心の健康講演会開催 ○精神保健相談 ○阿波っ子のこころの巡回指導 (小中学校等若年層対象) ○こころの体温計 (メンタルヘルスチェックシステム) ○ゲートキーパーの周知啓発・養成	【具体的内容】 ○心の健康講演会開催 ○精神保健相談 ○阿波っ子のこころの巡回指導 (小中学校等若年層対象) ○こころの体温計 (メンタルヘルスチェックシステム) ○ゲートキーパーの周知啓発・養成
健康増進事業	保健センター	3大死因であるがん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病の知識の普及及び健康増進の意識の向上により、生活習慣病の発症の予防を図る。また、がん検診等の実施により、がんの早期発見・早期治療につなげ、市民の健康寿命の延伸を図る。	
2-(1)		【令和8年度】 保健師・管理栄養士が担当地区を持ち、地域住民の方の健康増進と健康寿命の延伸を図るために各種保健事業サービスを行う。	【令和9年度】 保健師・管理栄養士が担当地区を持ち、地域住民の方の健康増進と健康寿命の延伸を図るために各種保健事業サービスを行う。
		【令和10年度】 保健師・管理栄養士が担当地区を持ち、地域住民の方の健康増進と健康寿命の延伸を図るために各種保健事業サービスを行う。	
		【具体的内容】 ○特定健診の事後指導 ・特定保健指導の実施 ・重症化予防の保健指導(糖尿病・高血圧・脂質異常症・腎機能低下・心電図異常) ○家庭訪問 ○健康相談 ○講演会 ○がん検診 ・医療機関や公民館などの集団検診会場にて実施	【具体的内容】 ○特定健診の事後指導 ・特定保健指導の実施 ・重症化予防の保健指導(糖尿病・高血圧・脂質異常症・腎機能低下・心電図異常) ○家庭訪問 ○健康相談 ○講演会 ○がん検診 ・医療機関や公民館などの集団検診会場にて実施

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	保健センター	市民の身近な立場からきめ細やかな住民サービスを提供し、高齢者の心身の特性に応じて、疾病予防と生活機能の課題に一体的に取り組み、高齢者の健康増進・介護予防につなげる。	
2-(2)		【令和8年度】 医療レセプト・介護レセプト等のデータを分析して地域の健康課題を把握し、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな保健事業を実施する。	【令和9年度】 医療レセプト・介護レセプト等のデータを分析して地域の健康課題を把握し、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな保健事業を実施する。
【具体的内容】 ・東部地区・南部地区・北部地区・中部地区・西部地区 ○ハイリスクアプローチ ・糖尿病性腎症重症化予防 ・その他の生活習慣病 ・重複投薬、多剤投与者 ・健康状態不明者 上記の対象者を個別訪問にて保健指導を実施 ○ポピュレーションアプローチ ・通いの場(ご近所デイサービス) 27カ所×3回=81回 上記の通いの場でフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施		【具体的内容】 ・東部地区・南部地区・北部地区・中部地区・西部地区 ○ハイリスクアプローチ ・糖尿病性腎症重症化予防 ・その他の生活習慣病 ・重複投薬、多剤投与者 ・健康状態不明者 上記の対象者を個別訪問にて保健指導を実施 ○ポピュレーションアプローチ ・通いの場(ご近所デイサービス) 27カ所×3回=81回 上記の通いの場でフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施	【具体的内容】 ・東部地区・南部地区・北部地区・中部地区・西部地区 ○ハイリスクアプローチ ・糖尿病性腎症重症化予防 ・その他の生活習慣病 ・重複投薬、多剤投与者 ・健康状態不明者 上記の対象者を個別訪問にて保健指導を実施 ○ポピュレーションアプローチ ・通いの場(ご近所デイサービス) 27カ所×3回=81回 上記の通いの場でフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施
予防衛生事業	保健センター	公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。	
2-(1)		【令和8年度】 定期予防接種事業(A類疾病、B類疾病)、阿南市子どもインフルエンザ予防接種助成事業、阿南市成人風しん予防接種費用助成金事業、骨髄移植等の理由による任意予防接種費用助成金交付事業	【令和9年度】 定期予防接種事業(A類疾病、B類疾病)、阿南市子どもインフルエンザ予防接種助成事業、阿南市成人風しん予防接種費用助成金事業、骨髄移植等の理由による任意予防接種費用助成金交付事業
【具体的内容】 ○定期予防接種事業 A類疾病・B類疾病予防接種実施及び啓発 ○阿南市子どもインフルエンザ予防接種助成事業 予防接種を受ける日において、阿南市内に住所を有し、満1歳から小学校就学前の年齢にある子どもの保護者を対象に助成期間中に1人2回まで、1回1,500円を限度に費用を助成する。 ○阿南市成人風しん予防接種費用助成金事業 阿南市に住所を有し、風しんの抗体が陰性または低い方で①または②に該当する方を対象に5,000円を上限に接種費用の半額を助成する。 ①妊娠を希望する女性(妊婦は除く) ②昭和54年4月2日～平成2年4月1日までに生まれた男性かつ、①の配偶者等の同居者 ○骨髄移植等の理由による任意予防接種費用助成金交付事業 骨髄移植等の医療行為により、定期予防接種による予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度予防接種を受ける18歳未満の子どもの保護者に対し再接種費用を助成する。		【具体的内容】 ○定期予防接種事業 A類疾病・B類疾病予防接種実施及び啓発 ○阿南市子どもインフルエンザ予防接種助成事業 予防接種を受ける日において、阿南市内に住所を有し、満1歳から小学校就学前の年齢にある子どもの保護者を対象に助成期間中に1人2回まで、1回1,500円を限度に費用を助成する。 ○阿南市成人風しん予防接種費用助成金事業 阿南市に住所を有し、風しんの抗体が陰性または低い方で①または②に該当する方を対象に5,000円を上限に接種費用の半額を助成する。 ①妊娠を希望する女性(妊婦は除く) ②昭和54年4月2日～平成2年4月1日までに生まれた男性かつ、①の配偶者等の同居者 ○骨髄移植等の理由による任意予防接種費用助成金交付事業 骨髄移植等の医療行為により、定期予防接種による予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度予防接種を受ける18歳未満の子どもの保護者に対し再接種費用を助成する。	【具体的内容】 ○定期予防接種事業 A類疾病・B類疾病予防接種実施及び啓発 ○阿南市子どもインフルエンザ予防接種助成事業 予防接種を受ける日において、阿南市内に住所を有し、満1歳から小学校就学前の年齢にある子どもの保護者を対象に助成期間中に1人2回まで、1回1,500円を限度に費用を助成する。 ○阿南市成人風しん予防接種費用助成金事業 阿南市に住所を有し、風しんの抗体が陰性または低い方で①または②に該当する方を対象に5,000円を上限に接種費用の半額を助成する。 ①妊娠を希望する女性(妊婦は除く) ②昭和54年4月2日～平成2年4月1日までに生まれた男性かつ、①の配偶者等の同居者 ○骨髄移植等の理由による任意予防接種費用助成金交付事業 骨髄移植等の医療行為により、定期予防接種による予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度予防接種を受ける18歳未満の子どもの保護者に対し再接種費用を助成する。

地域医療対策事業	保健センター	夜間休日の救急医療体制の充実を図るとともに、医師の確保や人材育成を支援することで地域医療提供体制を確保し、安心して暮らせる医療の充実を図る。		
2-(3)				
<p>【令和8年度】</p> <p>○救急医療対策事業 夜間、休日における救急患者に対する適切な医療を確保するとともに、救急医療体制の整備充実を図る。</p> <p>○人材育成・医師確保 徳島大学の寄附講座への支援や不足する産婦人科医師・小児科医師の事務負担軽減等を図り、地域医療の提供体制を確保する。</p>		<p>【令和9年度】</p> <p>○救急医療対策事業 夜間、休日における救急患者に対する適切な医療を確保するとともに、救急医療体制の整備充実を図る。</p> <p>○人材育成・医師確保 徳島大学の寄附講座への支援や不足する産婦人科医師・小児科医師の事務負担軽減等を図り、地域医療の提供体制を確保する。</p>	<p>【令和10年度】</p> <p>○救急医療対策事業 夜間、休日における救急患者に対する適切な医療を確保するとともに、救急医療体制の整備充実を図る。</p> <p>○人材育成・医師確保 徳島大学の寄附講座への支援や不足する産婦人科医師・小児科医師の事務負担軽減等を図り、地域医療の提供体制を確保する。</p>	
<p>【具体的内容】</p> <p>○救急医療対策事業 救急体制の確保に努め、輪番制に参加している医療機関の当番日数、搬送実績に応じた、補助金を交付して支援する。</p> <p>○地域医療拡充支援事業 阿南医療センター内に設置されている、「阿南地域医療教育センター」を拠点として実施する、徳島大学の寄附講座「実践地域診療・医学分野」に関する経費の一部を、南阿波定住自立圏事業に基づき、補助金を交付する。</p> <p>○産科医師確保対策事業 阿南医療センターにおける産科医師の確保を目的として、圏域の産科機能の充実を図るため分娩手当の一部を補助金として交付する。</p> <p>○医師事務負担軽減支援事業 医師不足である産婦人科及び小児科医師の事務負担を軽減し、診療の効率化、医師の処遇改善を行い救急医療の維持を目指すことを目的とし、補助金を交付する。</p>		<p>【具体的内容】</p> <p>○救急医療対策事業 救急体制の確保に努め、輪番制に参加している医療機関の当番日数、搬送実績に応じた、補助金を交付して支援する。</p> <p>○地域医療拡充支援事業 阿南医療センター内に設置されている、「阿南地域医療教育センター」を拠点として実施する、徳島大学の寄附講座「実践地域診療・医学分野」に関する経費の一部を、南阿波定住自立圏事業に基づき、補助金を交付する。</p> <p>○産科医師確保対策事業 阿南医療センターにおける産科医師の確保を目的として、圏域の産科機能の充実を図るため分娩手当の一部を補助金として交付する。</p> <p>○医師事務負担軽減支援事業 医師不足である産婦人科及び小児科医師の事務負担を軽減し、診療の効率化、医師の処遇改善を行い救急医療の維持を目指すことを目的とし、補助金を交付する。</p>	<p>【具体的内容】</p> <p>○救急医療対策事業 救急体制の確保に努め、輪番制に参加している医療機関の当番日数、搬送実績に応じた、補助金を交付して支援する。</p> <p>○地域医療拡充支援事業 阿南医療センター内に設置されている、「阿南地域医療教育センター」を拠点として実施する、徳島大学の寄附講座「実践地域診療・医学分野」に関する経費の一部を、南阿波定住自立圏事業に基づき、補助金を交付する。</p> <p>○産科医師確保対策事業 阿南医療センターにおける産科医師の確保を目的として、圏域の産科機能の充実を図るため分娩手当の一部を補助金として交付する。</p> <p>○医師事務負担軽減支援事業 医師不足である産婦人科及び小児科医師の事務負担を軽減し、診療の効率化、医師の処遇改善を行い救急医療の維持を目指すことを目的とし、補助金を交付する。</p>	
がん患者医療用補正具助成事業	保健センター	がん治療による外見の変化(脱毛や乳房の切除)に対応するための補正具(ウィッグや補正下着など)の購入費用を一部助成することで、患者の経済的・精神的負担を軽減し、生活の質(QOL)の向上を図ることを目的とする。		
2-(4)				
<p>【令和8年度】</p> <p>がん治療による外見の変化に対応する医療用補正具の購入費用の1/2を助成(上限2万円)</p>		<p>【令和9年度】</p> <p>がん治療による外見の変化に対応する医療用補正具の購入費用の1/2を助成(上限2万円)</p>	<p>【令和10年度】</p> <p>がん治療による外見の変化に対応する医療用補正具の購入費用の1/2を助成(上限2万円)</p>	
<p>【具体的内容】</p> <p>○医療用補正具の購入費用のそれぞれ1/2を助成(上限2万円)</p> <p>・医療用ウィッグ助成金(がん治療に伴う脱毛に対応するために、一時的に装着するウィッグなど) 20,000円×12人=240,000円</p> <p>・乳房(胸部)補正具助成金(外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補正下着、人工乳房など) 20,000円×3人=60,000円</p>		<p>【具体的内容】</p> <p>○医療用補正具の購入費用のそれぞれ1/2を助成(上限2万円)</p> <p>・医療用ウィッグ助成金(がん治療に伴う脱毛に対応するために、一時的に装着するウィッグなど) 20,000円×15人=300,000円</p> <p>・乳房(胸部)補正具助成金(外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補正下着、人工乳房など) 20,000円×3人=60,000円</p>	<p>【具体的内容】</p> <p>○医療用補正具の購入費用のそれぞれ1/2を助成(上限2万円)</p> <p>・医療用ウィッグ助成金(がん治療に伴う脱毛に対応するために、一時的に装着するウィッグなど) 20,000円×17人=340,000円</p> <p>・乳房(胸部)補正具助成金(外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補正下着、人工乳房など) 20,000円×3人=60,000円</p>	

2 地域福祉

重点テーマ 1	誰一人取り残さない包括的支援体制の整備	重点テーマ 2	つながり支え合える地域づくりの推進
<p><主要な施策> (1)相談支援ネットワークの構築による相談支援体制の強化 (2)制度の狭間の課題に対する相談支援体制の充実 (3)権利擁護支援の推進</p>		<p><主要な施策> (1)生きがいを持って社会参加できる支援体制の推進 (2)多様な主体による地域貢献活動の推進 (3)多様な居場所の整備 (4)安心な暮らしのための地域の担い手育成 (5)「こども食堂」の活動推進(再掲)</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
地域包括支援センター運営事業(再掲)	地域共生推進課	社会福祉法人への委託により市内7箇所に地域包括支援センター(高齢者お世話センター)を設置し、「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「介護予防ケアマネジメント」の4業務のほか、地域におけるネットワークの構築等の業務を行いながら地域包括ケアシステムの構築を図る。	
1-(1)		【令和8年度】 市内法人への委託により地域包括支援センターを設置し、各種事業を推進する。	【令和9年度】 市内法人への委託により地域包括支援センターを設置し、各種事業を推進する。
		【令和10年度】 市内法人への委託により地域包括支援センターを設置し、各種事業を推進する。	
		【具体的内容】 東部(富岡、宝田、中野島)、中部(見能林、橘、桑野)、西部(大野、長生、加茂谷)、南部(新野、福井、椿)、北部(伊島、那賀川、羽ノ浦)の5つの日常生活圏域に6箇所のセンターを設置するとともに、6センターの総合調整等を行う基幹型センターを設置し、包括的支援事業をはじめとする地域支援事業の各種事業を推進する。	【具体的内容】 東部(富岡、宝田、中野島)、中部(見能林、橘、桑野)、西部(大野、長生、加茂谷)、南部(新野、福井、椿)、北部(伊島、那賀川、羽ノ浦)の5つの日常生活圏域に6箇所のセンターを設置するとともに、6センターの総合調整等を行う基幹型センターを設置し、包括的支援事業をはじめとする地域支援事業の各種事業を推進する。
ひきこもりサポート事業	地域共生推進課	当市における重層的支援体制整備事業に係る包括的支援体制の構築に当たり、支援が届きにくいひきこもり状態にある者とその家族等への相談支援、居場所づくり及び社会参加に向けた支援業務等を包括的に実施し、ひきこもり状態にある者の社会参加の促進及びその家族等の福祉の増進を図ることにより、誰一人取り残さない「ひとに優しいまちづくり」を推進する。	
1-(1)		【令和8年度】 ひきこもり状態にある者とその家族等への相談支援、居場所づくり及び社会参加に向けた支援業務等を包括的に実施し、ひきこもり状態にある者の社会参加の促進及びその家族等の福祉の増進を図る。	【令和9年度】 ひきこもり状態にある者とその家族等への相談支援、居場所づくり及び社会参加に向けた支援業務等を包括的に実施し、ひきこもり状態にある者の社会参加の促進及びその家族等の福祉の増進を図る。
		【令和10年度】 ひきこもり状態にある者とその家族等への相談支援、居場所づくり及び社会参加に向けた支援業務等を包括的に実施し、ひきこもり状態にある者の社会参加の促進及びその家族等の福祉の増進を図る。	
		【具体的内容】 ○相談支援 ○居場所の提供 ○ネットワークづくり ○当事者会・家族会の開催 ○住民向け講演会・研修会の開催 ○広報活動	【具体的内容】 ○相談支援 ○居場所の提供 ○ネットワークづくり ○当事者会・家族会の開催 ○住民向け講演会・研修会の開催 ○広報活動

多機関協働等事業	地域共生推進課	地域まるごとサポートセンターにて、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、包括的に相談を受け止め、適切な支援機関に繋ぐことにより、アウトリーチを含めた相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。また、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は、必要に応じ阿南市地域まるごと支援会議を開催し、関係機関と協働しながらチーム支援を行っていく。地域課題を発見した場合は、新たな社会資源等の開発を行う地域づくり事業を推進する。	
1-(2)			
【令和8年度】 高齢、障がい、子育て、生活困窮等の分野を問わず、8050問題やダブルケア等複雑化・複合化する課題を抱える世帯に対して一体的に対応できる包括的相談支援体制等を構築・運営する。	【令和9年度】 高齢、障がい、子育て、生活困窮等の分野を問わず、8050問題やダブルケア等複雑化・複合化する課題を抱える世帯に対して一体的に対応できる包括的相談支援体制等を構築・運営する。	【令和10年度】 高齢、障がい、子育て、生活困窮等の分野を問わず、8050問題やダブルケア等複雑化・複合化する課題を抱える世帯に対して一体的に対応できる包括的相談支援体制等を構築・運営する。	
【具体的内容】 ○介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援機関等の連携の推進 ○参加支援事業の推進 ○地域づくり事業の推進	【具体的内容】 ○介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援機関等の連携の推進 ○参加支援事業の推進 ○地域づくり事業の推進	【具体的内容】 ○介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援機関等の連携の推進 ○参加支援事業の推進 ○地域づくり事業の推進	
成年後見制度利用支援事業	地域共生推進課	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者(要支援者)に対して成年後見制度の利用に関する支援を行うことにより、要支援者が安心して暮らすことのできる支援体制の整備や地域連携ネットワークの構築を図る。	
1-(3)			
【令和8年度】 中核機関を中心とした地域連携ネットワークを効果的に機能させることにより、相談支援体制の構築及び成年後見制度に関する広報活動の充実を図る。	【令和9年度】 中核機関を中心とした地域連携ネットワークを効果的に機能させることにより、相談支援体制の構築及び成年後見制度に関する広報活動の充実を図る。	【令和10年度】 中核機関を中心とした地域連携ネットワークを効果的に機能させることにより、相談支援体制の構築及び成年後見制度に関する広報活動の充実を図る。	
【具体的内容】 ○制度の周知や啓発を行うため、市民、福祉関係者等への説明会及び相談会等を実施する。 ○支援体制の拡充を図る。 ○重層的支援体制整備事業を活用し、支援調整等を行う。 ○報酬助成 低所得の被成年後見人に係る成年後見人等の報酬の助成を行う。	【具体的内容】 ○制度の周知や啓発を行うため、市民、福祉関係者等への説明会及び相談会等を実施する。 ○支援体制の拡充を図る。 ○重層的支援体制整備事業を活用し、支援調整等を行う。 ○報酬助成 低所得の被成年後見人に係る成年後見人等の報酬の助成を行う。	【具体的内容】 ○制度の周知や啓発を行うため、市民、福祉関係者等への説明会及び相談会等を実施する。 ○支援体制の拡充を図る。 ○重層的支援体制整備事業を活用し、支援調整等を行う。 ○報酬助成 低所得の被成年後見人に係る成年後見人等の報酬の助成を行う。	
地域生活支援事業(再掲)	地域共生推進課	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態で効果的・効率的に事業を実施することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず人格と個性が尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	
2-(1) 2-(2)			
【令和8年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。	【令和9年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。	【令和10年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。	
【具体的内容】 障害者相談支援事業 障害者自動車改造助成事業 障害者自動車運転免許取得助成事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 障害者虐待防止事業 訪問入浴サービス事業 生活支援事業 日中一時支援事業 社会参加促進事業 重度訪問介護利用者大学修学支援事業 基幹相談支援センター業務	【具体的内容】 障害者相談支援事業 障害者自動車改造助成事業 障害者自動車運転免許取得助成事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 障害者虐待防止事業 訪問入浴サービス事業 生活支援事業 日中一時支援事業 社会参加促進事業 重度訪問介護利用者大学修学支援事業 基幹相談支援センター業務	【具体的内容】 障害者相談支援事業 障害者自動車改造助成事業 障害者自動車運転免許取得助成事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 障害者虐待防止事業 訪問入浴サービス事業 生活支援事業 日中一時支援事業 社会参加促進事業 重度訪問介護利用者大学修学支援事業 基幹相談支援センター業務	

介護予防・生活支援サービス事業(再掲)	地域共生推進課	要支援者及び事業対象者に対し、介護サービス事業者による専門的な訪問型・通所型サービス(現行相当サービス・緩和基準によるサービス)を提供するとともに、住民主体の訪問型・通所型サービスである「ご近所ヘルパー」及び「ご近所デイサービス」の普及を図り、支援を必要としている高齢者の状態等に応じたサービスが選択できるようサービス提供体制の強化に取り組む。		
2-(3)				
【令和8年度】 要支援者等に対して、介護予防・重度化の防止及び一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することを目的に、本市の実情に応じた各種事業を展開する。		【令和9年度】 要支援者等に対して、介護予防・重度化の防止及び一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することを目的に、本市の実情に応じた各種事業を展開する。		【令和10年度】 要支援者等に対して、介護予防・重度化の防止及び一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することを目的に、本市の実情に応じた各種事業を展開する。
【具体的内容】 ○訪問型サービス ・事業所等が提供する介護予防相当サービス及び緩和基準によるサービス(サービスA)を展開する。 ・有償ボランティアによる住民主体の生活援助サービス(サービスB、ご近所ヘルパー)の普及を図る。 ○通所型サービス ・事業所等が提供する介護予防相当サービス及び緩和基準によるサービス(サービスA)を展開する。 ・有償ボランティアによる住民主体のデイサービス(サービスB、ご近所デイサービス)の補助金を拡充し、普及と運営支援を図る。		【具体的内容】 ○訪問型サービス ・事業所等が提供する介護予防相当サービス及び緩和基準によるサービス(サービスA)を展開する。 ・有償ボランティアによる住民主体の生活援助サービス(サービスB、ご近所ヘルパー)の普及を図る。 ○通所型サービス ・事業所等が提供する介護予防相当サービス及び緩和基準によるサービス(サービスA)を展開する。 ・有償ボランティアによる住民主体のデイサービス(サービスB、ご近所デイサービス)の補助金を拡充し、普及と運営支援を図る。		【具体的内容】 ○訪問型サービス ・事業所等が提供する介護予防相当サービス及び緩和基準によるサービス(サービスA)を展開する。 ・有償ボランティアによる住民主体の生活援助サービス(サービスB、ご近所ヘルパー)の普及を図る。 ○通所型サービス ・事業所等が提供する介護予防相当サービス及び緩和基準によるサービス(サービスA)を展開する。 ・有償ボランティアによる住民主体のデイサービス(サービスB、ご近所デイサービス)の補助金を拡充し、普及と運営支援を図る。
ボランティア活動推進事業	地域共生推進課	福祉サービスに対する需要は、今後ますます増加・多様化すると考えられ、それを支える担い手の確保・育成は喫緊の課題となっており、今後、充実した地域社会を築くためには、地域社会を支える担い手づくりは欠かせなくなっている。あらゆる世代に対して、地域福祉活動やボランティア活動の参加の促進、生涯にわたる福祉意識の向上に努めることを目的とする。		
2-(2) 2-(4)				
【令和8年度】 阿南市社会福祉協議会と協力し、地域福祉活動やボランティア活動の参加促進に努める。		【令和9年度】 阿南市社会福祉協議会と協力し、地域福祉活動やボランティア活動の参加促進に努める。		【令和10年度】 阿南市社会福祉協議会と協力し、地域福祉活動やボランティア活動の参加促進に努める。
【具体的内容】 阿南市ボランティア連絡協議会に協力を依頼し、ボランティアグループ支援活動事業及びボランティア推進センター事業においてボランティア活動に関する相談、ボランティアの登録・斡旋・紹介・要請・情報の提供を行う。		【具体的内容】 阿南市ボランティア連絡協議会に協力を依頼し、ボランティアグループ支援活動事業及びボランティア推進センター事業においてボランティア活動に関する相談、ボランティアの登録・斡旋・紹介・要請・情報の提供を行う。		【具体的内容】 阿南市ボランティア連絡協議会に協力を依頼し、ボランティアグループ支援活動事業及びボランティア推進センター事業においてボランティア活動に関する相談、ボランティアの登録・斡旋・紹介・要請・情報の提供を行う。
子ども食堂支援事業	地域共生推進課	民間団体等が行う地域の子どもたちへの食事及び交流の場を提供する取組を推進することにより、身近な地域における子どもの居場所を確保するとともに、地域住民の交流の拠点づくりに資することを目的とする。		
2-(5)				
【令和8年度】 地域住民が主体となって展開する「子ども食堂」の活動を支援し、地域コミュニティの強化を推進する。		【令和9年度】 地域住民が主体となって展開する「子ども食堂」の活動を支援し、地域コミュニティの強化を推進する。		【令和10年度】 地域住民が主体となって展開する「子ども食堂」の活動を支援し、地域コミュニティの強化を推進する。
【具体的内容】 ○子どもをはじめ、地域住民に無料又は安価で栄養バランスが良い食事や温かな団らんを提供する。 ○阿南市子ども食堂として登録されている民間団体等に対し、補助金を交付する。		【具体的内容】 ○子どもをはじめ、地域住民に無料又は安価で栄養バランスが良い食事や温かな団らんを提供する。 ○阿南市子ども食堂として登録されている民間団体等に対し、補助金を交付する。		【具体的内容】 ○子どもをはじめ、地域住民に無料又は安価で栄養バランスが良い食事や温かな団らんを提供する。 ○阿南市子ども食堂として登録されている民間団体等に対し、補助金を交付する。

3 障がい者福祉

重点テーマ 1	障がい者が自分らしく暮らせる支援体制の構築	重点テーマ 2	障がい者が安心して暮らせる環境の整備
<p><主要な施策></p> <p>(1)相談支援体制の充実 (2)地域生活拠点等の推進 (3)自立支援協議会の充実 (4)多様な居場所の整備(再掲)</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)ユニバーサルデザイン等の普及 (2)手話言語の普及・障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進 (3)障がいのある人への災害対策支援 (4)障がい者(児)の移手段の確保</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
障がい者総合支援給付事業	地域共生推進課	障がいのある人も、地域の一員として共に生きる社会作りを目指して、日常生活・社会生活を営むために、個々の障がいのある人の障がいの種類や程度、また、勘案すべき社会活動や介護者、居住の状況、サービス利用に関しての意向等を踏まえ、必要な障害福祉サービス等の支給を行い、総合的な支援を提供することにより障がい者等への福祉の増進を目的とする。	
1-(1)		<p>【令和8年度】 個々の障がいのある人の障がいの種類や程度、また、勘案すべき社会活動や介護者、居住の状況、サービス利用に関しての意向等を踏まえ、必要な障害福祉サービス等の支給を行う。</p> <p>【令和9年度】 個々の障がいのある人の障がいの種類や程度、また、勘案すべき社会活動や介護者、居住の状況、サービス利用に関しての意向等を踏まえ、必要な障害福祉サービス等の支給を行う。</p> <p>【令和10年度】 個々の障がいのある人の障がいの種類や程度、また、勘案すべき社会活動や介護者、居住の状況、サービス利用に関しての意向等を踏まえ、必要な障害福祉サービス等の支給を行う。</p>	<p>【令和8年度】 個々の障がいのある人の障がいの種類や程度、また、勘案すべき社会活動や介護者、居住の状況、サービス利用に関しての意向等を踏まえ、必要な障害福祉サービス等の支給を行う。</p> <p>【令和9年度】 個々の障がいのある人の障がいの種類や程度、また、勘案すべき社会活動や介護者、居住の状況、サービス利用に関しての意向等を踏まえ、必要な障害福祉サービス等の支給を行う。</p> <p>【令和10年度】 個々の障がいのある人の障がいの種類や程度、また、勘案すべき社会活動や介護者、居住の状況、サービス利用に関しての意向等を踏まえ、必要な障害福祉サービス等の支給を行う。</p>
		<p>【具体的内容】 「介護給付費」…居宅介護(ホームヘルプ)等 「訓練等給付費」…就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)等 「補装具交付・修理費」 「療養介護医療費」 「更生医療」 「育成医療」</p>	<p>【具体的内容】 「介護給付費」…居宅介護(ホームヘルプ)等 「訓練等給付費」…就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)等 「補装具交付・修理費」 「療養介護医療費」 「更生医療」 「育成医療」</p>
地域生活支援事業	地域共生推進課	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態で効果的・効率的に事業を実施することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず人格と個性が尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	
1-(2) 2-(1) 2-(2) 2-(3)		<p>【令和8年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。</p> <p>【令和9年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。</p> <p>【令和10年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。</p>	<p>【令和8年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。</p> <p>【令和9年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。</p> <p>【令和10年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。</p>
		<p>【具体的内容】 障害者相談支援事業 障害者自動車改造助成事業 障害者自動車運転免許取得助成事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 障害者虐待防止事業 訪問入浴サービス事業 生活支援事業 日中一時支援事業 社会参加促進事業 重度訪問介護利用者大学修学支援事業 基幹相談支援センター業務</p>	<p>【具体的内容】 障害者相談支援事業 障害者自動車改造助成事業 障害者自動車運転免許取得助成事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 障害者虐待防止事業 訪問入浴サービス事業 生活支援事業 日中一時支援事業 社会参加促進事業 重度訪問介護利用者大学修学支援事業 基幹相談支援センター業務</p>

心身障害児等在宅介護支援事業	地域共生推進課	障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、レスパイトケア事業を阿南市手をつなぐ育成会等の事業実施団体へ委託する。(レスパイトケア…養育や介護をする家族が、一時的に養育や介護から離れて休息し、心身の疲れを取るための支援)	
1-(3)			
【令和8年度】 障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、レスパイトケア事業を阿南市手をつなぐ育成会等の事業実施団体へ委託する。		【令和9年度】 障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、レスパイトケア事業を阿南市手をつなぐ育成会等の事業実施団体へ委託する。	【令和10年度】 障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、レスパイトケア事業を阿南市手をつなぐ育成会等の事業実施団体へ委託する。
【具体的内容】 心身障がい児(者)が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に登録介護者に介護委託することにより、その心身障がい児(者)及び家族の地域生活を支援する。		【具体的内容】 心身障がい児(者)が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に登録介護者に介護委託することにより、その心身障がい児(者)及び家族の地域生活を支援する。	【具体的内容】 心身障がい児(者)が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に登録介護者に介護委託することにより、その心身障がい児(者)及び家族の地域生活を支援する。
障害児通所支援事業	地域共生推進課	障がいのある子どもの個々の状態に応じて各種の障がい児福祉サービスを選択できるよう、県と連携し、障がい児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供する。	
1-(4)			
【令和8年度】 障がい児の障がい特性に応じた支援を、各ライフステージに応じて総合的、計画的に受けられることが、体制づくりに取り組む。		【令和9年度】 障がい児の障がい特性に応じた支援を、各ライフステージに応じて総合的、計画的に受けられることが、体制づくりに取り組む。	【令和10年度】 障がい児の障がい特性に応じた支援を、各ライフステージに応じて総合的、計画的に受けられることが、体制づくりに取り組む。
【具体的内容】 ・児童発達支援・放課後等デイサービス等 ・障がい児通所支援事業所等に対する阿南市給食費補助事業 ・児童発達支援事業所等利用者負担無償化補助事業		【具体的内容】 ・児童発達支援・放課後等デイサービス等 ・障がい児通所支援事業所等に対する阿南市給食費補助事業 ・児童発達支援事業所等利用者負担無償化補助事業	【具体的内容】 ・児童発達支援・放課後等デイサービス等 ・障がい児通所支援事業所等に対する阿南市給食費補助事業 ・児童発達支援事業所等利用者負担無償化補助事業
障がい者バス利用助成事業	地域共生推進課	障がいのある人も地域の一員として共に生きる社会づくりを目指して、生きがい活動・社会活動の促進を図る。 障害者手帳の交付を受けている方の社会参加を促進し、自立して生活が継続できるよう無料バス券の交付を実施する。	
2-(4)			
【令和8年度】 障がい者の外出の促進を図るとともに、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できるよう支援するため、市内を運行する路線バスを無料で利用できるフリー乗車券の交付を実施する。		【令和9年度】 障がい者の外出の促進を図るとともに、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できるよう支援するため、市内を運行する路線バスを無料で利用できるフリー乗車券の交付を実施する。	【令和10年度】 障がい者の外出の促進を図るとともに、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できるよう支援するため、市内を運行する路線バスを無料で利用できるフリー乗車券の交付を実施する。
【具体的内容】 障害者手帳の交付を受けている方に対し、乗車証と乗車券(バス券)を交付。 申請日時点において、引き続き3か月以上阿南市に住所を有している方で、次の(1)~(3)のいずれかに該当する方が対象 (1)身体障害者手帳の交付を受けている方(1級~4級) (2)療育手帳の交付を受けている方 (3)精神保健福祉手帳を受けている方		【具体的内容】 障害者手帳の交付を受けている方に対し、乗車証と乗車券(バス券)を交付。 申請日時点において、引き続き3か月以上阿南市に住所を有している方で、次の(1)~(3)のいずれかに該当する方が対象 (1)身体障害者手帳の交付を受けている方(1級~4級) (2)療育手帳の交付を受けている方 (3)精神保健福祉手帳を受けている方	【具体的内容】 障害者手帳の交付を受けている方に対し、乗車証と乗車券(バス券)を交付。 申請日時点において、引き続き3か月以上阿南市に住所を有している方で、次の(1)~(3)のいずれかに該当する方が対象 (1)身体障害者手帳の交付を受けている方(1級~4級) (2)療育手帳の交付を受けている方 (3)精神保健福祉手帳を受けている方

4 高齢者福祉

重点テーマ 1	高齢者の社会参加の促進による地域づくり	重点テーマ 2	地域包括ケアシステムの深化・推進
<p><主要な施策></p> <p>(1)介護予防施策の強化 (2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(再掲) (3)高齢者の外出支援 (4)高齢者の社会参加の促進 (5)多様な居場所の整備(再々掲)</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)地域包括支援センターの機能強化 (2)買い物支援等生活支援サービスの充実 (3)身寄りのない高齢者への支援 (4)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築 (5)認知症の人や家族の居場所の充実 (6)認知症に理解のある共生社会の実現 (7)認知症への備えと社会参加 (8)適切な介護保険サービスの充実と強化</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
介護給付事業	介護保険課	<p>加齢による病気等で介護、機能訓練等のサービス提供が必要となった要介護者や、要介護状態の軽減・悪化防止のための支援や日常生活の支援が必要とされた要支援者に対して保険給付を行うことを目的とする。</p> <p>要介護者には、介護の必要の程度に応じた介護サービスが提供され、その費用は介護給付として給付される。</p> <p>要支援者には、支援の必要の程度に応じた在宅の介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスが提供され、その費用は予防給付として給付される。</p> <p>また、介護保険制度においては、所得の段階に応じて利用者負担額に一定の上限を設け、これを超えた場合には、超えた額が高額介護サービス費として利用者に償還されることとなっており、過大な負担とならない仕組みとなっている。</p>	
		【令和8年度】 適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なとするサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを適切に提供するように促す取組を推進する。	【令和9年度】 適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なとするサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを適切に提供するように促す取組を推進する。
		【令和10年度】 適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なとするサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを適切に提供するように促す取組を推進する。	
		【具体的内容】 ○居宅介護給付費 ○施設介護給付費 ○予防給付費 ○特定入所者給付費 ○高額給付費 ○審査支払費	【具体的内容】 ○居宅介護給付費 ○施設介護給付費 ○予防給付費 ○特定入所者給付費 ○高額給付費 ○審査支払費

一般介護予防事業	地域共生推進課	介護予防把握事業として、地域包括支援センター(高齢者お世話センター)が小地域見守りネットワーク等で把握した閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に訪問し、住民主体の介護予防活動へつなげる。介護予防普及啓発事業として、介護予防教室等の開催、パンフレットの作成及び配布等を行う。地域介護予防活動支援事業として、住民主体の介護予防活動である「いきいき100歳体操」や「あななんサロン」の普及を図るとともにその活動の継続を支援し、地域の中で「お互いさま」の助け合い活動を推進する。一般介護予防事業評価事業として、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図る。地域リハビリテーション活動支援事業として、「いきいき100歳体操」や「あななんサロン」等のグループに理学療法士を派遣し、技術的助言等を通じて介護予防の取組を総合的に支援する。		
1-(2) 1-(4)				
【令和8年度】 地域包括支援センターやその他の関係団体等との連携により5事業を着実に推進し、地域住民が人と人のつながりを通じて主体的に介護予防に取り組むことのできるまちづくりを目指す。	【令和9年度】 地域包括支援センターやその他の関係団体等との連携により5事業を着実に推進し、地域住民が人と人のつながりを通じて主体的に介護予防に取り組むことのできるまちづくりを目指す。	【令和10年度】 地域包括支援センターやその他の関係団体等との連携により5事業を着実に推進し、地域住民が人と人のつながりを通じて主体的に介護予防に取り組むことのできるまちづくりを目指す。		
【具体的内容】 ○介護予防把握事業 ・閉じこもり等高齢者への戸別訪問(年間60件) ○介護予防普及啓発事業 ・介護予防教室の開催(30回) ・介護予防パンフレットの作成、配布 ○地域介護予防活動支援事業 ・活動支援補助金の交付 ・通いの場の立ち上げ支援 ・交流会の開催 ○一般介護予防事業評価事業 ・総合事業の評価・改善 ○地域リハビリテーション活動支援事業 ・通いの場への理学療法士の派遣	【具体的内容】 ○介護予防把握事業 ・閉じこもり等高齢者への戸別訪問(年間60件) ○介護予防普及啓発事業 ・介護予防教室の開催(30回) ・介護予防パンフレットの作成、配布 ○地域介護予防活動支援事業 ・活動支援補助金の交付 ・通いの場の立ち上げ支援 ・交流会の開催 ○一般介護予防事業評価事業 ・総合事業の評価・改善 ○地域リハビリテーション活動支援事業 ・通いの場への理学療法士の派遣	【具体的内容】 ○介護予防把握事業 ・閉じこもり等高齢者への戸別訪問(年間60件) ○介護予防普及啓発事業 ・介護予防教室の開催(30回) ・介護予防パンフレットの作成、配布 ○地域介護予防活動支援事業 ・活動支援補助金の交付 ・通いの場の立ち上げ支援 ・交流会の開催 ○一般介護予防事業評価事業 ・総合事業の評価・改善 ○地域リハビリテーション活動支援事業 ・通いの場への理学療法士の派遣		
介護予防・生活支援サービス事業	地域共生推進課	要支援者及び事業対象者に対し、介護サービス事業者による専門的な訪問型・通所型サービス(現行相当サービス・緩和基準によるサービス)を提供するとともに、住民主体の訪問型・通所型サービスである「ご近所ヘルパー」及び「ご近所デイサービス」の普及を図り、支援を必要としている高齢者の状態等に応じたサービスが選択できるようサービス提供体制の強化に取り組む。		
1-(2)				
【令和8年度】 要支援者等に対して、介護予防・重度化の防止及び一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することを目的に、本市の実情に応じた各種事業を展開する。	【令和9年度】 要支援者等に対して、介護予防・重度化の防止及び一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することを目的に、本市の実情に応じた各種事業を展開する。	【令和10年度】 要支援者等に対して、介護予防・重度化の防止及び一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することを目的に、本市の実情に応じた各種事業を展開する。		
【具体的内容】 ○訪問型サービス ・事業所等が提供する介護予防相当サービス及び緩和基準によるサービス(サービスA)を展開する。 ・有償ボランティアによる住民主体の生活援助サービス(サービスB、ご近所ヘルパー)の普及を図る。 ○通所型サービス ・事業所等が提供する介護予防相当サービス及び緩和基準によるサービス(サービスA)を展開する。 ・有償ボランティアによる住民主体のデイサービス(サービスB、ご近所デイサービス)の補助金を拡充し、普及と運営支援を図る。	【具体的内容】 ○訪問型サービス ・事業所等が提供する介護予防相当サービス及び緩和基準によるサービス(サービスA)を展開する。 ・有償ボランティアによる住民主体の生活援助サービス(サービスB、ご近所ヘルパー)の普及を図る。 ○通所型サービス ・事業所等が提供する介護予防相当サービス及び緩和基準によるサービス(サービスA)を展開する。 ・有償ボランティアによる住民主体のデイサービス(サービスB、ご近所デイサービス)の補助金を拡充し、普及と運営支援を図る。	【具体的内容】 ○訪問型サービス ・事業所等が提供する介護予防相当サービス及び緩和基準によるサービス(サービスA)を展開する。 ・有償ボランティアによる住民主体の生活援助サービス(サービスB、ご近所ヘルパー)の普及を図る。 ○通所型サービス ・事業所等が提供する介護予防相当サービス及び緩和基準によるサービス(サービスA)を展開する。 ・有償ボランティアによる住民主体のデイサービス(サービスB、ご近所デイサービス)の補助金を拡充し、普及と運営支援を図る。		

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業(再掲)	保健センター	市民の身近な立場からきめ細やかな住民サービスを提供し、高齢者の心身の特性に応じて、疾病予防と生活機能の課題に一体的に取り組み、高齢者の健康増進・介護予防につなげる。
1-(2) 1-(5)		
【令和8年度】 医療レセプト・介護レセプト等のデータを分析して地域の健康課題を把握し、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな保健事業を実施する。		【令和9年度】 医療レセプト・介護レセプト等のデータを分析して地域の健康課題を把握し、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな保健事業を実施する。
		【令和10年度】 医療レセプト・介護レセプト等のデータを分析して地域の健康課題を把握し、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな保健事業を実施する。
【具体的内容】 ・東部地区・南部地区・北部地区・中部地区・西部地区 ○ハイリスクアプローチ ・糖尿病性腎症重症化予防 ・その他の生活習慣病 ・重複投薬、多剤投与者 ・健康状態不明者 上記の対象者を個別訪問にて保健指導を実施 ○ポピュレーションアプローチ ・通いの場(ご近所デイサービス) 27カ所×3回=81回 上記の通いの場でフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施	【具体的内容】 ・東部地区・南部地区・北部地区・中部地区・西部地区 ○ハイリスクアプローチ ・糖尿病性腎症重症化予防 ・その他の生活習慣病 ・重複投薬、多剤投与者 ・健康状態不明者 上記の対象者を個別訪問にて保健指導を実施 ○ポピュレーションアプローチ ・通いの場(ご近所デイサービス) 27カ所×3回=81回 上記の通いの場でフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施	【具体的内容】 ・東部地区・南部地区・北部地区・中部地区・西部地区 ○ハイリスクアプローチ ・糖尿病性腎症重症化予防 ・その他の生活習慣病 ・重複投薬、多剤投与者 ・健康状態不明者 上記の対象者を個別訪問にて保健指導を実施 ○ポピュレーションアプローチ ・通いの場(ご近所デイサービス) 27カ所×3回=81回 上記の通いの場でフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施
ご近所ドライブパートナー事業	地域共生推進課	身体機能の低下がみられ生活に必要な移動・外出が困難な高齢者を対象に、住民主体による移送支援サービスを提供することにより移動手段を確保するとともに、地域での支え合い活動を推進し、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることができるための支援体制を整備することを目的に、介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みを活用した住民主体の移送支援サービス「ご近所ドライブパートナー」の普及・展開を図る。
1-(3)		
【令和8年度】 有償ボランティアによる住民主体の移送支援サービス(サービスD、ご近所ドライブパートナー)の本事業を実施する。	【令和9年度】 有償ボランティアによる住民主体の移送支援サービス(サービスD、ご近所ドライブパートナー)の本事業を実施する。	【令和10年度】 有償ボランティアによる住民主体の移送支援サービス(サービスD、ご近所ドライブパートナー)の本事業を実施する。
【具体的内容】 ○運営主体となるNPO法人等に対し、事業に要した経費に係る補助金を交付するとともに、高齢者お世話センターを通じて助言を行う。 ○他の公共交通空白地域への段階的拡大を検討する。	【具体的内容】 ○運営主体となるNPO法人等に対し、事業に要した経費に係る補助金を交付するとともに、高齢者お世話センターを通じて助言を行う。 ○他の公共交通空白地域への段階的拡大を検討する。	【具体的内容】 ○運営主体となるNPO法人等に対し、事業に要した経費に係る補助金を交付するとともに、高齢者お世話センターを通じて助言を行う。 ○他の公共交通空白地域への段階的拡大を検討する。
地域包括支援センター運営事業	地域共生推進課	社会福祉法人への委託により市内7箇所に地域包括支援センター(高齢者お世話センター)を設置し、「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「介護予防ケアマネジメント」の4業務のほか、地域におけるネットワークの構築等の業務を行いながら地域包括ケアシステムの構築を図る。
2-(1)		
【令和8年度】 市内法人への委託により地域包括支援センターを設置し、各種事業を推進する。	【令和9年度】 市内法人への委託により地域包括支援センターを設置し、各種事業を推進する。	【令和10年度】 市内法人への委託により地域包括支援センターを設置し、各種事業を推進する。
【具体的内容】 東部(富岡、宝田、中野島)、中部(見能林、橘、桑野)、西部(大野、長生、加茂谷)、南部(新野、福井、椿)、北部(伊島、那賀川、羽ノ浦)の5つの日常生活圏域に6箇所のセンターを設置するとともに、6センターの総合調整等を行う基幹型センターを設置し、包括的支援事業をはじめとする地域支援事業の各種事業を推進する。	【具体的内容】 東部(富岡、宝田、中野島)、中部(見能林、橘、桑野)、西部(大野、長生、加茂谷)、南部(新野、福井、椿)、北部(伊島、那賀川、羽ノ浦)の5つの日常生活圏域に6箇所のセンターを設置するとともに、6センターの総合調整等を行う基幹型センターを設置し、包括的支援事業をはじめとする地域支援事業の各種事業を推進する。	【具体的内容】 東部(富岡、宝田、中野島)、中部(見能林、橘、桑野)、西部(大野、長生、加茂谷)、南部(新野、福井、椿)、北部(伊島、那賀川、羽ノ浦)の5つの日常生活圏域に6箇所のセンターを設置するとともに、6センターの総合調整等を行う基幹型センターを設置し、包括的支援事業をはじめとする地域支援事業の各種事業を推進する。

地域ケア会議推進事業	地域共生推進課	支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための検討を多様な関係者で行うとともに、個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことを目的に地域ケア会議を開催する。	
2-(2)			
【令和8年度】 高齢者が介護を要する状態となってもできる限り居家で自立した生活を営むことができるよう、行政機関をはじめ地域の関係者から構成される「地域ケア会議」の開催を推進する。	【令和9年度】 高齢者が介護を要する状態となってもできる限り居家で自立した生活を営むことができるよう、行政機関をはじめ地域の関係者から構成される「地域ケア会議」の開催を推進する。	【令和10年度】 高齢者が介護を要する状態となってもできる限り居家で自立した生活を営むことができるよう、行政機関をはじめ地域の関係者から構成される「地域ケア会議」の開催を推進する。	
【具体的内容】 地域ケア会議が有する「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策の形成」の5つの機能が最大限発揮されるよう、多様な関係機関と連携しながら、「阿南市自立支援ケア会議」、「阿南市地域ケア推進会議」、「地域ケア個別会議」、「小地域ケア会議」の4種類の地域ケア会議の開催を推進する。	【具体的内容】 地域ケア会議が有する「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策の形成」の5つの機能が最大限発揮されるよう、多様な関係機関と連携しながら、「阿南市自立支援ケア会議」、「阿南市地域ケア推進会議」、「地域ケア個別会議」、「小地域ケア会議」の4種類の地域ケア会議の開催を推進する。	【具体的内容】 地域ケア会議が有する「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策の形成」の5つの機能が最大限発揮されるよう、多様な関係機関と連携しながら、「阿南市自立支援ケア会議」、「阿南市地域ケア推進会議」、「地域ケア個別会議」、「小地域ケア会議」の4種類の地域ケア会議の開催を推進する。	
高齢者等在宅福祉事業	地域共生推進課	高齢者が家庭や社会で主体的に活躍できる環境づくりを支援し、介護予防の推進や生きがい活動・社会活動の促進を図る。 多年にわたり社会に貢献してきた長寿者を敬愛し、長寿を祝福する。 70歳以上の高齢者の社会参加を促進し、自立して生活が継続できるよう無料バス(船)券の交付やタクシー利用料の助成を実施する。 高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けるために、住宅の改修費を助成する。	
2-(3)			
【令和8年度】 健やかで活力ある地域づくりを推進し、高齢者等の総合的な保健福祉の向上を図ることを目的に、高齢者等在宅福祉事業に位置付けられる各種事業を推進する。	【令和9年度】 健やかで活力ある地域づくりを推進し、高齢者等の総合的な保健福祉の向上を図ることを目的に、高齢者等在宅福祉事業に位置付けられる各種事業を推進する。	【令和10年度】 健やかで活力ある地域づくりを推進し、高齢者等の総合的な保健福祉の向上を図ることを目的に、高齢者等在宅福祉事業に位置付けられる各種事業を推進する。	
【具体的内容】 ○在宅福祉事業の普及促進 ・地域包括支援センターや介護支援専門員との協働等により、在宅福祉事業を市民に広く周知し、その普及を図る。	【具体的内容】 ○在宅福祉事業の普及促進 ・地域包括支援センターや介護支援専門員との協働等により、在宅福祉事業を市民に広く周知し、その普及を図る。	【具体的内容】 ○在宅福祉事業の普及促進 ・地域包括支援センターや介護支援専門員との協働等により、在宅福祉事業を市民に広く周知し、その普及を図る。	
在宅医療・介護連携推進事業	地域共生推進課	医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者に対し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制を構築するため、各分野の専門職等による「在宅医療・介護連携推進会議」の開催や医療・介護の関係機関のネットワークの強化、市民講座の開催等を行う。	
2-(4)			
【令和8年度】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に推進するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。	【令和9年度】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に推進するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。	【令和10年度】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に推進するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。	
【具体的内容】 ○地域の医療・介護の資源の把握 ・「医療機関・介護サービス事業所マップ」の更新、関係者への提供 ○在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策 ・「阿南市在宅医療・介護連携推進会議」の開催(年1回) ・ワーキンググループの開催(年3回) ○切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ・事業所部会を通じた課題の把握(年16回) ○在宅医療・介護関係者に関する相談支援 ・阿南市在宅医療・介護連携支援センターにおける相談支援の実施 ○地域住民への普及啓発 ・地域単位での住民向けの講座の開催(年1回) ○医療・介護関係者間の情報共有の支援 ・医療サービス連携シートの更新及び普及啓発 ○医療・介護関係者の研修 ・多職種連携研修会の開催(年3回)	【具体的内容】 ○地域の医療・介護の資源の把握 ・「医療機関・介護サービス事業所マップ」の更新、関係者への提供 ○在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策 ・「阿南市在宅医療・介護連携推進会議」の開催(年1回) ・ワーキンググループの開催(年3回) ○切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ・事業所部会を通じた課題の把握(年16回) ○在宅医療・介護関係者に関する相談支援 ・阿南市在宅医療・介護連携支援センターにおける相談支援の実施 ○地域住民への普及啓発 ・地域単位での住民向けの講座の開催(年1回) ○医療・介護関係者間の情報共有の支援 ・医療サービス連携シートの更新及び普及啓発 ○医療・介護関係者の研修 ・多職種連携研修会の開催(年3回)	【具体的内容】 ○地域の医療・介護の資源の把握 ・「医療機関・介護サービス事業所マップ」の更新、関係者への提供 ○在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策 ・「阿南市在宅医療・介護連携推進会議」の開催(年1回) ・ワーキンググループの開催(年3回) ○切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ・事業所部会を通じた課題の把握(年16回) ○在宅医療・介護関係者に関する相談支援 ・阿南市在宅医療・介護連携支援センターにおける相談支援の実施 ○地域住民への普及啓発 ・地域単位での住民向けの講座の開催(年1回) ○医療・介護関係者間の情報共有の支援 ・医療サービス連携シートの更新及び普及啓発 ○医療・介護関係者の研修 ・多職種連携研修会の開催(年3回)	

認知症総合支援事業	地域共生推進課	「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症高齢者の早期診断・早期対応に向けた相談支援体制の整備を行う。 各地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、地域における支援ネットワークの強化を図る。 地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結び付ける仕組みとして「チームオレンジ」を構築・推進する。	
2-(5)			
【令和8年度】 地域包括支援センターの活動を中心に、認知症の「予防」と「共生」を軸とした各種事業を展開する。	【令和9年度】 地域包括支援センターの活動を中心に、認知症の「予防」と「共生」を軸とした各種事業を展開する。	【令和10年度】 地域包括支援センターの活動を中心に、認知症の「予防」と「共生」を軸とした各種事業を展開する。	
【具体的内容】 ○認知症初期集中支援推進事業 ・基幹型阿南高齢者お世話センターに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進する。 ○認知症地域支援・ケア向上事業 ・地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員の活動を通じ、認知症の人に対して効果的な支援体制を推進する。 ○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 ・認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ)を地域ごとに整備し、「共生」の地域づくりを推進する。	【具体的内容】 ○認知症初期集中支援推進事業 ・基幹型阿南高齢者お世話センターに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進する。 ○認知症地域支援・ケア向上事業 ・地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員の活動を通じ、認知症の人に対して効果的な支援体制を推進する。 ○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 ・認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ)を地域ごとに整備し、「共生」の地域づくりを推進する。	【具体的内容】 ○認知症初期集中支援推進事業 ・基幹型阿南高齢者お世話センターに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進する。 ○認知症地域支援・ケア向上事業 ・地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員の活動を通じ、認知症の人に対して効果的な支援体制を推進する。 ○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 ・認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ)を地域ごとに整備し、「共生」の地域づくりを推進する。	
成年後見制度利用支援事業(再掲)	地域共生推進課	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者(要支援者)に対して成年後見制度の利用に関する支援を行うことにより、要支援者が安心して暮らすことのできる支援体制の整備や地域連携ネットワークの構築を図る。	
2-(6)			
【令和8年度】 中核機関を中心とした地域連携ネットワークを効果的に機能させることにより、相談支援体制の構築及び成年後見制度に関する広報活動の充実を図る。	【令和9年度】 中核機関を中心とした地域連携ネットワークを効果的に機能させることにより、相談支援体制の構築及び成年後見制度に関する広報活動の充実を図る。	【令和10年度】 中核機関を中心とした地域連携ネットワークを効果的に機能させることにより、相談支援体制の構築及び成年後見制度に関する広報活動の充実を図る。	
【具体的内容】 ○制度の周知や啓発を行うため、市民、福祉関係者等への説明会及び相談会等を実施する。 ○支援体制の拡充を図る。 ○重層的支援体制整備事業を活用し、支援調整等を行う。 ○報酬助成 低所得の被成年後見人に係る成年後見人等の報酬の助成を行う。	【具体的内容】 ○制度の周知や啓発を行うため、市民、福祉関係者等への説明会及び相談会等を実施する。 ○支援体制の拡充を図る。 ○重層的支援体制整備事業を活用し、支援調整等を行う。 ○報酬助成 低所得の被成年後見人に係る成年後見人等の報酬の助成を行う。	【具体的内容】 ○制度の周知や啓発を行うため、市民、福祉関係者等への説明会及び相談会等を実施する。 ○支援体制の拡充を図る。 ○重層的支援体制整備事業を活用し、支援調整等を行う。 ○報酬助成 低所得の被成年後見人に係る成年後見人等の報酬の助成を行う。	
認知症サポーター等養成事業	地域共生推進課	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。	
2-(7)			
【令和8年度】 キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成を行うとともに、「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、チームオレンジによる支援体制の充実を図る。	【令和9年度】 キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成を行うとともに、「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、チームオレンジによる支援体制の充実を図る。	【令和10年度】 キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成を行うとともに、「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、チームオレンジによる支援体制の充実を図る。	
【具体的内容】 ○キャラバン・メイトの養成 ・介護専門職等に対し、キャラバン・メイト養成講座の受講奨励を行う。 ○認知症サポーター養成講座の開催 ・地域や職域において活動する認知症サポーターを養成する。 ・市内小中学校と連携し、キッズサポーターの養成を図る。 ○認知症サポーターステップアップ講座の開催 ・認知症サポーターと認知症の人やその家族のニーズをつなぐチームオレンジの充実のため、ステップアップ講座を開催する。(年1回)	【具体的内容】 ○キャラバン・メイトの養成 ・介護専門職等に対し、キャラバン・メイト養成講座の受講奨励を行う。 ○認知症サポーター養成講座の開催 ・地域や職域において活動する認知症サポーターを養成する。 ・市内小中学校と連携し、キッズサポーターの養成を図る。 ○認知症サポーターステップアップ講座の開催 ・認知症サポーターと認知症の人やその家族のニーズをつなぐチームオレンジの充実のため、ステップアップ講座を開催する。(年1回)	【具体的内容】 ○キャラバン・メイトの養成 ・介護専門職等に対し、キャラバン・メイト養成講座の受講奨励を行う。 ○認知症サポーター養成講座の開催 ・地域や職域において活動する認知症サポーターを養成する。 ・市内小中学校と連携し、キッズサポーターの養成を図る。 ○認知症サポーターステップアップ講座の開催 ・認知症サポーターと認知症の人やその家族のニーズをつなぐチームオレンジの充実のため、ステップアップ講座を開催する。(年1回)	

介護認定審査会運営事務	介護保険課	介護認定審査会において、要介護認定申請者の要介護度について公平かつ公正に審査・判定を行うとともに、認定調査員及び介護認定審査会委員への研修を行い、要介護認定の適正化を図る。	
2-(8)			
【令和8年度】 介護サービスを必要とする人を適正に認定する取組を推進する。		【令和9年度】 介護サービスを必要とする人を適正に認定する取組を推進する。	【令和10年度】 介護サービスを必要とする人を適正に認定する取組を推進する。
【具体的内容】 認定調査票の全件点検 認定調査員及び介護認定審査会に対する研修会の開催		【具体的内容】 認定調査票の全件点検 認定調査員及び介護認定審査会に対する研修会の開催	【具体的内容】 認定調査票の全件点検 認定調査員及び介護認定審査会に対する研修会の開催
介護給付等費用適正化事業	介護保険課	介護保険料の上昇を抑制し、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、将来にわたって持続可能な介護保険制度を構築することを目的に、ケアプラン点検、縦覧点検及び医療情報との突合等を実施する。	
2-(8)			
【令和8年度】 介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないか検証し、介護給付等に要する費用の適正化を図る。		【令和9年度】 介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないか検証し、介護給付等に要する費用の適正化を図る。	【令和10年度】 介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないか検証し、介護給付等に要する費用の適正化を図る。
【具体的内容】 ○ケアプラン点検の実施 ・徳島県介護支援専門員協会に依頼し、実施(90件程度) ○給付適正化会議の開催 ・ケアプラン点検を踏まえた本市のケアマネジメント上の課題とその対応策を検討(年1回) ○ケアマネ資質向上研修会の開催 ・給付適正化委員会で把握された課題の対応策として研修会を開催(年1回)		【具体的内容】 ○ケアプラン点検の実施 ・徳島県介護支援専門員協会に依頼し、実施 ・ケアプラン点検を踏まえた本市のケアマネジメント上の課題とその対応策を検討 ○ケアマネ資質向上研修会の開催	【具体的内容】 ○ケアプラン点検の実施 ・徳島県介護支援専門員協会に依頼し、実施 ・ケアプラン点検を踏まえた本市のケアマネジメント上の課題とその対応策を検討 ○ケアマネ資質向上研修会の開催
福寿荘組合負担金	地域共生推進課	環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者の住まい等の確保のため本市及び那賀町が設置する老人ホーム福寿荘組合の運営に係る負担金を支出する。	
1-(5)			
【令和8年度】 老人ホーム福寿荘組合に対し、その運営に係る負担金を支出する。		【令和9年度】 老人ホーム福寿荘組合に対し、その運営に係る負担金を支出する。	【令和10年度】 老人ホーム福寿荘組合に対し、その運営に係る負担金を支出する。
【具体的内容】 老人ホーム福寿荘組合に対し、その運営に係る負担金を支出する。		【具体的内容】 老人ホーム福寿荘組合に対し、その運営に係る負担金を支出する。	【具体的内容】 老人ホーム福寿荘組合に対し、その運営に係る負担金を支出する。

5 社会保障

重点テーマ 1	社会保険制度の適正な運用、国民年金制度の啓発	重点テーマ 2	生活保護受給世帯の自立支援
<p><主要な施策> (1)国民健康保険被保険者の資格適用の適正化 (2)国民健康保険及び後期高齢者医療制度における医療費の適正化 (3)保健事業の充実 (4)重症化予防の取組 (5)年金受給権の確保</p>		<p><主要な施策> (1)被保護者就労支援</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
国民健康保険事業	保険年金課	国民健康保険制度は、国民皆保険体制が確立されていることにより、他の医療保険制度に加入していない市民を対象として保険給付を行うことを目的とする。	
1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(4)			
【令和8年度】 被保険者の資格の適用適正化、保険給付、保健事業を行う。	【令和9年度】 被保険者の資格の適用適正化、保険給付、保健事業を行う。	【令和10年度】 被保険者の資格の適用適正化、保険給付、保健事業を行う。	
【具体的内容】 国民健康保険の財政運営は県が中心的な役割を果たすこととされており、市は、地域住民と身近な関係の中で、資格管理、保険給付、保健事業等のきめ細かい事業を行う。	【具体的内容】 国民健康保険の財政運営は県が中心的な役割を果たすこととされており、市は、地域住民と身近な関係の中で、資格管理、保険給付、保健事業等のきめ細かい事業を行う。	【具体的内容】 国民健康保険の財政運営は県が中心的な役割を果たすこととされており、市は、地域住民と身近な関係の中で、資格管理、保険給付、保健事業等のきめ細かい事業を行う。	
後期高齢者医療事務	保険年金課	後期高齢者医療制度を運営するため徳島県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、高齢者の適切な医療の確保に努める。	
1-(2)			
【令和8年度】 被保険者に係る資格・給付関係の届出や申請の受付、保険料の徴収を行う。	【令和9年度】 被保険者に係る資格・給付関係の届出や申請の受付、保険料の徴収を行う。	【令和10年度】 被保険者に係る資格・給付関係の届出や申請の受付、保険料の徴収を行う。	
【具体的内容】 申請などの届出窓口として、加入や脱退の届出の受付、葬祭費や高額医療費など各種申請の受付、資格確認書等の引渡し、保険料の徴収事務を行う。	【具体的内容】 申請などの届出窓口として、加入や脱退の届出の受付、葬祭費や高額医療費など各種申請の受付、資格確認書等の引渡し、保険料の徴収事務を行う。	【具体的内容】 申請などの届出窓口として、加入や脱退の届出の受付、葬祭費や高額医療費など各種申請の受付、資格確認書等の引渡し、保険料の徴収事務を行う。	
国民年金事務	保険年金課	既に到来している超高齢社会において、市民の老後生活基盤となる経済的柱として重要な役割を担う国民年金について、被保険者を的確に把握し、年金受給権の確保に努める。	
1-(5)			
【令和8年度】 第1号の被保険者を把握し、年金受給権の確保に努める。	【令和9年度】 第1号の被保険者を把握し、年金受給権の確保に努める。	【令和10年度】 第1号の被保険者を把握し、年金受給権の確保に努める。	
【具体的内容】 第1号被保険者について、資格の得喪などの各種届出、基礎年金番号通知書の再交付申請及び保険料免除申請等の受理、審査を行うとともに、保険料口座振替や前納の促進をはじめ、年金制度の周知、相談に努める。	【具体的内容】 第1号被保険者について、資格の得喪などの各種届出、基礎年金番号通知書の再交付申請及び保険料免除申請等の受理、審査を行うとともに、保険料口座振替や前納の促進をはじめ、年金制度の周知、相談に努める。	【具体的内容】 第1号被保険者について、資格の得喪などの各種届出、基礎年金番号通知書の再交付申請及び保険料免除申請等の受理、審査を行うとともに、保険料口座振替や前納の促進をはじめ、年金制度の周知、相談に努める。	

生活困窮者自立支援事業	地域共生推進課	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた相談支援・就労準備支援・家計改善支援等を包括的かつ継続的に実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、支援対象者の自立を促進することを目的とする。		
1-(4)				
【令和8年度】 生活困窮者の抱える様々な問題・課題について包括的かつ継続的な相談支援を行う。複雑化した課題を抱えた支援対象者への支援は、支援関係機関と連携し、課題解決を図る。		【令和9年度】 生活困窮者の抱える様々な問題・課題について包括的かつ継続的な相談支援を行う。複雑化した課題を抱えた支援対象者への支援は、支援関係機関と連携し、課題解決を図る。		【令和10年度】 生活困窮者の抱える様々な問題・課題について包括的かつ継続的な相談支援を行う。複雑化した課題を抱えた支援対象者への支援は、支援関係機関と連携し、課題解決を図る。
【具体的内容】 アウトリーチ支援を含めた包括的な相談支援、就労準備支援プログラムを作成し就労に向けた支援を実施する就労準備支援、家計に関する課題を整理し、支援対象者の家計管理の力を高めることにより早期の生活再生を目指す家計改善支援等を必要に応じ適宜組み合わせながら、支援関係機関と連携することにより、支援対象者の自立に向けた支援を実施する。		【具体的内容】 アウトリーチ支援を含めた包括的な相談支援、就労準備支援プログラムを作成し就労に向けた支援を実施する就労準備支援、家計に関する課題を整理し、支援対象者の家計管理の力を高めることにより早期の生活再生を目指す家計改善支援等を必要に応じ適宜組み合わせながら、支援関係機関と連携することにより、支援対象者の自立に向けた支援を実施する。		【具体的内容】 アウトリーチ支援を含めた包括的な相談支援、就労準備支援プログラムを作成し就労に向けた支援を実施する就労準備支援、家計に関する課題を整理し、支援対象者の家計管理の力を高めることにより早期の生活再生を目指す家計改善支援等を必要に応じ適宜組み合わせながら、支援関係機関と連携することにより、支援対象者の自立に向けた支援を実施する。
生活保護適正化推進事業	生活福祉課	生活保護受給者の医療扶助のレセプトについて資格点検及び内容点検を行い、効果的な医療扶助の適正実施を行う。		
2-(1)				
【令和8年度】 生活保護受給者の医療扶助のレセプトについて資格点検及び内容点検を行い、効果的な医療扶助の適正実施を行う。		【令和9年度】 生活保護受給者の医療扶助のレセプトについて資格点検及び内容点検を行い、効果的な医療扶助の適正実施を行う。		【令和10年度】 生活保護受給者の医療扶助のレセプトについて資格点検及び内容点検を行い、効果的な医療扶助の適正実施を行う。
【具体的内容】 レセプトの資格点検を自庁で行い、内容点検については精通している業者に委託し、医療扶助の適正実施を図る。		【具体的内容】 レセプトの資格点検を自庁で行い、内容点検については精通している業者に委託し、医療扶助の適正実施を図る。		【具体的内容】 レセプトの資格点検を自庁で行い、内容点検については精通している業者に委託し、医療扶助の適正実施を図る。
被保護者就労支援事業	生活福祉課	生活保護受給者で、稼働能力があり、自立への阻害要因がない者に対して相談・助言をはじめ、求職活動を行う上で必要な履歴書の作成、面接の受け方の指導を行う。また、ハローワークへ行けない者への出張相談支援を行い、相談者の希望、能力等を踏まえた求人を探すとともに、就労に結び付きやすい業種に対する個別の求人開拓を行う。さらに、就職後のフォローアップとして状況確認等を行い、生活の安定につなげていく定着支援を行う。		
2-(1)				
【令和8年度】 生活保護受給者で稼働能力があり、自立への阻害要因のない者に対し、相談を受付けるとともに助言又は指導を行い、就労に結び付け被保護者の早期の自立を図る。		【令和9年度】 生活保護受給者で稼働能力があり、自立への阻害要因のない者に対し、相談を受付けるとともに助言又は指導を行い、就労に結び付け被保護者の早期の自立を図る。		【令和10年度】 生活保護受給者で稼働能力があり、自立への阻害要因のない者に対し、相談を受付けるとともに助言又は指導を行い、就労に結び付け被保護者の早期の自立を図る。
【具体的内容】 稼働能力があり、自立への阻害要因がない受給者に対し、必要であれば履歴書の書き方、面接時の対処方法等の指導を行う。さらに、ハローワーク阿南と連携し、被保護者の生活状況や希望、能力等に応じた求人の開拓を行い、早期就労を目指す。被保護者が就労した後においても就労状況等を確認し、生活の安定化を図る。		【具体的内容】 稼働能力があり、自立への阻害要因がない受給者に対し、必要であれば履歴書の書き方、面接時の対処方法等の指導を行う。さらに、ハローワーク阿南と連携し、被保護者の生活状況や希望、能力等に応じた求人の開拓を行い、早期就労を目指す。被保護者が就労した後においても就労状況等を確認し、生活の安定化を図る。		【具体的内容】 稼働能力があり、自立への阻害要因がない受給者に対し、必要であれば履歴書の書き方、面接時の対処方法等の指導を行う。さらに、ハローワーク阿南と連携し、被保護者の生活状況や希望、能力等に応じた求人の開拓を行い、早期就労を目指す。被保護者が就労した後においても就労状況等を確認し、生活の安定化を図る。

6-1 人権・男女共同参画(人権)

重点テーマ 1	人権尊重のまちづくりの総合的推進	重点テーマ 2	人権問題を解決するための地域活動の充実
<p><主要な施策> (1)市民一人一人の人権意識の高揚 (2)家庭・学校・地域の連携と人権教育の推進 (3)性の多様性への理解促進とダイバーシティ社会の実現</p>		<p><主要な施策> (1)人権学習・啓発活動の充実 (2)人権問題の解決に向けての支援の充実</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
人権教育推進事業	人権教育課	<p>1 人権教育の推進:多様な学習活動・研修会等を実施することを通して、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての理解と人権尊重の精神の涵養を図る。 (1)人権教育推進の強化と啓発活動の徹底 (2)人権を守る運動の推進 (3)同和問題をはじめ、さまざまな人権問題解決に向けた人権教育・啓発活動の推進 (4)人権に関するパートナーシティ協定を活用した人権教育の推進 2 学校人権教育の推進:すべての教育活動を通じて人権教育を推進し、人権に関する学習が知的理解にとどまらず、態度化・行動化につながる学習を展開する。 (1)学校・家庭・地域の連携による人権意識の高揚 (2)保育所(園)・幼稚園・こどもセンター・小学校・中学校における人権教育の推進 (3)人権ふれあい子ども会における地域ぐるみの人権教育の推進 (4)人権教育指定研究及び各中学校区ブロック別人権教育研究会などの充実</p>	
【令和8年度】 1 人権教育の推進:多様な学習活動・研修会等を実施することを通して、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての理解と人権尊重の精神の涵養を図る。 2 学校人権教育の推進:すべての教育活動を通じて人権教育を推進し、人権に関する学習が知的理解にとどまらず、態度化・行動化につながる学習を展開する。	【令和9年度】 1 人権教育の推進:多様な学習活動・研修会等を実施することを通して、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての理解と人権尊重の精神の涵養を図る。 2 学校人権教育の推進:すべての教育活動を通じて人権教育を推進し、人権に関する学習が知的理解にとどまらず、態度化・行動化につながる学習を展開する。	【令和10年度】 1 人権教育の推進:多様な学習活動・研修会等を実施することを通して、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての理解と人権尊重の精神の涵養を図る。 2 学校人権教育の推進:すべての教育活動を通じて人権教育を推進し、人権に関する学習が知的理解にとどまらず、態度化・行動化につながる学習を展開する。	
<p>【具体的内容】 1 人権教育の推進 (1) 阿南市人権教育・啓発研究講座(夏期2日、冬期2日開催) (2) 同和問題講演会(学校人権教育夏季研究大会) (3) 人権啓発標語・ポスター及び人権作文募集による啓発活動 (4) 阿南市人権教育協議会委託事業 ① 阿南市人権教育研究大会(年1回開催、参加人数580人) ② 市人権教育協議会専門部会(研修等参加延べ人数360人) ③ 課題別研修等(参加延べ人数250人) (5) 識字学級交流推進事業(市内6箇所の識字学級交流、一部県費) (6) 人権ふれあい子ども会活動業務(市内10箇所、教育集会所等で実施) (7) 高校生友の会育成活動業務(月1回程度、1箇所、教育集会所で実施) 2 学校人権教育の推進 (1) 阿南市教育委員会指定人権教育研究事業 (2) 学校人権教育研究事業委託 (3) 令和8年度県指定(新規事業1年目)「多様性を認め合う人権教育推進協力校事業」</p>	<p>【具体的内容】 1 人権教育の推進 (1) 阿南市人権教育・啓発研究講座(夏期2日、冬期2日開催) (2) 同和問題講演会(学校人権教育夏季研究大会) (3) 人権啓発標語・ポスター及び人権作文募集による啓発活動 (4) 阿南市人権教育協議会委託事業 ① 阿南市人権教育研究大会(年1回開催、参加人数600人) ② 市人権教育協議会専門部会(研修等参加延べ人数360人) ③ 課題別研修等(参加延べ人数250人) (5) 識字学級交流推進事業(市内6箇所の識字学級交流、一部県費) (6) 人権ふれあい子ども会活動業務(市内10箇所、教育集会所等で実施) (7) 高校生友の会育成活動業務(月1回程度、1箇所、教育集会所で実施) 2 学校人権教育の推進 (1) 阿南市教育委員会指定人権教育研究事業 (2) 学校人権教育研究事業委託 (3) 令和9年度文部科学省指定(新規事業2年目)「人権教育研究推進事業」</p>	<p>【具体的内容】 1 人権教育の推進 (1) 阿南市人権教育・啓発研究講座(夏期2日、冬期2日開催) (2) 同和問題講演会(学校人権教育夏季研究大会) (3) 人権啓発標語・ポスター及び人権作文募集による啓発活動 (4) 阿南市人権教育協議会委託事業 ① 阿南市人権教育研究大会(年1回開催、参加人数610人) ② 市人権教育協議会専門部会(研修等参加延べ人数360人) ③ 課題別研修等(参加延べ人数250人) (5) 識字学級交流推進事業(市内6箇所の識字学級交流、一部県費) (6) 人権ふれあい子ども会活動業務(市内10箇所、教育集会所等で実施) (7) 高校生友の会育成活動業務(月1回程度、1箇所、教育集会所で実施) 2 学校人権教育の推進 (1) 阿南市教育委員会指定人権教育研究事業 (2) 学校人権教育研究事業委託</p>	

人権研修・啓発事業	人権・男女共同参画課	人権啓発・教育の重要性を鑑み、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて各課題ごとに講演・研修等を実施するとともに、広報紙等を利用して啓発を実施する。
1-(1) 1-(2) 1-(3)		
【令和8年度】 人権啓発のための講演会、研修を実施し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	【令和9年度】 人権啓発のための講演会、研修を実施し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	【令和10年度】 人権啓発のための講演会、研修を実施し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。
【具体的内容】 ○人権啓発のための講演会、研修の実施 ・人権教育・啓発市民講座(年6回) ・同和問題講演会(年1回) ・人権啓発標語・ポスター・作文の募集(年1回) ・人権フェスティバル(年1回) ・人権擁護委員、法務局、スポーツ組織と連携した人権啓発活動(年1回) ・人権教育・啓発講師団講師の派遣 ○人権相談窓口の開設 ・人権擁護委員による人権相談窓口の開設(年22回) ○人権啓発の広報・周知 広報あなん「ひまわり通信」に人権啓発記事掲載(年4回)	【具体的内容】 ○人権啓発のための講演会、研修の実施 ・人権教育・啓発市民講座(年6回) ・同和問題講演会(年1回) ・人権啓発標語・ポスター・作文の募集(年1回) ・人権フェスティバル(年1回) ・人権擁護委員、法務局、スポーツ組織と連携した人権啓発活動(年1回) ・人権教育・啓発講師団講師の派遣 ○人権相談窓口の開設 ・人権擁護委員による人権相談窓口の開設(年22回) ○人権啓発の広報・周知 広報あなん「ひまわり通信」に人権啓発記事掲載(年4回)	【具体的内容】 ○人権啓発のための講演会、研修の実施 ・人権教育・啓発市民講座(年6回) ・同和問題講演会(年1回) ・人権啓発標語・ポスター・作文の募集(年1回) ・人権フェスティバル(年1回) ・人権擁護委員、法務局、スポーツ組織と連携した人権啓発活動(年1回) ・人権教育・啓発講師団講師の派遣 ○人権相談窓口の開設 ・人権擁護委員による人権相談窓口の開設(年22回) ○人権啓発の広報・周知 広報あなん「ひまわり通信」に人権啓発記事掲載(年4回)
男女共同参画基本計画推進事業(再掲)	人権・男女共同参画課	男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画及びジェンダー平等、ダイバーシティ等についての啓発・情報発信を行うとともに学習機会を提供し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進する。
1-(1) 1-(2)		
【令和8年度】 男女共同参画審議会を開催し、阿南市の男女共同参画の推進状況について審議する。男女共同参画についての講座等を開催し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進する。	【令和9年度】 男女共同参画審議会を開催し、阿南市の男女共同参画の推進状況について審議する。男女共同参画についての講座等を開催し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進する。	【令和10年度】 男女共同参画審議会を開催し、阿南市の男女共同参画の推進状況について審議及び第5次男女共同参画基本計画の策定をする。男女共同参画についての講座等を開催し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進する。
【具体的内容】 ○男女共同参画についての講座等の開催 ・出前講座(年12回) ・パートナーシップセミナー(年5回) ○男女共同参画施策の推進状況の審議及び確認 ・阿南市男女共同参画審議会の開催(年3回)	【具体的内容】 ○男女共同参画についての講座等の開催 ・出前講座(年12回) ・パートナーシップセミナー(年5回) ○男女共同参画施策の推進状況の審議及び確認 ・阿南市男女共同参画審議会の開催(年3回) ○第5次阿南市男女共同参画基本計画策定のための基礎資料とする男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査の実施	【具体的内容】 ○男女共同参画についての講座等の開催 ・出前講座(年12回) ・パートナーシップセミナー(年5回) ○男女共同参画施策の推進状況の審議及び確認、第5次阿南市男女共同参画基本計画策定 ・阿南市男女共同参画審議会の開催(年5回) ・阿南市男女共同参画推進本部会の開催(年4回) ○第5次阿南市男女共同参画基本計画素案作成 ・阿南市男女共同参画推進本部作業部会の開催(年3回)
隣保館運営・施設整備事業	人権・男女共同参画課	地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として隣保館の施設整備を行いながら、「開かれたコミュニティセンター」として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に実施する。社会調査及び研究事業、相談事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業や、地域交流促進事業を実施する。(根拠法令:阿南市隣保館条例、社会福祉法、厚生労働省発社援第0829002号)
2-(1)		
【令和8年度】 老朽化している隣保館の施設整備を行う。地域住民の福祉向上や同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた啓発を行い、各種相談事業を行う。地域住民の交流の場を提供する。	【令和9年度】 老朽化している隣保館の施設整備を行う。地域住民の福祉向上や同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた啓発を行い、各種相談事業を行う。地域住民の交流の場を提供する。	【令和10年度】 老朽化している隣保館の施設整備を行う。地域住民の福祉向上や同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた啓発を行い、各種相談事業を行う。地域住民の交流の場を提供する。
【具体的内容】 ○施設整備の実施 ・耐震改修設計業務(繰越) ○各種事業の実施 ・講座及び地域交流促進事業の実施 ○各隣保館の連携・連絡調整を行う。 ・館長会議の開催(年12回)	【具体的内容】 ○施設整備の実施 ・耐震改修工事 ○各種事業の実施 ・講座及び地域交流促進事業の実施 ○各隣保館の連携・連絡調整を行う。 ・館長会議の開催(年12回)	【具体的内容】 ○施設整備の実施 ○各種事業の実施 ・講座及び地域交流促進事業の実施 ○各隣保館の連携・連絡調整を行う。 ・館長会議の開催(年12回)

教育集会所運営管理 事業	人権教育課	<p>1 人権教育の推進:多様な学習活動・研修会等を実施することをとおして、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての理解と人権尊重の精神の涵養を図る。</p> <p>(1)教育集会所を拠点とした人権学習・啓発活動の推進 地域住民を対象に教育集会所での研修会、各種講座、交流学習等の推進、識字学級と児童・生徒等の交流等を積極的に推進する。</p> <p>(2)人権ふれあい子ども会における地域ぐるみの人権教育の推進 保護者を中心とした人権ふれあい子ども会のさまざまな活動をおとして、仲間づくりや人権について自ら考え、解決していく児童・生徒の育成をサポートすると共に地域との連携に努める。</p>	
<p>2-(2)</p>		<p>【令和8年度】</p> <p>1 教育集会所を拠点とした人権学習・啓発活動の推進 地域住民を対象に教育集会所での研修会、各種講座、交流学習等の推進、識字学級と児童・生徒等の交流等を積極的に推進する。</p> <p>2 人権ふれあい子ども会における地域ぐるみの人権教育の推進 保護者を中心とした人権ふれあい子ども会のさまざまな活動をおとして、仲間づくりや人権について自ら考え、解決していく児童生徒の育成をサポートすると共に地域との連携に努める。</p>	<p>【令和9年度】</p> <p>1 教育集会所を拠点とした人権学習・啓発活動の推進 地域住民を対象に教育集会所での研修会、各種講座、交流学習等の推進、識字学級と児童・生徒等の交流等を積極的に推進する。</p> <p>2 人権ふれあい子ども会における地域ぐるみの人権教育の推進 保護者を中心とした人権ふれあい子ども会のさまざまな活動をおとして、仲間づくりや人権について自ら考え、解決していく児童生徒の育成をサポートすると共に地域との連携に努める。</p>
<p>【具体的内容】</p> <p>1 人権教育の推進</p> <p>(1)教育集会所を拠点とした活動 研修会、各種講座、交流学習等</p> <p>(2)教育集会所連絡協議会委託事業 総会、研修会、交流会</p> <p>(3)教育集会所の維持管理</p>		<p>【具体的内容】</p> <p>1 人権教育の推進</p> <p>(1)教育集会所を拠点とした活動 研修会、各種講座、交流学習等</p> <p>(2)教育集会所連絡協議会委託事業 総会、研修会、交流会</p> <p>(3)教育集会所の維持管理</p>	<p>【具体的内容】</p> <p>1 人権教育の推進</p> <p>(1)教育集会所を拠点とした活動 研修会、各種講座、交流学習等</p> <p>(2)教育集会所連絡協議会委託事業 総会、研修会、交流会</p> <p>(3)教育集会所の維持管理</p>

6-2 人権・男女共同参画(男女共同参画)

重点テーマ 1	男女共同参画社会・ジェンダー平等の実現	重点テーマ 2	女性の政策・方針決定過程への参画
<主要な施策> (1)男女共同参画・ジェンダー平等の意識づくりの推進		<主要な施策> (1)女性活躍推進に向けた人材の育成	

重点テーマ 3	困難な問題を抱える女性への支援
<主要な施策> (1)DVをはじめとする性暴力、性差別の防止に関する意識啓発及び相談支援等の周知 (2)関係機関との連携強化による相談・支援体制の構築	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
男女共同参画基本計画推進事業	人権・男女共同参画課	男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画及びジェンダー平等、ダイバーシティ等についての啓発・情報発信を行うとともに学習機会を提供し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進する。	
1-(1)			
【令和8年度】 男女共同参画審議会を開催し、阿南市の男女共同参画の推進状況について審議する。男女共同参画についての講座等を開催し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進する。	【令和9年度】 男女共同参画審議会を開催し、阿南市の男女共同参画の推進状況について審議する。男女共同参画についての講座等を開催し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進する。	【令和10年度】 男女共同参画審議会を開催し、阿南市の男女共同参画の推進状況について審議及び第5次男女共同参画基本計画の策定をする。男女共同参画についての講座等を開催し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進する。	
【具体的内容】 ○男女共同参画についての講座等の開催 ・出前講座(年12回) ・パートナーシップセミナー(年5回) ○男女共同参画施策の推進状況の審議及び確認 ・阿南市男女共同参画審議会の開催(年3回)	【具体的内容】 ○男女共同参画についての講座等の開催 ・出前講座(年12回) ・パートナーシップセミナー(年5回) ○男女共同参画施策の推進状況の審議及び確認 ・阿南市男女共同参画審議会の開催(年3回) ○第5次阿南市男女共同参画基本計画策定のための基礎資料とする男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査の実施	【具体的内容】 ○男女共同参画についての講座等の開催 ・出前講座(年12回) ・パートナーシップセミナー(年5回) ○男女共同参画施策の推進状況の審議及び確認、第5次阿南市男女共同参画基本計画策定 ・阿南市男女共同参画審議会の開催(年5回) ・阿南市男女共同参画推進本部会の開催(年4回) ○第5次阿南市男女共同参画基本計画素案作成 ・阿南市男女共同参画推進本部作業部会の開催(年3回)	
女性活躍推進事業	人権・男女共同参画課	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画意識やジェンダー平等の視点を持った女性リーダーを育成し、女性の政治・政策分野をはじめ、あらゆる分野への参画を推進する。	
2-(1)			
【令和8年度】 女性リーダーの育成に向けた講座を周知し、ジェンダー平等の啓発を推進する。	【令和9年度】 女性リーダーの育成に向けた講座を周知し、ジェンダー平等の啓発を推進する。	【令和10年度】 女性リーダーの育成に向けた講座を周知し、ジェンダー平等の啓発を推進する。	
【具体的内容】 ○女性活躍推進に向けた審議 ・阿南市女性活躍推進協議会の開催(年1回) ○男女共同参画・ジェンダー平等の啓発 ・市の広報、ホームページへの関連記事掲載(年4回) ・出前講座の活用 ○女性リーダーの育成 ・徳島県女性リーダー育成講座の周知	【具体的内容】 ○女性活躍推進に向けた審議 ・阿南市女性活躍推進協議会の開催(年1回) ○男女共同参画・ジェンダー平等の啓発 ・市の広報、ホームページへの関連記事掲載(年4回) ・出前講座の活用 ○女性リーダーの育成 ・徳島県女性リーダー育成講座の周知	【具体的内容】 ○女性活躍推進に向けた審議 ・阿南市女性活躍推進協議会の開催(年1回) ○男女共同参画・ジェンダー平等の啓発 ・市の広報、ホームページへの関連記事掲載(年4回) ・出前講座の活用 ○女性リーダーの育成 ・徳島県女性リーダー育成講座の周知	

<p>困難な問題を抱える女性への支援事業</p>	<p>人権・男女共同参画課</p>	<p>配偶者や交際相手等、親しい関係にある相手(加害者)から暴力を受けているDV被害者が支配から逃れ、自分自身が本来持つ力を取り戻せるよう、配偶者暴力相談支援センター機能により、庁内外関係部局と協力・連携し、相談から自立まで切れ目のない支援を行う。併せて困難な問題を抱える女性への支援について、市民にとって最も身近な相談窓口として、必要な支援を包括的に行う。</p>	
<p>3-(1)</p>		<p>【令和8年度】 ・DV被害者からの相談に応じ、気持ちに寄り添った支援、関係部局との協力・連携、DV防止の周知啓発を行う。 ・困難な問題を抱える女性への包括的な支援、周知啓発を行う。</p>	<p>【令和9年度】 ・DV被害者からの相談に応じ、気持ちに寄り添った支援、関係部局との協力・連携、DV防止の周知啓発を行う。 ・困難な問題を抱える女性への包括的な支援、周知啓発を行う。</p>
<p>【令和8年度】 ・DV被害者からの相談に応じ、気持ちに寄り添った支援、関係部局との協力・連携、DV防止の周知啓発を行う。 ・困難な問題を抱える女性への包括的な支援、周知啓発を行う。</p>		<p>【令和9年度】 ・DV被害者からの相談に応じ、気持ちに寄り添った支援、関係部局との協力・連携、DV防止の周知啓発を行う。 ・困難な問題を抱える女性への包括的な支援、周知啓発を行う。</p>	<p>【令和10年度】 ・DV被害者からの相談に応じ、気持ちに寄り添った支援、関係部局との協力・連携、DV防止の周知啓発を行う。 ・困難な問題を抱える女性への包括的な支援、周知啓発を行う。</p>
<p>【具体的内容】 ○庁内関係課との連絡調整・研修 ・庁内連絡会議の開催(年4回) ○庁外関係部局との連絡調整・研修 ・DV被害者支援ネットワーク会議の開催(年1回) ○他の関係機関が開催する研修会等への参加 ・県こども女性相談センター相談力向上研修(年3回) スーパービジョン研修(年6回) ネットワーク研修会(年1回) DV問題研究会(年2回) ○DV防止の啓発 ○困難女性支援・周知啓発 ○女性のための居場所カフェ開催</p>		<p>【具体的内容】 ○庁内関係課との連絡調整・研修 ・庁内連絡会議の開催(年4回) ○庁外関係部局との連絡調整・研修 ・DV被害者支援ネットワーク会議の開催(年1回) ○他の関係機関が開催する研修会等への参加 ・県こども女性相談センター相談力向上研修(年3回) スーパービジョン研修(年6回) ネットワーク研修会(年1回) DV問題研究会(年2回) ○DV防止の啓発 ○困難女性支援・周知啓発 ○女性のための居場所カフェ開催</p>	<p>【具体的内容】 ○庁内関係課との連絡調整・研修 ・庁内連絡会議の開催(年4回) ○庁外関係部局との連絡調整・研修 ・DV被害者支援ネットワーク会議の開催(年1回) ○他の関係機関が開催する研修会等への参加 ・県こども女性相談センター相談力向上研修(年3回) スーパービジョン研修(年6回) ネットワーク研修会(年1回) DV問題研究会(年2回) ○DV防止の啓発 ○困難女性支援・周知啓発 ○女性のための居場所カフェ開催</p>
<p>女性のための生き方なんでも相談事業</p>	<p>人権・男女共同参画課</p>	<p>女性が生きていくうえで感じる様々な悩み・不安・問題などの相談に対応する。南阿波定住自立圏共生ビジョン事業の中の女性支援パートナーシップ事業として実施。</p>	
<p>3-(2)</p>		<p>【令和8年度】 専門の女性カウンセラーが女性からの様々な相談に対応する。</p>	<p>【令和9年度】 専門の女性カウンセラーが女性からの様々な相談に対応する。</p>
<p>【具体的内容】 毎週火曜日午後、第2・第4金曜日午前及び午後相談窓口を開設し、女性の抱える問題について専門的知識を持った女性カウンセラーが面談及び電話にて対応する。</p>		<p>【具体的内容】 毎週火曜日午後、第2・第4金曜日午前及び午後相談窓口を開設し、女性の抱える問題について専門的知識を持った女性カウンセラーが面談及び電話にて対応する。</p>	<p>【具体的内容】 毎週火曜日午後、第2・第4金曜日午前及び午後相談窓口を開設し、女性の抱える問題について専門的知識を持った女性カウンセラーが面談及び電話にて対応する。</p>

基本政策5 「歴史・文化とスポーツでにぎわう阿南」の創生(スポーツ・文化・観光・交流)

1 スポーツ

重点テーマ 1	生涯スポーツ振興と地域スポーツ振興の推進
<p><主要な施策></p> <p>(1)スポーツに関する幅広い情報提供の推進 (2)スポーツ指導者の育成と確保 (3)スポーツ環境・施設の整備促進 (4)こどものスポーツ体験活動の推進 (5)スポーツをする機会の提供</p>	

事業名	主管課	事業内容		
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】		
社会体育振興事業	スポーツ振興課	市民へのスポーツ普及振興を図るとともにその諸施策の企画・実施を行うことにより、市民の健康増進・体力の向上及び競技技術の向上並びに市民相互の交流を図ることを目的とする。		
1-1(1) 1-(2) 1-(4) 1-(5)		【令和8年度】 社会体育団体の事務運営、市民参加の運動機会の提供、B&G海洋センター事業、スポーツに関する種々の情報提供により、生涯スポーツの普及振興を進め、もって市民の健康増進及び体力・競技力の向上を図る。	【令和9年度】 社会体育団体の事務運営、市民参加の運動機会の提供、B&G海洋センター事業、スポーツに関する種々の情報提供により、生涯スポーツの普及振興を進め、もって市民の健康増進及び体力・競技力の向上を図る。	【令和10年度】 社会体育団体の事務運営、市民参加の運動機会の提供、B&G海洋センター事業、スポーツに関する種々の情報提供により、生涯スポーツの普及振興を進め、もって市民の健康増進及び体力・競技力の向上を図る。
【具体的内容】 ○スポーツ協会、スポーツ少年団の事務及び運営補助 ○市スポーツ祭、駅伝大会、健康マラソン大会、子ども相撲大会、子どもを対象としたスポーツ体験イベントの開催 ○B&G海洋センター事業による海洋性スポーツ体験機会の提供及び海洋・自然科学・環境・安全学習並びに文化・レクリエーション体験機会の提供 ○スポーツイベント情報の発信		【具体的内容】 ○スポーツ協会、スポーツ少年団の事務及び運営補助 ○市スポーツ祭、駅伝大会、健康マラソン大会、子ども相撲大会、子どもを対象としたスポーツ体験イベントの開催 ○B&G海洋センター事業による海洋性スポーツ体験機会の提供及び海洋・自然科学・環境・安全学習並びに文化・レクリエーション体験機会の提供 ○スポーツイベント情報の発信		【具体的内容】 ○スポーツ協会、スポーツ少年団の事務及び運営補助 ○市スポーツ祭、駅伝大会、健康マラソン大会、子ども相撲大会、子どもを対象としたスポーツ体験イベントの開催 ○B&G海洋センター事業による海洋性スポーツ体験機会の提供及び海洋・自然科学・環境・安全学習並びに文化・レクリエーション体験機会の提供 ○スポーツイベント情報の発信
体育施設整備事業	スポーツ振興課	スポーツ施設を適切に整備・維持管理することで利便性と安全性を高め、施設の利用を促進し、施設が憩いや交流の場として市民の余暇活動に広く活用され、心身の充足や青少年の健全育成に寄与することを目的とする。		
1-(3)		【令和8年度】 スポーツ施設の長寿命化、機能強化、安全点検、故障・破損・不具合箇所の修繕、清掃・除草作業等により、施設の適切な整備及び管理を行い、施設の安全性と利便性の維持向上を図る。	【令和9年度】 スポーツ施設の長寿命化、機能強化、安全点検、故障・破損・不具合箇所の修繕、清掃・除草作業等により、施設の適切な整備及び管理を行い、施設の安全性と利便性の維持向上を図る。	【令和10年度】 スポーツ施設の長寿命化、機能強化、安全点検、故障・破損・不具合箇所の修繕、清掃・除草作業等により、施設の適切な整備及び管理を行い、施設の安全性と利便性の維持向上を図る。
【具体的内容】 ○施設・設備の保守、修繕等 ○スポーツ施設への指定管理者制度導入 ○スポーツ施設へのネーミングライツ制度の導入 ○スポーツ施設へのESCO制度の導入 ○スポーツ施設への公共施設予約システムの導入 ○学校グラウンド照明のLED化 ○しんきんサンアリーナ大規模改修計画		【具体的内容】 ○施設・設備の保守、修繕等 ○スポーツ施設への指定管理者制度導入 ○スポーツ施設へのネーミングライツ制度の導入 ○スポーツ施設へのESCO制度の導入 ○スポーツ施設への公共施設予約システムの導入 ○学校グラウンド照明のLED化 ○しんきんサンアリーナ大規模改修計画		【具体的内容】 ○施設・設備の保守、修繕等 ○スポーツ施設への指定管理者制度更新 ○スポーツ施設へのネーミングライツ制度の活用 ○スポーツ施設へのESCO制度の活用 ○スポーツ施設への公共施設予約システムの活用 ○学校グラウンド照明のLED化 ○しんきんサンアリーナ大規模改修計画

ベースボール型スポーツ推進事業	野球のまち推進課	<p>「野球のまち阿南」として、野球を産業資本と位置づけた継続的な地域経済の活性化を行うためには、少子化、子供の遊び場不足、スポーツの多様化などにより、年々減少傾向にある野球人口の底辺拡大が必要である。</p> <p>野球人口の底辺拡大対策として、ボールを使った、投げる・打つ・捕るといった幼児期に必要な動きを取り入れ、安全に誰もが楽しく行える、ベースボール型スポーツ事業を実施する。</p>	
1-(4)		【令和8年度】 野球人口の底辺拡大対策として、ベースボール型スポーツ事業を実施する。	【令和9年度】 野球人口の底辺拡大対策として、ベースボール型スポーツ事業を実施する。
<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アクティブ・チャイルド・プログラム ・保育所、幼稚園、小学校での開催 ○幼児向けティーボール教室の開催 ・アグリ球場で開催 ○ティーボール大会の開催 ・ティーボール選手権 ・四国オープン大会 ○リアル野球盤大会 ・アグリ球場で開催(京都大学硬式野球部と連携) ○西日本U-9(6人制)大会 ・小勝緑地、アグリ球場で開催 		<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アクティブ・チャイルド・プログラム ・保育所、幼稚園、小学校での開催 ○ティーボール大会の開催 ・ティーボール選手権 ・四国オープン大会 ○リアル野球盤大会 ・アグリ球場で開催(京都大学硬式野球部と連携) ○西日本U-9(6人制)大会 ・小勝緑地、アグリ球場で開催 	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アクティブ・チャイルド・プログラム ・保育所、幼稚園、小学校での開催 ○ティーボール大会の開催 ・ティーボール選手権 ・四国オープン大会 ○リアル野球盤大会 ・アグリ球場で開催(京都大学硬式野球部と連携) ○西日本U-9(6人制)大会 ・小勝緑地、アグリ球場で開催

2 生涯学習

重点テーマ 1	多様なニーズに応じた生涯学習活動の推進	重点テーマ 2	学びを支える環境整備
<p><主要な施策> (1)公民館活動の推進 (2)生涯学習情報の提供の拡充 (3)市民参加による生涯学習機会の推進 (4)リカレント教育の推進 (5)幅広い利用者層に対応した図書館サービスの展開 (6)多様な科学センター事業の推進</p>		<p><主要な施策> (1)公民館の適正な管理の推進 (2)社会教育施設の照明設備LED化の推進 (3)図書館サービスネットワークを通じた市民の読書・学習環境の向上 (4)市民への科学情報の提供</p>	
重点テーマ 3	科学センターの有効活用と科学教育の推進	重点テーマ 4	中央図書館を拠点とした図書館活動の推進
<p><主要な施策> (1)科学センター理科学習の充実 (2)地元企業及び団体とのネットワークの確立 (3)科学分野における学校支援の充実</p>		<p><主要な施策> (1)阿南中央図書館(仮称)の整備(再掲) (2)官民連携の手法による図書館サービスの提供 (3)図書館資料の充実 (4)図書館サービスの充実</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
公民館活動事業	生涯学習課	公民館を通じて社会教育団体の育成や文化活動、生涯学習活動の推進を図る。地域の各種団体と連携し、地域づくり活動の推進を図り、その活動を通じて主体的な地域活動を実施する団体や人材の育成を図る。	
1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(4)			
【令和8年度】 主体的な地域活動を実施する団体や人材の育成を図るため、公民館では、地域の各種団体と連携し地域づくり活動、リカレント教育を推進する。	【令和9年度】 主体的な地域活動を実施する団体や人材の育成を図るため、公民館では、地域の各種団体と連携し地域づくり活動リカレント教育を推進する。	【令和10年度】 主体的な地域活動を実施する団体や人材の育成を図るため、公民館では、地域の各種団体と連携し地域づくり活動リカレント教育を推進する。	
【具体的内容】 ○一般公民館事業の充実を図る。 ・事業及び地域活動の情報提供 館だより、ホームページ等 ・講座開設、公民館祭、全町運動会、文化祭等	【具体的内容】 ○一般公民館事業の充実を図る。 ・事業及び地域活動の情報提供 館だより、ホームページ等 ・講座開設、公民館祭、全町運動会、文化祭等	【具体的内容】 ○一般公民館事業の充実を図る。 ・事業及び地域活動の情報提供 館だより、ホームページ等 ・講座開設、公民館祭、全町運動会、文化祭等	
社会教育学級事業	生涯学習課	14地区公民館、生涯学習課において、幅広い年齢層を対象に地域の特色や市民ニーズに応じた生涯学習活動を展開し、地域のネットワークづくり、また住民主体での学習活動につなげていくことを目指す。 成人大学講座を定住自立圏構想のもと、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町と連携し、講座受講生による企画運営を行うことで、学習への主体的、積極的な取組を促進する。	
1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(4)			
【令和8年度】 公民館、生涯学習課において、幅広い年齢層を対象のニーズに応じた生涯学習活動を展開し、地域のネットワークづくり、また主体的な学習活動につなげていく。 定住自立圏構想のもと成人大学講座を、講座受講生による企画運営で行うことにより、学習への主体的・積極的な取組を促進する。	【令和9年度】 公民館、生涯学習課において、幅広い年齢層を対象のニーズに応じた生涯学習活動を展開し、地域のネットワークづくり、また主体的な学習活動につなげていく。 定住自立圏構想のもと成人大学講座を、講座受講生による企画運営で行うことにより、学習への主体的・積極的な取組を促進する。	【令和10年度】 公民館、生涯学習課において、幅広い年齢層を対象のニーズに応じた生涯学習活動を展開し、地域のネットワークづくり、また主体的な学習活動につなげていく。 定住自立圏構想のもと成人大学講座を、講座受講生による企画運営で行うことにより、学習への主体的・積極的な取組を促進する。	
【具体的内容】 ○ニーズに応じた生涯学習活動の展開 ・公民館等での主体的講座の開催(年180回) ○成人大学講座の充実 ・新規受講者の割合を増やす ・参画市町村の魅力を活かした講座の展開	【具体的内容】 ○ニーズに応じた生涯学習活動の展開 ・公民館等での主体的講座の開催(年180回) ○成人大学講座の充実 ・新規受講者の割合を増やす ・参画市町村の魅力を活かした講座の展開	【具体的内容】 ○ニーズに応じた生涯学習活動の展開 ・公民館等での主体的講座の開催(年180回) ○成人大学講座の充実 ・新規受講者の割合を増やす ・参画市町村の魅力を活かした講座の展開	

社会教育振興事業	生涯学習課	生涯学習の充実のため、各種事業の実施と各種団体の育成等生涯学習活動の推進を図る。 20歳を迎える成人を主体とした二十歳の集いを開催することにより、今後、本市の地域社会の一翼を担う若人としての認識を深める。	
1-(2) 1-(3) 1-(4)		【令和8年度】 生涯学習の充実のため、各種事業の実施と各種団体の育成等生涯学習活動の推進を図る。20歳を迎える方を対象に今後本市の地域社会の一翼を担う若人としての認識を深めるため魅力ある二十歳の集いを開催する。	【令和9年度】 生涯学習の充実のため、各種事業の実施と各種団体の育成等生涯学習活動の推進を図る。20歳を迎える方を対象に今後本市の地域社会の一翼を担う若人としての認識を深めるため魅力ある二十歳の集いを開催する。
【具体的内容】 ○社会教育行政の推進 ・社会教育委員会の開催 ○生涯学習の充実を図る ・生涯学習推進大会の開催 ・社会教育団体等の育成、活動支援 ○二十歳の集いの開催		【具体的内容】 ○社会教育行政の推進 ・社会教育委員会の開催 ○生涯学習の充実を図る ・生涯学習推進大会の開催 ・社会教育団体等の育成、活動支援 ○二十歳の集いの開催	【具体的内容】 ○社会教育行政の推進 ・社会教育委員会の開催 ○生涯学習の充実を図る ・生涯学習推進大会の開催 ・社会教育団体等の育成、活動支援 ○二十歳の集いの開催
公民館管理事業	生涯学習課	地域の生涯学習活動の拠点としての役割を果たすため、公民館の適切な運営及び施設の適正な維持管理に努める。	
2-(1) 2-(2)		【令和8年度】 地域の生涯学習活動の拠点としての役割を果たすため、公民館の適切な運営及び施設の適正な維持管理を図る。施設の照明器具のLED化及び空調機器の改修等により避難所としての機能強化を図る。	【令和9年度】 地域の生涯学習活動の拠点としての役割を果たすため、公民館の適切な運営及び施設の適正な維持管理を図る。施設の照明器具のLED化及び空調機器の改修等により避難所としての機能強化を図る。
【具体的内容】 ○適正な人事配置 ・館の実情に合わせた職員の配置 ○個別施設計画に基づいた施設の改修・維持管理 ・空調設備の改修 ・施設老朽化による改修 ・故障箇所等の修繕 ○全ての利用者に配慮した生涯学習活動を実施するための維持管理		【具体的内容】 ○適正な人事配置 ・館の実情に合わせた職員の配置 ○個別施設計画に基づいた施設の改修・維持管理 ・空調・照明設備等の改修 ・施設老朽化による改修 ・故障箇所等の修繕 ○全ての利用者に配慮した生涯学習活動を実施するための維持管理	【具体的内容】 ○適正な人事配置 ・館の実情に合わせた職員の配置 ○個別施設計画に基づいた施設の改修・維持管理 ・空調・照明設備等の改修 ・施設老朽化による改修 ・故障箇所等の修繕 ○全ての利用者に配慮した生涯学習活動を実施するための維持管理
科学センター事業	科学センター	地域の小中学生に学習効果の高い理科授業を提供し、子供たちに理科学習のおもしろさを実感してもらうことによって、理科好きの子供たちを増やし、県南部の工都でもある阿南の科学技術に関する裾野を広げていくとともに、理工系人材の育成に寄与することを目的とする。 事業概要としては、平日は年間約120日をかけて市内小中学校28校の児童・生徒向けに、「科学センター理科学習」を実施。また、土曜日・日曜日・祝日、学校長期休業期間には、科学実験や科学工作、天体観望会、プラネタリウムなどを通じて、一般の方々についても科学に対する興味関心を高めることができるような事業を実施している。	
1-(6) 2-(4) 3-(1) 3-(2) 3-(3)		【令和8年度】 理科教育の拠点として児童生徒の科学的な見方、考え方を養うと共に、市民の科学への関心を高める。	【令和9年度】 理科教育の拠点として児童生徒の科学的な見方、考え方を養うと共に、市民の科学への関心を高める。
【具体的内容】 ○平日を中心に市内小学校20校の3～6年生および市内8中学校3年生を対象に、年間約120日のセンター学習の実施 ○一般を対象としたおもしろ科学実験(年間約140回) ○幼児を対象としたわくわく科学工作(年間20回程度実施) ○一般を対象とした夜間天体観望会(年間約50回実施) ○一般を対象とした特別観望会(年間約15回実施) ○主に小中学生を対象とした特別科学教室(年間5回程度実施) ○科学センター友の会(40家族、年間10回実施) ○阿南市少年少女発明クラブ(市内小中学生40人、年11回実施)		【具体的内容】 ○平日を中心に市内小学校19校の3～6年生および市内7中学校3年生を対象に、年間約120日のセンター学習の実施 ○一般を対象としたおもしろ科学実験(年間約140回) ○幼児を対象としたわくわく科学工作(年間20回程度実施) ○一般を対象とした夜間天体観望会(年間約50回実施) ○一般を対象とした特別観望会(年間約15回実施) ○主に小中学生を対象とした特別科学教室(年間5回程度実施) ○科学センター友の会(40家族、年間10回実施) ○阿南市少年少女発明クラブ(市内小中学生40人、年11回実施)	【具体的内容】 ○平日を中心に市内小学校19校の3～6年生および市内7中学校3年生を対象に、年間約120日のセンター学習の実施 ○一般を対象としたおもしろ科学実験(年間約140回) ○幼児を対象としたわくわく科学工作(年間20回程度実施) ○一般を対象とした夜間天体観望会(年間約50回実施) ○一般を対象とした特別観望会(年間約15回実施) ○主に小中学生を対象とした特別科学教室(年間5回程度実施) ○科学センター友の会(40家族、年間10回実施) ○阿南市少年少女発明クラブ(市内小中学生40人、年11回実施)

図書館事業	図書館	生涯学習の中核施設として、図書、記録その他の資料及び情報を積極的に収集し、これらを整理・保存し、市民に提供することにより、市民の教養、調査、研究、文化活動の発展に寄与する。		
1-(5) 2-(3) 4-(2) 4-(3) 4-(4)		市民の誰もがいつでもどこでも利用できるように、那賀川図書館・羽ノ浦図書館・市役所図書館カウンターの連携を強化し、また移動図書館車を運行し、図書館サービスの充実を図る。 阿南市電子図書館の利用促進を図る。 「図書のまち阿南」構想の推進を図る。		
【令和8年度】 市民の様々な要望に応えるため、幅広い分野の資料や情報を収集する。併せて予約・リクエストサービスの周知を図り、市民の求める資料を確実に提供する。また、子どもを取り巻く施設や関係団体と連携し、子どもの読書活動推進を図る。		【令和9年度】 市民の様々な要望に応えるため、幅広い分野の資料や情報を収集する。併せて予約・リクエストサービスの周知を図り、市民の求める資料を確実に提供する。また、子どもを取り巻く施設や関係団体と連携し、子どもの読書活動推進を図る。	【令和10年度】 市民の様々な要望に応えるため、幅広い分野の資料や情報を収集する。併せて予約・リクエストサービスの周知を図り、市民の求める資料を確実に提供する。また、子どもを取り巻く施設や関係団体と連携し、子どもの読書活動推進を図る。	
【具体的内容】 ○図書館資料の充実 選書に当たっては、予約情報・貸出状況を把握するとともに、社会情勢のニーズ等の情報を収集して、司書間の情報共有を図る。 司書全体会・選書会議の実施 ○図書館まつりの開催 ○子どもの読書活動推進計画 市内の施設・学校等へ配本や団体貸出を行う。ボランティアと連携し、毎週のおはなし会やびよちゃんくらぶ、季節のイベントを実施する。 ○電子図書館の利用促進 市内小学6年生に電子図書館パスワードを配布する。 ○公民館や科学センター等と連携し「あなん『読書テラス』ネットワーク」の構築を推進する。		【具体的内容】 ○図書館資料の充実 選書に当たっては、予約情報・貸出状況を把握するとともに、社会情勢のニーズ等の情報を収集して、司書間の情報共有を図る。 司書全体会・選書会議の実施 ○図書館まつりの開催 ○子どもの読書活動推進計画 市内の施設・学校等へ配本や団体貸出を行う。ボランティアと連携し、毎週のおはなし会やびよちゃんくらぶ、季節のイベントを実施する。 ○電子図書館の利用促進 市内小学6年生に電子図書館パスワードを配布する。 ○公民館や科学センター等と連携し「あなん『読書テラス』ネットワーク」の構築を推進する。	【具体的内容】 ○図書館資料の充実 選書に当たっては、予約情報・貸出状況を把握するとともに、社会情勢のニーズ等の情報を収集して、司書間の情報共有を図る。 司書全体会・選書会議の実施 ○図書館まつりの開催 ○子どもの読書活動推進計画 市内の施設・学校等へ配本や団体貸出を行う。ボランティアと連携し、毎週のおはなし会やびよちゃんくらぶ、季節のイベントを実施する。 ○電子図書館の利用促進 市内小学6年生に電子図書館パスワードを配布する。 ○公民館や科学センター等と連携し「あなん『読書テラス』ネットワーク」の構築を推進する。	
図書館整備事業(再掲)	図書館	阿南図書館の除却工事を完了する。 市民会館跡地に阿南中央図書館(仮称)を建設し、豊富な資料を収集・保存し提供する図書館機能と、多様な利用者ニーズに応える複合施設を一体的に整備する。		
4-(1)				
【令和8年度】 ・阿南中央図書館(仮称)を整備する。		【令和9年度】 ・阿南中央図書館(仮称)を整備する。	【令和10年度】 ・阿南中央図書館(仮称)を整備する。	
【具体的内容】 ・阿南中央図書館(仮称)の実施設計及び市民会館除却設計を行う。		【具体的内容】 ・工事施工業者の選定を行う。 ・市民会館の除却工事に着手する。	【具体的内容】 ・市民会館の除却工事を終了させ、阿南中央図書館(仮称)本体工事に着手する。	

3 歴史・文化

重点テーマ 1	文化施設における文化芸術活動の推進	重点テーマ 2	歴史・文化資源の調査・保存活用と継承
<p><主要な施策> (1)文化施設の適切な維持管理と整備 (2)優れた文化芸術の鑑賞や発表の機会の充実 (3)市民参画、市民主導の文化芸術活動の促進</p>		<p><主要な施策> (1)文化財の調査と適切な管理・保存及び情報発信 (2)国史跡若杉山辰砂採掘遺跡整備事業の促進及び積極的な公開活用</p>	

事業名	主管課	事業内容		
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】		
文化会館・情報文化センター管理運営事業	文化振興課	心豊かで潤いのある地域社会実現に向けて、文化・芸術の健全な発展と広く市民の交流の推進を図ること、個性豊かな市民文化を振興し、魅力ある地域づくりに寄与するため、情報を軸とした文化活動の拠点とすることを目的に自主事業等を行う。指定管理者による文化会館・情報文化センターの管理運営により、多様化する市民ニーズに応えやすくなり、魅力的な自主事業や地域向けイベントが充実することで、利用者満足度の向上につながる。また、運営状況についても、計画の進捗並びに業務遂行状況の確認及び調整を行い、利用者へのサービス向上につなげ、利用促進を図る。		
1-(1) 1-(2) 1-(3)				
【令和8年度】 経年劣化による事故防止のため、舞台設備を中心に修繕を行い、文化芸術の健全な発展と市民の交流の促進を図る。		【令和9年度】 経年劣化による事故防止のため、舞台設備を中心に修繕を行い、文化芸術の健全な発展と市民の交流の促進を図る。		【令和10年度】 経年劣化による事故防止のため、舞台設備を中心に修繕を行い、文化芸術の健全な発展と市民の交流の促進を図る。
【具体的内容】 ○自主事業の開催 ○指定管理者とのモニタリング ○舞台設備の修繕		【具体的内容】 ○自主事業の開催 ○指定管理者とのモニタリング ○舞台設備の修繕		【具体的内容】 ○自主事業の開催 ○指定管理者とのモニタリング ○舞台設備の修繕
文化振興事業	文化振興課	新しい文化創造のため、市民の自主的な文化活動を支援することにより、多くの市民が文化芸術活動に参加できる場所と機会を提供し、芸術文化の健全なる推進と地域文化の交流を図る。		
1-(2) 1-(3)				
【令和8年度】 市民が気軽に意欲的に発表できる機会の提供や、文化芸術に触れることができるよう情報発信に取り組み、市民の文化芸術への関心を高める。		【令和9年度】 市民が気軽に意欲的に発表できる機会の提供や、文化芸術に触れることができるよう情報発信に取り組み、市民の文化芸術への関心を高める。		【令和10年度】 市民が気軽に意欲的に発表できる機会の提供や、文化芸術に触れることができるよう情報発信に取り組み、市民の文化芸術への関心を高める。
【具体的内容】 ○春季美術展への支援 ○阿南市文化祭の開催 ○芸術文化団体への助成 ○芸術文化団体への補助金 ○民雄忌開催支援 ○第41回全国足利氏ゆかりの会総会の運営		【具体的内容】 ○春季美術展への支援 ○阿南市文化祭の開催 ○芸術文化団体への助成 ○芸術文化団体への補助金 ○民雄忌開催支援		【具体的内容】 ○春季美術展への支援 ○阿南市文化祭の開催 ○芸術文化団体への助成 ○芸術文化団体への補助金 ○民雄忌開催支援
文化財天然記念物保護事業	文化振興課	文化財保護理念の普及・啓発・活用のため、文化財の調査・指定・保存管理・環境整備及び記念物の保護管理・環境整備を行うとともに、国史跡を中心とした文化財を文化資源として活用していく。		
2-(1) 2-(2)				
【令和8年度】 文化財の調査を積極的に実施し、適切な保存・整備を行い、また地域資源として文化財の活用を推進する。		【令和9年度】 文化財の調査を積極的に実施し、適切な保存・整備を行い、また地域資源として文化財の活用を推進する。		【令和10年度】 文化財の調査を積極的に実施し、適切な保存・整備を行い、また地域資源として文化財の活用を推進する。
【具体的内容】 ○文化財保護審議会の開催(年2回) ○講演会の実施(年1回) ○若杉山辰砂採掘遺跡関連事業の実施(通年)		【具体的内容】 ○文化財保護審議会の開催(年2回) ○講演会の実施(年1回) ○若杉山辰砂採掘遺跡関連事業の実施(通年)		【具体的内容】 ○文化財保護審議会の開催(年2回) ○講演会の実施(年1回) ○若杉山辰砂採掘遺跡関連事業の実施(通年)

4 公園・緑化

重点テーマ 1	公園施設の整備	重点テーマ 2	公園施設の維持管理
<主要な施策> (1)公園における防災機能の強化 (2)公園の利用促進		<主要な施策> (1)計画的な維持管理による公園施設の長寿命化 (2)市民との協働による公園の適正な管理	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
阿南駅周辺整備事業 (再々掲)	都市政策課	JR阿南駅周辺地域における賑わい創出を図り、都市拠点として相応しい魅力あるまちづくりを行うため、駅周辺のパブリックスペースを活用した取組を推進するとともに、令和7年度から令和11年度にかけて、国の都市構造再編集中支援事業を活用して、JR阿南駅周辺地区における新たな拠点づくりを実施していく。	
1-(1) 1-(2)		【令和8年度】 ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・国の都市構造再編集中支援事業を活用し、駅周辺地区において、求心力強化に向けた各種施策を推進する。 【具体的内容】 ・まちづくり組織等が行う駅周辺のパブリックスペースを活用したイベント等の事業を支援し、官民連携まちづくりを推進する。 ・現在、各団体が駐車場として活用している、阿南商工会議所前広場を一体的に整備活用するまちづくりの社会実験について検討する。 ・阿南駅周辺の賑わいを創出するために、空き店舗活用の支援を行う。 ・観光交流センターの機能充実のため、光のまちステーションプラザ等の設計・改修を行う。	
都市公園整備事業		都市政策課	都市公園法第3条[都市公園の設置基準]において示される「都市公園の配置及び規模」の水準を確保していくため、交付金等を活用した都市公園の整備・改築を実施する。 また、経年劣化により使用に支障が出ている遊具などの公園施設についても、国の交付金等(長寿命化対策)による改築・更新を実施する。
2-(1)		【令和8年度】 ・公園施設長寿命化対策の実施 ・公園(施設)再編に向けた検討 ・持続可能な公園の維持・管理に向けた民間活力(市民協働)導入検討 【具体的内容】 ○公園施設長寿命化(再編) ・老朽化した公園施設の更新や改修 ・「Park-PFI」を活用した公園整備の可能性について調査・検討 ○市民と協働した公園の維持・管理 ・公園利用者や市民を対象としたニーズ調査の実施 ・パークアダプト登録団体の拡充 ・地域団体の維持管理協定数の拡充による公園愛護の醸成 ・「市民緑地認定制度」の調査・検討	
【令和9年度】		・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・国の都市構造再編集中支援事業を活用し、駅周辺地区において、求心力強化に向けた各種施策を推進する。 【具体的内容】 ・まちづくり組織等が行う駅周辺のパブリックスペースを活用したイベント等の事業を支援し、官民連携まちづくりを推進する。 ・現在、各団体が駐車場として活用している、阿南商工会議所前広場を一体的に整備活用するまちづくりの社会実験について検討する。 ・阿南駅周辺の賑わいを創出するために、空き店舗活用の支援を行う。 ・観光交流センターの機能充実のため、光のまちステーションプラザ等の改修を行う。	【令和10年度】 ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・国の都市構造再編集中支援事業を活用し、駅周辺地区において、求心力強化に向けた各種施策を推進する。 【具体的内容】 ・まちづくり組織等が行う駅周辺のパブリックスペースを活用したイベント等の事業を支援し、官民連携まちづくりを推進する。 ・現在、各団体が駐車場として活用している、阿南商工会議所前広場を一体的に整備活用するまちづくりの社会実験について検討する。 ・阿南駅周辺の賑わいを創出するために、空き店舗活用の支援を行う。
【令和10年度】		・公園施設長寿命化対策、公園(施設)再編の実施 ・公園(施設)再編に向けた検討 ・持続可能な公園の維持・管理に向けた民間活力(市民協働)導入検討 【具体的内容】 ○公園施設長寿命化(再編) ・「公園施設長寿命化計画」に基づき、交付金等を活用した「長寿命化対策」を実施 ○市民と協働した公園の維持・管理 ・市民ニーズ、施設健全度調査等の結果を踏まえた「公園施設長寿命化計画」の改定検討 ・「市民緑地認定制度」「長寿命化対策施設」「都市公園遊具維持管理マニュアル」などの事項について、「Park-PFI」を活用した公園整備方針検討	

公園緑地維持管理事業	都市政策課	遊具等施設の点検を始め、公園内を常に健全な状態に維持管理することで、憩いの広場を提供する。	
2-(2)			
【令和8年度】 遊具等の公園施設の定期点検及び日常パトロールを実施し、その結果により施設の適切な管理を行う。	【令和9年度】 遊具等の公園施設の定期点検及び日常パトロールを実施し、その結果により施設の適切な管理を行う。	【令和10年度】 遊具等の公園施設の定期点検及び日常パトロールを実施し、その結果により施設の適切な管理を行う。	
【具体的内容】 ○維持管理委託団体と業務委託契約を締結し、除草、清掃、施設の異常発見などの日常的な管理を行う。 職員による日常パトロール、有資格者による遊具点検を行うことにより遊具の使用禁止措置や簡易な修繕及び撤去等を行う。	【具体的内容】 ○維持管理委託団体と業務委託契約を締結し、除草、清掃、施設の異常発見などの日常的な管理を行う。 職員による日常パトロール、有資格者による遊具点検を行うことにより遊具の使用禁止措置や簡易な修繕及び撤去等を行う。	【具体的内容】 ○維持管理委託団体と業務委託契約を締結し、除草、清掃、施設の異常発見などの日常的な管理を行う。 職員による日常パトロール、有資格者による遊具点検を行うことにより遊具の使用禁止措置や簡易な修繕及び撤去等を行う。	

5 観光

重点テーマ 1	地域資源を生かしたスポーツツーリズムの推進	重点テーマ 2	観光交流による活力あふれるまちづくりの推進
<p><主要な施策> (1)スポーツツーリズムによる産業振興、地域の活性化、交流、関係人口の創出・拡大 (2)本市ならではの海洋体験ツアー等体験型観光プログラム充実の支援</p>		<p><主要な施策> (1)みなみ阿波観光局、南阿波定住自立圏との連携強化 (2)インバウンド誘致環境整備の促進 (3)観光関連団体との連携・協力によるイベント等の開催 (4)自然や歴史、文化を生かした観光コースの造成・紹介 (5)特産品の磨上げや販路拡大 (6)YouTube やSNS 等の積極的活用による本市の魅力発信の強化</p>	

事業名	主管課	事業内容		
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】		
ベースボール型スポーツ推進事業(再掲)	野球のまち推進課	年度別事業概要【下段】		
1-1)		<p>「野球のまち阿南」として、野球を産業資本と位置づけた継続的な地域経済の活性化を行うためには、少子化、子供の遊び場不足、スポーツの多様化などにより、年々減少傾向にある野球人口の底辺拡大が必要である。 野球人口の底辺拡大対策として、ボールを使った、投げる・打つ・捕るといった幼児期に必要な動きを取り入れ、安全に誰もが楽しく行える、ベースボール型スポーツ事業を実施する。</p>		
【令和8年度】 野球人口の底辺拡大対策として、ベースボール型スポーツ事業を実施する。	【令和9年度】 野球人口の底辺拡大対策として、ベースボール型スポーツ事業を実施する。	【令和10年度】 野球人口の底辺拡大対策として、ベースボール型スポーツ事業を実施する。		
【具体的内容】 ○アクティブ・チャイルド・プログラム ・保育所、幼稚園、小学校での開催 ○幼児向けティーボール教室の開催 ・アグリ球場で開催 ○ティーボール大会の開催 ・ティーボール選手権 ・四国オープン大会 ○リアル野球盤大会 ・アグリ球場で開催(京都大学硬式野球部と連携) ○西日本U-9(6人制)大会 ・小勝緑地、アグリ球場で開催	【具体的内容】 ○アクティブ・チャイルド・プログラム ・保育所、幼稚園、小学校での開催 ○ティーボール大会の開催 ・ティーボール選手権 ・四国オープン大会 ○リアル野球盤大会 ・アグリ球場で開催(京都大学硬式野球部と連携) ○西日本U-9(6人制)大会 ・小勝緑地、アグリ球場で開催	【具体的内容】 ○アクティブ・チャイルド・プログラム ・保育所、幼稚園、小学校での開催 ○ティーボール大会の開催 ・ティーボール選手権 ・四国オープン大会 ○リアル野球盤大会 ・アグリ球場で開催(京都大学硬式野球部と連携) ○西日本U-9(6人制)大会 ・小勝緑地、アグリ球場で開催		
阿南SUPタウンプロジェクト事業(再掲)	観光交流課	年度別事業概要【下段】		
1-2)		<p>SUP(スタンドアップパドルボード)を活用し、交流人口・関係人口の拡大・深化を図り、「SUPタウン阿南」としてのブランドを確立すると同時に、地域経済の好循環につなげる。</p>		
【令和8年度】 SUPレース等のイベントを開催し、交流人口・関係人口の拡大・深化を図り、「SUPタウン阿南」としてのブランドを確立すると同時に、地域経済の好循環につなげる。	【令和9年度】 SUPレース等のイベントを開催し、交流人口・関係人口の拡大・深化を図り、「SUPタウン阿南」としてのブランドを確立すると同時に、地域経済の好循環につなげる。	【令和10年度】 SUPレース等のイベントを開催し、交流人口・関係人口の拡大・深化を図り、「SUPタウン阿南」としてのブランドを確立すると同時に、地域経済の好循環につなげる。		
【具体的内容】 ○SUPレースをメインとしたイベントの開催 ○関係人口である「EARTH SHIP CREW ANAN(ESCA)」、市内事業者「EARTH SHIP PARTNER ANAN(ESPA)」の拡充 ○ESCA、ESPA協働のビーチクリーン等の美化活動の実施(年3回程度)	【具体的内容】 ○SUPレースをメインとしたイベントの開催 ○関係人口である「EARTH SHIP CREW ANAN(ESCA)」、市内事業者「EARTH SHIP PARTNER ANAN(ESPA)」の拡充 ○ESCA、ESPA協働のビーチクリーン等の美化活動の実施(年3回程度)	【具体的内容】 ○SUPレースをメインとしたイベントの開催 ○関係人口である「EARTH SHIP CREW ANAN(ESCA)」、市内事業者「EARTH SHIP PARTNER ANAN(ESPA)」の拡充 ○ESCA、ESPA協働のビーチクリーン等の美化活動の実施(年3回程度)		

観光振興事業	観光交流課	阿南市内の恵まれた自然や歴史・文化等を生かし、それら地域資源の魅力発信や観光関連団体との連携・協力によるイベント等を開催することにより、地域の振興を図る。また、本市ならではの体験・体感型観光プログラムを実施することにより、更なる観光客の誘致や知名度の向上を目指す。		
2-(1) 2-(2) 2-(3) 2-(4) 2-(5) 2-(6)		【令和8年度】 自然や歴史・文化等を生かした魅力発信や観光関連団体との連携・協力によるイベント等を実施する。 また、所管する観光施設の適切な管理を行うことにより、地域振興を図る。	【令和9年度】 自然や歴史・文化等を生かした魅力発信や観光関連団体との連携・協力によるイベント等を実施する。 また、所管する観光施設の適切な管理を行うことにより、地域振興を図る。	【令和10年度】 自然や歴史・文化等を生かした魅力発信や観光関連団体との連携・協力によるイベント等を実施する。 また、所管する観光施設の適切な管理を行うことにより、地域振興を図る。
【具体的内容】 ・観光関連団体との連携・協力によるイベント等の開催(海水浴場、阿南の夏まつり、明谷梅林まつりほか) ・みなみ阿波観光局、南阿波定住自立圏との連携による広域観光の強化 ・自然や歴史、文化などの地域資源を生かした観光コースの造成・紹介 ・特産品の磨き上げや販路拡大 ・インバウンド誘致環境整備(多言語対応のホームページ、パンフレットの充実) ・動画やSNSを活用した魅力発信の強化		【具体的内容】 ・観光関連団体との連携・協力によるイベント等の開催(海水浴場、阿南の夏まつり、明谷梅林まつりほか) ・みなみ阿波観光局、南阿波定住自立圏との連携による広域観光の強化 ・自然や歴史、文化などの地域資源を生かした観光コースの造成・紹介 ・特産品の磨き上げや販路拡大 ・インバウンド誘致環境整備(多言語対応のホームページ、パンフレットの充実) ・動画やSNSを活用した魅力発信の強化	【具体的内容】 ・観光関連団体との連携・協力によるイベント等の開催(海水浴場、阿南の夏まつり、明谷梅林まつりほか) ・みなみ阿波観光局、南阿波定住自立圏との連携による広域観光の強化 ・自然や歴史、文化などの地域資源を生かした観光コースの造成・紹介 ・特産品の磨き上げや販路拡大 ・インバウンド誘致環境整備(多言語対応のホームページ、パンフレットの充実) ・動画やSNSを活用した魅力発信の強化	
シティプロモーション事業(再掲)	観光交流課	関係人口の拡大や移住・定住につなげるためには、本市の魅力ある地域資源や施策を全国に向けて積極的・継続的にPRし、認知度を高める取組を推進する。		
2-(4) 2-(6)		【令和8年度】 市外での観光PRや特産品の紹介・販売を強化し、本市の知名度アップと誘客を推進する。また、それらの取組を通して、本市のファンを増やし、関係人口の創出につなげる。	【令和9年度】 市外での観光PRや特産品の紹介・販売を強化し、本市の知名度アップと誘客を推進する。また、それらの取組を通して、本市のファンを増やし、関係人口の創出につなげる。	【令和10年度】 市外での観光PRや特産品の紹介・販売を強化し、本市の知名度アップと誘客を推進する。また、それらの取組を通して、本市のファンを増やし、関係人口の創出につなげる。
【具体的内容】 ・市外での観光PR、SNSや動画配信などでの、観光プロモーションの強化 ・阿南市観光協会などと連携し、特産品や観光資源を効果的にPRする仕組みを構築 ・みなみ阿波観光局や南阿波定住自立圏事業と連携・協力した、広域的な観光PRの推進 ・特産品の磨き上げや販路拡大 ・本市のPRにイメージアップキャラクター「あななん」を活用		【具体的内容】 ・市外での観光PR、SNSや動画配信などでの、観光プロモーションの強化 ・阿南市観光協会などと連携し、特産品や観光資源を効果的にPRする仕組みを構築 ・みなみ阿波観光局や南阿波定住自立圏事業と連携・協力した、広域的な観光PRの推進 ・特産品の磨き上げや販路拡大 ・本市のPRにイメージアップキャラクター「あななん」を活用	【具体的内容】 ・市外での観光PR、SNSや動画配信などでの、観光プロモーションの強化 ・阿南市観光協会などと連携し、特産品や観光資源を効果的にPRする仕組みを構築 ・みなみ阿波観光局や南阿波定住自立圏事業と連携・協力した、広域的な観光PRの推進 ・特産品の磨き上げや販路拡大 ・本市のPRにイメージアップキャラクター「あななん」を活用	
かもた岬温泉保養施設管理運営事業	観光交流課	温泉保養施設と豊かな自然の中で、人と人との交流を促進し、市民の福祉の向上及び健康の増進を図り、健全なレクリエーションの振興に寄与する。		
2-(4)		【令和8年度】 施設の老朽化や維持管理コストの増加等により厳しい運営状況にあるが、収支の改善に努めながら施設の存続と魅力化を図る。	【令和9年度】 施設の老朽化や維持管理コストの増加等により厳しい運営状況にあるが、収支の改善に努めながら施設の存続と魅力化を図る。	【令和10年度】 施設の老朽化や維持管理コストの増加等により厳しい運営状況にあるが、収支の改善に努めながら施設の存続と魅力化を図る。
【具体的内容】 ・県、民間事業者とタイアップした利用の増進 ・民間事業者との連携による温泉施設や周辺敷地の有効活用の検討 ・経常経費の見直しによる経費の削減		【具体的内容】 ・県、民間事業者とタイアップした利用の増進 ・民間事業者との連携による温泉施設や周辺敷地の有効活用の検討 ・経常経費の見直しによる経費の削減	【具体的内容】 ・県、民間事業者とタイアップした利用の増進 ・民間事業者との連携による温泉施設や周辺敷地の有効活用の検討 ・経常経費の見直しによる経費の削減	

6 交流

重点テーマ 1	関係人口の拡大・UIターン促進による地域経済好循環の実現
<p><主要な施策></p> <p>(1)地域資源を生かした関係人口の創出・拡大による持続可能なまちづくりの推進</p> <p>(2)移住交流支援センターを中心としたUIターンの促進</p> <p>(3)ふるさと会と連携した本市ゆかりの方の郷土愛の醸成</p> <p>(4)地域経済の好循環につながる創業支援</p> <p>(5)多様な国内交流による魅力あるまちづくりの推進</p> <p>(6)災害時相互応援に関する交流自治体との連携強化による地域防災力の向上</p> <p>(7)民際交流の推進による共生社会の実現と地域経済の活性化</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
阿南SUPタウンプロジェクト事業	観光交流課	SUP(スタンドアップパドルボード)を活用し、交流人口・関係人口の拡大・深化を図り、「SUPタウン阿南」としてのブランドを確立すると同時に、地域経済の好循環につなげる。	
1-(1)			
【令和8年度】 SUPレース等のイベントを開催し、交流人口・関係人口の拡大・深化を図り、「SUPタウン阿南」としてのブランドを確立すると同時に、地域経済の好循環につなげる。	【令和9年度】 SUPレース等のイベントを開催し、交流人口・関係人口の拡大・深化を図り、「SUPタウン阿南」としてのブランドを確立すると同時に、地域経済の好循環につなげる。	【令和10年度】 SUPレース等のイベントを開催し、交流人口・関係人口の拡大・深化を図り、「SUPタウン阿南」としてのブランドを確立すると同時に、地域経済の好循環につなげる。	
【具体的内容】 ○SUPレースをメインとしたイベントの開催 ○関係人口である「EARTH SHIP CREW ANAN(ESCA)」,市内事業者「EARTH SHIP PARTNER ANAN(ESPA)」の拡充 ○ESCA, ESPA協働のビーチクリーン等の美化活動の実施(年3回程度)	【具体的内容】 ○SUPレースをメインとしたイベントの開催 ○関係人口である「EARTH SHIP CREW ANAN(ESCA)」,市内事業者「EARTH SHIP PARTNER ANAN(ESPA)」の拡充 ○ESCA, ESPA協働のビーチクリーン等の美化活動の実施(年3回程度)	【具体的内容】 ○SUPレースをメインとしたイベントの開催 ○関係人口である「EARTH SHIP CREW ANAN(ESCA)」,市内事業者「EARTH SHIP PARTNER ANAN(ESPA)」の拡充 ○ESCA, ESPA協働のビーチクリーン等の美化活動の実施(年3回程度)	
公民連携移住支援事業	観光交流課	阿南市への移住促進及び関係人口創出・拡大・深化を図り、持続可能なまちづくりに資するため、移住支援団体が主体的に実施する移住促進等の事業に対して補助を行い、公民連携で移住促進及び関係人口の創出・拡大・深化に取り組む。	
1-(2)			
【令和8年度】 阿南市内で活動する移住支援団体が主体となって実施する移住促進及び関係人口創出・拡大・深化に関わる事業に対し、補助金を交付する。	【令和9年度】 阿南市内で活動する移住支援団体が主体となって実施する移住促進及び関係人口創出・拡大・深化に関わる事業に対し、補助金を交付する。	【令和10年度】 阿南市内で活動する移住支援団体が主体となって実施する移住促進及び関係人口創出・拡大・深化に関わる事業に対し、補助金を交付する。	
【具体的内容】 <対象経費> (1) 空き家及び空き店舗の改修に要する経費 (2) 移住フェア、移住セミナー等の出展及び移住・関係人口コーディネートに要する経費 (3) ワークーション(テレワーク等を活用し、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うことをいう。)及び副業人材の受入れに要する経費 (4) 関係人口との協働による地域課題の解決に資する経費 (5) その他市長が必要と認める経費 <補助金の額> 上限100万円(対象経費の3分の2)	【具体的内容】 <対象経費> (1) 空き家及び空き店舗の改修に要する経費 (2) 移住フェア、移住セミナー等の出展及び移住・関係人口コーディネートに要する経費 (3) ワークーション(テレワーク等を活用し、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うことをいう。)及び副業人材の受入れに要する経費 (4) 関係人口との協働による地域課題の解決に資する経費 (5) その他市長が必要と認める経費 <補助金の額> 上限100万円(対象経費の3分の2)	【具体的内容】 <対象経費> (1) 空き家及び空き店舗の改修に要する経費 (2) 移住フェア、移住セミナー等の出展及び移住・関係人口コーディネートに要する経費 (3) ワークーション(テレワーク等を活用し、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うことをいう。)及び副業人材の受入れに要する経費 (4) 関係人口との協働による地域課題の解決に資する経費 (5) その他市長が必要と認める経費 <補助金の額> 上限100万円(対象経費の3分の2)	

関係人口創出・拡大事業	観光交流課	東京事務所が取り組んできた、本市ゆかりの方々による人的ネットワークの基軸である東京・阿南ふるさと会活動を関西・阿南ふるさと会と共に継続的に支援することにより、本市を応援していただく機運の醸成を図り、港区、大正大学等を中心とした首都圏の自治体、大学等とのつながりを深化、拡大していく。		
1-(3)		【令和8年度】 東京・関西の両ふるさと会運営支援により、本市ゆかりの方々の郷土愛を醸成するとともに、首都圏の自治体、大学等との連携を継続し、本市応援団としての関係人口創出・拡大を図る。	【令和9年度】 東京・関西の両ふるさと会運営支援により、本市ゆかりの方々の郷土愛を醸成するとともに、首都圏の自治体、大学等との連携を継続し、本市応援団としての関係人口創出・拡大を図る。	【令和10年度】 東京・関西の両ふるさと会運営支援により、本市ゆかりの方々の郷土愛を醸成するとともに、首都圏の自治体、大学等との連携を継続し、本市応援団としての関係人口創出・拡大を図る。
		【具体的内容】 ○東京・関西阿南ふるさと会の総会、光流会等の開催による本市とのつながりの拡大・深化 ○港区、白金北里通り商店会等の首都圏との日常的な連携 ○大正大学地域実習の受入、委託研究の実施	【具体的内容】 ○東京・関西阿南ふるさと会の総会、光流会等の開催による本市とのつながりの拡大・深化 ○港区、白金北里通り商店会等の首都圏との日常的な連携 ○大正大学地域実習の受入、委託研究の実施	【具体的内容】 ○東京・関西阿南ふるさと会の総会、光流会等の開催による本市とのつながりの拡大・深化 ○港区、白金北里通り商店会等の首都圏との日常的な連携 ○大正大学地域実習の受入、委託研究の実施
交流推進事業	秘書広報課	交流自治体相互の住民が真に心豊かな生活を送ることができる魅力あるまちづくりを行うため、連携自治体との関係性を深化させる。 また、阿南市国際交流協会の活動を支援し、持続可能な民際交流の推進を図り、市民主体の交流を促す。 徳島県人会(香川・愛媛・近畿・福岡)総会に参加し、阿南市のPR活動を行う。		
1-(5) 1-(6) 1-(7)		【令和8年度】 連携自治体との関係性を深化させ、交流自治体相互の発展と地域の活性化を図る。 阿南市国際交流協会や野球のまち推進協議会など民間団体等への支援を行い、民際交流の推進を図る。 徳島県人会総会での阿南市PR活動を行う。	【令和9年度】 連携自治体との関係性を深化させ、交流自治体相互の発展と地域の活性化を図る。 阿南市国際交流協会や野球のまち推進協議会など民間団体等への支援を行い、民際交流の推進を図る。 徳島県人会総会での阿南市PR活動を行う。	【令和10年度】 連携自治体との関係性を深化させ、交流自治体相互の発展と地域の活性化を図る。 阿南市国際交流協会や野球のまち推進協議会など民間団体等への支援を行い、民際交流の推進を図る。 徳島県人会総会での阿南市PR活動を行う。
		【具体的内容】 ○連携自治体との、継続的な交流の推進 ○阿南市国際交流協会への補助金の交付 ○徳島県人会総会に参加し、参加者に対する本市の観光PR及び情報交換を行う。(香川・愛媛・近畿・福岡) ○徳島県外国人相談支援ネットワーク会議への参加(年2回程度)	【具体的内容】 ○連携自治体との、継続的な交流の推進 ○阿南市国際交流協会への補助金の交付 ○徳島県人会総会に参加し、参加者に対する本市の観光PR及び情報交換を行う。(香川・愛媛・近畿・福岡) ○徳島県外国人相談支援ネットワーク会議への参加(年2回程度)	【具体的内容】 ○連携自治体との、継続的な交流の推進 ○阿南市国際交流協会への補助金の交付 ○徳島県人会総会に参加し、参加者に対する本市の観光PR及び情報交換を行う。(香川・愛媛・近畿・福岡) ○徳島県外国人相談支援ネットワーク会議への参加(年2回程度)
商工業振興事業(再々掲)	商工戦略課	市内商工団体等と連携し、地元中小企業が成長するビジネス環境をつくるため、地域経済を「庭」、地元中小企業を「植物」に見立て、地域という土壌を生かして中小企業を大切に育てることにより地域経済の活性化を図る「エコノミックガーデニング」の考え方を導入し、中小企業の更なる成長を促すとともに、新産業の創出を担う起業家の育成にも積極的に取り組む。		
1-(4)		【令和8年度】 中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、エコノミックガーデニングを推進していく。	【令和9年度】 中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、エコノミックガーデニングを推進していく。	【令和10年度】 中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、エコノミックガーデニングを推進していく。
		【具体的内容】 ○中小企業の経営に関する支援 中小企業診断士等による経営相談及び創業支援を実施する。 ○雇用の安定に向けた支援 阿南市UIJ 促進事業や阿南市雇用対策協定に基づく支援を実施する。 ○事業の継続・拡大に関する支援 阿南市新産業創生奨励条例や先端設備等導入計画による事業拡大に関する支援を実施する。 ○中小企業の多様な取組に対する支援 10種類の補助メニューからなる阿南市中小企業等振興支援補助金により、事業者の成長フェーズに応じた多様な挑戦を後押しする。	【具体的内容】 ○中小企業の経営に関する支援 中小企業診断士等による経営相談及び創業支援を実施する。 ○雇用の安定に向けた支援 阿南市UIJ 促進事業や阿南市雇用対策協定に基づく支援を実施する。 ○事業の継続・拡大に関する支援 阿南市新産業創生奨励条例や先端設備等導入計画による事業拡大に関する支援を実施する。 ○中小企業の多様な取組に対する支援 10種類の補助メニューからなる阿南市中小企業等振興支援補助金により、事業者の成長フェーズに応じた多様な挑戦を後押しする。	【具体的内容】 ○中小企業の経営に関する支援 中小企業診断士等による経営相談及び創業支援を実施する。 ○雇用の安定に向けた支援 阿南市UIJ 促進事業や阿南市雇用対策協定に基づく支援を実施する。 ○事業の継続・拡大に関する支援 阿南市新産業創生奨励条例や先端設備等導入計画による事業拡大に関する支援を実施する。 ○中小企業の多様な取組に対する支援 10種類の補助メニューからなる阿南市中小企業等振興支援補助金により、事業者の成長フェーズに応じた多様な挑戦を後押しする。

基本政策6 「地域の個性ときずなが輝く阿南」の創生(都市運営)

1 コミュニティ

<p>重点テーマ 1 地域づくりを自ら考え自ら行う機運の醸成</p> <p><主要な施策> (1)14 地区の個性を生かしたまちづくり (2)那賀川地区複合施設の整備 (3)コミュニティ活動の促進 (4)地域づくりに対応する助成 (5)離島地域振興策の推進 (6)辺地対策事業の推進</p>	<p>重点テーマ 2 地域おこし協力隊退任後の市内定着の促進</p> <p><主要な施策> (1)地域おこし協力隊の活動・定住支援</p>
---	--

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
わがまち予算事業	企画政策課	市内14地区を単位とし、地域住民自身の手による主体的なまちづくりや、各地域課題の解決に向けた取組に対し、「わがまち予算」として補助金を交付し、個性あふれるまちづくりを推進する。	
1-(1)			
【令和8年度】 わがまち予算交付金(地域全域分)として5地区でモデル事業を実施し、本格運用に向けた制度設計を行う。また、ふるさと活性21活動補助金を改定し、「わがまち予算交付金(個別団体分)」として実施する。別に「ふるさとづくり基金制度」も並行して運営する。	【令和9年度】 本格運用を開始する。	【令和10年度】 事業実施。	
【具体的内容】 4月に各公民館にモデル事業として団体の紹介依頼を行う。 並行してわがまち予算交付金(個別団体分)の補助事業を公民館を介して展開する。 また、ふるさとづくり基金助成金についても事業を実施する。 次年度の本格運用に向けて、制度改正を行う。	【具体的内容】 本事業の実施により、地域の課題解決並びに活性化に寄与する。	【具体的内容】 本事業の実施により、地域の課題解決並びに活性化に寄与する。	
那賀川複合施設整備事業	商工戦略課	「那賀川町エリアの中心となる複合型交流拠点」を新施設整備のビジョンとし、単純な建替えを行うのではなく、これから那賀川町エリアにとって必要なサービスは何か、住民から望まれる公共施設は何かといった点につき、市民らと意見交換、アンケート調査結果の分析を行い、那賀川町エリア全体の価値向上を図る。 具体的には、令和7年3月に策定された基本構想を基に、老朽化した施設を集約し離れた各施設を一元化することで市民の利便性向上を目指す。	
1-(2)			
【令和8年度】 那賀川町複合施設の整備	【令和9年度】 那賀川町複合施設の整備	【令和10年度】 那賀川町複合施設の整備	
【具体的内容】 ・実施設計 基本設計を基に、関係各課と協議しながら、詳細な仕様、構造、設備等を決定し、建設工事発注に向けて業務を進めていく。 ・地質調査 那賀川町複合施設建設工事における支持層の確認、液状化の調査、土質の判定に関するデータ等、建築物に影響がでないように基礎の設計を行うために必要な調査を行う。	【具体的内容】 新施設整備(施工)	【具体的内容】 新施設整備(施工)	

地域支援事業	市民生活課	市民が相互に交流し、連帯感を強めながら、主体的にまちづくりに参画できるよう、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備に対して助成を行い、市民のコミュニティ活動の活性化を促進する。	
1-(3) 1-(4)		【令和8年度】 公会堂の維持管理、集会施設の修繕、改修、除却費用の補助、宝くじの社会貢献事業であるコミュニティ助成事業等を活用しての備品整備やコミュニティセンターの建設を通じて、地域のコミュニティ活動の活性化を図る。	【令和9年度】 公会堂の維持管理、集会施設の修繕、改修、除却費用の補助、宝くじの社会貢献事業であるコミュニティ助成事業等を活用しての備品整備やコミュニティセンターの建設を通じて、地域のコミュニティ活動の活性化を図る。
【具体的内容】 ○公会堂の維持管理 ○阿南市集会所等建築費等補助金による集会所等の改修、修繕、除却費の補助 ○コミュニティ助成事業 ・実施事業への助成金交付 ・次年度実施希望事業の調整・申請 ○がんばる地域応援事業 ・次年度実施希望事業の調整・申請		【具体的内容】 ○公会堂の維持管理 ○阿南市集会所等建築費等補助金による集会所等の改修、修繕、除却費の補助 ○コミュニティ助成事業 ・実施事業への助成金交付 ・次年度実施希望事業の調整・申請 ○がんばる地域応援事業 ・実施事業への助成金交付 ・次年度実施希望事業の調整・申請	【具体的内容】 ○公会堂の維持管理 ○阿南市集会所等建築費等補助金による集会所等の改修、修繕、除却費の補助 ○コミュニティ助成事業 ・実施事業への助成金交付 ・次年度実施希望事業の調整・申請 ○がんばる地域応援事業 ・実施事業への助成金交付 ・次年度実施希望事業の調整・申請
離島漁業支援事業(再掲)	農林水産課	輸送や販売・生産の面で不利な条件である離島漁業を活性化することを目標に、アワビの放流等の整備を図る。 また、コスト面で不利な条件である輸送費の支援を図る。	
1-(5)		【令和8年度】 離島漁業再生支援交付金及び離島活性化交付金を活用し、伊島の漁業振興を図る。	【令和9年度】 離島漁業再生支援交付金及び離島活性化交付金を活用し、伊島の漁業振興を図る。
【具体的内容】 離島活性化交付金を活用し、離島から本土への水産物の移出に係る輸送を支援することで、地域における新たな雇用の創出または労働需要の増加による伊島地区の水産物の活性化及び離島振興を図る。 また、阿南市離島漁業集落活動促進計画に基づき、集落協定に規定する漁業再生活動等を行う伊島集落に対し、離島漁業再生支援交付金を交付する。		【具体的内容】 離島活性化交付金を活用し、離島から本土への水産物の移出に係る輸送を支援することで、地域における新たな雇用の創出または労働需要の増加による伊島地区の水産物の活性化及び離島振興を図る。 また、阿南市離島漁業集落活動促進計画に基づき、集落協定に規定する漁業再生活動等を行う伊島集落に対し、離島漁業再生支援交付金を交付する。	【具体的内容】 離島活性化交付金を活用し、離島から本土への水産物の移出に係る輸送を支援することで、地域における新たな雇用の創出または労働需要の増加による伊島地区の水産物の活性化及び離島振興を図る。 また、阿南市離島漁業集落活動促進計画に基づき、集落協定に規定する漁業再生活動等を行う伊島集落に対し、離島漁業再生支援交付金を交付する。
伊島地区生活排水処理事業(再掲)	環境保全課	伊島地区は離島であり、コミュニティ・プラント施設にて生活雑排水を集散的に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図り、快適で美しく住みよい住環境を創造する。	
1-(6)		【令和8年度】 伊島地区は離島であり、コミュニティ・プラント施設にて生活雑排水を集散的に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図り、快適で美しく住みよい住環境を創造する。	【令和9年度】 伊島地区は離島であり、コミュニティ・プラント施設にて生活雑排水を集散的に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図り、快適で美しく住みよい住環境を創造する。
【具体的内容】 施設の維持管理を地元(伊島町会)に委託することにより、離島振興に寄与		【具体的内容】 施設の維持管理を地元(伊島町会)に委託することにより、離島振興に寄与	【具体的内容】 施設の維持管理を地元(伊島町会)に委託することにより、離島振興に寄与

伊島地区コミュニティ・プラント改修事業(再掲)	環境保全課	辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づく5年間(令和6年度から令和10年度)の施設改修事業。	
1-(6)		施設の長寿命化を図り、将来にわたり、安全で安定的な生活排水処理が維持できるよう、計画的に改修・更新を進める。	
【令和8年度】 辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づきコミュニティ・プラントの設備機器等を改修する。財源は辺地対策事業債を活用する。		【令和9年度】 辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づきコミュニティ・プラントの設備機器等を改修する。財源は辺地対策事業債を活用する。	【令和10年度】 辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づきコミュニティ・プラントの設備機器等を改修する。財源は辺地対策事業債を活用する。
【具体的内容】 ・破砕機整備 ・汚泥サービスタンク更新 ・給泥ポンプ整備		【具体的内容】 ・曝気沈砂槽内点検及び整備 ・排砂槽内点検及び整備 ・汚泥混合槽更新	【具体的内容】 ・スクリーンビット改修 ・自動粗目スクリーン更新
地域おこし協力隊事業	観光交流課	阿南市と協働して持続可能な地域づくりに取り組む地域おこし協力隊受入団体に、地域おこし協力隊を配置することにより、さまざまな地域課題の解決に取り組む。また、地域おこし協力隊の定着を図ることにより、都市圏からの移住・定住の促進を図る。	
2-(1)			
【令和8年度】 受入団体及び地域住民と連携し、地域課題解決と地域コミュニティの活性化を推進するとともに、隊員自身の定住・定着に向けた活動を展開していく。		【令和9年度】 受入団体及び地域住民と連携し、地域課題解決と地域コミュニティの活性化を推進するとともに、隊員自身の定住・定着に向けた活動を展開していく。	【令和10年度】 受入団体及び地域住民と連携し、地域課題解決と地域コミュニティの活性化を推進するとともに、隊員自身の定住・定着に向けた活動を展開していく。
【具体的内容】 ○隊員の活動内容及び事業の進捗を随時把握し、適切な指導・助言等をするとともに、地域おこし協力隊受入団体と連携し、隊員の定住・定着に向けたサポートを行う。 ○地域おこし協力隊受入団体登録及び配置検討委員会を実施し、受入団体について、評価・審査を行い、隊員を配置する団体を選定する。		【具体的内容】 ○隊員の活動内容及び事業の進捗を随時把握し、適切な指導・助言等をするとともに、地域おこし協力隊受入団体と連携し、隊員の定住・定着に向けたサポートを行う。 ○地域おこし協力隊受入団体登録及び配置検討委員会を実施し、受入団体について、評価・審査を行い、隊員を配置する団体を選定する。	【具体的内容】 ○隊員の活動内容及び事業の進捗を随時把握し、適切な指導・助言等をするとともに、地域おこし協力隊受入団体と連携し、隊員の定住・定着に向けたサポートを行う。 ○地域おこし協力隊受入団体登録及び配置検討委員会を実施し、受入団体について、評価・審査を行い、隊員を配置する団体を選定する。

2 市民参画

重点テーマ 1	地域共生社会の実現に向けた市民協働のまちづくり
<p><主要な施策></p> <p>(1)「市民の声」を取り入れた市政運営の推進 (2)こども・若者による地域づくりの体制整備 (3)こどもが意見を表明する場(こども議会)の構築 (4)地域の支え合い体制づくりの推進</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
「市民の声」広聴事業	秘書広報課	市民が地域づくりに携わる機会を創出するため、「市民の声」を創設し、市民が市長へ提言等を行いやすい環境を整備することで、市民の「想い」を受け止めた市政運営を行うことを目的とする。	
1-(1) 1-(2) 1-(3)			
【令和8年度】 市役所庁舎に備え付けた「市民の声ポスト」や市ホームページの「ようこそ！市長室へ」に設けている「市長への提言」のページから送付できる電子メール等により、市民等の意見を幅広く求める。	【令和9年度】 市役所庁舎に備え付けた「市民の声ポスト」や市ホームページの「ようこそ！市長室へ」に設けている「市長への提言」のページから送付できる電子メール等により、市民等の意見を幅広く求める。	【令和10年度】 市役所庁舎に備え付けた「市民の声ポスト」や市ホームページの「ようこそ！市長室へ」に設けている「市長への提言」のページから送付できる電子メール等により、市民等の意見を幅広く求める。	
【具体的内容】 ○継続的な「市民の声」事業の実施 ○「市民の声ポスト」の常設 ○「市長へのメール」(阿南市ホームページ内)	【具体的内容】 ○継続的な「市民の声」事業の実施 ○「市民の声ポスト」の常設 ○「市長へのメール」(阿南市ホームページ内)	【具体的内容】 ○継続的な「市民の声」事業の実施 ○「市民の声ポスト」の常設 ○「市長へのメール」(阿南市ホームページ内)	
生活支援体制整備事業	地域共生推進課	多様な主体が地域において「介護予防・生活支援サービス」等を担うことのできる体制を構築するため、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置するとともに、市内14地区に協議体を設置し、地域課題の把握や不足するサービスの創出に向けた協議等を行う。	
1-(4)			
【令和8年度】 生活支援コーディネーターの活動を中心に、地域の多様な活動主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	【令和9年度】 生活支援コーディネーターの活動を中心に、地域の多様な活動主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	【令和10年度】 生活支援コーディネーターの活動を中心に、地域の多様な活動主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	
【具体的内容】 ○訪問型サービスB(ご近所ヘルパー)事業の推進 ・住民ボランティアによるご近所ヘルパーを養成するとともに、適切なニーズ把握及びケアマネジメントによりサービスを必要とする高齢者とのマッチングを図る。 ・養成研修会の開催 ○通所型サービスB(ご近所デイサービス)事業の推進 ・地域福祉の拠点として、ご近所デイサービスの立ち上げ及び運営支援を行う。 ・運営研修会の開催 ・交流会の開催(年1回) ○訪問型サービスD(ご近所ドライブパートナー)事業の推進 ・対象エリア拡大及び補助制度見直し等の検討	【具体的内容】 ○訪問型サービスB(ご近所ヘルパー)事業の推進 ・住民ボランティアによるご近所ヘルパーを養成するとともに、適切なニーズ把握及びケアマネジメントによりサービスを必要とする高齢者とのマッチングを図る。 ・養成研修会の開催 ○通所型サービスB(ご近所デイサービス)事業の推進 ・地域福祉の拠点として、ご近所デイサービスの立ち上げ及び運営支援を行う。 ・運営研修会の開催 ・交流会の開催(年1回) ○訪問型サービスD(ご近所ドライブパートナー)事業の推進 ・対象エリア拡大及び補助制度見直し等の検討	【具体的内容】 ○訪問型サービスB(ご近所ヘルパー)事業の推進 ・住民ボランティアによるご近所ヘルパーを養成するとともに、適切なニーズ把握及びケアマネジメントによりサービスを必要とする高齢者とのマッチングを図る。 ・養成研修会の開催 ○通所型サービスB(ご近所デイサービス)事業の推進 ・地域福祉の拠点として、ご近所デイサービスの立ち上げ及び運営支援を行う。 ・運営研修会の開催 ・交流会の開催(年1回) ○訪問型サービスD(ご近所ドライブパートナー)事業の推進 ・対象エリア拡大及び補助制度見直し等の検討	

こどもの意見表明等 支援事業	企画政策課	こども基本法の理念を念頭におきながら、若者の意見を市政に反映させることを目的に、年齢や発達に応じて、こどもが意見を表明する仕組みを構築する。	
1-(3)			
【令和8年度】 こどもが意見を表明するための会議を実施。		【令和9年度】 こどもが意見を表明するための会議を実施。	【令和10年度】 こどもが意見を表明するための会議を実施。
【具体的内容】 こどもたちが自分たちのまちの未来や市政について話し合い、自分たちの意見を表明できるよう会議を実施する。 今年度は高校生を対象に実施予定。		【具体的内容】 こどもたちが自分たちのまちの未来や市政について話し合い、自分たちの意見を表明できるよう会議を実施する。	【具体的内容】 こどもたちが自分たちのまちの未来や市政について話し合い、自分たちの意見を表明できるよう会議を実施する。

3 広域連携

重点テーマ 1	定住自立圏構想の推進による南阿波定住自立圏域の活性化
<主要な施策> (1)定住自立圏共生ビジョン取組事業の推進	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
定住自立圏構想推進事業	企画政策課	社会構造の変革の中で、基礎自治体においてもフルセット型の行政運営システムからの転換が求められている。県南部地域においては、生活に必要な都市機能を擁する中心市である本市とその周辺自治体である那賀町・美波町・牟岐町・海陽町と市町の枠組みを超えた圏域を形成し、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、生活機能の維持・拡充に向けて相互に連携と協力を行うことにより、圏域全体の活性化を図るとともに、安心・安定した暮らしを支える生活基盤の強化を見込む。	
1-(1)			
【令和8年度】 構成町との緊密な連携体制の下、共生ビジョンに掲載される各事業について、適切に進捗管理を行い、定住自立圏構想の実現に向けて着実に取組を推進する。	【令和9年度】 構成町との緊密な連携体制の下、共生ビジョンに掲載される各事業について、適切に進捗管理を行い、定住自立圏構想の実現に向けて着実に取組を推進する。	【令和10年度】 構成町との緊密な連携体制の下、共生ビジョンに掲載される各事業について、適切に進捗管理を行い、定住自立圏構想の実現に向けて着実に取組を推進する。	
【具体的内容】 令和9年度からを計画期間とする「第3次南阿波定住自立圏共生ビジョン」を策定する。 ○施策関係課との連絡調整 ・担当者部会の開催(年1回) ○構成町との連絡調整 ・幹事会の開催(年1回) ・推進協議会の開催(年2回) ○共生ビジョン懇談会(年2回)	【具体的内容】 ○施策関係課との連絡調整 ・担当者部会の開催(年1回) ○構成町との連絡調整 ・幹事会の開催(年1回) ・推進協議会の開催(年1回)	【具体的内容】 ○施策関係課との連絡調整 ・担当者部会の開催(年1回) ○構成町との連絡調整 ・幹事会の開催(年1回) ・推進協議会の開催(年1回)	

4 行財政運営

重点テーマ 1	組織・人員体制の最適化	重点テーマ 2	財政の健全化
<主要な施策> (1)効率的な組織体制への転換 (2)人材の確保・育成 (3)職員の働き方改革の推進		<主要な施策> (1)歳入の確保 (2)歳出の見直し	
重点テーマ 3	公共施設マネジメント	重点テーマ 4	スマート自治体の展開
<主要な施策> (1)未利用不動産の有効活用 (2)公共施設の再編及び効率的な管理 (3)公共施設の新設及び整備		<主要な施策> (1)行政サービスのデジタル化 (2)AI技術の活用推進 (3)デジタルデバイド対策の強化 (4)行政運営の効率化と透明性の向上 (5)市民とのコミュニケーションの強化	
重点テーマ 5	公民連携の推進		
<主要な施策> (1)公共サービスの効率化と民間活用 (2)市民参加と地域貢献の促進			

事業名	主管課	事業内容		
関連主要施策番号				
年度別事業概要【下段】				
行財政改革推進事業	企画政策課	「阿南市総合計画2025▶2028」が描く2028年の都市像「輝く個性を育む 自然と調和した産業都市 阿南」の実現に向け、新総合計画の「新たな推進エンジン」として令和7年3月に策定した「阿南市『新行財政改革』推進プラン」に基づき、令和7～10年度の4年間で「不断の行財政改革」に取り組み、限りある資源の最適配分と多様な主体との連携強化等により、市民の期待に応える行財政運営を全庁一丸となって実現することを目的とする。		
1-(1) 5-(1) 5-(2)				
【令和8年度】 新改革プランに位置付けた75の重点項目を推進する。 総合計画のマネジメントサイクルと連動した事務事業の見直し、市単独補助金の見直し、使用料・手数料の適正化等を重点的に行う。	【令和9年度】 新改革プランに位置付けた75の重点項目を推進する。 総合計画のマネジメントサイクルと連動した事務事業の見直し、市単独補助金の見直し、使用料・手数料の適正化等を重点的に行う。	【令和10年度】 新改革プランに位置付けた75の重点項目を推進する。 総合計画のマネジメントサイクルと連動した事務事業の見直し、市単独補助金の見直し、使用料・手数料の適正化等を重点的に行う。		
【具体的内容】 ○新改革プラン推進における取組実績の集約、議会及び市民への報告・周知 ○阿南市行財政改革推進本部会議(年数回) ○阿南市行財政改革懇話会(年2回) ○若手職員を中心としたプロジェクトチームによる行財政改革の取組	【具体的内容】 ○新改革プラン推進における取組実績の集約、議会及び市民への報告・周知 ○阿南市行財政改革推進本部会議(年数回) ○阿南市行財政改革懇話会(年2回) ○若手職員を中心としたプロジェクトチームによる行財政改革の取組	【具体的内容】 ○新改革プラン推進における取組実績の集約、議会及び市民への報告・周知 ○阿南市行財政改革推進本部会議(年数回) ○阿南市行財政改革懇話会(年2回) ○若手職員を中心としたプロジェクトチームによる行財政改革の取組		

職員研修事業	人事課	研修事業により市職員として必要な基本的な資質、業務遂行能力の向上を図るとともに、時代の変化に対応できる人材の育成を目的としている。		
1-(2) 1-(3)		【令和8年度】 個人番号(マイナンバー)に関する事務処理を適正に行えるよう継続して職員研修に取り組む。さらに、ハラスメント防止に対する職員意識を高め、事業主が積極的に担うべき責務など要点を押さえ、適切な事務処理に繋げる。その他、メンター制度、労働安全衛生、法令遵守等の研修を実施し、職場環境の改善、制度の浸透及び定着を図る。	【令和9年度】 個人番号(マイナンバー)に関する事務処理を適正に行えるよう継続して職員研修に取り組む。さらに、ハラスメント防止に対する職員意識を高め、事業主が積極的に担うべき責務など要点を押さえ、適切な事務処理に繋げる。その他、メンター制度、労働安全衛生、法令遵守等の研修を実施し、職場環境の改善、制度の浸透及び定着を図る。	【令和10年度】 個人番号(マイナンバー)に関する事務処理を適正に行えるよう継続して職員研修に取り組む。さらに、ハラスメント防止に対する職員意識を高め、事業主が積極的に担うべき責務など要点を押さえ、適切な事務処理に繋げる。その他、メンター制度、労働安全衛生、法令遵守等の研修を実施し、職場環境の改善、制度の浸透及び定着を図る。
【具体的内容】 ■現時点で課題とされる主な研修 マイナンバー制度研修 労働安全衛生(メンタルヘルス)研修 コンプライアンス研修 ハラスメント防止研修 メンター制度研修 ※その他、適宜研修内容を検討 上記の研修を圏域研修として実施し、当市及び圏域内の職員の人材育成を図る。		【具体的内容】 ■現時点で課題とされる主な研修 マイナンバー制度研修 労働安全衛生(メンタルヘルス)研修 コンプライアンス研修 ハラスメント防止研修 メンター制度研修 ※その他、適宜研修内容を検討 上記の研修を圏域研修として実施し、当市及び圏域内の職員の人材育成をはかる。	【具体的内容】 ■現時点で課題とされる主な研修 マイナンバー制度研修 労働安全衛生(メンタルヘルス)研修 コンプライアンス研修 ハラスメント防止研修 メンター制度研修 ※その他、適宜研修内容を検討 上記の研修を圏域研修として実施し、当市及び圏域内の職員の人材育成をはかる。	
市税徴収対策事業	税務課	地方税法等の関係規定を遵守した租税債権の管理を適正に行うとともに、様々な徴収対策を推進することで市税収入の安定的な確保を図る。		
2-(1) 2-(2)		【令和8年度】 租税債権について、地方税法等に基づく公平で公正な滞納処分及び徴収対策に取り組む。	【令和9年度】 租税債権について、地方税法等に基づく公平で公正な滞納処分及び徴収対策に取り組む。	【令和10年度】 租税債権について、地方税法等に基づく公平で公正な滞納処分及び徴収対策に取り組む。
【具体的内容】 ・現年度課税分収納率の向上及び滞納繰越額の縮減 ・悪質な納税義務者等に対する徴収強化(滞納整理機構への計画的な移管等) ・新たな納税環境として整備したキャッシュレス納付の推進		【具体的内容】 ・現年度課税分収納率の向上及び滞納繰越額の縮減 ・悪質な納税義務者等に対する徴収強化(滞納整理機構への計画的な移管等) ・新たな納税環境として整備したキャッシュレス納付の推進	【具体的内容】 ・現年度課税分収納率の向上及び滞納繰越額の縮減 ・悪質な納税義務者等に対する徴収強化(滞納整理機構への計画的な移管等) ・新たな納税環境として整備したキャッシュレス納付の推進	

公共施設等総合管理計画推進事業	公共建築課	現在、本市で保有している施設の全てを同数同規模で維持し、更新していくことは財政的にも不可能であることから、公共施設保有量について住民サービスの水準と効果を維持しながら最適化を図っていく。また、建物系公共施設については、人口減少や財政状況を考慮して、施設規模の適正化等を図るため施設保有量(延床面積)の縮減を目標(「阿南市「新行財政改革」推進プラン2025▶2028」では数値目標として、公共施設の総延床面積を計画期間内に8,000㎡以上縮減)とし、インフラ資産は、必要に応じて施設のあり方を検討しコスト縮減に努める。	
3-(1) 3-(2) 3-(3)		【令和8年度】 阿南市公共施設等総合管理計画が策定から10年、阿南市建物系公共施設個別施設計画が策定から6年が経過することから、施設毎の計画進捗状況の確認と、各計画の更新を行う。	【令和9年度】 阿南市公共施設等総合管理計画及び阿南市建物系公共施設個別施設計画の進捗管理、公共施設保有量の最適化に向け、公共施設再編・集約・複合化、未利用施設の処分等を推進する。
【具体的内容】 ・阿南市公共施設等総合管理計画及び阿南市建物系公共施設個別施設計画の進捗状況の確認、異動データ作成 ・阿南市公共施設等総合管理計画及び阿南市建物系公共施設個別施設計画の更新、公表 ・具体的プロジェクト(阿南中央図書館複合施設及び那賀川町複合施設)の推進 ・公共施設マネジメント庁内全体研修会(年1回) ・プロジェクトチームによる、施設再編・利活用等検討会開催(3回)		【具体的内容】 ・具体的プロジェクト(阿南中央図書館複合施設及び那賀川町複合施設)の推進 ・公共施設マネジメント庁内全体研修会(年1回) ・プロジェクトチームによる、施設再編・利活用等検討会開催(3回)	【具体的内容】 ・具体的プロジェクト(阿南中央図書館複合施設及び那賀川町複合施設)の推進 ・公共施設マネジメント庁内全体研修会(年1回) ・プロジェクトチームによる、施設再編・利活用等検討会開催(3回)
自治体DX推進事業	DX推進課	社会全体でデジタル化が進展する中、行政分野においても早急なデジタル化・オンライン化が求められる。AIなど先進的なデジタル技術を最大限活用することにより、業務を抜本的に見直す「自治体DX」を推進し、市民サービスの向上、業務の効率化、働き方の見直しを図る。	
4-(1)		【令和8年度】 阿南市DX推進指針に沿って各取組事項の進捗管理を行い、段階的に取組を推進する。	【令和10年度】 阿南市DX推進指針に沿って各取組事項の進捗管理を行い、段階的に取組を推進する。
【具体的内容】 ○庁内で組織する「阿南市DX推進本部」を中心に、各個別取組項目に応じて関係課で推進体制を構築し、計画実行に取り組む。 1 自治体フロントヤード改革の推進 2 自治体の情報システムの標準化・共通化 ※情報システムの標準化・共通化事業 3 公金収納におけるeLTAXの活用 4 マイナンバーカードの普及促進・利用の推進 5 セキュリティ対策の徹底 6 自治体のAI・RPAの利用推進 ※AI技術の活用推進事業 7 テレワークの推進		【具体的内容】 ○庁内で組織する「阿南市DX推進本部」を中心に、各個別取組項目に応じて関係課で推進体制を構築し、計画実行に取り組む。 1 自治体フロントヤード改革の推進 2 自治体の情報システムの標準化・共通化 ※情報システムの標準化・共通化事業 3 公金収納におけるeLTAXの活用 4 マイナンバーカードの普及促進・利用の推進 5 セキュリティ対策の徹底 6 自治体のAI・RPAの利用推進 ※AI技術の活用推進事業 7 テレワークの推進	【具体的内容】 ○庁内で組織する「阿南市DX推進本部」を中心に、各個別取組項目に応じて関係課で推進体制を構築し、計画実行に取り組む。 1 自治体フロントヤード改革の推進 2 自治体の情報システムの標準化・共通化 ※情報システムの標準化・共通化事業 3 公金収納におけるeLTAXの活用 4 マイナンバーカードの普及促進・利用の推進 5 セキュリティ対策の徹底 6 自治体のAI・RPAの利用推進 ※AI技術の活用推進事業 7 テレワークの推進

AI技術の活用推進事業	DX推進課	AI技術を積極的に活用し、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供する。	
4-(2) 4-(5)			
【令和8年度】 生成AIの積極的活用と、市民向けAIチャットボットの提供		【令和9年度】 生成AIの積極的活用と、市民向けAIチャットボットの提供	【令和10年度】 生成AIの積極的活用と、市民向けAIチャットボットの提供
【具体的内容】 ○生成AIを活用し、職員の事務効率化を図る ○公式ホームページや公式LINE上にAIチャットボットを搭載し、市民からの問い合わせを時間に関係なく適切に回答を行う		【具体的内容】 ○生成AIを活用し、職員の事務効率化を図る ○公式ホームページや公式LINE上にAIチャットボットを搭載し、市民からの問い合わせを時間に関係なく適切に回答を行う	【具体的内容】 ○生成AIを活用し、職員の事務効率化を図る ○公式ホームページや公式LINE上にAIチャットボットを搭載し、市民からの問い合わせを時間に関係なく適切に回答を行う
デジタルデバイド対策強化事業	DX推進課	社会全体のデジタル化が急速に進展する一方で、インターネットやパソコンなどの情報通信技術の恩恵を受けられる人と受けられない人との間に生じる情報格差を是正する対策を行う。	
4-(3)			
【令和8年度】 市民を対象としたデジタル機器に関する悩み事の相談に職員が対応する「デジタルなんでも相談室」の実施		【令和9年度】 市民を対象としたデジタル機器に関する悩み事の相談に職員が対応する「デジタルなんでも相談室」の実施	【令和10年度】 市民を対象としたデジタル機器に関する悩み事の相談に職員が対応する「デジタルなんでも相談室」の実施
【具体的内容】 ○全公民館14箇所と伊島の計15会場で「デジタルなんでも相談室」の実施 (全14公民館+伊島)×各開催場所予約枠4=参加予定人数60人		【具体的内容】 ○全公民館14箇所と伊島の計15会場で「デジタルなんでも相談室」の実施 (全14公民館+伊島)×各開催場所予約枠4=参加予定人数60人	【具体的内容】 ○全公民館14箇所と伊島の計15会場で「デジタルなんでも相談室」の実施 (全14公民館+伊島)×各開催場所予約枠4=参加予定人数60人
情報システムの標準化・共通化事業	DX推進課	基幹業務システム(住民記録、税務、福祉など)を国の統一的な仕様にに基づき標準化・共通化し、自治体間で異なるシステム仕様や運用方法を統一することで、行政運営の効率化や住民サービスの質向上を図る。また、標準化されたシステムをクラウド環境で共同利用することで、自治体ごとの個別開発や運用コストを削減し、人的・財政的負担を軽減する。	
4-(4)			
【令和8年度】 標準化対象10業務の標準化移行作業を行う。(7業務は令和7年度以前に移行完了済)		【令和9年度】 標準化対象3業務の標準化移行作業を行う。(17業務は令和8年度以前に移行完了済)	【令和10年度】 標準化関連システムの移行作業及び一部機能の移行後の実装を行う。(標準化対象20業務は令和9年度以前に移行完了済)
【具体的内容】 ○補助金申請 ○事業者との委託契約 ○補助金実績報告 1住民記録(R8年度移行予定) 2選挙人名簿管理(R8年度移行予定) 3固定資産税(R8年度移行予定) 4個人住民税(R8年度移行予定) 5法人住民税(R8年度移行予定) 6軽自動車税(R8年度移行予定) 7就学(R8年度移行予定) 8国民年金(R8年度移行予定) 9国民健康保険(R6年度移行完了) 10後期高齢者医療(R8年度移行予定) 11介護保険(R7年度移行完了) 12障害者福祉(R7年度移行完了) 13生活保護(R7年度移行完了) 14健康管理(R6年度移行完了) 15児童手当(R9年度移行予定) 16児童扶養手当(R9年度移行予定) 17子ども・子育て支援(R9年度移行予定) 18戸籍(R7年度移行完了) 19戸籍附票(R7年度移行完了) 20印鑑登録(R8年度移行予定)		【具体的内容】 ○補助金申請 ○事業者との委託契約 ○補助金実績報告 1住民記録(R8年度移行予定) 2選挙人名簿管理(R8年度移行予定) 3固定資産税(R8年度移行予定) 4個人住民税(R8年度移行予定) 5法人住民税(R8年度移行予定) 6軽自動車税(R8年度移行予定) 7就学(R8年度移行予定) 8国民年金(R8年度移行予定) 9国民健康保険(R6年度移行完了) 10後期高齢者医療(R8年度移行予定) 11介護保険(R7年度移行完了) 12障害者福祉(R7年度移行完了) 13生活保護(R7年度移行完了) 14健康管理(R6年度移行完了) 15児童手当(R9年度移行予定) 16児童扶養手当(R9年度移行予定) 17子ども・子育て支援(R9年度移行予定) 18戸籍(R7年度移行完了) 19戸籍附票(R7年度移行完了) 20印鑑登録(R8年度移行予定)	【具体的内容】 ○補助金申請 ○事業者との委託契約 ○補助金実績報告 1住民記録(R8年度移行予定) 2選挙人名簿管理(R8年度移行予定) 3固定資産税(R8年度移行予定) 4個人住民税(R8年度移行予定) 5法人住民税(R8年度移行予定) 6軽自動車税(R8年度移行予定) 7就学(R8年度移行予定) 8国民年金(R8年度移行予定) 9国民健康保険(R6年度移行完了) 10後期高齢者医療(R8年度移行予定) 11介護保険(R7年度移行完了) 12障害者福祉(R7年度移行完了) 13生活保護(R7年度移行完了) 14健康管理(R6年度移行完了) 15児童手当(R9年度移行予定) 16児童扶養手当(R9年度移行予定) 17子ども・子育て支援(R9年度移行予定) 18戸籍(R7年度移行完了) 19戸籍附票(R7年度移行完了) 20印鑑登録(R8年度移行予定)

郵便局マイナンバーカード事務委託	市民生活課	<p>現在、阿南市では、マイナンバーカードに関する事務を市役所本庁のみで取り扱っている。本市のマイナンバーカード保有率は80%に達しており、それに伴い窓口での事務量、市民の待ち時間が増加している状況である。</p> <p>地方公共団体が指定した郵便局が実施できる事務に、電子証明書の発行・更新等に係る事務が追加されたことに伴い市民の利便性向上と窓口混雑の緩和を目的として受託可能な郵便局にこの事務を委託する。</p> <p>受託郵便局では、市役所とビデオ会議システムで接続し、映像と音声により本人確認を行うことで、市民は市役所に来庁せずに手続きを完了できるようになる。また、本事務に要する事務手数料や、専用端末の購入・設置費用、回線の導入費用などは、国が交付する「マイナンバーカード交付事務費補助金」の対象となるため財政負担の軽減を図り、結果として市単独の自主財源を抑制することができる。</p>	
5-(1)		【令和8年度】 指定した郵便局と事務手数料に関する契約を締結。併せて、必要機器の設置に向けた契約を補助金を活用して進め郵便局職員への研修を実施し、運用を開始する。	【令和9年度】 指定した郵便局において、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行、引き渡し、失効の手続きならびにマイナンバーカードの新規発行や更新時の引き換え、変更及び申請支援事務を行う。
		【令和10年度】 指定した郵便局において、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行、引き渡し、失効の手続きならびにマイナンバーカードの新規発行や更新時の引き換え、変更及び申請支援事務を行う。	
【具体的内容】 ○機器設置の契約 ○事務の詳細なマニュアル作成 ○郵便局職員への研修 ○市民への広報、周知 ○12月運用開始	【具体的内容】 ○市民への広報、周知 ○安定的な運用のための監査 ○署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行等 ○マイナンバーカードの新規発行や更新時の引き換え及び変更等 ○申請支援事務	【具体的内容】 ○市民への広報、周知 ○安定的な運用のための監査 ○署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行等 ○マイナンバーカードの新規発行や更新時の引き換え及び変更等 ○申請支援事務	
わがまち予算事業(再掲)	企画政策課	<p>市内14地区を単位とし、地域住民自身の手による主体的なまちづくりや、各地域課題の解決に向けた取組に対し、「わがまち予算」として補助金を交付し、個性あふれるまちづくりを推進する。</p>	
5-(2)		【令和8年度】 わがまち予算交付金(地域全域分)として5地区でモデル事業を実施し、本格運用に向けた制度設計を行う。また、ふるさと活性21活動補助金を改定し、「わがまち予算交付金(個別団体分)」として実施する。別に「ふるさとづくり基金制度」も並行して運営する。	【令和9年度】 本格運用を開始する。
【具体的内容】 4月に各公民館にモデル事業として団体の紹介依頼を行う。 並行してわがまち予算交付金(個別団体分)の補助事業を公民館を介して展開する。 また、ふるさとづくり基金助成金についても事業を実施する。 次年度の本格運用に向けて、制度改正を行う。	【具体的内容】 本事業の実施により、地域の課題解決並びに活性化に寄与する。	【令和10年度】 事業実施。	【具体的内容】 本事業の実施により、地域の課題解決並びに活性化に寄与する。

5 シティプロモーション

重点テーマ 1	シビックプライドにつなげる情報発信の推進	重点テーマ 2	関係人口の創出・移住につなげる情報発信推進
<p><主要な施策> (1)市民が「知りたい」と思える広報の推進 (2)トップセールスによる本市の魅力発信</p>		<p><主要な施策> (1)移住相談会等による情報発信の強化</p>	
重点テーマ 3	市外での本市の知名度アップと誘客の推進	重点テーマ 4	「野球のまち阿南」としてのまちづくりの推進
<p><主要な施策> (1)観光プロモーションの強化 (2)イメージアップキャラクター「あななん」を活用した(グッズ販売含む)観光PRの推進 (3)特産品の磨上げや販路拡大 (4)民間等と連携した本市の魅力発信</p>		<p><主要な施策> (1)官民一体で行う「野球のまち阿南」のPR</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
広報報道事業	秘書広報課	市民の郷土愛やシビックプライドを醸成するため、それぞれの広報媒体の特性を生かした効果的な発信による「伝わる」広報を推進し、本市の多様な魅力をターゲットに合わせ発信する戦略的なシティプロモーションを展開し、本市の都市ブランドイメージの浸透を図り、認知度や魅力度を高める。 市民が「知りたい」と思える広報の推進を行う。 また、市長定例記者会見など報道機関への情報発信を継続的に実施するとともに、県外における各種イベント等においてトップセールスを行い市の魅力発信を行う。	
1-(1) 1-(2)			
【令和8年度】 それぞれの広報媒体の特性を生かした効果的な情報発信を行い、シビックプライドの醸成に努める。 市民が「知りたい」と思える広報を行う。	【令和9年度】 それぞれの広報媒体の特性を生かした効果的な情報発信を行い、シビックプライドの醸成に努める。 市民が「知りたい」と思える広報を行う。	【令和10年度】 それぞれの広報媒体の特性を生かした効果的な情報発信を行い、シビックプライドの醸成に努める。 市民が「知りたい」と思える広報を行う。	
【具体的内容】 ○広報あなん発行 毎月30,800部 市内全戸配布 ○広報編集室の小窓(市HP) 市からのお知らせ ○市長定例記者会見の毎月開催 【SNSを活用した発信】 ○阿南市facebook イベント情報や市のお知らせ等を発信 ○Instagramで阿南の魅力を発信 ○広報番組「広報あなん動画版」の制作・放映 ○YouTube「阿南市公式チャンネル」で情報発信 【報道機関との連携による発信】 ○阿南市政だより 徳島新聞に毎週火曜日掲載 ○ケーブルテレビ放映 市の主要行事をお知らせ ○市庁舎デジタルサイネージ放映 市の主要行事をお知らせ ○ラジオ広告 四国放送ラジオ、エフエム徳島	【具体的内容】 ○広報あなん発行 毎月30,800部 市内全戸配布 ○広報編集室の小窓(市HP) 市からのお知らせ ○市長定例記者会見の毎月開催 【SNSを活用した発信】 ○阿南市facebook イベント情報や市のお知らせ等を発信 ○Instagramで阿南の魅力を発信 ○広報番組「広報あなん動画版」の制作・放映 ○YouTube「阿南市公式チャンネル」で情報発信 【報道機関との連携による発信】 ○阿南市政だより 徳島新聞に毎週火曜日掲載 ○ケーブルテレビ放映 市の主要行事をお知らせ ○市庁舎デジタルサイネージ放映 市の主要行事をお知らせ ○ラジオ広告 四国放送ラジオ、エフエム徳島	【具体的内容】 ○広報あなん発行 毎月30,800部 市内全戸配布 ○広報編集室の小窓(市HP) 市からのお知らせ ○市長定例記者会見の毎月開催 【SNSを活用した発信】 ○阿南市facebook イベント情報や市のお知らせ等を発信 ○Instagramで阿南の魅力を発信 ○広報番組「広報あなん動画版」の制作・放映 ○YouTube「阿南市公式チャンネル」で情報発信 【報道機関との連携による発信】 ○阿南市政だより 徳島新聞に毎週火曜日掲載 ○ケーブルテレビ放映 市の主要行事をお知らせ ○市庁舎デジタルサイネージ放映 市の主要行事をお知らせ ○ラジオ広告 四国放送ラジオ、エフエム徳島	

<p>公民連携移住支援事業(再掲)</p>	<p>観光交流課</p>	<p>阿南市への移住促進及び関係人口創出・拡大・深化を図り、持続可能なまちづくりに資するため、移住支援団体が主体的に実施する移住促進等の事業に対して補助を行い、公民連携で移住促進及び関係人口の創出・拡大・深化に取り組む。</p>	
<p>2-(1)</p>		<p>【令和8年度】 阿南市内で活動する移住支援団体が主体となって実施する移住促進及び関係人口創出・拡大・深化に関わる事業に対し、補助金を交付する。</p>	<p>【令和9年度】 阿南市内で活動する移住支援団体が主体となって実施する移住促進及び関係人口創出・拡大・深化に関わる事業に対し、補助金を交付する。</p>
<p>【令和8年度】 阿南市内で活動する移住支援団体が主体となって実施する移住促進及び関係人口創出・拡大・深化に関わる事業に対し、補助金を交付する。</p>		<p>【令和9年度】 阿南市内で活動する移住支援団体が主体となって実施する移住促進及び関係人口創出・拡大・深化に関わる事業に対し、補助金を交付する。</p>	<p>【令和10年度】 阿南市内で活動する移住支援団体が主体となって実施する移住促進及び関係人口創出・拡大・深化に関わる事業に対し、補助金を交付する。</p>
<p>【具体的内容】 <対象経費> (1) 空き家及び空き店舗の改修に要する経費 (2) 移住フェア、移住セミナー等の出展及び移住・関係人口コーディネートに要する経費 (3) ワークーション(テレワーク等を活用し、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うことをいう。)及び副業人材の受入れに要する経費 (4) 関係人口との協働による地域課題の解決に資する経費 (5) その他市長が必要と認める経費 <補助金の額> 上限100万円(対象経費の3分の2)</p>		<p>【具体的内容】 <対象経費> (1) 空き家及び空き店舗の改修に要する経費 (2) 移住フェア、移住セミナー等の出展及び移住・関係人口コーディネートに要する経費 (3) ワークーション(テレワーク等を活用し、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うことをいう。)及び副業人材の受入れに要する経費 (4) 関係人口との協働による地域課題の解決に資する経費 (5) その他市長が必要と認める経費 <補助金の額> 上限100万円(対象経費の3分の2)</p>	<p>【具体的内容】 <対象経費> (1) 空き家及び空き店舗の改修に要する経費 (2) 移住フェア、移住セミナー等の出展及び移住・関係人口コーディネートに要する経費 (3) ワークーション(テレワーク等を活用し、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うことをいう。)及び副業人材の受入れに要する経費 (4) 関係人口との協働による地域課題の解決に資する経費 (5) その他市長が必要と認める経費 <補助金の額> 上限100万円(対象経費の3分の2)</p>
<p>シティプロモーション事業</p>	<p>観光交流課</p>	<p>関係人口の拡大や移住・定住につなげるためには、本市の魅力ある地域資源や施策を全国に向けて積極的・継続的にPRし、認知度を高める取組を推進する。</p>	
<p>3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4)</p>		<p>【令和8年度】 市外での観光PRや特産品の紹介・販売を強化し、本市の知名度アップと誘客を推進する。また、それらの取組を通して、本市のファンを増やし、関係人口の創出につなげる。</p>	<p>【令和9年度】 市外での観光PRや特産品の紹介・販売を強化し、本市の知名度アップと誘客を推進する。また、それらの取組を通して、本市のファンを増やし、関係人口の創出につなげる。</p>
<p>【令和8年度】 市外での観光PRや特産品の紹介・販売を強化し、本市の知名度アップと誘客を推進する。また、それらの取組を通して、本市のファンを増やし、関係人口の創出につなげる。</p>		<p>【令和9年度】 市外での観光PRや特産品の紹介・販売を強化し、本市の知名度アップと誘客を推進する。また、それらの取組を通して、本市のファンを増やし、関係人口の創出につなげる。</p>	<p>【令和10年度】 市外での観光PRや特産品の紹介・販売を強化し、本市の知名度アップと誘客を推進する。また、それらの取組を通して、本市のファンを増やし、関係人口の創出につなげる。</p>
<p>【具体的内容】 ・市外での観光PR、SNSや動画配信などでの、観光プロモーションの強化 ・阿南市観光協会などと連携し、特産品や観光資源を効果的にPRする仕組みを構築 ・みなみ阿波観光局や南阿波定住自立圏事業と連携・協力した、広域的な観光PRの推進 ・特産品の磨上げや販路拡大 ・本市のPRにイメージアップキャラクター「あななん」を活用</p>		<p>【具体的内容】 ・市外での観光PR、SNSや動画配信などでの、観光プロモーションの強化 ・阿南市観光協会などと連携し、特産品や観光資源を効果的にPRする仕組みを構築 ・みなみ阿波観光局や南阿波定住自立圏事業と連携・協力した、広域的な観光PRの推進 ・特産品の磨上げや販路拡大 ・本市のPRにイメージアップキャラクター「あななん」を活用</p>	<p>【具体的内容】 ・市外での観光PR、SNSや動画配信などでの、観光プロモーションの強化 ・阿南市観光協会などと連携し、特産品や観光資源を効果的にPRする仕組みを構築 ・みなみ阿波観光局や南阿波定住自立圏事業と連携・協力した、広域的な観光PRの推進 ・特産品の磨上げや販路拡大 ・本市のPRにイメージアップキャラクター「あななん」を活用</p>
<p>ベースボール型スポーツ推進事業(再掲)</p>	<p>野球のまち推進課</p>	<p>「野球のまち阿南」として、野球を産業資本と位置づけた継続的な地域経済の活性化を行うためには、少子化、子供の遊び場不足、スポーツの多様化などにより、年々減少傾向にある野球人口の底辺拡大が必要である。 野球人口の底辺拡大対策として、ボールを使った、投げる・打つ・捕るといった幼児期に必要な動きを取り入れ、安全に誰もが楽しく行える、ベースボール型スポーツ事業を実施する。</p>	
<p>4-(1)</p>		<p>【令和8年度】 野球人口の底辺拡大対策として、ベースボール型スポーツ事業を実施する。</p>	<p>【令和9年度】 野球人口の底辺拡大対策として、ベースボール型スポーツ事業を実施する。</p>
<p>【令和8年度】 野球人口の底辺拡大対策として、ベースボール型スポーツ事業を実施する。</p>		<p>【令和9年度】 野球人口の底辺拡大対策として、ベースボール型スポーツ事業を実施する。</p>	<p>【令和10年度】 野球人口の底辺拡大対策として、ベースボール型スポーツ事業を実施する。</p>
<p>【具体的内容】 ○アクティブ・チャイルド・プログラム ・保育所、幼稚園、小学校での開催 ○幼児向けティーボール教室の開催 ・アグリ球場で開催 ○ティーボール大会の開催 ・ティーボール選手権 ・四国オープン大会 ○リアル野球盤大会 ・アグリ球場で開催(京都大学硬式野球部と連携) ○西日本U-9(6人制)大会 ・小勝緑地、アグリ球場で開催</p>		<p>【具体的内容】 ○アクティブ・チャイルド・プログラム ・保育所、幼稚園、小学校での開催 ○ティーボール大会の開催 ・ティーボール選手権 ・四国オープン大会 ○リアル野球盤大会 ・アグリ球場で開催(京都大学硬式野球部と連携) ○西日本U-9(6人制)大会 ・小勝緑地、アグリ球場で開催</p>	<p>【具体的内容】 ○アクティブ・チャイルド・プログラム ・保育所、幼稚園、小学校での開催 ○ティーボール大会の開催 ・ティーボール選手権 ・四国オープン大会 ○リアル野球盤大会 ・アグリ球場で開催(京都大学硬式野球部と連携) ○西日本U-9(6人制)大会 ・小勝緑地、アグリ球場で開催</p>